

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

No.  
101

2025.3

### 法務省法務総合研究所国際協力部報

#### 寄稿

- 1 インドネシア共和国最高裁判所 JICA 技術協力プロジェクトに参加した経験から  
前インドネシア最高裁判所准長官 タクディル・ラフマディ

#### 外国法制・実務

- 5 [ベトナム] ベトナムのマナーローナリング法制度の現在 JICA ベトナム長期派遣専門家 茅 根 航 一  
20 [カンボジア] カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」離婚教材作成からみえた成果及び課題  
JICA カンボジア長期派遣専門家 戸 部 友 希

#### 活動報告

##### 【会合】

- 36 第25回法整備支援連絡会 国際協力部教官 山 下 拓 郎

##### 【国際研修・共同研究】

- 102 [インドネシア] インドネシア法制度整備支援 第17回本邦研修 国際協力部教官 高 橋 一 章  
109 [インドネシア] インドネシア法制度整備支援 第18回本邦研修 国際協力部教官 樋 口 瑠 惟

##### 【海外出張】

- 118 [インドネシア] インドネシア次期プロジェクトに係る詳細計画策定調査等 国際協力部教官 溝 口 千 恵  
123 [ネパール] ネパール次期案件 詳細計画策定調査 国際協力部調査員 磯 井 美 葉  
129 [フィジー] フィジー出張報告 ～現地セミナーと関係機関訪問～ 国際協力部教官 原 彰 一  
国際協力部教官 村 上 愛 子

##### 【国際協力人材育成研修】

- 138 令和6年度国際協力人材育成研修 国際協力部教官 村 上 愛 子  
147 令和6年度国際協力人材育成研修に参加して 法務省民事局付 大 野 智 己  
法務省民事局商事課法規係長 大 村 健 祐  
東京法務局港出張所登記官 小 村 泰 弘  
東京地方検察庁検事 小 山 ちひろ  
静岡地方検察庁沼津支部検事 奥 大 樹  
大阪地方検察庁検事 中 村 健 佑  
神戸地方検察庁検察事務官 松 井 佐 織

##### 【講義・講演】

- 160 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 神 谷 哲 夫

##### 【研修等実施履歴】

- 162 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 神 谷 哲 夫

##### 【活動予定】

- 165 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 神 谷 哲 夫

#### 法整備支援活動年表

- 166 国際協力部各教官

#### 専門官の眼

- 197 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 神 谷 哲 夫

#### 編集後記

- 200 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 神 谷 哲 夫

## インドネシア共和国最高裁判所 JICA 技術協力プロジェクトに参加した経験から

前インドネシア最高裁判所准長官

タクディル・ラフマディ<sup>1</sup>

2007年、パダンのアンダラス大学法学部の教員だった私は、インドネシア共和国最高裁判所が行っていた裁判所におけるメディエーションに関する2003年最高裁判所規則第2号（以下「2003年メディエーション規則」という。）の改正作業に携わっていました。この時インドネシア最高裁はすでに JICA 及び日本法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）と協力関係にあり、その中で改正作業が行われました。司法関係者、特に裁判官から指摘されていた2003年メディエーション規則の問題点のひとつは、なぜ裁判官以外の者しかメディエータになれないのか、すなわち、インドネシアの民事手続法は裁判官が当事者に対して和解を試みる機会を与えねばならないと規定しているのになぜ裁判官がメディエータを務めてはいけないのか、という点でした。2003年メディエーション規則は、裁判官がメディエータとなることを禁じていました。その理由は、中立公正な裁判を担保するため、事件について事前に知っている裁判官がその事件を担当してはならないという原則によるものでした。インドネシアでは、裁判官が自分の担当する事件で和解を試みたものの当事者が合意に達しなかった場合に訴訟の審理が始まります<sup>2</sup>。したがって、裁判官がメディエータになれると定めてしまうと、裁判官は和解協議の過程で明らかになった事件の内容や争点、当事者の主張などを知った上で審理を始めることになってしまうところ、これは、先に述べた原則に反するだろうと当時の2003年規則の立法者は考えたわけです。

また、2003年規則の運用に関する別の問題として、和解で終結する事件が少ないということもありました。

そのようなことから、インドネシア最高裁長官であったバギル・マナン博士は、2003年メディエーション規則改正の必要性を感じ、当時、非司法部門担当最高裁副長官であったハリフィン・A・トゥンパ氏をリーダーとするワーキンググループを組織しました。ワーキンググループのメンバーは、判事からイ・グスティ・アグン・スマナタ、スハディ、ディア・スラストゥリ・デウィ、アブドゥラの各氏、メディエーションの発展に関心のある学者もしくは有識者からスリ・マムジ、シティ・メガディアントリ・アダム、

<sup>1</sup>（編集者注）前インドネシア最高裁准長官。2008年よりインドネシア最高裁判事に就任。2014年からは裁判官育成室長をつとめる。2024年退官。2007年から2009年まで JICA 及び法務省法務総合研究所国際協力部が実施するプロジェクトである和解プロジェクトに関与し、その後の我が国の法整備支援の活動においても最高裁判事としてプロジェクト活動に尽力するなど中心的な役割を果たした。なお、本稿はインドネシア語で寄稿いただいたものを翻訳したものである。

<sup>2</sup>（記者注）インドネシアの裁判官の間では一般に、第一回期日に限り和解を試みることができると理解されていた。草野芳郎「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの思い出とその後のソフトな法整備支援」ICD NEWS 第68号79頁参照

TM・ルトフィ・ヤジド、アフマド・ファーミ・シャハブ、そして私でした。メディエーション規則改正ワーキンググループの活動は、角田多真紀弁護士を中心とする2007-2009和解調停制度強化プロジェクトとしてJICA及びICDの協力を得て実施されました。プロジェクトのパートナーであるJICA及びICDサイドとの協議を重ねるなかで、ワーキンググループとしては、実際に日本を訪れて日本の裁判制度に組み込まれているメディエーションの規定や実務を学ぶ必要があると判断しました。2003年メディエーション規則改正ワーキンググループのメンバーであった私も、最高裁長官の指示により2008年に日本で実施された本邦研修に参加しました。一行は、JICAの宿泊研修施設である大阪国際センター（OSIC）に宿泊しました。この研修で、私たちワーキンググループは、草野芳郎教授や稲葉一人教授など日本でメディエーションを実践している講師の方々の知己を得、議論を交わすことができたのです。

本邦研修の中で、日本には裁判所で行われるメディエーションとして「和解」と「調停」の二種類があるということを知りました。「和解」は民事紛争を話し合い（メディエーション）で解決する手続きで、その訴訟事件を審理する裁判官がメディエータとなります。「調停」も話し合いで民事紛争を解決しますが、弁護士その他の専門家と裁判官とからなる調停委員会がメディエータとなります。「即決和解」という制度もあり、これは訴えを提起する前に和解を申し立て、その合意内容に裁判上の和解と同様の効果を付与してもらうというものでした。「和解」「調停」の考え方はその後、裁判所におけるメディエーション手続きに関する2008年最高裁判所規則第1号（2008年最高裁規則第1号）に採用され、第8条に次のように規定されました。

当事者は、次の各号の中からメディエータを選ぶことができる。

- a. 訴訟が係属する裁判所の、当該訴訟を担当する裁判官以外の裁判官
- b. 弁護士又は法律学者
- c. 法律分野以外の専門職にある者で、当事者が、紛争の争点に関する専門的知識又は経験を有すると認める者
- d. 訴訟を担当する合議体を構成する裁判官
- e. a号とd号、b号とd号、又はc号とd号のメディエータの組合せのいずれか。

「即決和解」の考え方は2008年最高裁規則第1号第23条に取り入れられて、「当事者は、メディエータ資格を有するメディエータの仲介によって訴訟外で紛争を解決して和解合意書を作成したときは、管轄裁判所に対して訴えを提起する手続きをとり、その和解合意書を提出して和解判決を求めることができる」と規定されました。ワーキンググループは、JICA及びICDの支援を得て、2008年最高裁規則第1号によって旧規則を改正するほか、インドネシア最高裁に対する具体的な提案もまとめました。例えば、メディエータ倫理規定案はその後長官の承認を得ましたし、メディエーションに関するQ&Aブックや教育研修カリキュラムを策定しました。メディエーション推進のため複数のパイロット・コート設置も提案しましたが、これに対しても長官の了解を得ることができました。裁判所におけるメディエーション手続きに関する2008年最高裁判所規則第

1号の公布をもって規則改正の活動は終わり、2007-2009和解調停制度強化プロジェクトも終了しました。

しかし、2015年に再びJICA及びICDからの支援を受けることになりました。インドネシア共和国最高裁判所をカウンターパートとする技術協力は、法務人権省法規総局および知的財産総局のJICA技術協力プロジェクトと合同で、知的財産権保護の強化を目的とするものでした。当時のインドネシア最高裁長官はM・ハッタ・アリ氏でしたが、育成担当准長官であった私が、技術協力の範囲や形態について積極的に協議するよう長官から任命されました。そして、JICA及びICDとの協議の結果は、2015年7月14日に、インドネシア共和国最高裁判所とJICAの合意書として、私・育成担当准長官とJICAインドネシア事務所長安藤直樹氏が署名して締結されました。この合意書によるプロジェクトの期間は5年間でした。インドネシア最高裁側では、育成担当准長官である私とイ・グスティ・アグン・スマナタをリーダーとする知財ワーキンググループが長官により組織されました。イ・グスティ・アグン・スマナタは民事室所属の最高裁判事であり、2019年からは民事担当准長官（民事室長）を務めています。ワーキンググループのメンバーは、最高裁特別民事担当准書記官（高裁判事レベル）、商事法廷担当の地裁判事、最高裁民事室の代用書記官（地裁判事レベル）等でした。知財権保護強化を目的とする2015年のこの合意書は2020年に終了するはずでしたが、コロナ禍により予定されていた活動ができなかったため一年間延長されました。そして、2021年4月には、4年間の期間で新たなプロジェクトが開始されることとなりました。インドネシア最高裁の知財ワーキンググループは、このプロジェクトにおいて、ICD及び日本から派遣された長期派遣専門家とともに、知財分野の研修カリキュラムを策定しました。そして、その教材としてインドネシアと日本の知財事件判決を掲載した判決集を作成しました。また、主に知財事件を担当する裁判官の能力強化のために、ICDの協力を得つつ、日本から派遣された長期派遣専門家とともに国内各地で出張研修を実施し、裁判官の能力強化及び上記判決集等の普及活動を行いました。

JICA及びICDによるサポートのおかげで、インドネシアの裁判官は本邦研修に参加してメディエーションや知財権保護に関する日本の制度や実務を学ぶ機会を得ることができました。それぞれのワーキンググループのメンバーはもとより、メンバーではなくても適任であると認められた者、または最高裁判所司法研究開発研修所の運営に携わる裁判官等にもその機会は与えられました。私のほかハリフィン・A・トゥンパ、アチャ・ソングジャヤ、M・サレーなど最高裁の幹部各氏やその他の最高裁判事もこの技術協力における本邦研修で日本を訪れています。私をはじめ本邦研修に参加したインドネシアの裁判官は、日本の文化、とりわけ規律をもって熱心に働く日本人の文化に強い印象を受けたものでした。技術の進歩や国民の繁栄の基礎にある日本人の勤勉な労働文化や法文化に、インドネシア人は深い敬意を感じていると思います。

現在私は、最高裁判事としても育成担当准長官としても既に引退して年金生活に入っておりますが、今後も様々な法分野を対象に法整備や執行強化のためインドネシア最高裁判

所・JICA・ICDとの間の協力関係が継続していくことを願って止みません。

## ベトナムのマネーロンダリング法制の現在

JICAベトナム長期派遣専門家

茅 根 航 一

### 1 はじめに

近年、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）においてマネーロンダリング対策を推進するための法令<sup>1</sup>の整備が進められている。本稿の目的は、ベトナムにおけるマネーロンダリング法制の現在地をその沿革を踏まえて粗描することにある<sup>2</sup>。ここで留意したのは以下の2点である。一つ目は、マネーロンダリング行為を直接規制する法律（具体的にはマネーロンダリング防止法、刑法）のみならず、関連する下位法令も取り上げることである。下位法令はマネーロンダリングに関する規制の実効性を担保する上で重要な意義を有すると考えられるからである<sup>3</sup>。二つ目は、ベトナムのマネーロンダリング法制の整備を国際的な動向と関連付けることである。一般に、マネーロンダリング分野における国内法制度の発展は国際的な枠組みへの参加を抜きに語ることはできず<sup>4</sup>、ベトナムも例外ではない。

ベトナムにおいては、以下に示すとおり、国際条約の締結と条約上の義務を履行するための国内法制定に始まり、現在に至るまで国際的な要請に応えるため法整備が進められつつあるといえる<sup>5</sup>。別表1は現在までの主要な出来事をベトナム国内及び国際の両面から整理したものである。近年は、後述のとおり、金融活動作業部会（Financial Action Task Force on Money Laundering、以下「FATF」という。）関連の対応が重要な位置を占めている。

### 2 マネーロンダリング防止法発行（制定）前の状況

ベトナムの法律にマネーロンダリングに該当する行為を処罰する規定が初めて導入されたのは<sup>6</sup>1999年発行の旧刑法（15/1999/QH10）<sup>7</sup>においてである。同法によ

<sup>1</sup> 狭義の法律のほか、下位法令である政令（ベトナム語で Nghị Định。日本語で「議定」と呼ばれることもあるが、本稿では「政令」で統一する。）、決定（Quyết Định）、通達（Thông tư）等も含む。本稿では、ベトナムの用語に従い、日本でいう法令を「法規範文書」、その制定を「発行」と呼ぶことがある。

<sup>2</sup> 本稿において意見にわたる部分は、私見であり所属部局を代表するものではない。また、各条約及びベトナムの法令の内容について正確には原典を参照されたい。

<sup>3</sup> ベトナムにおいては、一般的に、法律の発行（制定）と合わせて又はその後、当該法律の適用上問題となり得る点の細則を定めた政令等の下位法令が発行される。

<sup>4</sup> 例えば、城祐一郎『マネー・ロンダリング罪 ―捜査のすべて〔第2版〕』立花書房、2018、9ページ以下参照。

<sup>5</sup> その過程では国際的な知見も参照されているといえる。例えば、当職がチーフアドバイザーを務める独立行政法人国際協力機構（JICA）「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」においては、カウンターパート機関の一つである共産党中央内政委員会（CIAC）に対する協力活動の中にマネーロンダリング対策に関する知見の提供が含まれている。また、国連薬物犯罪事務所（UNODC）は、2024年10月、ベトナム政府との間で、マネーロンダリング対策に係る協力を強化することを確認している。<<https://www.unodc.org/roseap/en/vietnam/2024/10/comb-prevent-crimeborder-management/story.html>>

<sup>6</sup> Hai, Tran V, “Vietnam’s Evolving Anti-Money Laundering Legislation: A Timeline”, March 19, 2024 <<https://ezlawfirm.org/vietnams-evolving-anti-money-laundering-legislation-a-timeline/>>

<sup>7</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Trach-nhiem-hinh-su/Bo-Luat-hinh-su-1999-15-1999-QH10-46056.aspx>

り、犯罪による収益を隠匿、消費、合法化する行為が犯罪として定められた（250、251条）<sup>8</sup>。ベトナムは、その2年前の1997年に麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約<sup>9</sup>を締結している。同条約が、締約国に対し、薬物犯罪収益に係るマネーロンダリングの犯罪化、薬物犯罪収益の没収等の措置を義務付けていたことから（同条約3条1項（a）（b）号、5条1項（a）号等）、同条約の義務を履行するための国内法的措置として旧刑法にマネーロンダリングに該当する行為を処罰する規定が設けられたものといえよう<sup>10</sup>。もっとも、同条約の条文と同様、旧刑法250条及び同251条にはマネーロンダリングを直接意味する文言（ベトナム語で *rửa tiền*）は用いられていなかった。

2000年に国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（通称「パレルモ」条約）<sup>11</sup>が採択され、2003年に発効した<sup>12</sup>。同条約にはマネーロンダリングに関する条文が英語版では“laundering”又は“money laundering”の語を用いて第6条と第7条に設けられている。すなわち、「第6条（犯罪収益の洗浄の犯罪化）」は、締約国に対し、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを義務付けている。すなわち、「（a）（i）その財産が犯罪収益であることを認識しながら、犯罪収益である財産の不正な起源を隠匿し若しくは偽装する目的で又は前提犯罪を実行し若しくはその実行に関与した者がその行為による法律上の責任を免れることを援助する目的で、当該財産を転換し又は移転すること。」「（ii）その財産が犯罪収益であることを認識しながら、犯罪収益である財産の真の性質、出所、所在、処分、移動若しくは所有権又は当該財産に係る権利を隠匿し又は偽装すること。」「（b）（中略）（i）その財産が犯罪収益であることを当該財産を受け取った時において認識しながら、犯罪収益である財産を取得し、所持し又は使用すること。（ii）この条の規定に従って定められる犯罪に参加し、これを共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、これをほう助し、教唆し若しくは援助し又はこれについて相談すること」である。さらに、「第7条（資金洗浄と戦うための措置）」は、「1 締約国は、次の措置をとる」として、「（a）すべての形態の資金洗浄を抑止し及び探知するため、その権限の範囲内で、銀行及び銀行以外の金融機関並びに適当な場合には特に資金洗浄が行われやすい他の機関についての包括的な国内の規制制度及び監督制度を設けること。これらの制度は、顧客の身元確認、記録保存及び疑わしい取引の報告を求めることに重点を置くものとする。」「（b）第十八条及び第二十七条の規定の適用を妨げることなく、資金洗浄との戦いに従事する行政当局、規制当局、法執行当局その他の当局（国内法に基づき適当な場合には、司法当局を含む。）

<sup>8</sup> 別表2参照。JICAベトナム六法 <[https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_30.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_30.pdf)> 掲載の和訳を若干の修正の上で引用した。

<sup>9</sup> United Nations Convention against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances <[https://www.unodc.org/pdf/convention\\_1988\\_en.pdf](https://www.unodc.org/pdf/convention_1988_en.pdf)>

<sup>10</sup> なお、ベトナムは、同条約の署名に当たって同条約の条文は自動執行的ではないとの留保を付した。<[https://treaties.un.org/pages/viewdetails.aspx?src=treaty&mtsg\\_no=xviii-12&chapter=18&clang=\\_en](https://treaties.un.org/pages/viewdetails.aspx?src=treaty&mtsg_no=xviii-12&chapter=18&clang=_en)>

<sup>11</sup> United Nations Convention against Transnational Organized Crime <<https://www.unodc.org/documents/treaties/UNTOC/Publications/TOC%20Convention/TOCebook-e.pdf>>

<sup>12</sup> なお、ベトナムは、2000年に署名したが、同条約の条文は自動執行的ではないとの留保を付した。<[https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtsg\\_no=XVIII-12&chapter=18&clang=\\_en](https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtsg_no=XVIII-12&chapter=18&clang=_en)>

が、自国の国内法に定める条件の範囲内で、国内的及び国際的に協力し及び情報を交換するための能力を有することを確保し、並びにそのために潜在的な資金洗浄に関する情報の収集、分析及び提供について自国の中心としての役割を果たす金融情報機関の設立を考慮すること」と定めるなど、法律の整備のみならず、マネーローンダリング対策に実効性を持たせるための制度の整備を義務付けるとともに、金融情報機関（Financial Intelligence Unit、以下「F I U」という。）の設立を検討することを求めた<sup>13</sup>。F I Uに相当する機関の設立は、それ以前からF A T Fの勧告にも含まれていたところであるが<sup>14</sup>、同条約によりF I Uの設立がベトナムを含む締約国に対する明示的な要請となったといえよう。

ベトナムにおいて、2005年6月7日付けで、マネーローンダリングを防止しこれに対処する措置等を明らかにする政令（74/2005/ND-CP）<sup>15</sup>が発行された。同政令中にマネーローンダリング（rửa tiền）の文言がベトナムの法規範文書としては初めて用いられるとともに<sup>16</sup>、その定義が明らかにされた。すなわち、同政令3条1項は、「マネーローンダリングとは、次の特定の活動を通じて犯罪により得られた金及び（又は）財産を合法化しようとする個人又は組織の行為を意味する。a）直接又は間接に、犯罪活動によって得られた金及び（又は）財産に関わる取引に従事すること、b）犯罪活動によって得られた金又は財産を受け取り、横領し、移転し、転換し、譲渡し、使用し又は国境を越えて移動させること、c）犯罪活動によって得られた金又は財産をプロジェクト又は工事に投資し、企業への資本金として投入し、隠匿し、又は仮装し、又はその出所、真の性質、所在、移転経緯又は所有権の確認を妨げること」と定義している。また、同政令14条1項は、国家銀行の下に「マネーローンダリング防止対策情報センター（Trung tâm thông tin phòng, chống rửa tiền）」を設立し、同センターがマネーローンダリングに関する情報の集約・処理拠点としての機能を有することを定めた。同センターは、2009年に「マネーローンダリング防止対策局（Cục Phòng, Chống Rửa Tiền）」に改称され、現在に至る<sup>17</sup>。同政令にF I Uの語は直接的に用いられていないものの、同局はベトナムにおけるF I Uとされている<sup>18</sup>。

<sup>13</sup> 外務省ウェブサイト掲載の和訳から引用。

< [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty156\\_7a.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty156_7a.pdf) >

<sup>14</sup> International Monetary Funds, Financial Intelligence Units: An Overview, 17 Jun 2004

< <https://www.elibrary.imf.org/display/book/9781589063495/ch02.xml> >

<sup>15</sup> ベトナム語原文 < <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-dinh-74-2005-ND-CP-phong-chong-rua-tien-2223.aspx> >

英訳 < [https://sherloc.unodc.org/cld/uploads/res/document/decre-no--74-prevention-of-money-laundering\\_html/Vietnam\\_Prevention\\_of\\_Money\\_Laundering\\_Decree\\_No.\\_74\\_2005.pdf](https://sherloc.unodc.org/cld/uploads/res/document/decre-no--74-prevention-of-money-laundering_html/Vietnam_Prevention_of_Money_Laundering_Decree_No._74_2005.pdf) >

<sup>16</sup> Le Nguyen, Chat, “The International Anti-Money Laundering Regime and Its Adoption by Vietnam”, Asian journal of international law (Cambridge, U.K.), 01/2014, Volume 4, Issue 1, pp.197-225, p. 223

<sup>17</sup> [https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/m/menu/fm/pert/gtpcrt?\\_afLoop=4354656739062755#%40%3F\\_afLoop%3D4354656739062755%26centerWidth%3D100%2525%26leftWidth%3D0%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26\\_adf.ctrl-state%3Dcsolq20ss\\_90](https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/m/menu/fm/pert/gtpcrt?_afLoop=4354656739062755#%40%3F_afLoop%3D4354656739062755%26centerWidth%3D100%2525%26leftWidth%3D0%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26_adf.ctrl-state%3Dcsolq20ss_90)

<sup>18</sup> 2022年APG相互審査報告書・187ページ < <https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/fsrb-mer/APG-Mutual-Evalutaion-Report-Vietnam-2022.pdf> >

なお、同局は、本稿執筆時点において、世界各国のF I Uのネットワークであるエグmontグループに所属していない。同時点でエグmontグループに所属していないA S E A N加盟国は、ベトナム及びミャンマーの2か国である。  
< <https://egmontgroup.org/members-by-region/eg-member-fiu-information/> >

ベトナムは、2007年にアジア太平洋マネーローンダリング対策グループ（Asia/Pacific Group On Money Laundering、以下「APG」という。）に加盟し、2009年7月にはAPGから最初の相互審査報告書（Mutual Evaluation Report）が公表された<sup>19</sup>。

2009年に刑法が改正された際（37/2009/QH12）<sup>20</sup>、251条が修正され、マネーローンダリング（rửa tiền）（別表1で引用する日本語訳は「資金洗浄」）の文言が使用されるとともに、マネーローンダリングに該当する行為がより広範かつ詳細に定められた<sup>21</sup>。

同年4月13日付けで、首相は、マネーローンダリング対策指導委員会（Ban Chỉ đạo về phòng, chống rửa tiền）を設立する旨の決定（470/QĐ-TTg）<sup>22</sup>を発行した。同委員会は、ベトナム国内のマネーローンダリング対策を省庁横断的に進めていくための組織であり、副首相が長を務め、常任の委員に国家銀行、公安省、最高人民裁判所、最高人民検察院、首相府、司法省等の各指導者が含まれることなどが定められた。

2011年11月30日付けで、公安省、国防省、司法省、国家銀行、最高人民検察院及び最高人民裁判所が合同通達（09/2011/TTLT-BCA-BQP-BTP-NHNNVN-VKSNDTC-TANDTC）<sup>23</sup>を発行した。同通達は、2009年改正後の刑法の適切かつ統一的な運用のために250条及び251条の文言の趣旨を明らかにするとともに、それぞれに該当する行為を具体的に挙げて適用範囲を明らかにするなどしたものである。

### 3 マネーローンダリング防止法の発行とその改正までの状況

2012年にマネーローンダリング防止法（Luật Phòng, Chống Rửa Tiền, 07/2012/QH13）が新規立法として発行された<sup>24</sup>。刑法がマネーローンダリング行為の構成要件及び罰則を定めているのに対し、マネーローンダリング防止法は、マネーローンダリング行為の定義規定のほか、同行為を防止、検知、停止、処理するための各種措置、同行為を防止する上で組織、機関及び個人に課せられる責任を定めた点に特徴がある。

同法発行の背景として、前記のとおり、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の存在、2007年のAPG加盟に加え、2009年にベトナムが締結した腐敗の防止に関する国際連合条約<sup>25</sup>の存在を指摘できる。すなわち、同条約14条に、締約国が義務を負う「資金洗浄を防止するための措置」として、「a）すべての形態の資金洗浄を抑止し、及び探知するため、自国の権限の範囲内で、銀行及び銀行以外の金融機関（金銭又は金銭的価値を有するものの移転のための公式又は非公式の役務を提供する

<sup>19</sup> <https://apgml.org/includes/handlers/get-document.ashx?d=68a28c62-1ebe-41f7-8af6-e52ead79150c>

<sup>20</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Trach-nhiem-hinh-su/Bo-luat-hinh-su-2009-sua-doi-37-2009-QH12-90648.aspx>

<sup>21</sup> 別表2参照。JICAベトナム六法<[https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wjz-att/legal\\_29.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wjz-att/legal_29.pdf)>掲載の和訳を若干の修正の上で引用した。

<sup>22</sup> <https://hethongphapluat.vn/quyet-dinh-470-qd-ttg-nam-2009-ve-viec-thanh-lap-ban-chi-dao-ve-phong-chong-rua-tien-do-thu-tuong-chinh-phu-ban-hanh.html>

<sup>23</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Trach-nhiem-hinh-su/Thong-tu-lien-tich-09-2011-TTLT-BCA-BQP-BTP-NHNNVN-VKSNDTC-TANDTC-133427.aspx>

<sup>24</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Luat-phong-chong-rua-tien-2012-142761.aspx>

<sup>25</sup> United Nations Convention Against Corruption

<[https://www.unodc.org/documents/brussels/UN\\_Convention\\_Against\\_Corruption.pdf](https://www.unodc.org/documents/brussels/UN_Convention_Against_Corruption.pdf)>

自然人又は法人を含む。)並びに適当な場合には特に資金洗浄が行われやすい他の機関についての包括的な国内の規制制度及び監督制度を設けること。これらの制度は、顧客及び適当な場合には受益者の身元確認、記録保存並びに疑わしい取引の報告を求めることに重点を置くものとする」<sup>26</sup>と定められている。マネーロンダリング防止法は、マネーロンダリングのリスクが高い取引について報告が求められる主体の範囲を定め(2条)、その中には、一般的な金融機関(4条3項)のほか、不動産管理・仲介会社、貴金属取引業者、会計・法律サービス・企業経営等を営む組織及び個人も含まれていた(同条4項)。これは同条約により非金融機関についても規制監督の対象とされたことを踏まえたものと考えられる。なお、2013年10月4日付け政令(116/2013/ND-CP)<sup>27</sup>19条は、同法下で報告対象となる取引の情報がマネーロンダリング防止対策局に集約され、同局が情報収集の権限を有すると定めた。

2015年に刑法が改正され、改正後の現行刑法(100/2015/QH13)<sup>28</sup>は、324条にマネーロンダリング罪を定め、マネーロンダリング行為を4類型に整理した<sup>29</sup>。要約すれば、(1)犯罪によって得られた金の違法な出所を隠すための取引を行うこと、(2)犯罪による収益を事業活動又はその他の活動に使うこと、(3)これらの収益の出所及び性質を隠し又はその情報を特定することを妨げること、(4)犯罪による収益の移転、移動又は変換に関連する取引又は活動に関与することである。現行刑法のマネーロンダリング罪は、2009年改正時の刑法の条文と比較すると以下の変更点がある。

- ① 自らの犯罪のみならず他人が犯罪によって得た収益の隠匿等を明文で禁じたこと(324条1項)
- ② 法定刑を上げたこと(2009年改正刑法下では、法定刑の最高は3年以上10年以下の懲役(251条2項)であったが、現行刑法の法定刑の最高は、隠匿等の対象となった金銭・財産が5億ベトナムドン(※300万円相当<sup>30</sup>)以上の価値を有する場合、1億ベトナムドン(※60万円相当)以上の不正利益を得た場合、国の金融、通貨システムの安全に悪影響を引き起こした場合の10年以上15年以下の懲役である(324条3項)
- ③ 準備罪が処罰の対象とされたこと(324条4項)
- ④ 罰金刑(2000万ベトナムドン(※12万円相当)以上1億ベトナムドン(※60万円相当)以下)、職務・職業・就業禁止、財産の没収規定が設けられたこと(324条5項)

<sup>26</sup> 外務省ウェブサイト掲載の和訳から引用。

<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei\\_6a.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_6a.pdf)>

<sup>27</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-dinh-116-2013-ND-CP-huong-dan-Luat-phong-chong-rua-tien-209305.aspx>

<sup>28</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Trach-nhiem-hinh-su/Bo-luat-hinh-su-2015-296661.aspx>

<sup>29</sup> 別表2参照。JICAベトナム六法

<[https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_100\\_2015\\_QH13.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_100_2015_QH13.pdf)> 掲載の和訳を若干の修正の上で引用した。

<sup>30</sup> 為替レートを1000ベトナムドン≒6円として計算したもの。日本円相当額の計算方法は以下同じ。

- ⑤ 法人の処罰規定が設けられたこと（324条6項。なお、ベトナム刑法では処罰の対象は営利法人に限られる。）

2019年5月24日付けで最高人民裁判所裁判官評議会が発行した決議（03/2019/NQ-HDTP）<sup>31</sup>は、裁判におけるマネーローンダリング罪の適用場面を念頭に、刑法324条の文言（例えば、「罪」を犯して手に入れた「金銭」「財産」）の意義を明らかにするとともに（2条）、マネーローンダリングの対象となる財産がいかなる犯罪から得られたものを指すかも明らかにした（3条1項）。この前提犯罪の中には、人身売買、横領、詐欺、通貨偽造、環境汚染、贈賄、職権濫用等、幅広い種類が含まれている。また、同決議には、量刑を判断する上で必要な要素が列挙され、その意義が明らかにされている（例えば、「再犯」が何を意味するかなど）（5条）。

2021年8月6日付けで、国家銀行下の銀行検査監督庁（Cơ quan Thanh tra, giám sát ngân hàng）は、マネーローンダリング防止法の規定を踏まえ、信用機関<sup>32</sup>を対象に、国内・海外の電信送金の報告を義務付ける通達（2685/TTGSNH5）<sup>33</sup>を発行した。また、同年12月31日付けで、ベトナム政府は、金融・銀行取引分野における行政違反に対する制裁に関する政令（143/2021/ND-CP）<sup>34</sup>を発行した。その中には、マネーローンダリング防止法に定められた義務などマネーローンダリングを防止するための規則に違反した場合に行政罰が課されることが定められている（39～46条）。

## 4 2022年のマネーローンダリング防止法の改正

### (1) 改正経過

2022年2月には、A P Gの二度目の相互審査報告書が公表され、ベトナムは、F A T Fの履行勧告40項目のうち13項目がCompliant 又は Largely Compliant（以下「C／LC」という。）と判定されるとともに、「強化（重点）（早急 expedited）フォローアップ国」に指定された<sup>35</sup>。政府は、同年8月、A P G加盟国としての責任を十分に果たすことなどを目標として、マネーローンダリング防止等に関する2021年から2025年までの国家計画を首相決定として発行した（941/QĐ-TTg）<sup>36</sup>。

同計画に基づき、マネーローンダリング防止法の改正が進められ、2022年11月15日、マネーローンダリング防止法の改正法（14/2022/QH15、以下「新法」という。）<sup>37</sup>が発行された（施行日は2023年3月1日）。

<sup>31</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-quyet-03-2019-NQ-HDTP-huong-dan-ap-dung-Dieu-324-cua-Bo-luat-Hinh-su-ve-toi-rua-tien-394115.aspx>

<sup>32</sup> 銀行、ノンバンク、マイクロファイナンス、外国銀行支店を含む（信用機関法（Luật Các Tổ Chức Tín Dụng, 47/2010/QH12）4条1項）。

<sup>33</sup> <https://thuvienphapluat.vn/cong-van/Tien-te-Ngan-hang/Cong-van-2685-TTGSNH5-2021-huong-dan-bao-cao-giao-dich-chuyen-tien-dien-tu-488764.aspx>

<sup>34</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-dinh-143-2021-ND-CP-sua-doi-Nghi-dinh-88-2019-ND-CP-xu-phat-hanh-chinh-linh-vuc-tien-te-499644.aspx#tab1>

<sup>35</sup> <https://apgml.org/includes/handlers/get-document.ashx?d=c28e7a40-87d5-4535-a196-847ef08383c0>

<sup>36</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-chinh-nha-nuoc/Quyet-dinh-941-QĐ-TTg-2022-Ke-hoach-phong-chong-rua-tien-tai-tro-khung-bo-2021-2025-525116.aspx>

<sup>37</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Luat-14-2022-QH15-Phong-chong-rua-tien-519327.aspx>

## (2) 新法の概要

新法は、2012年発行の旧法（以下「旧法」という。）と比較して、①報告が義務付けられる主体（以下「報告主体」という。）の範囲を拡大したこと（4条）、②マネーロンダリングリスクの国による評価を5年ごとに実施すること（7条1項）、③報告主体においてもマネーロンダリングリスクの評価を実施する義務を負うこと（15条）を定めたことなどを特色とする<sup>38</sup>。新法は、現在のベトナムのマネーロンダリング対策の根幹をなすといえることから、以下、報告主体に課せられる義務を中心に、若干の紙幅を取って同法の概要を紹介したい。説明の便宜上、条文の順番が前後する点は御容赦いただきたい。

3条には定義規定が設けられており、マネーロンダリング行為は、「何らかの犯罪によって得られた財産の出所を合法化するために自然人又は法人が行う行為」と定義されている（1項）。

2条には新法の適用対象が定められており、①金融機関、②関係非金融業者・職業専門家、③①又は②と取引するベトナム国籍の自然人又は法人、外国籍の自然人又は法人、国際的組織、④その他のマネーロンダリング対策に関係する自然人又は法人、組織、機関である。

8条には禁止行為が列挙されている。すなわち、1項「マネーロンダリング行為を組織し、参加し、又は促進し、援助すること」、2項「匿名口座又は偽名口座を開設し、維持すること」、3項「シェルバンク<sup>39</sup>との取引関係を構築し、維持すること」、4項「違法に、現金、小切手、その他の金銭の商品及びその他の有価証券の受取り及び受益者<sup>40</sup>に対する支払を伴うサービスを提供すること」、5項「マネーロンダリング防止に関する公的立場及び権力を濫用し自然人又は法人の正当な権利利益を害すること」、6項「マネーロンダリング防止の目的に必要な情報の提供を妨げること」、7項「マネーロンダリング行為を検知し報告する者を脅迫し報復すること」である。

4条には報告主体が定められており、大別すれば①金融機関（4条1項）及び②関係非金融業者・職業専門家（同条2項）である。新法においては、旧法に定めなかった支払仲介サービス（Dịch vụ trung gian thanh toán）が同①の金融機関に含まれる

<sup>38</sup> 新法についての記述は、同法の条文のほか、PGS.TS. Nguyễn Hòa Bình, “Những nội dung cơ bản của Luật Phòng, chống rửa tiền năm 2022”, Tạp Chí Tòa án Nhân Dân Điện Tử, 12/07/2023 <<https://tapchitoaan.vn/nhung-noi-dung-co-ban-cua-luat-phong-chong-rua-tien-nam-20228914.html>>, ThS. Trần Linh Huân, Lê Thị Châu Giang, “Luật Phòng, chống rửa tiền năm 2022 và giải pháp nâng cao hiệu quả thực thi”, Tạp Chí Ngân hàng Banking Review, 03/10/2023 <<https://tapchinganhang.gov.vn/luat-phong-chong-rua-tien-nam-2022-va-giai-phap-nang-cao-hieu-qua-thuc-thi.htm>>, Vietnam International Law Firm, “Guideline on New Anti-money Laundering Law”, Client Alert 01-2023 <<https://www.vilaf.com.vn/wp-content/uploads/2023/01/Client-Alert-01-2023-Guideline-on-New-Anti-money-Laundering-Law.pdf>>, ベーカー・マッケンジー・外国法共同事務所, 「Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 80」, 2023年3月30日 <[https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/Newsletter\\_202303\\_CorporateTax\\_Vol\\_80.pdf](https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/Newsletter_202303_CorporateTax_Vol_80.pdf)> を参考にした。

<sup>39</sup> 3条13号に定義規定があり、簡潔に言えば、実体がなく金融当局の監督を受けない銀行を指す。新法の定義は、FATF勧告で用いられている定義を踏まえたものと思われる。  
<<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/recommendations/FATF%20Recommendations%202012.pdf.coredownload.inline.pdf>>

<sup>40</sup> FATF勧告の定義によれば、電信送金の受取人として発信者によって特定された自然人又は法人又は法的組織を指す。

ことが明記された（同条1項d d）号）。

報告主体は、顧客に関する情報を収集、更新及び確認する義務を負う。金融機関は、最初の口座開設時や顧客が特定の金額以上の取引を行う場合に顧客に対するデューデリジェンス（*Nhận biết khách hàng*）を実施しなければならない（9条2項）。関係非金融業者・職業専門家も、それぞれの特性に応じて顧客に対するデューデリジェンス実施の義務を負う（同条3項）。

報告主体は、それぞれマネーローンダリングのリスク評価（*Đánh giá rủi ro về rửa tiền*）を行わなければならない、その結果は毎年更新されなければならない（15条1項）。その評価に関する報告は、報告主体が自然人の場合は評価完了から、法人の場合は法人内部の承認から45日以内に、国家銀行、関係省庁又はその他の中央の機関に対して提出されなければならない（同条2項）。

報告主体は、マネーローンダリングのリスク評価に基づき、顧客を高リスク、中リスク、低リスクのいずれかに分類しなければならない（16条1項）。高リスクの顧客についてはより厳しいデューデリジェンスが必要とされる（同条2項c）号）。

報告主体は、高額取引（25条1項、具体的な金額を定めた下位法令は後述のとおり。）、疑わしい取引（26条1項）について国家銀行に報告する義務を負う。ここでいう疑わしい取引とは2種類あり、1つ目は、報告主体において、当該取引が被疑者、被告人又は有罪判決を受けた者によって行われたものであることを知ったか、取引に関係する財産が当該被疑者、被告人又は有罪判決を受けた者によって所有されているか、その所有又は管理する財産に由来するものであることを疑うに足る根拠があった場合（同項a）号）である。2つ目は、報告主体において、顧客又は取引について情報の分析等により新法27～33条に定められた疑わしい取引の兆候が1つ以上あると判断され、マネーローンダリングに関連する取引の財産であると疑う合理的な理由があった場合（同項b）号）である。ここでいう疑わしい取引の兆候としては、例えば、顧客が情報の提供を拒絶したり、身分について不正確、不十分、一貫しない情報を提供したりした場合がある（27条1項）。

報告主体は、25条の高額取引の存在について最短で取引から1日以内に報告する義務を負い（37条1項）、26条の疑わしい取引についても最短で取引を探知してから1日以内に報告する義務を負う（37条2項）。

報告主体は、顧客の特定に関する情報、顧客の評価、各種取引に関する情報、文書、記録等を保存する義務を負い（38条1項）、保存の期間も情報の性質に応じて定められている（同条2項）。また、報告主体は、国家銀行及びその他の機関の求めに応じて情報等を提供する義務を負う（39条1項）。

なお、新法は、マネーローンダリングリスクの国による評価を実施することを定めており、国家銀行が他の関係省庁等と共に5年ごとに実施しなければならないとされ

ている（7条1項）<sup>41</sup>。

### (3) 新法発行後の下位法令の発行

新法を受けて2023年4月28日付けで発行された政令（19/2023/ND-CP）<sup>42</sup>は、マネーロンダリングリスクの国による評価基準及び評価方法の詳細を規定した（3～5条等）。また、マネーロンダリング防止法を所管する国家銀行は、信用機関を始めとする報告主体を対象にリスク評価等に関する同年7月28日付け通達（09/2023/TT-NHNN）<sup>43</sup>を発行した。同通達には、マネーロンダリングリスクの評価基準、方法、プロセス、リスクに基づく顧客の分類、報告主体において金額にかかわらず疑わしい取引に該当する取引の報告義務を負うことなどが定められた。リスク評価の指針自体は2019年の国家銀行の通達（20/2019/TT-NHNN）にも定められていたが、具体的な基準等が明らかにされていなかったところであり<sup>44</sup>、新法とこれに続く2023年の前記政令（19/2023/ND-CP）及び通達（09/2023/TT-NHNN）といった下位法令の発行により、FATFの勧告に従ってリスク評価を行う法的基盤が整備されたといえよう。なお、同年4月27日付けで発行された首相決定（11/2023/QD-TTg）<sup>45</sup>は、金融機関等が新法25条に基づき高額取引として報告義務を負う取引の金額が4億ベトナムドン（※240万円相当）以上であると定めた（3条）。また、同年7月28日付けで発行された国家銀行の通達（09/2023/TT-NHNN）<sup>46</sup>は、銀行等の信用機関において、マネーロンダリングの取締機関に対し、ベトナム国内において5億ベトナムドン以上（※300万円相当）（又はこれに相当する外貨）の電信送金（9条1項a）号）又は外国にある金融機関との間で1000米ドル以上（又はこれに相当する他の外貨）の電信送金を行う場合に報告義務を負うと定めた（9条1項b）号）。

## 5 グレーリストの指定と新たな国家計画の発行

2023年6月、APGの第1回フォローアップ報告書において、C/LCと判定された項目が13から14へ増加し、ベトナムは「強化（重点）（早急）フォローアップ国」から「強化（重点）フォローアップ国」とされたものの<sup>47</sup>、FATFは、同月23

<sup>41</sup> 2018年から2022年までのマネーロンダリングリスクの評価は“VIETNAM’S NATIONAL RISK ASSESSMENT ON MONEY LAUNDERING FOR THE PERIOD 2018-2022”として以下のウェブサイト公表されている。  
<<https://www.sbv.gov.vn/webcenter/contentattachfile/ideplg?dDocName=SBV615212&filename=585242.pdf>>

<sup>42</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-dinh-19-2023-ND-CP-huong-dan-Luat-Phong-chong-rua-tien-564905.aspx>

<sup>43</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Thong-tu-09-2023-TT-NHNN-huong-dan-Luat-phong-chong-rua-tien-548484.aspx>

<sup>44</sup> [https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/vi/menu/trangchu/ttsk/ttsk\\_chitiet?leftWidth=20%25&showFooter=false&showHeader=false&dDocName=SBV576624&rightWidth=0%25&centerWidth=80%25&\\_afLoop=4100979217113755#%40%3F\\_afLoop%3D4100979217113755%26centerWidth%3D80%2525%26dDocName%3DSBV576624%26leftWidth%3D20%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26\\_adf.ctrl-state%3Dvch08ks44\\_51](https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/vi/menu/trangchu/ttsk/ttsk_chitiet?leftWidth=20%25&showFooter=false&showHeader=false&dDocName=SBV576624&rightWidth=0%25&centerWidth=80%25&_afLoop=4100979217113755#%40%3F_afLoop%3D4100979217113755%26centerWidth%3D80%2525%26dDocName%3DSBV576624%26leftWidth%3D20%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26_adf.ctrl-state%3Dvch08ks44_51)

<sup>45</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-chinh-nha-nuoc/Quy-et-dinh-11-2023-QD-TTg-muc-giao-dich-co-gia-tri-lon-phai-bao-cau-564882.aspx>

<sup>46</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Thong-tu-09-2023-TT-NHNN-huong-dan-Luat-phong-chong-rua-tien-548484.aspx>

<sup>47</sup> <https://apgml.org/includes/handlers/get-document.ashx?d=fe7e2cd9-c219-43a7-a4b2-f5826cf93ae3>

日、ベトナムを強化モニタリング対象国、いわゆるグレーリストに追加したことを発表した<sup>48</sup>。また、欧州連合も、ベトナムをマネーロンダリング及びテロ資金供与の高リスク国に指定し、同年10月18日に同指定が発効した<sup>49</sup>。

グレーリストの指定を受け、レー・ミン・カイ副首相（当時）は、同年10月18日、マネーロンダリング対策指導委員会において、国家銀行を始めとする関係機関に対し、早急にグレーリストの指定から脱しなければベトナムの経済、貿易、投資等の経済面に悪影響を与えるという認識を示すとともに、2年以内にグレーリストの指定を脱するため、抜本的な措置を講じることを指示した<sup>50</sup>。

ベトナム政府は、2024年2月、新たな国家計画を首相決定（194/QD-TTg、以下「2024年国家計画」という。）<sup>51</sup>として発行した。ここではグレーリストからの脱却が目標として掲げられた上で、国家銀行、財務省、公安省、最高人民検察院等の関係機関において実施すべき17の行動が、担当機関及び期限と共に記載され、期限が最も遅いものについても2025年5月までに完了していなければならないとされている。17の行動の要旨は以下のとおりである（※は筆者が追記した。<sup>52</sup>）。

行動1：所管機関がマネーロンダリング及びテロリストへの資金供与のリスクに対する理解を改善しかつそのリスクをマネーロンダリング及びテロリストへの資金供与を防止する戦略及び方針を通じて緩和する行動をとっていると示す

行動2：マネーロンダリング及びテロリストへの資金供与に関して関係機関（例えば、法執行機関同士、マネーロンダリング防止対策局と法執行機関との間、監督機関同士）が実務レベルで効果的な協力、調整、連絡を行っていることと示す

行動3：外国のパートナーとの間で公式の協力（犯罪人引渡及び司法共助）及び非公式の協力（法執行機関及びF I Uによる）を以下の方法により強化する

－犯罪及びそこから得られた財産に関連して建設的かつ積極的な協力を行うこと（ベトナムのリスクレベルに応じて）

－中央当局を含む所管機関が国際協力を実施するための適切なリソースを与えられるようにすること

－国際協力を促進するために、権限の範囲内で可能な限り多くの外国のパートナーとの間で協定・合意を行い、追求すること

行動4：金融機関及び指定非金融業者・職業専門家に対する立入検査、遠隔モニタリ

<sup>48</sup> <https://www.fatf-gafi.org/en/publications/High-risk-and-other-monitored-jurisdictions/Increased-monitoring-june-2023.html>

なお、2024年10月16日時点で、ASEAN加盟国でグレーリストに指定されているのはベトナム及びフィリピンの2か国である（このほかミャンマーがブラックリストに指定されている）。

<sup>49</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02016R1675-20240207>

<sup>50</sup> <https://vietnamnews.vn/economy/1595398/drastic-measures-needed-to-remove-viet-nam-from-money-laundering-grey-list-deputy-pm.html>

<sup>51</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Trach-nhiem-hinh-su/Quyết-dinh-194-QĐ-TTg-2024-thực-hiện-cam-ket-phòng-chống-rủi-ro-tai-tro-khung-bo-599739.aspx>

<sup>52</sup> 17の行動の日本語訳について筆者が勤務するプロジェクトオフィスのスタッフである Nguyễn Thanh 氏の協力を得た。記して感謝したい。

ング及び執行措置によるマネーロンダリング及びテロリストへの資金供与防止に関するリスクベースのモニタリングの有効性を示す

行動5：以下のベトナムの法的枠組みに係る不備に対処するための行動をとる

－マネーロンダリング及びテロリストへの資金供与防止に係る金融機関及び指定非金融業者・職業専門家の監督に関する規則及び要件

－FATF勧告、特に10（※テロ資金の凍結・NPO）、11（※大量破壊兵器に関与する者への金融制裁）、12（※PEP（重要な公的地位を有する者））、16（電信送金（送金人・受取人情報の通知義務）、20（※金融機関における資金洗浄、テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出））についての予防的措置

行動6：仮想資産及び仮想資産サービス事業者を禁止し又は規制する法的枠組みを整備し、コンプライアンス措置を含む規制が実施されていると示す

行動7：国によるリスク評価、業界のリスク評価の結果並びにマネーロンダリング及びテロリストへの資金供与防止に関する義務（標的型金融制裁及び疑わしい取引の報告を含む）について民間部門に対するアウトリーチ活動を実施し、ガイダンスを提供する。その中で高リスクの業界に焦点を当てる。

行動8：所管機関に対し法人の実質的所有者の完全、正確かつ最新の情報（及び適切な場合には法的合意）への適時のアクセスを提供し、違反に対して効果的、比例的かつ抑止的な解決策を講じるメカニズムを開発する

行動9：ベトナムはマネーロンダリング防止対策局の独立性及び自律性が確保されるようにしなければならない

行動10：マネーロンダリング防止対策局は金融情報分析の質及び量（実務面及び戦略面の双方において）を向上させ、ベトナムのリスクプロファイルに応じて法執行機関に対して（積極的かつ要請に応じて）以下の方法により情報を提供しなければならない。

－分析する疑わしい取引の報告の数を増加させる

－疑わしい取引の報告の質を向上させるために報告主体に対するフィードバックの仕組みを構築する

－可能な限り広範な情報源にアクセスし、適切な技術及び分析ツールを用いる

行動11：法執行機関、特に公安省は、マネーロンダリング防止対策局から移転された情報を含む金融情報をより一層活用していることを示す

行動12：FATFの勧告3（※マネーロンダリングの犯罪化）に関するベトナムのマネーロンダリング犯罪の技術的遵守の不備に対処する

行動13：法執行機関及び検察院は、ベトナムのマネーロンダリングのリスクプロファイルに応じて金融犯罪の捜査を優先し、また、マネーロンダリングの捜査及び起訴の件数が大幅にかつ持続的に増えていることを示す

行動14：FATFの勧告6（※テロリストの資金凍結）に関連する技術的遵守の不備に対処する

行動１５：ＦＡＴＦの勧告７（※大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁）に関連する技術的遵守の不備に対処する

行動１６：所管機関が、金融機関及び指定非金融業者・職業専門家に対する比例的かつ抑止的な制裁の適用を含め、金融機関及び指定非金融業者・職業専門家が、大量破壊兵器の拡散に関連する標的型金融制裁の義務を順守していることを監視し確実にする

行動１７：制裁逃れを防止するため、関連機関間の協力及び調整を示す

## 6 2024年国家計画発行後の動向

以下のとおり、本稿執筆時点まで法令の発行が相次いでいる。これらの法令と2024年国家計画との対応関係は必ずしも明示されていないものの、マネーロンダリング対策の文脈においては、基本的に行動５に関するものと思われる。本稿では、2024年国家計画発行後に発行された下位法令の概要及び関連する動向を紹介するとともに、とどめたい。

2024年5月15日付けの政令（52/2024/NĐ-CP）<sup>53</sup>は、いわゆるキャッシュレス支払に関し、支払用の口座の開設手続や、キャッシュレス支払の事業者に対して課せられる報告義務等を定めた。

同年6月28日付けの国家銀行の通達（17/2024/TT-NHNN）<sup>54</sup>は、当座預金口座の開設手続や、同口座が凍結される場合等を定めた。

同年7月18日付けの政令（93/2024/NĐ-CP）<sup>55</sup>は、テロリスト又はテロ資金供与に係る金又は資産の処分禁止、凍結、差押え、処分等を定めた。

同年11月6日付けの政令（146/2024/ND-CP）<sup>56</sup>は、国家銀行の組織を再編し、マネーロンダリング防止対策局を従来の銀行検査監督庁下ではなく、国家銀行直下の一部局とすることを定めた。この組織の変更は2025年1月5日に発効するとされている。同政令の発行は、2024年国家計画の行動９を受け、同局の独立性及び自律性を確保するための措置と考えられる。また、2024年11月6日付けの首相決定（1338/QĐ-TTg）<sup>57</sup>は、同組織再編を前提に、マネーロンダリング防止等に関して国家銀行、公安省、財務省等の関連機関の役割分担を整理した。

さらに、同日付けの国家銀行の指示（05/CT-NHNN）<sup>58</sup>は、信用機関、外国銀行支店、

<sup>53</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-dinh-52-2024-ND-CP-thanh-toan-khong-dung-tien-mat-427855.aspx>

<sup>54</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Thong-tu-17-2024-TT-NHNN-mo-tai-khoan-thanh-toan-tai-to-chuc-cung-ung-dich-vu-thanh-toan-615776.aspx>

<sup>55</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-dinh-93-2024-ND-CP-sua-doi-Nghi-dinh-122-2013-ND-CP-xu-ly-tai-san-lien-quan-den-khung-bo-617800.aspx>

<sup>56</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Nghi-dinh-146-2024-ND-CP-sua-doi-Nghi-dinh-102-2022-ND-CP-chuc-nang-Ngan-hang-Nha-nuoc-630603.aspx>

<sup>57</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Bo-may-hanh-chinh/Quy-dinh-1338-QD-TTg-2024-sua-doi-Quy-dinh-64-QD-TTg-phoi-hop-phong-chong-toi-pham-rua-tien-630775.aspx>

<sup>58</sup> <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tien-te-Ngan-hang/Chi-thi-05-CT-NHNN-2024-tang-cuong-quan-ly-rui-ro-rua-tien-trong-linh-vuc-ngan-hang-2024-2028-630968.aspx>

支払仲介業者等に対し、銀行分野においてマネーロンダリングの潜在的なリスクのある金融商品を提供することに関する文書及び取引の検査・審査を強化することや、マネーロンダリングリスクが高程度又は中程度の分野における取引の検査・審査を強化することなどを義務付けた。

## 7 終わりに

以上、ベトナムにおけるマネーロンダリング法制の沿革及び現在の動向等を簡潔に記した。本稿執筆時点では、グレーリストから脱するための取組が継続中であり、2025年5月以降、2024年国家計画の達成状況が明らかになるものと思われる。今後の動向を改めて御紹介する機会があれば幸いである。

### 【参考文献】（注に掲げた文献以外のもの。）

Thai, Ha Van, “Anti-money laundering and countering financing of terrorism legislation in Vietnam: Criminalization, Practice and Challenges”, June 2023, Essays of Faculty of Law University of Pécs Yearbook of [year]2023

<<https://journals.lib.pte.hu/index.php/studiaiuridica/article/download/6385/6070/11212>>

Thai, Ha Van, “Combating Money Laundering in Vietnam: The Role of the Police Force”, A thesis submitted to the Faculty of Law, University of Pécs as the fulfillment of the requirement for the degree of Doctor of Philosophy, 2023

<<https://ajk.pte.hu/sites/ajk.pte.hu/files/file/doktori-iskola/ha-van-thai/ha-van-thai-muhelyvita-tezisek.pdf>>

別表 1

| 年    | 国内の主な法規範文書発行の動向                                                                                                                                                      | 国際的な動向                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1990 |                                                                                                                                                                      | 「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」発効                                      |
| 1997 |                                                                                                                                                                      | ベトナムが「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」を締結                                |
| 1999 | 刑法改正                                                                                                                                                                 |                                                                     |
| 2000 |                                                                                                                                                                      | 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」採択、ベトナムが署名                                   |
| 2003 |                                                                                                                                                                      | 9月「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」発効<br>10月「腐敗の防止に関する国際連合条約」採択、ベトナムが署名       |
| 2005 | 政令（74/2005/ND-CP）発行（法規範文書に初めてマネーロンダリングの語が登場する）                                                                                                                       | 「腐敗の防止に関する国際連合条約」発効                                                 |
| 2007 |                                                                                                                                                                      | ベトナムがAPG（Asia / Pacific Group On Money Laundering）に加盟               |
| 2009 | 4月13日 マネーロンダリング対策指導委員会を設立する決定（470/QD-TTg）発行<br>6月19日 刑法改正（マネーロンダリング罪が設けられる）                                                                                          | 7月8日 APGの相互評価報告書（1回目）公表<br>8月19日 ベトナムが「腐敗の防止に関する国際連合条約」を締結          |
| 2011 | 最高人民裁判所、公安省等による合同通達（09/2011/TTLT-BCA-BQP-BTP-NHNNVN-VKSNDTC-TANDT）発行                                                                                                 |                                                                     |
| 2012 | マネーロンダリング防止法発行                                                                                                                                                       | 6月8日 ベトナムが「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を締結                                |
| 2013 | 政令（116/2013/ND-CP）発行（マネーロンダリング防止法の施行細則）                                                                                                                              |                                                                     |
| 2015 | 刑法改正                                                                                                                                                                 |                                                                     |
| 2019 | 3月24日 最高人民裁判所裁判官評議会による通達（03/2019/NQ-HDTP）発行（刑法のマネーロンダリング罪について）                                                                                                       |                                                                     |
| 2022 | 8月5日 2022年国家計画の決定（941/QD-TTg）発行<br>11月15日 マネーロンダリング法改正法発行                                                                                                            | 1月 APGの相互評価報告書（2回目）公表                                               |
| 2023 | 4月28日 国家リスクアセスメントに関する政令（19/2023/ND-CP）発行<br>7月28日 信用機関を始めとする取引の報告主体によるリスクアセスメントに関する通達（09/2023/TT-NHNN）発行<br>10月18日 レー・ミン・カイ副首相が関係機関に対しFATFのグレーリストから脱するための措置を講じることを指示 | 6月23日 FATFがベトナムをグレーリストに追加したことを発表<br>10月18日 EUによるベトナムに対する高リスク国の指定が発効 |
| 2024 | 2月23日 2024年国家計画の決定（194/QD-TTg）発行                                                                                                                                     |                                                                     |

## 別表2

|  | 旧刑法（15/1999/QH10）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2009年改正刑法(37/2009/QH12)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 現行刑法（100/2015/QH13）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>第250条（他者の犯罪行為を通して獲得した財産の隠匿と消費の罪）</p> <p>1. 他者が犯罪によって得たものと明白に知りながら、事前に約束を取り交わすことなく、その財産を隠匿、消費した者は、5 0 0万ドン以上5、0 0 0万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。</p> <p>2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。 a) 組織的 b) 職業的 c) 罪を犯した財産、犯罪物件が高額である。 d) 不正に多くの利益を得た。 dd) 危険な再犯</p> <p>3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上1 0 年以下の懲役に処す。 a) 罪を犯した財産、犯罪物件は非常に高額である。 b) 非常に多額の不法利益を得た。</p> <p>4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上1 5 年以下の懲役に処す。 a) 罪を犯した財産、犯罪物件が非常に高額である。 b) 極めて多額の不法利益を得た場合</p> <p>5. 罪を犯した者は、さらに、3 0 0万ドン以上3、0 0 0万ドン以下の罰金に処せられて財産の一部又は全部を没収され、又は、そのいずれかの処罰を受けることがある。</p> | <p>第251条（資金洗浄の罪）</p> <p>1. 以下の各行為をした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。</p> <p>a) 犯罪により取得したことを明確に知りながらその資金、財産の違法な出所を隠匿する目的で、直接又は間接に財政・銀行取引、その他の資金、財産に関連する取引に参加した。</p> <p>b) 営業活動又はその他の活動を行う過程で犯した罪により取得したことを明確に知りながら、その資金、財産を使用した。</p> <p>c) 犯罪により取得したことを明確に知りながらその資金、財産の出所、真の性質、場所、その所有権の移転過程についての情報を隠匿し、又はその情報の確証を阻止した。</p> <p>d) 犯罪により取得した資金、財産を移転、移動、転換することによって得られた資金、財産であることを明確に知りながら、本項a、b、c号の規定の各行為をした。</p> | <p>第324条（マネーロンダリング罪）</p> <p>1.以下の行為のいずれかを行った者は、1年以上5年以下の懲役に処す。</p> <p>a) 自らが罪を犯して手に入れたか、他人が罪を犯して手に入れたことを知りながら又はそのように思う根拠を有しながら、金銭、財産の違法な出所を隠匿するために、直接又は間接に金融、銀行取引その他の取引に参加した</p> <p>b) 自らが罪を犯して手に入れたか、他人が犯罪行為を行って手に入れたことを知っている又はそのように思う根拠を有する根拠のある金銭、財産を、経営活動その他の活動の実行に使用した</p> <p>c) 自らが罪を犯して手に入れたか、他人が罪を犯して手に入れたことを知る又はそのように思う根拠を有しながら、金銭、財産の出所、実体、所在、輸送過程又は所有権に関する情報を隠匿した、又はそのような情報の確認を妨害した</p> <p>d) 他人が罪を犯して手に入れた金銭、財産の輸送、移転、変換から得られたことを知っている金銭、財産について、本項a、b、c号に規定する行為のいずれかを行った</p> |
|  | <p>第251条（罪を犯すことで取得した金銭、財産の合法化の罪）</p> <p>1. 犯罪により取得した金銭、財産を、財政業務、銀行又は他の取引によって合法化し、そのような金銭、財産を用いて経営活動又は他の経済活動を行った者は、1年以上5年以下の懲役に処す。</p> <p>2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上1 0 年以下の懲役に処す。 a) 組織的 b) 職務、権限を濫用した。 c) 累犯</p> <p>3. 特に極めて重大な罪を犯した者は、8年以上1 5 年以下の懲役に処す。</p> <p>4. 罪を犯した者は、さらに、財産を没収され、合法化した金銭又は、財産価値の3倍以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。</p>                                                                                                                                                                          | <p>2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。 a) 組織的 b) 職務権限の濫用 c) 複数罪の実行又は多数回の犯行 d) 職業的性格 d) 精密、巧妙な手段の使用 e) 伴った資金、財産が高額 g) 多額の不正利益の取得 h) 重大な結果の発生 i) 危険な再犯</p>                                                                                                                                                                                                                                     | <p>2.本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。 a) 組織的である場合 b) 職務、権限を利用した場合 c) 2回以上罪を犯した場合 d) 専門的な性質を有する場合 dd) 巧妙、策略的な手段を使った場合 e) 罪を犯した金銭、財産が2億ドン以上5億ドン未満である場合 5、000万ドン以上 g) 1億ドン未満の不正利益を得た場合 h) 危険な再犯の場合</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>3.本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10年以上15年以下の懲役に処す。 a) 罪を犯した金銭、財産が5億ドン以上の価値を有する場合 b) 1億ドン以上の不正利益を得た場合 c) 国の金融、通貨システムの安全に悪影響を引き起こした場合</p> <p>4.この犯罪を準備した者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。</p> <p>5.本条の罪を犯した者は、2、000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。</p>                                                                                                                                                                                                     |
|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>6. 本条記載の罪を犯した営利法人は、次のとおり処罰される。 a) 本条1項に該当する場合は、10億ドン以上50億ドン未満の罰金に処す。 b) 本条2項a、c、d、dd、e、g及びh号に該当する場合は、50億ドン以上200億ドン未満の罰金に処す。 c) 本条3項に該当する場合は、100億ドン200億ドン未満の罰金、又は1年以上3年以下の営業停止に処す。 d) 本法律第79条に該当する場合は、無期限の営業中止に処す。 dd) 本条の罪を犯した営利法人は、10億ドン以上50億ドン以下の罰金、1年以上3年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止の処分を併せて受けることがある。</p>                                                                                                                                                                  |

# カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」 離婚教材作成からみえた成果及び課題

JICAカンボジア長期派遣専門家

戸部 友希

## 第1 本稿の目的

標記プロジェクト<sup>1</sup>のテクニカルワーキンググループ（以下「TWG」とする。）は、活動開始から本稿執筆時点（2024年12月）まで、59回のミーティングを実施した。そのうち、2023年9月から2024年8月まで、30回のミーティングをあてて、離婚をテーマとする教材（以下「本教材」とする。）を作成してきた。

本教材は、カンボジア王立司法学院（Royal Academy for Justice of Cambodia。以下「RAJC」とする。）の下にある、王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors。以下「RSJP」とする。）において、裁判官学生（裁判官候補生）養成での活用を目的とする。現役裁判官をはじめ、実務家等に活用されることも目指し、公開される。

当プロジェクトは、「教材作成を通じた教官の能力向上、知識の組織的蓄積」を成果の一つと位置付けている<sup>2</sup>。この成果は、性質上、作成した教材の数、実施したミーティングの回数等では評価し難く、可視化が難しい。そこで、主観と指摘される部分もあるかもしれないが、現地専門家として活動する中で、経験を通してみえた成果及び課題の整理を試みたい。

## 第2 本教材作成の背景及び本教材の構成

### 1 本教材作成の背景

本教材作成は、プロジェクト初期に実施した調査の一環として開始した<sup>3</sup>。テーマは、カンボジア側メンバーとの協議により、カンボジアにおける需要の高さを反映して決定した。すなわち、各裁判所における調査において、離婚事件は事件数の上位を占め、離婚事件での判断や手続に関する質問や課題が共有されることも多く、この類型の紛争の適正な解決に対する裁判官の関心は高かった。RSJPの現行カリキュラムにおいても、民法科目合計201時間のうち、24時間を「離婚及び離婚の紛争解決の技術」の科目に充てている。本教材は、当該科目で使用することを念頭に作成したものである。

<sup>1</sup> プロジェクトの概要は、伊藤みずき「カンボジア『法・司法分野人材育成プロジェクト』の開始—プロジェクトの計画・策定経緯を中心に—」（ICD NEWS第94号36頁）をご覧ください。

<sup>2</sup> 脚注1の43～44頁をご覧ください。

<sup>3</sup> 調査及び本教材作成開始の経緯は、「カンボジア『法・司法分野人材育成プロジェクト』のワーキンググループ活動～調査フェーズ～」（ICD NEWS第98号53頁）をご覧ください。

## 2 本教材の構成

本教材の構成は以下のとおりである。

序文／略語一覧／はじめに

### 第1章 概要 (Course Outline)

#### A 離婚の種類と要件

#### B 離婚の効力

1. 親権者の定め (民法1037条)

2. 共通財産分割 (民法980条)

3. 子の監護に要する費用の分担の定め (民法1040条)

4. 子と面会し交流する方法 (民法1040条)

5. 扶養料の定め (婚姻家族法76条)

#### C 離婚請求の手続

#### D 離婚事件における他の請求の手続

#### E 裁判の作成

### 第2章 事例 (+ 教官用資料)

#### A 事例1 (訴えによる離婚の離婚原因、争点の特定、管轄等)

#### B 事例2 (合意離婚、親権者指定、共通財産分割の手続等)

#### C 事例3 (訴えによる離婚の請求棄却事由等)

#### D 事例4 (共通財産分割)

### 第3章 研究質問 (+ 教官用資料)

### 第4章 書式例 (+ 実際の裁判書)

別紙 別紙1：離婚請求権に関するTheory A及びTheory Bの説明

別紙2：親権者の定めに関する説の説明

別紙3：子の監護に要する費用の算定方法

別紙4：決定の効力

別紙5：扶養料請求の見解に関する説明

引用資料

#### (1) 第1章 概要 (コースアウトライン)

当該科目において、教官が最低限教えるべき項目を簡潔に示す。請求・申立てごとに実体的・手続的要件や抗弁、考慮方法等を整理し、重要な点については説明を加えた。

#### (2) 第2章 事例

事例と設問を通じて、要件、効果や手続の理解を問うケーススタディである。学生用教材とは別に、「教官用資料」を作成し、各設問の解答例及び指導のポイント(出題趣旨、解説、補足説明等)をまとめた。

(3) 第3章 研究質問

要件、効果や手続等に関する簡潔な短文の問題である。予習や復習の際、学生が自ら研究し、体系的に整理することを目的とする。事例と同様に「教官用資料」を作成した。

(4) 第4章 書式例

JICAプロジェクトフェーズ5の成果物である書式例を利用した。同書式例がない合意離婚決定について、新たに書式例を作成した。「教官用資料」には、教官が任意で活用できるよう、メンバーが提供した実際の判決例及び決定例を掲載した。

(5) 別紙

法解釈につき見解が分かれた点に関する整理、議論の過程で問題になった点の補足説明、将来的に法解釈や実務の発展に資すると思われる事項等が記載されている。

(6) 引用資料

関連する法令、過去のJICAプロジェクトの成果物を具体的に列挙した。適切な資料へのアクセス及び成果物の活用を促すことを目的とする。

### 第3 本教材作成からみえた成果

#### 1 教育能力（民事法の解釈・適用能力を含む）の向上

(1) 演習問題作成の技術

調査では、養成上の課題として、演習問題等、法の解釈・適用をトレーニングする教材が少ないことが共有された。教官が作成する教材（レジュメやスライド）にも、条文の内容を順番にあげるものが多い。試験では条文の持込みが禁止されることもあり、学生は条文を暗記する必要がある。条文を大切にすることを反映したものである一方、条文の内容をそのまま問う問題にもつながりやすい。そこで、本教材は、事例4問と研究質問22問を導入した。問題数とパターンは限られているが、今後の教材作成において、演習問題の一例となる。入学試験を含む、試験問題作成の技術強化の効果も期待できる。

問題作成技術については、当初メンバーが問題をドラフトした段階では、問題文を見ても設問に答えることができない問題（例えば、事例には当事者双方の主張だけが書かれており、設問は判決主文と理由を書くよう求める問題など）、条文に書かれている内容そのものを問う問題（例えば、「離婚の種類は何かがあるか」、「離婚原因はどのようなものがあるか」と問う問題など）、出題趣旨が不明確な問題なども目立った。

本教材作成の過程では、問題を作成する際の視点の共有に努めた。すなわち、事例の多くは、メンバーがドラフトしたものに対して、修正案の提案及び提案の趣旨を説明する作業を繰り返すことで作成した。研究質問も、メンバーのドラフトを

ベースに、概念間の比較を加えるなど、学習効果を高める視点を提案した。また、当初メンバーが作成したドラフトにはなかった、前述の「教官用資料」を作成することにし、解答例、出題趣旨、解説等を並行して議論する中で、問題の不十分な点を発見し、修正を加えた。

このような作業を重ねる中で、メンバーが起案した「教官用資料」の指導のポイントには、出題趣旨が分かりやすく指摘されるようになった。解説の内容には、例えば、事例1の検討段階で議論したことが事例3の指導のポイントでは簡潔にまとめられるなど、ミーティングで議論したことがメンバーにおいて咀嚼された上で反映された。メンバーから追加の問題案が出された際には、関連する条文の趣旨を踏まえて答えさせる問題、解釈が分かれ得る問題について検討させる問題を作成していた<sup>4</sup>。

## (2) 要件の整理と判断の言語化

調査では、例えば、離婚訴訟において、「原告はもう被告と一緒に生活する感情がない」といった理由で離婚認容判決がされる場合があることがうかがわれた。このような判決をすれば、裁判所は要件<sup>5</sup>をきちんと検討せずに結論を導いているとの指摘を免れず、ひいては裁判に対する深刻な不信を招く。こうした課題に向き合う必要がある。

本教材作成過程においては、まず、離婚事件に関する申立てごとに実体的・手続的要件や考慮事項を整理した。また、判断の難しい要件について議論した。例えば、離婚原因の「婚姻関係が破綻して回復の見込みがない」（民法978条1項5号）につき、どのような事情を考慮し重視しているか、どのような場合は悩ましいと考えたか、などをメンバーと議論した。その上で、その結果を「婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとの評価をサポートする事情の例」という形で構成し、「教官用資料」にまとめた。

この作業を経て、離婚原因につき「当事者の主張を曖昧なまま審理しないように努め、根拠となり得る事情を当事者と共有して審理するようになった」と、早速実務に応用したメンバーもいた。このような整理の積み重ねは、判断の透明性向上に資すると思われる。

## (3) 法解釈に対する意識

法解釈の課題として常に指摘されるものの一つが、実務家が、法解釈には唯一の解があると考ええる意識である。養成の場面でも、学生に複数の考え方を教えると混

<sup>4</sup> 例えば、「Xは、配偶者Yを被告として訴えによる離婚請求をした。裁判所は、Xの離婚請求を認容し、子の親権者指定をし、当事者の申立てに応じて、共通財産分割、子の監護に要する費用の分担を判決で定めた。これに対して、被告Yは、離婚請求を認容したことについては不服はないが、親権者指定、共通財産分割、子の監護に要する費用の分担の附帯処分不服があるとして控訴した。その場合、離婚の効力は生じるか。」

<sup>5</sup> 民法978条1項は、訴えによる離婚（離婚の合意がない場合）の離婚原因はにつき次の5点を定める。

1 配偶者に不貞な行為があったとき。

2 配偶者から正当な理由なく遺棄されたとき。

3 配偶者の生死が一年以上明らかでないとき。

4 配偶者が一年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき。

5 その他、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき。

乱するため一つの答えを教えなければならないという姿勢がある。さらに、その答えは最終的には JICA 現地専門家が示すべきという意識も強かった。当然、裁判所の実務が安定することは重要であり、資料が極端に限られているという背景も理解できる。しかし、自力で法の解釈を展開し、判例等によって解決していかなければならない将来を見据えたとき、歴代の現地専門家は、いかに主体的に論理を展開してもらうかに苦心してきた。

本教材作成の過程では、こうした課題への対応として、メンバーがドラフトした教材の内容を検討する中で生じた疑問や論点を一つ一つ議論した。その象徴的な一つが、離婚請求権の個数に関する議論<sup>6</sup>である。契機は、請求権を問う設問の解答例に、「民法 978 条 1 項 5 号に基づく」との記載を入れるべきか否か、という形で生じた。当初は、現地専門家ないし上級のポジションにあるメンバーの一声で決めるという雰囲気もあったが、現地専門家は、各見解の論拠を整理して議論をすることを助言し、メンバーは、書面で意見を出し合った。議論を尽くしたことにより、各見解への相互理解が深まり、自説の見解の弱点も理解することができた。その結果、メンバーから、教材本文には「TWG の多数見解」を示した上で、各見解を学生に自ら考えさせたいという意見が出るに至った。本教材の中には、「別紙 1：離婚請求権に関する Theory A 及び Theory B の説明」という別紙がある。これは、学生に両見解を考えさせたいとの思いから、議論後にメンバー自ら作成したものであり、上記のような議論の過程と、メンバーが理解した内容がまとめられている。また、本教材には、「別紙 2：親権者の定めに関する説の説明」という別紙もある。これは、離婚の際に親権者について争いがない場合の親権者指定の裁判の要否<sup>7</sup>について、複数の見解を紹介し、それぞれの論拠や問題点を整理したものである。別紙 2 も、離婚請求権の議論で行った経験を踏まえて、大激論の末、メンバーが何度も加筆修正を繰り返して作成されたもので、その議論の過程が示されている。

TWG は、離婚請求権の個数に関する議論に 5 回、親権者指定の裁判に関する議論に 4 回のミーティングを費やした。この科目で教えるべき内容のバランスからみ

<sup>6</sup> 民法 978 条 1 項に規定される離婚請求権は、各号ごとに異なる離婚請求権を構成するか、1 項全体で「婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき」を要件とする 1 つの離婚請求権を構成するか、という問題である。過去の JICA プロジェクトで作成された民訴法要説では、前者を前提とした説明がされているが、本教材は後者を TWG の多数見解として記載した。

<sup>7</sup> カンボジア民法には、協議離婚制度はない。夫婦が離婚に合意した場合、裁判所は、当事者双方が真に離婚による婚姻関係の解消を望んでいるかどうかを認めた後に、非訴訟事件手続において、決定により、離婚をさせることができる（合意離婚。民法 979 条、非訴訟事件手続法 3 条、別表 4 項 5 号）。ここで、①合意離婚は、親権者の協議ができたことを要件とするか、②親権者の協議ができている場合であっても、離婚の裁判（判決・決定）主文において親権者指定の裁判をすべきか、という問題がある。コースアウトラインのドラフト段階で、「親権者の合意がある場合、裁判所は、親権者の指定をしてはならない。」という記載が適切か否か、という形で生じた。この問題は、民法 979 条に加え、以下の規定の整合的な理解が問題となる。民法 1037 条は、父母が離婚をするときは、父母の協議で、父母の一方を子の親権者と定めなければならないとし（1 項）、協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、裁判所が、子の利益を考慮して、親権者を定めるとしている（3 項）。人訴法 22 条 1 項は、裁判所は、離婚の訴えを認容するときは、職権により親権者の指定についての裁判をしなければならないとしている。一方、非訴訟事件手続法には、人訴法 22 条 1 項と同旨の規定はない。また、非訴訟事件手続法は、対象事件を限定列挙するところ、民法 1037 条による親権者指定は列挙されていない。

たとき、与えられた時間の中で、他の議論に割くべき時間を圧迫したのも事実である。しかし、これらの議論の過程は、当該論点の枠を超えて、以下の点で意義があったものとする。第一に、法解釈の考え方・教え方として、実務慣行を強調し過ぎず、各見解の論拠、問題点、帰結の分岐点等を整理して議論することの意義を共有した。なお、現地専門家はメンバーから個別に質問を受ける際、「自分の考え」と「想定される反対意見」を検討して記載するよう求めているところ、この試みを始めた当初に比べると、最近では、特に「想定される反対意見」の記載が具体的かつ的確なものが多くなったと感じている。現地専門家の意見も相対化され、結論だけを受け入れることなく、論拠を徹底的に追及されるようになった。第二に、法解釈において、当該条文の文言のみならず、関連する規定に目を配って体系的にとらえたり、立法者の意図を推し量る意識を強化した。そして、第三に、養成の場面においても、複数の見解があり得ることを許容し、学生に自ら考える機会を与え、考える力をつけさせようと試みるようになった。

以上のように、多角的な検討を経た上で、理由を提示して結論を導くプロセスの強化は、法解釈能力の向上とともに、判決の論理性向上、透明化にも資するものと考えられる。

#### (4) 理論と実務の結びつき

調査では、主張と証拠の整理、事実認定、判決主文に関する課題も共有された。例えば、争点の特定が適切にできないまま証拠調べをする、証拠をどのように評価したのかが判決書から明らかでない、主文の記載が不適切で執行に困難が生じるなどである。一方で、「R S J Pは実務家養成を行うところであり、理論を教えるところではない」との意識から、理論面の強化に対して消極的な印象を受ける場面もあった。

本教材作成の過程では、実務への導入を意識した内容も取り入れ、かつ、理論との結びつきを意識した。例えば、本教材のコースアウトラインには、離婚判決の主文の記載に関して、3つの例（「原告と被告を離婚する。」「原告と被告を離婚させる。」「本判決確定日から、原告と被告を離婚させる。」）が、各長短とともに記載されている。極めて実務的で細かな問題に感じられるかもしれない。実際、当初は、クメール語の自然さの問題を中心に議論されていた。しかし、議論の過程では、判決の種類（給付、形成、確認）と効力、判決主文特定の意義を正確に理解していないと思われたため、これらの問題に掘り下げ、各長短を検討した。実務的な問題から理論面の理解を深めた例である。

#### (5) 実務上生じている問題に対する検討

調査やTWGミーティングでは、実務家やメンバーから、離婚事件に関して、多くの質問や課題が共有された（その内容の例は、別紙をご覧ください。）。

本教材は、その目的や時間の制約等から、全ての質問や課題に応え得るものとはなっていない。しかし、本教材は、実務家にも活用される資料となることを視野

に、可能な限り、共有された質問や課題を念頭に置いて作成した。

本教材の「別紙」や「教官用資料」には、設問とは直接関係しなかったり、細かすぎると思われるような補足説明も多数ある。その背景には、実務上生じている課題に対する議論の経過をできる限り蓄積したいというメンバーの思いがある。将来の法解釈や実務での議論の手がかりになることを期待する。

#### (6) 養成における裁判例の活用

カンボジアでは、従来は判決が公開されておらず、かつ、判決を批評することに対する抵抗感からか、実際の裁判例を素材とした養成は活発ではないようである。本教材作成の過程では、前述のとおり、メンバーが提供した判決を参考にした。2024年2月に実施された第1回本邦研修においても、当プロジェクトのアドバイザーグループ委員である岡本陽平弁護士のご指導の下、判決の分析に関するワークショップを行った。JICAプロジェクトフェーズ5において実現した判決公開も経て、養成において、裁判例を参照したり分析することも行われるようになっていく。

## 2 カリキュラム・教材作成体制の強化（知見の組織的蓄積・共有）

#### (1) 本教材が公開されることの意義

過去のJICAプロジェクトにおいては、質の高い教材が作成された。プロジェクト終了後は、教官は各々、レジュメやスライドを作成してきたが、RSJPにおいて組織的な教材作成・改訂はされなかった。各教官が苦勞して作成した教材は、あくまで教官個人のものであり、組織的な蓄積はされてこなかったようである。

本教材が「RSJPの教材」として公開されることにより、組織的な教材改訂・作成への一歩となることが期待される。

#### (2) 若手人材の強化

##### ア 若手裁判官の主体性・コミットメントの強化

教材作成の議論を始めた当初は、教材は現地専門家がドラフトし、カンボジア側メンバーはその内容を現地専門家から教わるという意識が感じられる場面も多かった。

本教材作成の過程では、こうした意識に対し、カンボジア側の主体性を徹底して強調した。結果として、本教材は、前述のとおり、全編カンボジア側のドラフトに基づいて作成した。ドラフト担当メンバーは、教官や現地専門家の指摘に対し、納得した場合には修正し、納得しなければ何度もコメントをやり取りした。当初ドラフトにはなかった「教官用資料」も、若手裁判官が分担して担当し、修正も担当者自ら行った。

将来にわたり、教材の改訂・作成を継続するためには、若手メンバーのコミットメントを強化し、若手主体の形にシフトすることが欠かせない。一つ目の教材作成において、この形を貫徹できたことは、それが実現し得るものであることを

互いに確認できたという意味でも大きな収穫となった。

#### イ 教官から将来の教官への技術の継受

R A J Cの教官体制の現状は、かつてJ I C Aプロジェクトで教官候補生として養成された教官が、現在まで裁判官として重要なポジションで裁判実務を行いつつ、教官業務を兼務している。現教官が、若手教官候補者に対して、かつてプロジェクトで教官候補生に実施したようなT o Tを実施する体制を構築することは現実的ではない。

本教材作成のプロセスのように、教官候補者が中心に教材をドラフトし、これに現教官等が助言をする形であれば、現実的な形で、現教官の知見の継受・活用を期待できる。知見共有の一つの形を提示できたものとする。

### (3) 教材自体への知見の蓄積

#### ア 教材の応用可能性

本教材作成の過程においては、初期に構成と型を設定した。前記第2の2で示した構成（章レベルのもの）は、各科目に共通に必要性の高いものを検討した結果である。この構成は、今後作成する他の科目の教材においても、性質上可能な限り応用することを予定している。また、作成過程で確認した注意点等を抽出したガイドラインを並行して作成している。

#### イ 過去の成果物へのアクセス

調査では、残念ながら、従前のJ I C Aプロジェクトで作成された資料を、現役裁判官が十分に活用できていないことがうかがわれる場面にも遭遇した。

本教材では、従前の成果物である教材や書式例等を引用することで、既存の成果物の活用を促進し、情報を集約して効率的なアクセスをできるようにした。また、既存の成果物の内容に対する理解を深めるために敷衍して説明するなどした。

#### ウ 「教官用資料」

単発の資料等は、内容の重要性に反して散逸しやすく、共有も難しい。一方、教材のように公式な形になっているものは、持続的に活用されやすい。

本教材では、T W G ミーティングで出た質問に対する議論の結果等は、多少本筋から逸れるとしても、補足説明として「教官用資料」に記録することを許容した。

## 3 教育方法の研究・実践に関する成果

本教材は、現行のカリキュラムに対応し、前述した「離婚及び離婚の紛争解決技術」の科目で使用することを念頭に作成した。科目に対応した教材を作成したことで、当該科目のシラバスを作成する機運が高まった（現在、実際にシラバスを作成している。）。

これを契機として、R A J Cにおいて、シラバスを作成・普及することができ

ば、計画的な養成の実施、養成内容の透明性向上、将来的なカリキュラム全体の見直しにもつなげることができると期待している。

#### 第4 教材作成からみえた課題

##### 1 教育能力（民事法の解釈・適用能力を含む。）に関する課題

###### (1) 演習問題作成の技術

前述のとおり、教材の要は、事例問題をはじめとした適切な演習問題の作成であるが、本教材で作成できたパターンは限られている。現状では、条文を単純に引用して解答を導くような問題になるおそれがある。多様なパターンの演習問題につき、知見を共有するとともに、メンバーにおいて実際に手を動かし、経験として共有していく必要がある。

また、現状では、教官が作成している教材自体には事例問題が多くない一方、教官は、実務上生じている問題を講義の中で取り上げて紹介することも多いようである。このような実務家が実際に直面した問題を出発点として、法解釈の問題を抽出・整理し、簡素化した事例を作成するプロセスも有用であると考ええる。

###### (2) 民法・民訴法の理解の深まりと問題解決の能力

本教材作成の過程においては、民法・民訴法の知識の偏りや、基本的な概念に対する理解につき強化が必要である面がみられた。

例えば、別紙B－2.2.6の問題について、裁判官においても、「債権者が一方配偶者のみに全額を請求すれば不公平だ」といった理由で、当事者や債権者の主張に沿った判断が必要であると認識していることがうかがわれた。このような理解は、民法上の連帯債務に関する対債権者の問題と、連帯債務者間の求償の問題を混同している。また、第三者が夫婦の離婚事件に介入する根拠や、債権者が「連帯債務の分割」を請求する訴えの利益等、訴訟法上の問題も含む。分析的な検討を経ず、公平性や紛争解決の便宜等に飛躍して判断する傾向は、翻って、民法や民訴法の理解の深まりに課題があることを示す。

###### (3) 法解釈の技術

前述のとおり、法解釈において、条文の文言を重視する一方、前後の条文を含めた体系的な検討が不十分であったり、条文の背景にある趣旨を十分考慮せずに検討しているように感じられることがある。

例えば、別紙C－1.2の問題は、人事訴訟法における民訴法の規定の適用除外の趣旨や、欠席判決に対する故障申立てが認められる趣旨を検討することにより、結論を導くことができると考えているが、この点の認識の共有が容易ではなく紛糾した。

###### (4) 養成の到達ラインの設定

(2)(3)で指摘した点につき強化が必要である一方、実務的で生じる問題は発展している。裁判官学生養成の段階で何をどこまで教えるべきか、到達点を探る必要がある。

る。

例えば、前述の離婚請求権に関する問題（別紙1.2も参照）は、理論的には、処分権主義や弁論主義に関する問題を生じるが、その議論の過程では処分権主義の問題と弁論主義の問題とを混同した様子がみられ、この点の強化の必要性が感じられた。一方で、裁判官の実務的な関心は、その点において、どこまで釈明権を行使するか、という点に集まった。また、内縁に関する問題は、実務では繰り返し取り上げられる問題であり、法解釈上も重要な問題である。一方で、養成（離婚の科目）において、内縁の問題を取り上げることについては、まずは離婚を優先すべきとして、消極的な意見な意見も強かった。

養成時間は限られている一方、学生の能力を一から実務に耐えうるレベルまで引き上げることを求められる中、各科目の到達ラインを見極めながら、それに合わせた教材を作成する必要がある。

## 2 カリキュラム・教材作成体制（知見の組織的蓄積・共有）に関する課題

### (1) 自律的な体制への移行

前述のとおり、若手を中心として、現教官と教官候補者が協働して教材を作成することは、教材作成体制として一つの有用な形である。現段階ではTWGがその役割を担うが、段階的に自律的な体制に移行させていく必要がある。また、教材・カリキュラムの周知についても不十分であることから、これらの情報が集約され普及される仕組みを設ける必要があり、学校運営面での事務局の強化も欠かせない。

### (2) 繰り返される論点

従前から問題点として把握されているが、未だ解決しない実務上の問題が数多く存在する<sup>8</sup>。JICAプロジェクトの各フェーズにおいて、日本側の先生方や現地専門家も交えて時間をかけて議論をしたにもかかわらず、次のフェーズで同じ論点が繰り返されることもある。その都度議論が深まっているとしても、非効率は否めず、前述のような理解の深まりの偏りにもつながりかねない。カンボジア側主導で、議論の成果を確実に蓄積し普及する姿勢を強化したい。

## 3 教育方法の研究・実践に関する課題

本教材の理解度は、TWGメンバー間でも幅がある。すなわち、ドラフトを担当したメンバーは内容を深く理解している一方、議論の過程に全面的にコミットしていなかった教官にとっては、扱いにくい問題があると予想される。今後、教える立場となる現役裁判官に対する普及も必要である。また、シラバスを作成し、教材を用いた指導を実践していく中で、課題を発見し、改訂等のタイミングで反映していく必要がある。

<sup>8</sup> 別紙とともに、篠田陽一郎「カンボジアにおける判決等調査報告書（2019年）（1）」（ICD NEWS第79号60頁）もご覧いただきたい。

## 第5 結び

以上、甚だ不十分ではあるが、できる限り具体例を取り上げながら、現段階での成果及び課題の整理を試みた。成果に関しては、本教材作成の過程でできたことは限られており、息の長い粘り強い支援の中で、関係者が向き合ってきた一つ一つの取組みが芽を出しているものである。こうした視点で考えれば、本プロジェクトの成果を得るためにも、やはり現時点で整理できた課題に一つ一つ向き合っていくしかない。TWGは、すでに次の教材作成にも着手している。

## （別紙）離婚事件に関して共有された問題の例<sup>9</sup>

### A 離婚の種類と要件

#### 1 訴えによる離婚

- 1.1 離婚の訴え（民法978条）<sup>10</sup>において、請求を特定するのに必要な事実（民訴法75条2項2号）と請求を理由づける事実（民訴法75条3項）は何か。
- 1.2 民法978条1項は、各号ごとに各別の請求権を定めたものか、1つの請求権を定めたものか。裁判所は、原告が1号の事由を主張して離婚を請求したのに対し、2号の事由を理由として離婚請求を認容することができるか。
- 1.3 「原告が婚姻関係を続ける感情がない」というだけで離婚請求が認められるか。どのような事情が、「婚姻関係が破綻して回復の見込みがない」（民法978条1項5号）との評価をサポートするか。
- 1.4 離婚認容判決の主文はどのように作成すべきか。実務や書式例で使用されている主文（「原告と被告を離婚させる」、「原告と被告を離婚する」等）の根拠及び法的な問題点は何か。

#### 2 合意離婚

- 2.1 合意離婚（民法979条）<sup>11</sup>の申立ては、双方申立てによるべきか、又は、一方当事者のみですることができるか。一方当事者のみによって申立てができるとする場合、裁判所はどのような点に注意して審理をすべきか。
- 2.2 合意離婚は、未成年子の離婚後の親権者の指定につき協議が調っていることを要件とするか（離婚後の親権者につき協議が調っていない場合に、非訴訟事件手続において、合意離婚とともに親権者指定の裁判をできるか）。

#### 3 内縁（伝統的な婚姻）の解消

<sup>9</sup> 関係法令については、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）のウェブサイトのカンボジアのページ（[https://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_houkoku\\_cambo.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_cambo.html)）に掲載の日本語訳を参照した。

<sup>10</sup> 民法第978条（離婚原因）

(1) 夫婦の一方は、左の場合に限り、離婚の訴を提起することができる。

- 1 配偶者に不貞な行為があったとき。
- 2 配偶者から正当な理由なく遺棄されたとき。
- 3 配偶者の生死が一年以上明らかでないとき。
- 4 配偶者が一年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき。
- 5 その他、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき。

(2) 裁判所は、第1項の場合であっても、離婚が配偶者又は子に著しい生活の困窮又は耐え難い苦痛をもたらすときは、一切の事情を考慮して、離婚の請求を棄却することができる。

(3) 裁判所は、第1項第4号又は第5号の事由がある場合において、離婚の請求をしている者が配偶者に対する協力及び扶助を著しく怠っていることによりその請求が信義に反すると認められるときも離婚請求を裁量により棄却することができる。

<sup>11</sup> 第979条（合意離婚）

婚姻の当事者は、双方が離婚に合意した場合は、裁判所に離婚の申立てをすることができる。但し、裁判所は、当事者双方が真に離婚による婚姻関係の解消を望んでいるかどうかを認めた後に、離婚をさせることができる。

- 3.1 内縁はどのような場合に成立するか。関連する日本の判例を共有してほしい。
- 3.2 内縁（婚姻登録<sup>12</sup>のされていない伝統的な「婚姻」）を解消する場合、離婚とどのような違いがあるか。内縁の解消を求める訴え及び財産分割等の申立てがされた場合、裁判所は、内縁の解消、親権者指定、財産分割等の裁判をすることができるか。できないとする場合の理由は何か。

## B 離婚の効果

### 1 親権者の指定

- 1.1 離婚の際の親権者指定（民法1037条<sup>13</sup>）において考慮すべき「子の利益」（同条3項）は、どのような事情を考慮して判断するか。
- 1.2 （合意離婚は、未成年子の離婚後の親権者の指定につき協議が調っていることを要件とすることを前提にした場合）合意離婚の決定と同時に、主文において、親権者指定をすることができるか。

### 2 共通財産分割

#### 2.1 共通財産分割の対象（夫婦財産制に関する問題を広く含む。）

- 2.1.1 夫婦財産契約の登記（民法970条2項<sup>14</sup>）がされているが、それに即した個別の不動産登記がされていない場合に、当該不動産の第三者に対して、夫婦財産契約の内容を対抗できるか。夫婦財産契約の登記はされていないが、夫婦財産契約に基づく不動産登記がされている場合に、当該不動産の第三者に対して、夫婦財産契約の内容を対抗できるか。
- 2.1.2 婚姻期間中、夫婦双方に対する贈与によって取得した財産は、民法972条2号<sup>15</sup>によって特有財産になるのか、民法973条<sup>16</sup>によって共通財産になるのか。

<sup>12</sup> 第955条（婚姻の届出・登録）

(1) 婚姻は、婚姻の届出、公告及び戸籍吏の面前での婚姻契約の締結並びに婚姻登録によって効力を生ずる。  
(2) 第1項の婚姻の届出、公告、婚姻契約の締結及び婚姻登録は、身分登録令所定の手続にしたがってこれを行わなければならない。

<sup>13</sup> 第1037条（離婚の際の親権者の決定）

(1) 父母が離婚をするときは、父母の協議で、父母の一方を子の親権者と定めなければならない。  
(2) 子の出生前に父母が離婚した場合には、母が出生した子の親権者となる。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。  
(3) 第1項または第2項の協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、裁判所が、子の利益を考慮して、親権者を定める。

<sup>14</sup> 第970条（夫婦財産契約の要式性・対抗要件）

(1) 夫婦財産契約は、書面により締結しなければならない。  
(2) 夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、登記をしなければ、これを第三者に対抗することはできない。

<sup>15</sup> 第972条（特有財産）

以下の財産は、配偶者の一方に単独で帰属する特有財産とする。

1 配偶者が婚姻前から有する財産  
2 婚姻期間中、配偶者が贈与、相続、遺贈により取得した財産  
3 第1号又は第2号の財産の処分の対価として得た財産

<sup>16</sup> 第973条（共有財産）

共有財産は、第972条（特有財産）第2号及び第3号を除く財産で、婚姻期間中に夫婦双方又は一方が取得したあらゆる財産をいう。

- 2.1.3 「婚姻期間中」(民法973条)は、どの期間を指すか。始期について、婚姻登録前に結婚式を行った場合に、結婚式を基準とする余地があるか。別居をした場合、別居時を終期とすべきか。
- 2.1.4 共通財産と物権法上の共有ではどのような違いがあるか。
- 2.1.5 夫婦の一方に対する債権者は、共通財産を差し押さえることができるか。できないとする場合、その根拠は何か。
- 2.1.6 離婚と同時に共通財産分割をしなかった場合、離婚時から共通財産分割までの間、共通財産であった財産の性質はどうなるか。夫婦の一方の債権者は、共通財産であった財産を差し押さえることができるか。
- 2.1.7 共通財産分割の手続で共通財産分割の対象となる財産の範囲に争いがある場合において、裁判所が、申立人の主張する財産の一部の共通財産性を否定する場合、財産分割の申立てを一部却下すべきなのか。申立人は、裁判所の上記判断に不服がある場合、どのような不服申立てをすることができるか。

## 2.2 共通財産の分割の割合及び方法

- 2.2.1 民法980条2項2号<sup>17</sup>の各事由は同じ価値を有するか。夫婦がそれぞれ異なる特別の事情を取り上げる場合、どのように考慮し、裁判すべきか。
- 2.2.2 婚姻期間中、夫婦の一方が共通財産を他方配偶者の同意(民法976条1項)<sup>18</sup>なく処分した場合、その事情を共通財産分割において考慮すべきか。離婚後、共通財産分割までの間に、処分した場合かどうか。
- 2.2.3 共通財産分割において、調整金の支払によって調整が可能であることの法的根拠は何か。
- 2.2.4 調整金の支払を担保するため、「Xが調整金の支払うことを条件として、土地Lの所有権をXに取得させる。」との主文を作成で

<sup>17</sup> 第980条(財産分割)

(1) 夫婦が離婚をする場合には、当事者双方の協議にしたがって公正に財産の分割が行わなければならない。

(2) 夫婦間で協議ができない場合には、以下の各号にしたがい財産の分割を行う。

1 各配偶者は第972条(特有財産)に定める特有財産を取得する。

2 各配偶者は特有財産に加えて、共有財産の2分の1を受け取る権利を有する。但、特別の事情がありかつ夫婦の一方の請求により、裁判所は、財産取得、維持、増加に対する各当事者の寄与の度合い、婚姻期間、婚姻中の生活水準、各当事者の年齢、心身の状況、職業、収入及び稼働能力、子の利益等一切の事情を考慮して共有財産の分割を行うこともできる。

(3) 家事労働は、家庭外労働と同等に価値あるものとみなされなければならない。

<sup>18</sup> 第976条(夫婦共有財産の処分)

(1) 夫婦の共有財産は、双方の同意がなければ売却し、その他の処分をすることができない。

(2) 第1項の規定にかかわらず、夫婦の一方は、婚姻共同生活を営み、生計を維持するうえでやむをえない事情があるときは、裁判所の許可を得て共有財産を売却し、その他の処分をすることができる。

(3) 夫婦の一方が他方の同意を得ることなくかつ裁判所の許可を得ずに共有財産を処分した場合には、同意を与えなかった配偶者は、その共有財産が家族の居住用の不動産であるときは処分を知った時から2年間、その他の財産であるときは処分を知った時から1年間、その処分の取消しを裁判所に請求することができる。

きるか。できないとする場合、その他に、調整金の支払を担保する適切な方法はあるか。

2.2.5 裁判所は、共通財産分割の裁判の主文において、「土地Lは、Xの持分2分の1、Yの持分2分の1の共有にする。」とした。Xは、上記裁判に基づいて、裁判所に対し、換価のための強制売却（民訴法499条）<sup>19</sup>を申し立てることができるか。できない場合、裁判所は、共通財産分割の裁判主文において、Xが土地Lを強制売却できる旨の裁判をすることができるか。できる場合、どのような主文を作成すべきか。

2.2.6 共通財産分割において、夫婦が連帯債務<sup>20</sup>の分割を求める場合や、債権者が夫と妻に債務を半分ずつに分割するよう求める場合、裁判所は、共通財産分割の裁判において、これらの求めに応じた判断をできるか。

### 3 子の監護に要する費用の負担

3.1 子の監護に要する費用（民法1040条）<sup>21</sup>はどのような事項を考慮して計算するか。日本では複雑な計算をすると聞いたが、計算方法を共有してほしい。

### 4 子との面会・交流の方法

4.1 子との面会交流の方法を定める際に考慮すべき「子の利益」（民法1040条6項）はどのような事項を考慮して判断するか。親権者指定における「子の利益」（民法1037条3項）とはどのような点が異なるか。

<sup>19</sup> 第499条（留置権による強制売却及び換価のための強制売却）

留置権による強制売却及び民法その他の法律の規定による換価のための強制売却は、担保権の実行としての強制売却について本法が定める規定により行う。

<sup>20</sup> 第975条（債務に対する連帯責任）

以下の債務について、夫婦は連帯してその責に任ずる。

1 夫婦の共同生活を維持するための費用及び子の教育や医療など監護のための費用

2 夫婦双方が婚姻中に書面により債権者と合意した債務そのほかの義務、夫婦の一方が婚姻中他方の書面による同意を得て負担した債務そのほかの義務

3 共有財産の管理及び維持のための費用

<sup>21</sup> 第1040条（子と同居していない親の権利および義務）

(1) 離婚後、子の親権者でなくなった親は、子と面会し交流する権利を有し、かつ、子の監護に要する費用を分担する義務を負う。

(2) 離婚しようとする父母は、面会・交流の方法および子の監護に要する費用の分担について協議し、定めなければならない。

(3) 認知した子と同居していない父は、面会・交流の方法および子の監護に要する費用の分担について、母と協議し、定めることができる。

(4) 第2項および第3項の協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、裁判所は、父または母の請求によって、面会・交流の方法および子の監護に要する費用の分担を定める。

(5) 子の利益のため必要があると認めるときは、裁判所は、父または母の請求によって、面会・交流の方法および子の監護に要する費用の分担を変更することができる。

(6) 裁判所は、第4項および第5項の裁判にあたって、面会・交流については子の利益を優先し、子の監護に要する費用の分担については父母の生活環境および経済事情を考慮して、定める。

(7) 父または母が、協議しまたは裁判所に請求することができないときは、子の4親等内の親族は、第4項および第5項の請求をすることができる。

## C 離婚に関連する手続

### 1 人事訴訟手続

1.1 離婚の訴えにおいては、民訴法220条（裁判上の和解）が適用除外される（人訴法13条2項）<sup>22</sup>。一方、民法984条は、「裁判所は、当事者の一方が離婚を強く求めている場合であっても、和解を勧告し試みることができる」としている。裁判所は、離婚の訴えにおいて、和解に関し、何ができ、何ができないか。また、民法984条の「和解」ができた場合の手続はどのようなになるか。<sup>23</sup>

1.2 離婚の訴えにおいては、民訴法201条2項<sup>24</sup>（欠席判決）が適用除外される（人訴法13条1項）。離婚の訴えにおいて、被告が口頭弁論に欠席した場合、裁判所はどのように対応するか。離婚請求を認容する判決をしたとすれば、その判決は「欠席判決」か。

### 2 非訴訟事件手続

2.1 非訴訟事件手続において、双方の当事者がある事実を認めた場合、自白の拘束力や不要証効はあるか。

2.2 非訴訟事件手続の決定の効力の内容はどのようなものか。判決や民訴法上の決定とどのような点が異なるか。

<sup>22</sup> 第13条（民事訴訟法の規定の適用除外）

(1) 人事訴訟の訴訟手続においては、民事訴訟法第94条（時機に後れた攻撃防御方法の却下）、第96条（自白の擬制）第1項、第140条（当事者本人の尋問）第2項、第153条（当事者が文書の提出を命ずる決定に従わない場合等の効果）、第156条（筆跡の対照による証明）第4項、第200条（原告に対する欠席判決）、第201条（被告に対する欠席判決）第2項の規定並びに同法第123条（証拠裁判主義）第2項の規定中裁判所において当事者が自白した事実に関する部分は、適用しない。

(2) 人事訴訟における訴訟の目的については、民事訴訟法第220条（裁判上の和解）から第222条（和解調書等の効力）までの規定は、適用しない。

<sup>23</sup> KUNTHEA Sreysocheata「被支援国の独自の規律の一例—カンボジアにおける離婚訴訟と和解」（ICD NEWS 第94号51頁）をご覧ください。

<sup>24</sup> 第201条（被告に対する欠席判決）

(1) 被告が弁論準備手続の第1回期日に出頭しないときは、裁判所は、弁論準備手続を直ちに打ち切って、口頭弁論の第1回期日を指定しなければならない。

(2) 被告が口頭弁論期日に出頭しないときは、裁判所は、被告が原告の事実上の陳述を自白したものとみなし、原告の請求を正当とするときは欠席判決により原告の請求を認容し、正当としないときは原告の請求を棄却しなければならない。ただし、被告がそれよりも前の弁論準備手続期日または口頭弁論期日で原告の主張を争っていた場合には、この限りではない。

## 活動報告

### 【会合】

## 第25回法整備支援連絡会

国際協力部教官

山下 拓郎

### 第1 はじめに

法務総合研究所では、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により、平成12年（2000年）以降、法整備支援関係者間の情報共有や意見交換の場として、法整備支援連絡会を毎年開催してきた。

第25回法整備支援連絡会が令和6年12月6日（金）に開催され、昨年に引き続き、会場とオンライン配信のハイブリット開催で実施された。以下、その概要を報告する。詳細については、後掲のプログラム及び発言録を参照されたい。

### 第2 第25回法整備支援連絡会のテーマについて

第25回法整備支援連絡会では、「法整備支援30年の蓄積と今後の展開～メコンから世界へ～」をテーマとして掲げた。

我が国は、1994年にベトナムに対する法制度整備支援を開始してから、カンボジア・ラオスなどのメコン川流域の国々、さらに、南アジア・中央アジアの国々など、30年にわたって法制度整備支援活動を行ってきた。

その間、国際情勢は激変し、我が国の支援対象国であったミャンマーにおいて軍事クーデターが発生し、ヨーロッパにおいてもロシアがウクライナに侵攻するなど、法の支配に対する危機意識が高まっている。

我が国の法制度整備支援は、法令の起草・改正支援、法令の運用・執行に関する支援、人材育成支援を中心に実施されてきたところ、これらの活動は、法の支配の実現、公正な司法と国民の権利保障実現のためには不可欠なものであるといえる。

また、我が国の法制度整備支援開始から30年の節目の年である2024年に、ウクライナから法整備支援の要請を受けた。これを1つの契機として、ウクライナ司法副大臣を招き、これまでの法整備支援の蓄積をふりかえるとともに、ウクライナへの法制度整備支援のあり方について議論がなされた。

### 第3 内容について

#### 1 午前の部

ウクライナから日本までお越しいただいたリュミドラ・スハク司法副大臣の基調講演及びボクダン・ネディルコ司法省欧州統合局専門家によるプレゼンテーションが実施された。

スハク司法副大臣からは、ロシアの侵攻により司法機関をはじめ様々な機関が破壊されたこと、日本がいち早くウクライナに対して政治的・人道的・経済的支援を積極的に行ったことに感謝していること、ウクライナは、EU加盟に向けて法制度の見直しや改善の必要があり、現在、「法の支配」と「民主制度の機能」の分野におけるロードマップの策定を進めていること、ウクライナにおける取組課題である司法制度の最適化及び司法の効率化・子供に対する司法的な援助・汚職対策などの分野について日本の法務省と協力して改善を図りたいことなどが述べられた。

また、ボクダン専門家からは、今後、支援を希望したい分野について、未成年者のための修復的司法や汚職対策などが挙げられた。



【スハク副大臣による基調講演】



【ボクダン氏によるプレゼンテーション】

## 2 午後の部

はじめに、日本の法整備支援の先駆者であり、令和6年5月に亡くなられた森嶋昭夫名誉教授の追悼として、森嶋先生の数々のご功績をまとめた映像を放映された。

その後、JICA、日本貿易振興機構（JETRO）アジア研究所、名古屋大学法政国際協力研究センター（CALE）、日本弁護士連合会国際交流委員会など、関係機関からの活動報告がなされた。

これに引き続いて、2つのパネルディスカッションが実施された。

まずは、JICAガバナンス・平和構築部岩間望次長、日本弁護士連合会国際交流委員会外山太士副委員長、法務省大臣官房国際課松本剛長をパネリストとして、「法整備支援の今後の展望」について、議論が行われた。

続いて、CALE村上正子センター長、JETROアジア研究所山田美和上席主任調査員、国際民商事法センター（ICCLC）酒井邦彦理事をパネリストとして、「新たな支援ニーズと関係機関との連携」について、議論が行われた。

最後に行われた総括質疑・応答では、スハク司法副大臣に対して、「国際協力部に法制度整備支援を要請することになったきっかけは何か」との質問がなされた。これに対して、スハク司法副大臣は、「2023年に実施されたウクライナ汚職タスクフォースの際にいただいた国際協力部のパンフレットを見たときに、そこに記載されていた日本の三ヶ月章元法務大臣の『アジア諸国に先立って、全く独学でフランス法・ドイツ法・英米法、という世界の法制度の三大潮流を自らの栄養として取り込んだ日本の法律制度と法学は、かくて、漸く外に向かって自らの体験を語りかけるべき時を迎えたのである。』という言葉に感銘を受け、まさに我々が望んでいることであると感じたからです。」と非常にありがたいご回答をいただいた。

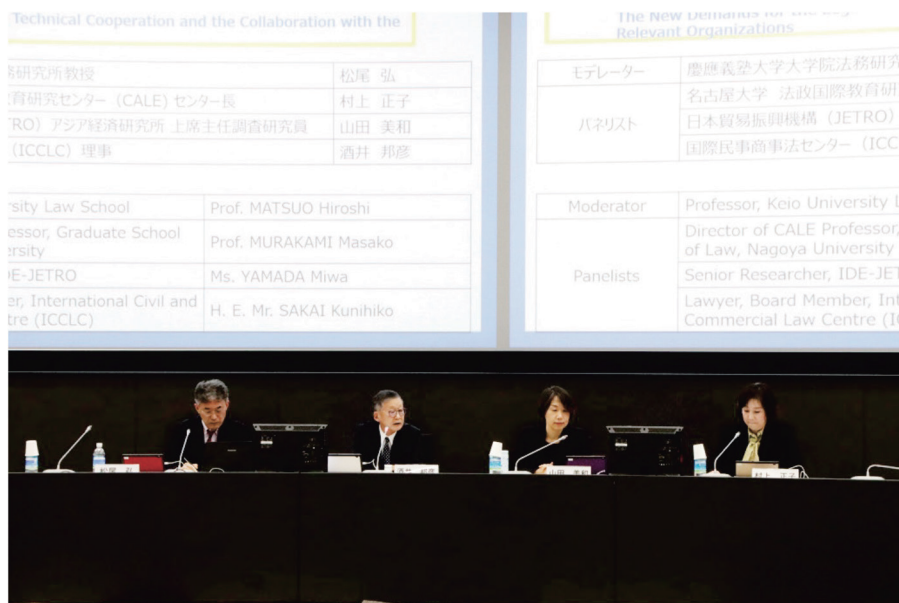


【森嶋先生追悼ビデオ】



【パネルディスカッション①】

(左から、国際協力部野瀬副部長、日本弁護士連合会国際交流委員会外山副委員長、JICAガバナンス・平和構築部岩間次長、法務省大臣官房国際課松本課長)



【パネルディスカッション②】

(左から、慶應義塾大学大学院法務研究科松尾教授、I C C L C酒井理事、C A L E村上センター長、J E T R Oアジア研究所山田上席主任調査員)

#### 第4 おわりに

パネルディスカッションでも触れられていたとおり、これまで行ってきた法制度整備支援の活動を踏まえて、支援国・被支援国の関係は、いつか終了し、次の段階に展開さ

せていくことが必要であると思われ、支援対象国の中には、本格的にこれを検討しなければならない時期に差し掛かっている国も存在する。

他方で、メコン川流域の地域から始まった我が国の法制度整備支援活動は、これまで東南アジア諸国、南アジア諸国、中央アジア諸国と徐々に広がっていき、ウクライナへの法整備支援をはじめ、島嶼国やアフリカなど、今後更なる展開をしていくことが考えられる。今回の法整備支援連絡会は、まさに法制度整備支援による法の支配の実現に向けた活動が「メコンから世界へ」展開していく一つのきっかけになったのではないかとと思われる。

このように我が国の法制度整備支援活動は、転換期を迎える時期に差し掛かっているとうかがわれ、我々法整備支援活動に携わる人員にとって、関係機関の現状を共有し、今後の法制度整備支援活動を行っていく上で検討するべき点を明らかにする非常に有意義な機会になったものとする。

ウクライナからはるばるお越しいただいたスハク司法副大臣をはじめウクライナの代表団の方々、活動報告者、パネルディスカッションにご登壇いただいた皆様には、この場を借りて深く御礼を申し上げたい。

## 「第25回法整備支援連絡会」<sup>1</sup>

### 【ICD 村上教官】

皆様おはようございます。大変お待たせいたしました。ただいまから第25回法整備支援連絡会を開会いたします。私は本日司会を務めます法務総合研究所国際協力部教官の村上愛子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、来場の皆様に事前にご案内ですが、本日はメディアの取材がこの会場に入っておりますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは開始いたします。法整備支援連絡会は、法整備支援に関わる機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場としてICD創設前の2000年1月から始まり、今回で25回目を迎えることになりました。

本日は国内外から多くの皆様にご参加いただきまして心より御礼申し上げます。それでは法整備支援連絡会の開催に当たりまして、法務総合研究所長瀬戸毅よりご挨拶申し上げます。瀬戸所長よろしくお願いいたします。

### 【法務総合研究所 瀬戸所長】

法務総合研究所長の瀬戸と申します。主催者を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。本日、関係機関の皆様から多大なご支援を得て、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により、このように今年度も法整備支援連絡会を開催することができましたことを大変嬉しく思います。また、ご多忙の中、この昭島の会場までご足労いただきました皆様、そしてオンラインで参加いただいている皆様に心から歓迎と御礼を申し上げます。

法整備支援連絡会は、法整備支援に関わる関係機関、関係者が一堂に会し、それぞれの活動や抱えている課題について情報共有、意見交換を行うとともに、テーマに応じた協議を行う場として2000年1月から毎年開催してまいりました。本日、また関係者の皆様とこうして一堂に会し、法整備支援に関する情報交換や意見交換ができることを大変嬉しく思っております。

さて、今回で25回目を迎える法整備支援連絡会は、「法整備支援30年間の蓄積と展開～メコンから世界へ～」というテーマの下、ウクライナ司法省リウドミラ・スハク副大臣による基調講演のほか、関係各機関の皆様から活動についてご報告や総括をいただき、意見交換を行うことを予定しております。また、会の中盤では、本年5月にご逝去されました森嶋昭夫名誉教授に対し、敬意と感謝の意を表し、追悼の時間を設けたいと思います。

<sup>1</sup> この議事録は、その記載等に一部不正確な箇所もみられるが、これは当該議事録が当日の発言を文字におこしたことに起因するものである。

本年は、当省が最初の支援国であるベトナムに対して法整備支援を開始してから30年目の節目に当たります。我が国の支援は、ベトナム、カンボジア、ラオス及びインドネシア等の東南アジアの国々のみならず、ネパール、スリランカ、バングラデシュといった南アジア、ウズベキスタン等の中央アジアにも範囲を広げ、現在は太平洋島しょ国などの新しい地域に対する支援も行われつつあります。このように、我が国の法整備支援は、この30年間で支援の範囲を広げ、さらに、支援の内容も、基本法令の起草支援や人材育成支援から広くビジネス環境整備に関する支援に至るまで、幅広い分野に及んでおります。

我が国の法整備支援は、アジアを中心とした世界において、一定の地位を確立してまいりましたが、本年、ウクライナ司法省から法務総合研究所国際協力部に対し、法務・司法分野における協力要請が行われました。2022年2月に発生したロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、力による一方的な現状変更を許さないという国際秩序の根幹を揺るがす事態であり、国際社会に大きな衝撃を与えました。このような事態は、法の支配、基本的人権の尊重といった普遍的価値を蹂躪するものであり、到底容認することはできません。

昨年、我が国とウクライナは、ウクライナにおける司法改革、法執行、汚職との戦いにおけるG7が果たす役割について言及した日ウクライナ共同声明を発表した上、G7もウクライナ支援に関する共同声明を発表しました。また、本年8月には、当時の小泉龍司法務大臣がウクライナを訪問し、当省とウクライナ司法省との間で協力覚書を取り交わしました。現在、法務総合研究所国際協力部が関係機関と協議を行いながら、ウクライナに対する具体的な協力について検討を進めているところであります。

このような中、今年度の法整備支援連絡会では、ウクライナ司法省からリウドミラ・スハク副大臣をお招きし、基調講演を行っていただきます。この場にスハク副大臣をお迎えすることができたことは大変光栄であり、この機会に、今後の協力関係の礎となることを願っております。我が国はウクライナとともにあるということを、この場でも申し上げたいと思います。

また、今回は先ほど申し上げたテーマの下、現在の法整備支援に関する取り組み状況を共有するため、国内の関係機関の皆様から前回の法整備支援連絡会が行われた昨年12月以降の主な活動に関するご報告をいただくとともに、法整備支援に長年にわたり携わってこられた関係者の皆様にパネリストとしてご登壇いただき、「法整備支援の今後の展望」、「新たに支援ニーズと関係機関との連携」についてディスカッションを行っていただくこととしております。今回、各関係機関の報告やパネリストとしてご登壇いただく方々におかれましては、お忙しい中、ご準備をいただき、誠にありがとうございました。

この法整備支援連絡会を通じ、法整備支援30年の蓄積と今後の展開について皆様と活発な意見交換ができ、当省及び皆様の今後の法整備支援活動に役立てていただくことができましたら、この上ない喜びであります。

最後になりますが、本日ご参加いただいております皆様の益々のご活躍とご発展を祈念いたしまして私の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## 【ICD 村上教官】

瀬戸所長、どうもありがとうございました。続きまして、国際協力機構（JICA）理事の安藤直樹様よりご挨拶をいただきます。安藤様よろしくお願ひいたします。

## 【JICA 安藤理事】

ただいまご紹介にあずかりましたJICA理事の安藤でございます。本日の連絡会の開催に向け、まずはご準備をいただきました法務省、法務総合研究所の皆様、それから日頃よりご協力をいただいておりますご列席の皆様にご心より御礼を申し上げます。また、ウクライナ司法省、リウドミラ・スハク副大臣他代表の皆様に対して心より歓迎の表したいと思ひます。

コロナ禍以降、国際社会は複合的な危機に直面をしているというふうに言われております。ロシアのウクライナ侵攻、パレスチナ、中東、アフリカ、世界の各地で、紛争によって多くの死傷者、そして、家を追われている避難民の皆様が発生しています。それから、気候変動の影響による自然災害も頻発し、新たな感染症、さらには債務危機、国際犯罪など地球規模でのリスクというものが高まっております。また、2024年は多くの国で選挙が行われました。その過程で民主主義の揺らぎが多く見られまして選挙や民政移管の延期、法の支配が脅かされ、結果として、開発途上国の経済社会で深刻な混乱が生まれているという状況にあると認識しております。これらの危機を乗り越えるためには、国際社会が分断するのではなく、国際協調、国際協力をしていくこと、これこそが非常に重要であるというふうに考えております。

今年9月の国連総会では、国連事務総長を初め、日本を含む各国が法の支配の重要性を訴え、そして日本とパートナー国との間で、法の支配に基づく国際秩序の回復に向け緊密に連携をしていくことが合意をされています。10月にはラオスで開催されましたASEANサミットでは、昨年、法務省が主催された司法外交閣僚フォーラムの一環として開催された日ASEAN特別法務大臣会合の結果を踏まえた日ASEAN法務・司法ワークプランの実施の取り組みが歓迎されています。今後、法の支配や基本的人権の尊重など共有された普遍的な価値に基づき、ポスト2023の時代にふさわしい、より強固なパートナーシップの実現に向けた法整備制度支援を含め、法務・司法分野の国際協力がますます推進されることを記載されているというふうに承知しております。

また、ウクライナとの関係におきましては、2023年の7月に東京で開催されたG7法務大臣会合で東京宣言が採択され、ウクライナ汚職対策タスクフォースが日本のリードのもとで、設立され、今年11月初旬に第3回会合が東京で開催されました。今年の8月にはウクライナ司法省と日本の法務省の間で汚職対策や司法制度改革分野での協力が合意されたというふうに承知しております。このように、法・司法協力分野での国際協力というものがますます重要になり、日本への期待がますます高まっているというふうに考えております。

皆様ご存知の通りJICAは人間の安全保障の実現を組織のミッションとして取り組ん

でおります。2023年6月に改訂されました開発協力大綱におきましても、人間の安全保障を指導的理念というふうに位置づけ、そして、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化が重点政策というふうに掲げられております。

JICAは人間1人1人が尊重される社会の実現のために、法の支配の実現をガバナンス支援の重点課題に掲げ、その取り組みの柱に法制度整備支援を位置付けています。そして、今日の国際情勢の変化を踏まえますと、従来の日本の強みである法令の整備、運用改善、法・司法分野の人材育成に継続的な取り組みというものに加えて、SDG16.3の司法アクセスの改善、ビジネスと人権、国際法、汚職対策といった新たなニーズ、そして地域的にもアジアに加えて、ウクライナ、アフリカなどの取り組みが求められているというふうに認識をしております。加えて、法司法分野の留学生事業の充実というものも、各国の法の支配の強化、そして、人的なネットワークを築いていくというでも極めて重要だというふうに考えております。こうした取り組みの展開には法務省、UNAFEI、最高裁判所、日本弁護士連合会、国際民商事法センター、JETROアジア研究所、各大学の皆様の深いご協力を賜ることが不可欠でございます。引き続き、皆様からのご協力をいただけることを、よろしくお願い申し上げます。

今日の法制度整備支援の取り組みは、今年ご逝去されました森脇先生の情熱、ご功績、その他の多くの諸先輩方のご努力とご貢献あってこそ成り立っているものだというふうに確信をしております。ここに改めて感謝を申し上げます。これまでの成果の礎のもとに今後も法・司法分野の協力に全力をかけてJICAとして取り組んで参る所存でございます。本日は、ウクライナ司法副大臣からのご講演に加え、30年に及ぶ法整備支援の振り返りと今後の展望に対して、皆様と広く意見交換をする場になるというふうに期待をしております。

現在、国際情勢の中で必要不可欠な法の支配の定着と強化に向けて、法制度整備支援の発展、進化に繋がる議論と交流の機会になることを祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

## 【ICD 村上教官】

安藤様どうもありがとうございました。それでは、午前の部を始めます。初めにウクライナ司法省副大臣、リウドミラ・スハク様からご講演をいただきます。リウドミラ・スハク副大臣、どうぞよろしくお願いいたします。

## 【ウクライナ司法省 リウドミラ・スハク副大臣】

皆様、おはようございます。日本の同僚の皆様方、参加者の皆様方、そして、日本の法務省の代表者の皆様方、本日はこの大変重要なトピックについて、日本の法務省とウクライナの司法省との協力関係の実質的な開始を記念してお話させていただくことを光栄だと思っております。

まず、皆様、日本からはウクライナに対する支援と連帯を表明してくださり、ありがと

うございます。ロシアからの侵略があったわけですが、武力侵攻の結果、壊滅的な人的な被害が発生し、特に民間施設などのインフラが破壊されました。こういった破壊の一番の例がヨーロッパ最大の小児病院であるオフマデイト病院です。多くの地域、特に、東部と南部の司法機関が一部あるいは完全に破壊されています。その結果、141の裁判所などがロシアによって破壊されました。そうなりますと、多くの判事あるいは裁判所のスタッフなどは軍に参加し、現在は戦闘に参加しています。また、刑務所や拘置所の相当数が一時占領地域や戦闘地域の付近に位置しています。そして、更生施設なども破壊されています。その結果、我々は囚人をより安全な地域へ移送せざるを得なくなっております。これもやはり刑務所のシステムに過重な負担がかかっています。

また、ロシアの戦争犯罪、人道に対する犯罪、これは日々飛躍的に増加しています。今、重大な時期であり、攻撃、侵略に直面している中、我々は日本から政治的な支援だけでなく、人道的、経済的な支援も受けています。日本の経済的支援は100億ドルを超えています。我々にとってこの支援はとても重要です。ロシアはあらゆる手段を使って、ウクライナを破壊させようとしています。特に、冬の今の時期は攻撃が激化しています。日本は、ウクライナの平和と安定のコミットメントを何度も再確認し、最も積極的な協力をしてくださる国の一つです。ウクライナの国民は決して日本の皆様方のサポート、そして、思いやりや連帯を忘れません。

それでは、ここで手短に我々の司法省の現在の優先課題についてお話ししたいと思います。我々は今どういった状況で仕事をしているのか、また、我々の優先課題についてご理解いただけたと思います。

現在、司法省の仕事のほとんどは欧州統合プロセスに集中しています。悲劇的な出来事があったにもかかわらず、我々ウクライナは欧州連合に参加する機会を与えられているわけです。ただ、新しく加盟するにあたって法制度などをEUの基準に沿うようにする必要があります。これは膨大な作業が必要です。一般的に、EU加盟交渉においては6つの分野、34の章にわかれています。こういった協力関係は3つの章になります。まず、第23章、これは司法と基本的な権利であります。例えば、司法と反汚職、基本的な権利であります。第24章は、司法・自由、法の執行機関などで、法の機関の協力、人の引き渡しなども含まれております。また、この議会の第24章ですが、法執行機関や治安機関のシステム全体、民主制度の機能などの政治的な性格を有しております。そして、ウクライナ司法省は総合的な法の分析を行いました。EU acquisの包括的な比較分析を行っており、完全に整合させるための具体的な提案、いわゆるスクリーニングプロセスを作成しました。

こういった交渉枠組みは去年から始まっていますが、我々は3つのロードマップ、ベンチマークを作る必要があります。ロードマップは、法の支配、民主制度の機能の分野に関するものです。また、公的機関の改正に関するもので、地政学的な文書であり、EUの完全なメンバーになるためのロードマップでもあります。こういった活動に基づいて、いろいろな機関の役割などを定めています。まず、文書の第1のドラフトですが、

も、2027年までに実施しなくてはなりません。また、法の支配に関するロードマップは4つの分野、司法、汚職との闘い、基本的権利、正義、自由と安全保障に関するものに分けられています。そして、司法及び検察の改革、司法統治及び自治会の組織の基盤の確保、ウクライナ憲法裁判所の独立性と実効性、司法及び検察の内部圧力、汚職政策の策定、汚職防止機関の独立性能力や説明機関の強化などです。また、人権保護の強化なども入っております。ヨーロッパの批准に沿ったものにしなくてはなりません。この民主主義の機能に関するロードマップに関しては、ウクライナにおける民主的プロセスの組織の発展における戦略的、政治的な優先事項の概要を示すものであり、自由で公正な選挙の確保、選挙情報と選挙運動の規制の改善、政党と選挙運動における資金調達の透明性の確保、ウクライナ議会が外部からの影響を受けずに効果的に機能すること、市民、社会、組織が当局の影響を受けない枠組みの確立です。

ウクライナ司法省は、現在、2カ国間の協力を強化したいと思っています。特に、日本との協力を強化したいと思います。安定的な司法制度、汚職をほとんど許さない日本との協力関係を強化したいと思っています。

そして、この汚職対策という意味では、タスクフォースにも参加をして取り組みを行っています。特に、法務省、法務総合研究所国際部による支援に大変関心を持ちまして、ウクライナ汚職対策タスクフォース第1回会合のために東京を訪問させていただきました。特に汚職をどのように特定するのかということを考えました。また、それをどうやって低減化するかということに関心を持ちました。我々として必要なのは信頼できるパートナーであります。つまり、経験や知識、そして、革新的なアプローチを私どもと共有していただけるパートナーが必要なのです。私達は、有効な司法を、特に独立性、透明性、包摂性という意味で確立したいと思っています。ウクライナは今、大きな課題に直面しており、必要なモデルというのは大変有効な司法制度の革新、革命ができるものだと考えてます。

もう1つの専門的な協力分野として特に重要だと思えますのは無料の法律支援の分野であります。特に、その国の弁護士による法律支援の提供のための品質基準を策定するための支援です。このように、私たちはさらなる協力のための多くの分野を提案しており、研修、相互の会合、セミナーのさらなる開催が私たちのさらなる協力に大きく貢献するものと信じています。まさに、日本の司法省様とウクライナ司法省の協力というのは、それぞれ個別に協力をするだけではなく国際協力のいろいろなパズルを繋げるものだと思います。そして、我々は国を全体として繋げるものとしてとても重要だと思っています。同僚の皆様方、繰り返しになりますけれども、ウクライナのためにこういった形で我々に取り組みさせていただけるということは大変光栄でございます。これからもぜひ生産的な協力を私どもの国と実施していただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

## 【ICD 村上教官】

どうもありがとうございました。続いて、ウクライナ司法省欧州統合局専門家ボクダン・ネディルコ様よりプレゼンテーションを行っていただきます。このプレゼンテーショ

ンでは、今後の協力分野についてご提案をいただけるものと伺っております。それでは、ボクダン様、どうぞよろしくお願いいたします。

### 【ウクライナ司法省 ボクダン・ネディルコ氏】

法務省の代表の皆さま、ご参列の皆様、おはようございます。まず、基調講演でもお話がありました、ロシアの攻撃によって破壊されている建物の写真をお見せいたします。ロシアがウクライナに対して攻撃を行っているということの証拠になります。

さて、ここから私どものウクライナ司法を支援するための経験及び関与に関する提案をいたしたいと思います。まず1つ目が国際司法協力になります。通常、他国と司法に関しての相互援助をする場合には2国間の条約という形になります。今、ウクライナと日本の間の刑事及び犯罪人引き渡しに関する相互援助の条約の作成をしております。以下のテーマに対して2つの条約、つまり、刑事及び犯罪人引き渡しに対する相互援助の条約の作成と締結を提案いたします。この条約のドラフト作りにおいて、日本の法務省の国際協力部の皆様ともお話をしております。さらに、この両方の分野において話し合いを続けていきます。そして、ここに書いてあるテーマに関しまして、研修やワークショップの開催もいたしたいと思っております。まず、国際刑事司法、犯罪資産の回収のための法的メカニズムと国際的な法的協力の枠組みにおける適用の実践、刑事事件における国際司法協力、日本でどのように行われているかに対して関心があります。また、国際的な子奪取の民事上の側面に関する条約の実施、児童の変化に関するケースの検討の確保、児童の権利の執行、児童の返還に関する決定についてです。

次にお話をしたい協力関係を確立したい分野というのが強制送還された子供のデータ登録です。こちらはウクライナに対するロシア連邦の武力侵攻に関連して、国外追放、強制退去させられた子供に対するデータの登録です。2022年2月以降、一時的に占領されているウクライナ領土にいた全ての子供たちの身元を確認し、現在の居場所を確認することが重要です。現在、一時的に占領されている領土があります。私達の提案といたしましては、最後に書いてありますけれども、強制送還の推定になりますが、2022年2月24日以降に一時的に占領されたウクライナの領土に居住していた全ての子供について、否定的事実が立証されるまで、説得力のある証拠に基づいて国は強制送還されたとみなすということです。こうすれば男女を問わず、全ての子供がロシアによって強制送還された可能性が高いという基準になります。このデータを登録することにより、強制送還された子供たちの現在の場所が登録されることになります。

強制送還された子供のデータ登録というスキームがここに書いてあります。まず、外国からのデータを得るということが非常に重要になります。ですので、このプロセスに参加していただけるという意思を公表していただくことが重要になります。日本の皆様にもこの参加国になっていただきたいと考えております。

次は刑の執行になります。不適切な拘留条件や過度の拘束期間に対する予防的、代償的な救済措置を開発するという。不当な勾留条件や過剰な勾留期間に対する刑事裁判上

の救済措置が日本でどのように行われているかに関心があります。ウクライナの場合、こうした刑の執行をする場合には歴史的に非常に状態の悪い建物が使われることがあり、ヨーロッパの発展した国の状況とは違います。5人、6人の受刑者が非常に狭い場所に収監されることになります。そして、ロシアの侵攻により、現在、一時的に占領されている領土の刑務所や拘留所は使用できず、現在使用できる刑務所や拘留所が非常に混みあっています。このような事態をヨーロッパの人権団体がウクライナに対して、適切な環境を提供するようという助言もしています。私達も状況調査しておりますけれども、受刑者が拘留されている時間が長く、刑期が言い渡されたときにはすでに拘留期間が刑期を超えているということもあります。そういう場合に、受刑者からの苦情が発生することもあります。不適切な状況についての救済についても考える必要があります。別の場所に移送する、もしくは刑期を短くするということも考えています。

私どもは、強制施設に対して再犯を防ぐという意味でも対応したいと思っています。また、新しい罪を犯すもしくは再犯をするということは要望しなければいけません。そして、どのような女性、男性、若年者を含めた薬物に依存している犯罪者のニーズに基づいて矯正プログラムを作る必要があります。これらは非常に複雑で、プログラムの重要性はどんどん増しており、いろいろな知識やスキルが必要になります。現在、刑務所の社会心理サービスの職員のコーチング能力開発も行っています。最も現代的な方法論を使い、ワークショップも開催しています。また、日本の皆様の経験も私どもは生かしていきたいと思っています。例えば、有罪となった受刑者に対してどういう方法でこれらの矯正施設が対応し今後の再犯リスクを下げられるかということについて、私達の法規制というよりも実際に何が行われるかということが極めて重要になります。私達の非常に重要な面としては専門的な偏見や感情的な燃え尽き症候群ということが矯正プログラムの専門家に起こることがあるため、スタッフの専門的レベルを向上してそうしたことも避けなければいけません。また、包括的な矯正プログラムのスタッフに対して、しっかりと心理的な燃え尽き症候群を防止するということで専門家もスタッフも守っていく必要があります。もう一つ非常に大きな問題、社会的なヒエラルキーなどを過去のソ連から引き継いでしまったということがあります。これは、ヨーロッパの人権団体からも指摘されています。ですので、私達は皆様からの経験も聞きたいと思っています。刑務所での非人道的な行為が存在することもあり、どのように撲滅するかということについても皆様のご経験を伺いたと思います。また、法的なレベルにおいても、矯正機関においても私達の方でしっかりと対応していきたいと思っています。

次は無料の法律支援についてです。まずは法的な基準を使って、弁護士によって何が無料で支援活動として行えるのかを明確にすることだと思っています。ぜひ皆様からどういったらこの無料の法律相談ができるようになるのかをサポートいただければと思います。私達はパイロット・プロジェクトに対する支援も受けたいと考えています。ボランティアの心理学者や少年専門家のサポートも必要だと思っています。また、このような心理学者に対するサポートも必要だと思っています。そして、こういう自由で、日常的なサポートというところ

も必要だと思います。

次の無料の法律支援の分野としてとても有益だと思っているのは、裁判外紛争解決の分野における研修活動や未成年者を含む刑事事件に関与するための試験的メカニズムの中で、弁護士や心理学者に体系的な研修を提供することです。それから日本における修復的司法というのも大変良いと思います。その中には、例えば心理学者や調停者の選定、法律秩序情報プラットフォームの週ごとの技術的改善、健康モバイルアプリケーションといったことであります。

また、デジタル化というところで申し上げますと、国境地域におきまして市民の身分に関するデジタル化の支援をしたいと思っています。国境地域ではそういったインフラがとても危うくなっているわけであります。ですので、身分を保障するものは紙のフォームでしなくて、電子化されていないというところが大きな課題になっています。そういう意味では、この資金を使ってアーカイブを作っていくと。そして、国境地域におきまして市民の身分保障ができるようにしたいと思っています。

次の分野におきましては、新しい法律を使うことによって、新しいこの登録簿を作って、使いやすい形にすると。また、例えばIDを用いてウクライナでリーガルアクセスができるようにするというものであります。例えば、電子キャビネットなどを作るということも含まれております。

次の分野といたしましては、新しい情報システムの必要性ということです。フォレンジックアクティビティのシステムが必要だというふうに思っております。例えば、その中には認証されたフォレンジック担当官や、あるいは専門家として認定をし、国の専門機関で仕事をする、あるいは民間の機関でもその資格を活用して協力できるようになればと思います。

次は、未成年者に対する修復的司法の分野であります。皆様の支援が必要だと思いますのは、社会統合であります。未成年が修復的司法を通じまして、例えば追加の手段でもって社会に再統合できるようにするということです。これは他分野協力に基づいて行っていきたいというふうに思っています。身体的、またその他様々な心理的側面を含めて、保護観察官あるいは他の様々な機関と協力して行うようにしたいと思っています。我々の保護観察機会というのはあまりソーシャルサービスを提供できていない。よって、心理学者もあまりいないですし、スタッフは未成年ということに対する専門性もないということで、未成年を社会統合する上で必要な心理的サービスが提供できていないのです。ですので、そういったサービスが提供できるようにできればと思っています。その方法といたしましては、いろいろな法的根拠やメソッドロジーにおいて、毎回個別にコーディネーションせずにできるようになればというふうに思っているわけです。かなり煩雑な手続きになっておりまして、今ウクライナでは大変難しい状況になっておりますので、定型としてどういうアルゴリズムでこういうプログラムを適用できるかということを確認にしたいと思っています。そして、特に未成年者に対して社会統合に対するモデル作りもしていきたい。例えば、プログラムを実施するのはどこなのか、家族とどういうふうに協力するのか、どういう分類

で実施を行っていくのかというようにところを明確にできればと思っています。

次は、科学捜査、フォレンジックです。こちらについて、皆様の経験をぜひ提供していただきたいと思います。日本においてどのように組織体系が作られているのか、捜査機関の組織構造と体系について、そういった専門家になるためにはどのような資格が必要なのか、科学捜査専門家になったときの権利と義務、専門家の独立性確保をどうやってやっているのか、例えば任命権者からですとかその他の当局者からの独立性の確保ということ。また、科学捜査における国際協力、他の国とどのような協力を行っているのか。

次の分野といたしまして汚職対策であります。我々が関心を持っているのは、司法省における汚職リスクの特定をどうやっているのかということです。ウクライナにおきましては、我々の省もそうですけれども、汚職対策プログラムを数年間少なくとも3、4年間やらなければいけないと定められ、こういったプログラムは明確に全てのリスクについて明示しなければいけない。次に、その省において汚職に繋がるようなリスクがあるため、どんな小さなユニットであっても全てを洗い出さなければいけない。日本ではどのように汚職リスクを特定してるのか。特に、重要なリスクについてどういうふうに指定をしているのか。また、何か外部要素について考えているかを学びたいです。例えば、メディアからの情報、内部ファクターとしてどういうものを見ているかということです。

また、日本の法務省の中で最も職業に繋がるのはどういうものだというふうに分析をしていて、この日々どういう対策を行って、汚職のリスクを最小化してるかも学びたいです。特に、最大レベルの汚職リスクをどうやって最低限まで抑えているか、どういうふうに、どういう要員を用意しておけばよいのか、また、利益相反や権力の乱用の防止手段をどうしているかを具体的に伺いたいです。どういう対策をされておられますか。それによって利益相反を防いでおられるのか。そして、省内での、例えば公務員としてのあるいは特に権限を持っている人の権力濫用をどのように防いでおられるのかということです。もし、こういった汚職があった場合にはどういう懲戒あるいは刑事責任を求めているのかも知りたいです。特に、法律違反あるいは不正利用、権力の濫用についてどういう懲戒や刑事責任を持ってるかということです。我々はオープンに様々なことをお聞きしたいですし、皆様からぜひご意見いただきまして、今日なり、あるいはこれから協力を始めるに当たりまして、ぜひ様々な忌憚のないご意見を聞きたいというふうに思っています。では、私からは以上です。ありがとうございます。

## 【ICD 村上教官】

ありがとうございました。それでは以上をもちまして午前の部を終了といたします。

ここで、本日の質疑応答に関してご説明いたします。本日は午後のパネルディスカッションの終了後、総括質疑応答の時間を設けております。これまでのご講演、あるいは午後のパネルディスカッションを含め、ご質問がある方につきましては、こちらの総括質疑応答の時間にまとめて質疑応答の回答させていただきます。そして、こちらで本日質問をお寄せいただく方法についてもご説明いたします。

初めに、会場に参加いただいている皆様におかれましては、机の上に当日質問票という紙をお配りしております。こちらの質問欄に質問をご記入いただき、総括質疑応答前の休憩時間までにご提出をお願いいたします。この質問用紙をご提出いただく質問箱ですが、こちらの会場の後方2ヶ所に設置しております。また、質問を記入いただく際には差し支えないようでしたら、お名前、所属、さらには、どなた宛のご質問かも明記いただけますとありがたく存じます。

また、オンライン参加の方におかれましては、各公演中、あるいは休憩時間を利用して、画面の下のQ&Aをクリックして、どなたか宛の質問かを明記して質問内容をご記入ください。

なお時間の都合上全ての質問にお答えできない場合がございますので、この点あらかじめご了承くださいと思います。

本日午前の部ですが、予定より早く進行しております。ただ午後につきましては、予定通り午後1時より開始いたします。この後は午後1時まで、昼食の休憩とさせていただきます。

ご来場の皆様にお知らせいたしますが、既に昼食会場のご案内をさせていただいた方につきましては、会場までご移動をお願いいたします。それ以外の参加者の方につきましては、この建物1階のラウンジにお弁当を用意しておりますので、ぜひご利用ください。

午後の部は、先ほど申し上げました通り、午後1時より開演いたしますので、その時間までにこちら会場にお戻りいただきますようよろしくお願いいたします。また、通訳機のパナガイドにつきましては、机の上にそのまま置いておいたままにさせていただきますようお願いいたします。それでは、以上でアナウンスを終了いたします。どうもありがとうございました。

## 【ICD 村上教官】

ただいまから午後の部を始めます。会場の皆様に2点ほどご案内をさせていただきます。現在ウクライナ司法省の皆様ですが、別件の対応中のため離席されております。この後、総括質疑応答の前には席に戻られる予定ですので、あらかじめお知らせいたします。またこちらの会場ですが、適宜空調の調整をしておりますが、暑いと感じる方におかれましては、上着などを脱ぎいただいて適宜ご調整いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

それでは、午後の部を開始いたします。本年5月26日森寫昭夫先生がご逝去されました。森寫先生は民法研究においてご高名であるだけでなく、1992年にベトナムから支援要請がなされた際に、いち早くこの要請に対応された我が国の法制度整備支援事業の先駆者でありました。森寫先生は1992年のベトナムからの支援要請以降、約30年にわたりベトナムやカンボジアなどの法整備支援事業に携われてこられました。そのご功績をたたえ、この度、追悼動画を作成いたしました。それではこれから森寫先生の追悼動画を上映いたしますのでご覧ください。

～動画視聴～

### 【ICD 村上教官】

ただいまご覧いただきました追悼動画ですが、森寫先生のご生涯と数々のご功績を振り返るものでした。先生の当時の姿を思い出された方も多いのではないのでしょうか。先生が残された多大なご貢献に深い敬意を表し、心より哀悼の意をささげたいと思います。森寫先生どうもありがとうございました。

続きまして、法整備支援の30年の振り返りと今後の展望をテーマに、各機関からのご報告をいただきたいと思います。初めに、国際協力機構（JICA）ガバナンス平和構築部ガバナンスグループ 法・司法チーム課長 琴浦容子様からご報告をいただきます。琴浦様、どうぞよろしくお願いいたします。

### 【JICA 琴浦】

ありがとうございます。今ご紹介にあずかりましたJICAガバナンス平和構築部の琴浦と申します。よろしくお願いいたします。この1年も法務省、UNA FEI、ICD、それから日弁連、その他大学の先生方と本当に多くの方々に支えていただきながら活動を行ってまいりました。簡単ですがご報告させていただきます。

訪日研修は国別研修としてベトナム4件、インドネシア2件を含む16件行っていました。昨年よりも数が増えておりましてコロナの影響もうかなりなくなって、元の数に戻ってきたという印象がございます。課題別研修も昨年と同様9件行っていました。

法制度整備支援全般でございますが、東南アジアでは次のフェーズを立ち上げていくタイミングに来ております。インドネシアは今行っている案件が来年の9月末で終わりますので、次の案件をどうするのかというのをこの1年かけて先方と協議をしてまいりました。今年の要望調査で要請も上がっておりますので、次どのような案件をするのかというのを今後もう少し詰めていきたいと思っております。ベトナムも来年の12月で今やっている案件が終わりになりまして、次どのような案件を立ち上げていくかを現在、関係の皆様と協議させていただいているところです。かなりニーズも変わってきていること、また国がとても早く発展していることから、どのような形で協力していけばよいのかというのを今後検討してまいりたいと思います。南アジアではネパールの案件形成というフェーズに入っていました。これまで国別研修、個別専門家という形で協力を行ってきました。今般、技術協力プロジェクトの要請が上がったことから形成を進めたものです。具体的には民法、日本が関わって作ってきたものですが逐条解説を作るということで、協力する予定です。また、今年の4月からアフリカで少年司法の案件も始まりました。この分野は長くUNA FEIの皆様にご協力いただいているものですが、改めて技術協力プロジェクトという形で立ち上がったものです。11月に第1回目のGCCがありました。

て、山口所長にもご参加いただきました。その他、留学生事業ではネットワーキングの強化ということで、LinkedIn を使った形でネットワークを広げていくということを取り組んでおります。

法の支配の強化という観点では、先ほど少し触れたケニアで保護観察のボランティアを養成し制度化していくという案件が始まっております。またビジネスと人権という観点では、今まさに課題別研修2回目が行われているところで、山田先生にもかなりご協力いただいております。ビジネスと人権の1つの技術協力プロジェクトとして行っております、ガーナの案件は現場での取り組み、モデル活動というのを今まさに進めているところでございます。児童労働の撤廃というのは、SDGsの中でも目標年が早く、来年の6月となっております。それまでに少しでも何らかの成果を上げたいと今取り組んでいるところでございます。それ以外に汚職対策、それから国際公法もこれまで課題別研修を中心に行ってきたしておりますが、各国からの要請も多く上がってきているというのが現状です。

こちらの一覧表は一応関係の機関ごとに分けているものではあるのですが、実際にはベトナムやラオス、バングラデシュは弁護士の先生にも派遣いただいているため、このように綺麗にわかるのかということそうではないかなとは思っているのですが、これまでと同様に、多くの皆様にご協力いただきながらプロジェクトを実施してまいりました。新たなものとしては、先ほど触れたネパールの案件がこの表にはまだ出してはいないのですが、これまでやってきた個別専門家国別研修に加えて、それをもとにやっていく技術協力プロジェクトが立ち上がったというものがあります。また、ウズベキスタンの汚職対策というものは小山田先生、市橋先生のご協力を仰ぎながら国別研修という形で今研修に取り組んでいるところでございます。

UNAFEIの皆様とは、数多くの課題別研修を実施してまいりました。課題別研修の中でも特にウクライナからは要望がたくさんございましたので、汚職対策の研修には上乗せで研修員を受け入れていただく等のご協力もいただいております。ケニアの案件は先ほど触れたもので、教官にも入っていただきながら案件を進めているものでございます。今年度新たに始まったものが、日・ASEANの刑事司法セミナーでございます。

公正取引委員会の皆様とは新たに始まったのはフィジーの案件で、来年1月、2月に研修を行うべく今まさに準備に取り組んでいるところです。

こちらは留学生の一覧となります。合計数を載せることができなかったのですが、昨年ご提示したものとほぼ同じ人数で受け入れを行っております。こちらに関しても本当に多くの大学の先生方にご協力いただいて実現しているものでして、改めて御礼申し上げます。長期研修、留学という形では、この長期研修で受け入れている法・司法分野の中核人材、それから国際公法の分野だけでなく、無償資金協力JDSという形でも多くの人数を受け入れていただいています。このJDSの方が人数枠としては大きいかなと思うのですが、本当に多くの大学の先生方に受け入れていただくことで実現しているものです。先日、私自身もネパールに出張したときに、JDSの卒業生と会うことができました。司法省の中で日本語を話す人がいるということにも驚きましたし、日本の文化も理解

しながら各国で努力されているということを見ることができました。

全般を通してなんですけれども、法の支配それから Access to Justice に資する活動としては、ビジネスと人権で新たな動きとして出ているのは第三国研修というものです。I G A D 地域というのは東アフリカのジブチに拠点を置いている地域機構です。そちらの地域機構と協力して研修を行うというもので今年度から始まります。これも本来であればその地域機構が中心となって行っていくものではありませんが、十分なエキスパティーズがあるわけではないということから日本の先生方にもご協力いただきながら進めているところです。

それから汚職対策ですが、先ほどのウクライナの皆様からのご発表の中でも触れられていましたけれども1つキーワードとして出てきているものです。先ほどの話ですと、汚職対策以外にも要請があるようではありますが、今後どのような形で協力しうるのかを検討していきたいと思います。

私達、法・司法チームとしましては、法整備支援だけではなく、メディアそれから警察分野も協力しておりまして、そこも含めて法の支配への貢献というふうに考えております。簡単ですがこちらでの動きを共有させていただきますと、メディアの分野では、コソボでフェーズ3のプロジェクトが立ち上がったところです。2年間という短い期間のプロジェクトではありますが、これまで支えてきている公共放送局の能力強化というところで、今まさに始まったところです。

また警察分野に関しましては、長く日本の警察庁様にご協力いただいているのは、インドネシアが中心ではあるのですけれども、それ以外にも、今年度はコロンビアやブラジルにご出張いただくということもありましたし、警察庁の方からご紹介いただいて、インターポールと連携するという案件も始まっています。今年度、西アフリカ15カ国を対象とした金融犯罪取り締まりの案件も始まる予定となっております。

最後になりますが、これまでの振り返りということで1枚スライドを出させていただきました。まさに先ほどの森脇先生の追悼ビデオの中にもありましたけれども、90年代に始まった法整備支援は、初めは実施体制をどうするかというところでもかなり模索していたというのを過去のファイルを見ても感じました。先生から本当に叱咤激励いただきながら、どういった体制であれば協力できるのかというのを検討してきたという状況ではあるのですけれども、今、こうして振り返ってみると、市場経済化支援を契機としていたものが、紛争影響国への支援、それからビジネス環境整備への支援というふうに支援の幅や対象国、対象分野が拡大してきたと感じます。

ただ一貫して変わらないのは、オーナーシップの尊重やそれを支える人材育成というところで、まさに森脇先生に率いていただいていたところなのかなと思っています。また、約30年協力してきたことによる人材育成への貢献は大きいと感じております。特に、私自身15年前にカンボジアの案件に携わっていたのですけれども、15年経ってこのポストに戻ってくるとカンボジアの人材の層がすごく厚くなっているというふうに感じました。なかなか成果を出すことが難しい分野ではあるんですけれども、30年というスパンで考

えると本当に大きな功績を残してきているというふうに感じます。

他方で最初の支援国であるベトナムを始め、様々な国では協力というところから対等なパートナーシップへの昇華というのが今求められているという理解で、これからどういう形で協力していくべきかというところを、また皆様にご教示いただきながら検討してまいりたいと思います。以上となります。

#### 【ICD 村上教官】

琴浦様どうもありがとうございました。続きまして、日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所 上席主任調査研究員 山田美和様からご報告をいただきます。山田様よろしくお願いいたします。

#### 【JETRO 山田上席主任調査研究員】

皆さんこんにちは、ジェトロアジア経済研究所、幕張・アジ研の山田です。こちらでお話をすると、いつもアジ研ではアジ研ではと言われて、どこの話をしてるのかなといつも府中のアジ研というか、こちらの昭島のアジ研という話で。実は私もかつて法律事務所に勤めたことがあります。法律事務所からアジア経済研究所に転職したのですが、法律仲間に「今度、アジ研に行くんだ」と言ったら、「え、アジ研！？あの府中の？」というふうに言われたのをいまでも思い出します。

もし、アジア経済研究所にご案内でない方がおいでになりましたら少しお話をしたいんですけど、アジア経済研究所を英語で言うと、Institute of Developing Economies でございます。アジアのみならず、アフリカ、中東、それから南米等の途上国に関する政治や経済や法制度等を研究する、おそらく日本最大、世界最大の研究所でございます。1960年に設立をされまして、1998年に行政改革の一環として日本貿易振興機構と統合され、今は日本貿易振興機構アジア経済研究所となっております。私どもの研究所では古くからベトナムやタイ等々に関するアジアの法律の研究をする大先輩たちがおいでになりまして、その系譜を継ぐ形でおります。

この法整備支援連絡会とのご縁は今日お見えになっている元名古屋大学の鮎京先生が名古屋大学においてもベトナム等を始めとするアジア法の研究ということでお声掛けをいただき、名古屋大学との親交とともに、法整備支援連絡会にお邪魔させていただくことになったと思います。

法整備支援をするにあたって、やはり重要なのはその国においてどういう状況にあるのか、どういった社会、経済や人々の暮らしがどうなっているかということが重大でありますので、そういった意味でアジア経済研究所が行っている地域研究というものが役に立つのではというふうに思慮する次第であります。

私自身はここ10年ビジネスと人権というテーマで活動してきておりまして、それを中心に本日お話をさせていただきます。毎年出しているスライドによく似てるのですが、ビジネスと人権に関して責任ある企業行動およびサステナビリティに関する政策提言

事業というものをここ10年ほどやっております。基本的には日本企業がサプライチェーンで重要な地域であるアジアを中心にビジネスと人権に関する政府と企業の動向を調査して、企業はどのように人権尊重、企業経済の中に取り組んでいくべきか、またそれをどのように政府として促進できる政策ができるかということを調査研究してきております。今年度、2024年度としましては、各国の政策動向、特に近年は人権デューデリジェンスを法制化するという動きが欧州の方でありますので、そういったものをウォッチしております。アウトプットとしては、アジ研ポリシー・ブリーフ、それから先々週に行われた、国連ビジネスと人権のフォーラムへの参加や、また外部への委託調査としては「紛争影響地におけるビジネスと人権—ミャンマーを事例に—」「インドネシアにおける責任あるサプライチェーン—マルチステークホルダーへの調査—」「日本企業の員エンゲージメントの事例」がございます。また別に「ビジネスと人権—グローバルトレンドとアジア」ということで今年本をまとめる予定になっています。

調査活動と並びまして重要なのがアウトリーチでありまして。今日ご来場の皆さんにぜひおいでいただければと思うのですが、再来週になりますが12月19日に元ビジネスと人権ワーキンググループメンバーであり、かつ、ただいま発展の権利の特別報告者であるスーリヤ・デバ氏を招聘してシンポジウムを行う予定でございます。お時間あらましたら、ぜひご来場いただけますようお願い申し上げます。また、この夏、バンコクでは日系企業向けの実践型セミナーとして、アジアにおけるCSOの方々やトレードユニオンの方々をお招きして日本の企業の方々と一緒にエンゲージメントをするというワークショップを開催いたしました。法務省の方々や酒井先生にも「国連責任あるビジネスと人権アジア太平洋フォーラム」にご参加いただき、大変盛況なセミナーになりました。また、調査研究のベースといたしまして、プラットフォームという形で私どもの研究者、本部、ジェトロ、それから省庁の方々等々交えて研究会を開催しており、ビジネスと人権に関する知的プラットフォームの形成というものに努めております。

今年は30年にあたるので過去を振り返ってくださいというご指示をICDの方から受けました。ICDのニュース、ウェブサイトを見て、一体いつからアジア経済研究所が活動報告をさせていただいているのかというのを遡ってみたところ、私が確認する限り第8回の2007年から活動報告させていただいてます。アジア経済研究所では、ビジネスと人権はつい最近の話なのですが、タイやベトナム等における法制度や政治に関する様々な研究を蓄積してきております。ビジネスと人権に関しては、第15回の2014年の大阪で開催されたときだと思うのですが、初めてビジネスと人権プロジェクトを開始するということをお話しさせていただきました。その後、当時の部長に声をかけていただいて、ICDニュースに「法整備支援と『ビジネスと人権に関する国連指導原則』—すべては人々の権利のために—」という拙文を書かせていただきました。この後のパネルディスカッションにも参加させていただくのですが、法整備支援との関係で言えば、法整備支援というものは、支援対象国が指導原則を具現化するということをファシリテートするものであり、かつ日本政府としても対外政策にこの指導原則を活用するという

こと。繰り返しになりますが、指導原則を相手の国がどのように実現していけるかということ支援するものであるということを書かせていただきました。また、ここに書いてある通りに様々な研究をしてきました。これももう3年前になりますが、法務省で勉強会をさせていただいて、そのプロダクトというか、ICDニュースに説文を載せていただきましたので、もしお読みでない方がおいでになったら読んでいただけたら幸いです。

ということで、今までこうやってきたものを並べてみました。当時スタートしたときは「なぜ今、『ビジネスと人権』なのか—政府の義務と企業の責務」ということで、まだ日本政府としてもナショナルアクションプランを作るということは言っていなかった時代に必要であろうということ、アジア経済研究所としては調査研究の上で政策提言してきたので今のような流れになって大変良かったと思うと同時に、まだまだ足りないということと少し方向性が違うのではないかなと思うようなことも様々あります。直近では、2年前になりますけども経産省の方から「『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』の意義と課題」というものが出ておりますが、これに関してもこのガイドラインを鵜呑みにするのではなく、もっとやるべきことがあるのではないかなということ提言させていただきました。

また、アウトリーチでは、1番古くて2016年からこのビジネス人権に関するイベントをやってまいりました。昨年、法務省に呼んでいただいた Allan Jorgensen 氏や Anita Ramasastry 氏は、長い間、日本に関しても協力をしてきていただいております。

ビジネスと人権に関して繰り返しになるんですけども、このビジネスと人権に関する指導原則は3つの柱でできております。一番重要なのは人権を保護する国家の義務ということです。企業が人権を尊重しなければいけない、それをどう政府がファシリテートするかということに注力が置かれる傾向にあります。一番重要なのは国として人権保護する義務があるということ、それをどうやっていくかということです。それから特に法整備支援、司法関係者に重要なのは第3の柱の救済へのアクセスです。どんなに様々な防止策を講じてみても必ず人に対して負の影響が及ぶわけで、そこに対して司法制度なり、非司法制度なりきちんとしたアクセスを確保することが最も重要であります。法整備支援とビジネスと人権に関しては日本のナショナルアクションプランにかかる記述があるということとは皆さんご承知の通りだと思います。やはり一番重要なのは司法へのアクセスの向上ということかと思います。アジア経済研究所としてはそういった法整備支援のベースになるような形での情報収集や調査研究等を引き続きやっていけたらというふうに思っております。

スマートミックスという言葉がありまして、どのように国が指導原則というものを実行していくかということなのですが、スマートミックスには2つの幅があります。例えば人権デューデリジェンスに関して言えば、今欧州を中心に義務化しようという動きがある一方で、インセンティブやガイドラインを作って自発的な取り組みを促進するというように、それぞれの国に応じた、それぞれの状況に応じた政策というあり方があるということです。そういったところも含めて、やはりコンテキストをきちんと調査してそれに合致し

た政策を提言できればと思っています。

ただ繰り返しになりますが、世界で一番憂慮すべきなのは、自由や法の支配それから我々が大事にしなければならない基本的人権というものが失われつつある状況の中で、いかに市民社会のスペースを確保して救済へのアクセスをきちんと促進できるかということです。司法関係者や私たちのような研究者の大きな使命だと感じています。

最後にこれは情報ということなのですが、先々週私はジュネーブのビジネス人権に関する国連フォーラムに参加してまいりました。今年はまさにスマートミックスをどうするかという議論が行われており、メインのセッションに関しては録画でも視聴が可能ですので、もしよろしかったらご覧になってください。雑駁でございますけれども、以上です。どうもありがとうございました。

### 【ICD 村上教官】

山田様どうもありがとうございました。続きまして、名古屋大学法政国際教育協力研究（CALE）センター長 村上正子様からご報告いただきます。村上様どうぞよろしくお願いいたします。

### 【CALE 村上センター長】

ただいまご紹介にあずかりました名古屋大学CALEセンター長の村上です。私は2022年にCALEセンター長に就任しまして、今年で3年目になり、法整備支援連絡会もちょうど3回目の出席になります。去年は私の隣、ちょうどその辺りに森寫先生が座っておられて、今日もその辺りに座ってらっしゃるんじゃないかという気がしています。あれから1年あっという間に経ってしまって、また活動報告をさせていただく時期になった、1年早かったという感じですが、今日はこれまでの活動の総括を簡単にさせていただいて、その後、この1年のCALEの活動を簡単に紹介していきたいと思います。

まず、活動の総括です。CALEは2002年に森寫先生のプロジェクトのもとで始まったセンターです。CALEの役割は大きくは研究と教育ということで、研究についてはアジア法政治に関する研究と法整備支援研究というものを中心に行い、教育については留学生教育を含め、この後ご紹介をしますが、日本語で日本法を教えるという日本語教育研究センター（CJL）の活動が大きい教育の中の一端となっております。あとは、国内の人材育成として、アジアに精通し、アジアの発展に貢献する人材を育成するというこの二本柱で活動をしてまいりました。こ

これまでの研究については、CALEの研究は大型科研費を取ってそれを使って研究をするというのがこれまでのスタイルでした。前半はアジア法整備支援、法整備支援の研究を中心に行い、その後は立憲主義、人権といった憲法や国際法の観点から研究を進めてきたという経緯がございます。

CALEでは外国人研究員を毎年受け入れておりまして、こちらは一部の先生になりますが、こういった研究員を受け入れることで国際交流もしてきました。

人材育成になりますが、先ほど申し上げたように日本語で日本法を教えるという日本語教育研究センター（C J L）の活動を進めております。毎年のようにお話しているので詳細は割愛させていただきます。現在C J Lの修了者数は469名になり、稼働しているのはウズベキスタン、モンゴル、カンボジア、それからベトナムのハノイです。ウズベキスタンが最初で2005年からなので、来年でちょうど20年ということになります。ウズベキスタン以外の国々も順次20周年を迎えます。C J Lを修了した学生のうち名古屋大学を始めとする日本の大学、大学院に進学して、修士課程や博士課程で学位を取っていくという形で、現在、名古屋大学大学院ではC J Lの修了生に限っての数字になりますが、修士号取得者は113名、博士号取得者は14名で現在在籍者は34名。それ以外にも全部ではないんですが、他の大学でも博士号を取得しているC J Lの修了生がおります。

C J L修了生の活躍についてご説明します。英語コースの方が先に始まり、ベトナムの副首相といった政治的に国の高い地位におられる方々は英語コースを修了しております。C J Lの修了生もだんだんと母国で活躍するようになりました。当初は日本で学位を取得し、母国に帰って母国の政府機関や大学、日系を含め法律事務所に就職して働く修了生が多かったのですが、最近では日本の企業への就職や日本の大学で活躍するという修了生も増えてきております。

これは、名古屋大学大学院法学研究科の修了生数を1999年以降の法整備支援対象国のみピックアップして表にしたものです。上の4つのウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジアについてはC J Lのセンターが今も稼働しています。修士号、博士号の英語コース、日本語コースでこれだけの多様なアジアの国から修了生が出ているということはやはり名古屋大学の特徴ではないかなと思っております。

国内学生の人材育成につきましては、学部それから大学院、法科大学院生を対象として様々な取り組みをしております。例えば学部生を対象に短期派遣の留学説明会や派遣先の国の事情を知るためのアジア法整備支援特別講座を開催しております。また、主に大学院生を対象に年間を通してC A L Eの活動を手伝ってもらうということで、研究協力員というものを募集しております。毎年留学生が多いのですが、30名近くの学生が協力員となって活動を支えています。また右のポスターは、法科大学院生を対象としたC J Lの日本法講師体験というものです。コロナの影響でオンラインになってしまったのですが、その前までは実際に現地のセンターに行って日本法講師体験を提供しておりました。こういったことを通して国内の人材を育成していくという試みを今までしてまいりました。

これからの活動ということで、私がセンター長になって3年ほど経ちますが、これからC A L Eをどう発展させていくかのキーワードとして、日本もアジアの1つとして他のアジア諸国と共に発展していくという「アジア共発展」を挙げているところです。研究については継続的かつ体系的にどう促進させていくかということで、この後のパネルディスカッションでもトピックになると思いますけれども、修了生をいかに活躍させてアジアにおける共通の課題の検討と、ここがポイントになるのですが、日本法にどう還元させてい

くかということを非常に重視しております。C J Lについてはもうすぐ20年をそれぞれのセンターが迎えるということで、どうやって現地化、現地のカウンターパート大学がどうやって自走化していくのか、そしてその際にどうやってその教育の質を確保していくかということが課題になってくると考えております。

それでは今年1年のCALEの活動報告についてご紹介したいと思います。なお先ほどから法学研究科の話もしておりますが、CALEで留学生を受け入れて教育しているわけではなく、法学研究科と一体となって活動しております。これから説明する活動報告も法学研究科の教員の協力を得て行っているものです。

前回の法整備支援連絡会のときにも予告をさせていただいた、CALE Annual Conference 2023の赤枠でくくったシンポジウムを修了生中心に行いました。それを日本法に還元する、つまり国内に発信するという意味で、つい先月出た法律時報の小特集に掲載していただくということになりました。こうやってこのシンポジウムの成果を日本国内に日本語で発信していくというのも今後続けていきたいと思っていることの1つです。

それから今年はなぜかモンゴリヤーというかモンゴルとの交流が非常に盛んでした。この3月に行われた国際会議は今年で5回目になり、法学研究科とモンゴル国立大学が共催して憲法や経済法それから行政法の各セッションで両大学が研究内容を報告するというもので、法学研究科の教員4名も今年は参加しておりました。

これも去年の活動計画でご紹介したのですが、モンゴル国立大学法学部教員による特殊講義「モンゴル法入門」では、学部生を対象にして英語と日本語で行いました。英語が3分の2ぐらいで日本語が3分の1ぐらいだったと思いますけれども初めて開催しました。学生が少なかったらどうしようと思っていたのですが、楽と思われたのかどうか分かりませんが、意外と50人以上の学部生が履修して、結構真面目にみんな聴講していたのでなかなか手応えはあったかなと思っております。こちらは引き続き、来年度もモンゴル国立大学の先生方に協力いただけるということで開催する予定です。

モンゴリヤーと申しましたのは、先ほどの国内人材育成の1つで、学部生を短期派遣で様々な対象国に派遣するという事業をご紹介しましたが、今年はそれがモンゴルに派遣するということでしたので、モンゴルについての様々な講演をしています。

これは毎年やっているC J Lの学生が3年時に書く学年論文の発表会です。オンラインで開催して、ここに今日参加していただいている方々もご参加いただきました。

それからこれも昨年から続いている活動になりますが、アジア法・プログラムブックということでC J Lの3・4年生を対象として比較によって自国を相対化して見る習慣をつけることは日本人の学生にとっても有益ではないかということで教材作成を進めています。

このサマースクールは法整備支援連携企画でICDさんと慶応大学の3部局、3機関が協力して毎年やっているものです。このときにICDの山下教官に名古屋大学までご足労いただいたときにお話が出て、右のアジア法整備支援特別講座ということで法整備支援はどんなことをやっているのかというのを現場の実際の方々に学生に向けてお話していただくという機会も設けております。これは来週からちょうど始まるものです。

法曹関係者の交流サポートとしましては、これもモンゴルになるのですが、今年の3月にCALEとMOUを結んだモンゴル最高裁判所司法アカデミーの研修というものを引き受けております。研修内容としては様々な分野にわたり、弁護士会、裁判所の方に協力いただき、こういった研修もしました。その際に、研修といってもできるだけ双方向で何か向こうにもしてもらおうという方針で研修を受け入れているので、行政裁判所の裁判官と司法アカデミーの研究員に各テーマについて報告もしていただいております。

それから最初の方に紹介したCALEの外国人研究員ということでオックスフォード大学のBui Ngoc Son先生には日本の法整備支援についての研究発表をしていただきました。また、ハノイ法科大学のNguyen Thu Thuy先生には技能実習生の問題について国際司法の観点から検討するという研究テーマで報告をしていただきました。そして、現在受け入れているキルギスのCALE外国人研究員のNatalia Alenlina先生は国際仲裁について今度ご報告いただきます。これは、日本も含めたアジアについて様々な方にご報告をいただくと。法学研究科の留学生にもプレゼンターになってもらうという形でワークショップも企画しております。

最後に予告になりますが、1月に恒例のCALEアニュアルカンファレンス2024を開催します。今年は、体制移行国の弁護士のあり方の行方ということで弁護士制度について修了生を中心に様々な形で報告をしていただくと。もちろん日本についても報告をしていただくということで考えております。活動報告は以上になります。ありがとうございます。

## 【ICD 村上教官】

村上様どうもありがとうございました。続きまして、日本弁護士連合会国際交流委員会高橋洋徳様からご報告をいただきます。高橋様よろしく願いいたします。

## 【JFBA 高橋】

ただいまご紹介にあずかりました、日本弁護士連合会国際交流委員会幹事、弁護士の高橋です。現在は半蔵門総合法律事務所に属しております。今年の5月まで、法テラスのスタッフ弁護士をしておりました。私は東京1年要請を受けて埼玉の秩父、川越、そして東京の四ツ谷に戻ってきたという形で活動しておりました。秩父は司法過疎地域で弁護士がもう片手で数えるしかない場所です。司法過疎地域の赴任の経験をJICAさんの課題別研修で紹介させていただく機会などを通じ、日弁連での国際交流委員会で活動させていただき、法整備支援の一端を担わしていただいております。私の自己紹介はそれぐらいにして、今日は日弁連が関与する法整備支援の30年の振り返りということでございまして、これまでの30年をざっと通覧させていただきたいと思います。その前に現在どういう活動しているかということもしっかりお伝えしたいと思います。

まずは現在の活動についてです。どういう形で日弁連は国際司法支援に関わっているかと申しますと、私が所属する国際交流委員会、国際交流・国際貢献を旨として活動してお

りますが、この委員会の国際手法支援センター（ILCC）部会の活動と交流部会あり、このILCC部会が主にアジア等のパートナー国の弁護士会、弁護士主催の団体と各セミナー、オンライン会議プログラム等で情報交換協力をしております。この委員会のメンバーの中でも、JICAの長期専門家として活動されている弁護士の先生もいらっしゃいます。各国の司法関係機関とも協力し、日弁連のILCC部会が法整備支援の一端を担うものとして活動させていただいております。法務省の方々、JICAの方々、名古屋大学を始め、大学の機関、他関係機関としっかり緊密に連携、情報交換、協力をして活動させていただいているということでございます。

日弁連の国際交流委員会の体制としては、委員が80名以内おまして、私は幹事にあたるのですが、幹事が若干名おります。田中みどり委員長がトップとなりILCC部会と国際交流部会の2つの部会にわかれて活動しております。ILCC部会は、JICAさんから受託させていただいている課題別研修、そしてベトナム、ラオス、カンボジア、モンゴル、ネパールの各プロジェクトチームの部会内のPTにわかれて活動しております。なお交流部会の方は、アメリカ、ドイツ、マレーシア、中国、香港、台湾、ロシアの各プロジェクトチームがあります。この2つの部会を事務局として支える弁護士が各部会から1名から数名、そして事務局長がいるという体制でアドミンチームという形で弁護士事務局を担い、委員長や副委員長を支えております。

2024年度の日弁連国際交流委員会の具体的な活動についてご説明いたします。先ほどコロナ過が終わった、だいぶ収まったという話ありましたが、アフターコロナとなりつつあることから対面交流が活発化しております。牧山嘉道前委員長、田中みどり現委員長のもと、アドミンチームが強化されて各部会での活動が活発化しております。主な活動は次の通りになります。ILCC部会、国際司法支援センター部会では、7月にはJICAから受託しているベトナム弁護士連合会（VBF）の本邦研修を実施させていただきました。8月にはカンボジア土地省・カンボジア王国弁護士会主催の講演の講師を当委員会の委員が務めております。9月にはICDさんの研修で来られたモンゴルの法曹関係者の方々が来日された際に懇親会をさせていただいております。10月下旬には、これは私も一端を担わせていただきましたが、JICA受託「司法アクセスの改善—SDG16の実現」をテーマとした課題別研修をアジア、アフリカ8カ国9名の裁判官や司法省職員、弁護士会の幹部の方々を研修員にお迎えし実施させていただいております。この研修では仙台と青森の鯡ヶ沢という司法過疎地も訪問して、日本の司法アクセス改善のための活動を紹介して各国に持ち帰っていただいていたという研修を実施させていただきました。今月はJICAさんから受託しているバングラデシュの本邦研修を予定しております。もう1つの部会、交流部会では、5月には台湾の中華民国律師公会全国連合会の方々が来日し、国会をお見せして、その後交流会を実施しております。今年の活動は大体こういう形で活動しております。以上が今年の日弁連国際交流会が活動している状況なのですが、今回のテーマである30年の振り返り、この点について今から申し上げたいと思います。

文字が多くて恐縮なんですけど、これまでの30年、1990年代から2020年代につ

いて今からざっと通覧していきたいと思います。1990年代はポスト冷戦時代における国際交流が活発になっていく最初の時期ですね。その時期が1990年代でした。次の10年、2000年代は国際司法支援活動が着実に広がっていく場面でした。カンボジア、ベトナム等での活動になります。2010年代は積極的にかつ戦略的に国際交流を推進していく、それまでの蓄積を生かした国際交流を実施していくという時期になりました。そして、2020年代は新型コロナ禍で緊急事態宣言を乗り越えて、どういう活動をしていくかというところを、現在模索しているところでございます。

具体的に10年ずつ見ていきたいと思います。まず1990年代です。ポスト冷戦時代における国際交流、どういう形でしていたかということを紹介します。その前に国際交流委員会、当委員会は1978年に国際交流調査委員会という名前で発足しました。それから8年経った1986年に国際交流委員会の名前を改名しております。1990年代については、1994年に国際協力活動を開始しております。国内諸機関が各国から研修員を招聘して行う本邦研修への講師を派遣する、主にアジア諸国へのJICA長期専門家派遣等の協力をさせていただいております。その国々はアジア、アフリカを含んだ活動、モンゴル、中国、ベトナム、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ネパール、ウズベキスタン、そしてコートジボワールに派遣をさせていただいております。1996年には国際司法支援（法整備支援）への参加を開始しております。これは法整備支援に直接関係はないですが、1998年には日弁連の海外ロースクール推薦留学制度の最初のニューヨーク大学との留学生制度が開始されました。現在はここに列挙するような形で推薦留学制度が充実している次第でございます。1999年には日弁連が国連の経済社会理事会における協議資格を持つNGOになりました。それによって日弁連の立場で発言する機会が国際会議で増えてきました。1999年にはそれまで国際広報担当の嘱託制度があったものが国際室という形でより充実されることになりました。また同年には、国際司法支援活動弁護士登録制度を設立しております。

次に2000年代に入ります。2000年代は、国際司法支援活動の着実な広がりを見せた時代になります。この10年は特にカンボジア王国弁護士会への支援が充実した形で行われました。ここには名前は出ていませんが、矢吹先生などに非常にサポートいただいた次第です。2004年には国際活動に関する協議会が設置されました。日弁連の国際活動の総合施策の策定を図るために設置されたものでございます。2004年以降は国際機関への興味を持っていただく、キャリアプランを立てていただくための人事セミナーを実施し、現在はキャリア情報セミナーという形で名前を変えてセミナーが開かれております。2008年6月にはJICAさんとの間で連携協力協定を結び、今日までずっと充実した活動をさせていただいております。2008年にはアジア司法アクセス国際会議、これは2010年、2014年にも開催されましたが、アジアそしてオーストラリアも確か含まれたと思うのですが、国際会議を開かれております。2009年にはJICA受託のベトナム弁護士連合会本研修が始まりました。この2000年代に関してですが、2009年3月に日弁連が国際司法支援活動の基本方針というものを策定いたしました。

日弁連としてはこういうスタンスで臨んでいるというものを少しだけ紹介させていただきます。

国際司法支援活動の基本方針です。この基本方針には国際司法支援基本方針の解釈指針というものが附帯しております。これを合わせた形で紹介します。日弁連の行う国際司法支援活動も国内の活動と同様に基本的人権の保障と恒久平和主義および法の支配の理念のもとに行われるべきものとした上で、人権侵害が行われ、民主化が図られていない場合であっても、基本的人権、自由の保障の拡大という点において有効な国際司法支援が可能であれば、実施、参加するということを基本として活動しております。一方で、日弁連の国際司法支援が対象国の人権抑圧的な体制を助長する結果を招来する、正当化するという結果にならないよう配慮しながら、先ほど森脇先生の動画の中で寄り添い型支援とございましたが、まさにその考えに軌を一にして日弁連も国際司法支援の活動をしていった次第です。

次は2010年代を紹介します。積極的・戦略的国際交流を推進する期間となりました。2010年以降は、国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナーをずっと開いております。2011年には国際法曹団体等主催の国際会議への若手会員派遣制度の導入があります。これは今年も続いている次第ですけれども、これによって若手会員が国際会議に出やすいシステムを作っているということになり、金銭的支援がメインになります。2011年から15年にかけてはJICAさんから受託するモンゴル本邦研修が行われました。2012年以降にはカンボジアで弁護士養成学校等での特別講義を実施しております。2012年以降ラオス弁護士会への支援をさせていただいていて、これは東芝国際交流財団の支援を受け、日弁連自身の資金を原資にしてラオス弁護士会へ支援がなされました。

2014年には国際法曹協会（IBA）の年次大会を日本に招致して開催しております。そして、この2010年代では日弁連として国際戦略というものを2016年2月に発表させていただいております。次のスライドで少し内容を紹介します。日本弁護士連合会は、日本における弁護士が、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという使命、これは弁護士法1条に書いてありますが、これを有していることを踏まえ、法の支配の実現を目指し平和を希求してまいりました。当連合会は人々の活動、そしてそれを支える経済がますますグローバル化し、それに伴い法や法制度もますます国際化する中で今後もその使命を自覚し、これまでの歩みを基礎に国際的な信頼を築き上げるための積極的な活動を行ってまいります。世界においてはグローバル化がどんどん進んでおりますが、そのグローバル化、国際化の中で、個々の弁護士、日本弁護士連合会会員が基本的人権を擁護し社会正義を実現するという使命に基づき効果的に公益活動を行うとともに、活動領域を拡充できるように制度的支援を行っております。そして次の3つの基本目標を掲げ活動しております。1つ目、公益、人権、法の支配の実現等に関わる活動、2つ目、弁護士及び弁護士会の役割に関わる活動、3つ目、社会における様々なニーズに応える法的サービスを提供できる体制の強化のための活動、この3つの基本目標を掲げて、国際戦略という

ものを発表させていただいております。

2016年以降ですが、法律サービス展開本部国際業務推進センターの中に国際公務キャリアサポート部会を設置し、国際機関への公務のキャリアサポートを推進する形でやっております。2016年以降は国際公法の実務研修連続講座という形で弁護士の幅を超えて各機関先生方をお招きし、連続講座をさせていただいております。2017年にはアジア太平洋法律家協会（LAWASIA）の年次大会を日本に招致して開催しました。2017年には若手法曹国際協会の年次大会を日本に招致しております。2017年以降には、カンボジア王国弁護士会の継続教育（現地セミナー）の支援もさせていただいております。そして、これはJICAさんとの関わりとしては大きいものなのですが、JICAさんから受託している課題別研修を2018年以降実施させていただき、今年で7回目になります。少しでも内容を紹介しますと約2週間にわたって「司法アクセスの改善」をテーマとし、主にアジア、アフリカの国々の裁判官・司法省職員・弁護士会幹部の方々を対象に、日本での司法アクセス改善のための取り組みの歴史と現状を伝え、意義・重要性を理解していただき、各国に持ち帰ってもらって、各国での司法アクセス改善に充実に使っていただくという形の研修をさせていただいております。そして2019年から22年にかけては、トヨタ財団プロジェクトを東南アジア3カ国で実施させていただいております。ここにも書きました、カンボジア王国弁護士会、ラオス弁護士会、そしてベトナムで弁護士会を対象に活動させていただきました。2010年代はこんな状況です。

そして最後に2020年代ですね。新型コロナが2020年に世界中に蔓延し、国際交流活動にも影響をきたしました。飛行機も動かず、コロナになって苦しむ方々が増える状況で、対面での活動は差し控えられる状況でした。今日もZoomとのハイブリット開催ですが、オンライン実施がこのときから日弁連の活動においても取り入れられていきました。先ほど申し上げた、JICAさんからの受託の課題別研修もオンラインで実施しました。コミュニケーションの取り方はオンラインだとすごく難しく、時差問題がありました。日本での午後7時からの開催が、例えばアフリカの国では朝の時間になったりと時間の調節が非常に苦しかったり、あと電波の問題もありました。オンラインですので、電波が消えてしまう、途絶えるというように苦慮した中での活動でしたが、3年間、課題別研修をオンラインで実施しました。また先ほど申し上げたトヨタ財団プロジェクトもオンラインで実施しております。ですが、新型コロナが現在落ち着き始めて、アフターコロナとなりつつある状況となり、昨年度から本格的に対面活動が実施されております。対面活動と実際に現地に赴いて活動することに加えて、食べたり、飲んだりして、各国の状況を聞いたり、お互いに紹介し合ったりすることで、さらに活発に活動をさせていただいた次第です。一方でオンラインのメリットも併用して現在活動をしているところでございます。日弁連の活動、国際交流委員会の活動としては以上になります。どうもありがとうございます。

【ICD 村上教官】

高橋様どうもありがとうございました。続きまして、法務省大臣官房国際課国際企画戦略室 田中健太郎室長からご報告をいただきます。田中室長よろしく願いいたします。

【MOJJ 田中室長】

官房国際課の田中でございます。すでにこのセッションの予定時間過ぎておりまして、法務省ではさらに要な国際協力の機関であるアジ研とICDが控えておりますので、私の方はなるべく早く進めていきたいと思っております。

今日は30年の法整備支援の振り返るということですが、官房国際課というのは6年前に出来た新参者でございまして振り返る内容もそれほど多くはありませんので、現在の営みについて若干紹介させていただきたいと思っております。

まず官房国際課が何をしているかを簡単に申し上げますと、司法外交という言葉で表せる活動でございます。2・3・4にはこの活動の内容として具体的なもの、国際会議を行う、パートナー国との二国間関係を強化する、国際機関とも連携するといったものでございます。

司法外交は何かを簡単に説明させていただきます。「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった価値を我が国から世界に発信し、浸透させる取組ということになっております。簡単に申し上げますと30年間、アジ研では60年間やっていたる法制度整備支援を司法大臣等の政務レベルで各国との間でハイライトする、外務省を中心に官邸とやっている日本の外交政策とリンクして外交文書に法制度整備支援の内容等を盛り込んでハイライトするということです。私たちは、法整備支援を行うICD、アジ研のみならず、オール法務省、刑事局、行政広報局、施設課、民事局と一緒に支えていくというところの調整役をやっております。また、法制度整備支援を世界に広げるためのお手伝いもさせていただいてます。具体的に実務は法務省の中でICD、UNA FEIがやっておりますが、相手政府との政治的なコミットメントを醸成してその活動を集約するといったことをやっております。

具体的に何をやっているかということで、国際会議と先ほど説明させていただきましたが、2021年に国連の5年に1回の最大の会議であります京都コンGRESを開催いたしました。開催後に政治宣言（京都宣言）を取りまとめ、それを今は実施しており、3つやっているなかで紹介したいのは再犯防止準則の策定です。京都コンGRESの成果を生かして国連の中でも再犯防止のルールを作ろうというのは日本が決議案を提出して、特に日本の保護司制度や更生保護ボランティアの取り組みをインプットし、今文言の調整をしているというところでございます。琴浦様からJICAのケニアの少年司法、保護司関係をやっているというところをご紹介いただきましたが、この策定ができましたらその準則もキャパビルの中で用いていただければ、有機的な連携ができるのではないかと思います。

続いて2つ目の会が昨年の7月に行いました、私たちは司法外交閣僚フォーラムと呼ん

でいるのですが、3つの会合を行いました。1つが、日ASEAN特別法務大臣会合で、去年日ASEAN50周年でしたので、法務省でもその会合をしようというものでございます。もう1つは、G7司法大臣会合ということで、昨年G7の議長国でしたから法務省も司法大臣会合を行いました。この売りとしましては、日本はアジア唯一のG7加盟国そしてまさに法制度整備支援30周年の信頼と実績がありますので、日本がASEANからは法務・司法分野の非常に重要なパートナーとされていることを生かしまして、このG7司法大臣会合と日ASEAN特別法務大臣会合を同時に開催し、さらに間にこのASEANとG7の閣僚、法務大臣を集めて、ASEAN・G7法務大臣特別対話の3つの会合を行いました。特に2つ目、この緑色のものが日本の法務省がG7とASEANの架け橋になるというリーダーシップ役を果たしたということでございます。

これ自体は会合なのですが、今それらの成果展開ということで、この3つを取り組んでいます。まず1つ目が、この日ASEAN特別法務大臣会合の成果としての採択されたワークプランに記載された事項を着実に実施しているというところでございます。詳細は割愛させていただきます。イコールパートナーシップの精神に基づき協力関係を深化していくということが目玉でございます。JICAの琴浦様からも対等なパートナーシップへの昇華というのをご紹介いただきましたし、CALEの村上センター長からもアジアと共発展という主旨がありました。まさに今までの法制度整備支援はベトナムと日本、カンボジアと日本、インドネシアと日本といった二国間という形になっていたのが、ASEAN全体と日本という形でやっていこう、そしてASEANからも学ぼうというのがこのワークプランの目的、主旨でございます。例えばインドネシアでJICAと共催して知的財産のASEANセミナーというのを行っています。これは元々JICAにおけるインドネシアでの知的財産セミナーとしてICDと一緒にやっているものですが、知的財産法のプロジェクトをよりASEAN全体に発展させるということで、ASEAN全体で知的財産法のセミナー等の活動を今行っているところであります。2つ目は、G7司法大臣会合フォーラム成果展開としてウクライナ汚職対策タスクフォースを日本が提唱して設置しております。こちら後ほど簡単に紹介します。あとは、ASEAN・G7法務大臣特別対話の成果展開として、ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラムを定期開催しております。この主旨は、昨年せっかくG7とASEANの法務閣僚が集まったということで、ここでの対話というのを継続していこうというものでございます。ASEANの方からはG7というのはすぐ人権と言われるので法制度の部分では近寄りがたい、ここは30年の信頼がある日本に橋渡しをしてほしいと。キャパビルの対象であるG7・ASEAN等は潜在的な政治意識が非常に高いということで、日本に橋渡しをしてくれというニーズがあると捉えまして、日本がリーダーシップを果たして会合をやると、ただ毎年法務大臣を呼ぶというのは大変ですので、将来の若手の司法省の職員を集めようというコンセプトでASEAN・G7の18の機関から若手の司法省関係、検察関係等の職員を集めて会合を行い、5日間で信頼醸成とかお互いのコミュニケーションの向上を図るプラットフォームを行いました。これは毎年やっていく予定でございます。

続きまして、G 7の枠組みで日本が提唱したウクライナ汚職対策タスクフォースです。これはウクライナの今後の復興に向けて最大の問題というのが外なる敵はロシア、内なる敵は汚職とウクライナでは言われています。このように、最大の敵が汚職であるという問題意識から、G 7および国際機関が汚職対策のサポートを今しているところですが、それぞれがそれぞれに要請をして支援を実施しているところで、それぞれ何をやっているかわからずそれでは有効な支援ができないという着眼点から、ドナーコーディネーションミーティングのような形で行っております。直近では昨月の6日7日に東京でこのG 7各国とEU、ウクライナ、UNDP、UNODC、OECD、IDLO、世界銀行、JICA様等を集めて対面でテーマ別に深掘りしたディスカッション等を行い、情報ナレッジポータルというような形で今後も行っていく予定でございます。

日ASEANの関係では1つ新しい会合をやろうと考えています。日ASEAN法務大臣会合（日ALAWMM）というものでございます。昨年、特別会合として日ASEAN特別法務大臣が1回やりましたが、これ1回きりの会合にするのではなく定期的に集まるというコンセプトのもとASEANで2年に一回行われているALAWMN、法務大臣会合に日本を加えた形でやってほしいということを今年の10月の高級実務者会合に参加して提唱してまいりました。最終的に、来年の秋頃に初回の日ALAWMNをマニラでフィリピンの議長国の元でやれないかということで、今打診をしております。ここで日ASEAN特別法務大臣会合のワークプランのフォローアップ等をしていって政治的な機運を引き続き高め、維持していきたいと考えているところでございます。

続きまして、2つ目の政策、パートナー国と二国間関係の強化です。今まで申し上げたのは kongress とフォーラムといったマルチの会合ですが、マルチだけやっているのではなくて二国間関係も強化していこうということでございます。具体的には、法整備支援も進めていただいている中央アジア、今年、太平洋島国とのPALMという会議を行いました。一部の覇権主義国家の進出も著しいということで、ここのルールオブローの強化は日本の大きな外交政策になっておりますので、中央アジア、太平洋島しょ国に国際協力の場を広げていくための対話を行おうというものです。あとは、イギリスですが、G 7の中での有効なパートナーとの協力関係を深めていこう。タイはまさにASEANの中で一番日本と法務分野で近しい関係にあり、かつ法制度支援整備の対象国でもないのので、普段のICDやJICAさんとの交流には直接ないというところの穴を埋める形で対話をして互い信頼醸成に努めるということを取り組んでおります。ウクライナや中央アジアとも会議の開催や往来をしているというところでございます。

最後に簡単に国際機関との連携強化についてです、アジ研が従来的には60年間のパートナーであります国連薬物犯罪事務所（UNODC）に法務省の職員を派遣して、ジョイントプログラムをやっている他に、5年ぐらい前からUNDPとの関係を強化し、これまでニューヨークに人を派遣していたのですがバンコクに派遣をしております。そこでは司法アクセスの向上のためのプロジェクトなどをやっております。あとは、民商事法分野では、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）に人を派遣し、デジタルエコノミーに

おける紛争解決、国際仲裁の電子化のルール作りなどを進めております。すみません。駆け足になりましたが、官房国際課からは以上でございます。ありがとうございます。

### 【ICD 村上教官】

田中室長どうもありがとうございました。続きまして、国連アジア極東犯罪防止研究所（UNAFEI）菅野直樹次長からご報告をいただきます。菅野次長よろしくお願いいたします。

### 【UNAFEI 菅野次長】

ご紹介にあずかりましたUNAFEIの次長を務めております菅野と申します。今年の4月からUNAFEIの次長になりました。皆さんどうぞよろしくお願いいたします。今年の3月末までは、国連薬物犯罪事務所（UNODC）のバンコク事務所に派遣されておりましたUNAFEIとの連携案件などを担当しておりました。

冒頭ですが、法整備支援30周年ということで、森島先生を始め諸先輩方のご尽力に心から敬意を表しますとともに祝意を申し上げます。また本日お集まりの皆さんにおかれましては、日頃からUNAFEIの活動への協力支援を賜っておりますこと、この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございます。そして大変僭越ではございますが、冒頭30周年の振り返り、展望めいたことをUNAFEIとして少し申し上げたいと思います。

ご存知の通り、UNAFEIは国連との協定に基づいて地域研修機関として犯罪防止、刑事司法に関する研修というのを行っております。国際研修としてJICA様と協力してやっているものについて185回を数え、また汚職防止の研修についても26回を数えているというものでございます。アジ研の研修、UNAFEIの研修というのは国連における政策形成に関する議論、例えば新しい条約の策定、あるいは先ほど田中室長から紹介のあったような新しい国連準則の策定といった国連における政策形成の優先事項などを反映しながら専門家による講義などを実施しているものでございます。今後の課題、展望としましては、東南アジアにおきましては、組織犯罪、特に詐欺グループの摘発など日本人が絡んだものなども起こっていることから、そうした国際組織犯罪への対応、特に国際協力、捜査共助などといったものも優先課題となっておりますので、そうしたものを踏まえた研修、テーマの設定というものを考えております。また、国連においてはこのたびサイバー犯罪条約というのが今年の12月の総会で採択される予定となっております。そうしたサイバーというのもまた各国の関心が高いものとして研修のテーマになってまいります。

また、先ほど田中室長から紹介のあった国連準則京都モデル戦略を踏まえた研修、あるいは2026年にUAEで開催されます次のコンGRESSにおいては、強靱な社会の構築を通じた犯罪防止というワークショップをUNAFEIが担当してまいります。そのため、そうしたテーマを踏まえた研修というのをマルチで実施していくことになろうかと存じます。

す。こうしたJICA様と協力してのマルチ研修というのはこれまでUNAFEIの活動の柱となっておりましたが、そうしたものとどまらず、地域研修、地域レベルでの協力、二国間での協力といった機会、ニーズが増えてきております。これは法整備支援の30周年法整備支援の活動が広がり、深まりを見せていくものと軌を一にしているものと存じます。例えば2000年代の半ばからは中央アジアに対する地域研修、それからメコン諸国への社会内処遇の研修といったものを実施しております。

それから、また先ほど紹介のありましたように、日ASEANの刑事司法セミナーというものを来週から始める予定としております。こちらは先ほど紹介のありましたように日ASEAN法務大臣会合の成果を踏まえたものということで、捜査共助、これは組織犯罪などの問題に対処するためのテーマ、また東南アジアにおける過剰収容対策ということで犯罪者処遇のテーマを設定する予定となっております。

そして、二国間についての支援についてもニーズ機会というのが増えてございます。先ほどJICA様から紹介のあったケニアの研修については、また後ほど少し触れますけれども、それ以外にも国連薬物犯罪事務所（UNODC）と協力しましてフィリピン、マレーシア、カンボジア、東ティモールなどを対象とした二国間の支援が増えております。これは2015年に法務省の職員、柴田紀子検事、松本剛検事といった先輩方が派遣されてUNODCとUNAFEI、法務省との連携が深まる中で活動する機会が増えたものとなっております。官房国際課が設置されて、戦略的に国際機関に対する派遣というものを進めていく中で、UNAFEIとの連携、シナジーが生まれているということがございます。以上ちょっと駆け足ではございましたけれども、この30年の振り返りと展望を見たことを少し申し上げた次第です。いずれにしましても、こうした法整備支援連絡会や法整備支援のための戦略協議の場といった機会を捉えまして、皆様と連携協力といったものをさせていただきたいと存じます。

それでは時間も限られておりますので年次報告について若干申し上げたいと思います。多国間（マルチ）の研修、地域別研修、それから二国間（バイ）の研修、そして若干ハイライトめいたものをご紹介します。マルチの研修ですが、昨年の法整備支援連絡会後に第17回グッドガバナンスセミナーを昨年12月に行っております。17回にわたって東南アジア、ASEAN諸国を対象としてガバナンス、汚職問題などに対処するための研修というのをやってきたところではありますが、日ASEANの刑事司法セミナーが新たに立ち上がることから、グッドガバナンスセミナーとしては一旦幕を閉じるということになっております。その後、国際高官セミナー、こちらはネルソン・マンデラ・ルールズ、国連準則の実施を中心に据えたテーマとして実施しております。また、仏語圏のアフリカを対象とした地域研修というものも実施しておりまして、昨年2月に行っております。

2023年3月に第3回再犯防止・被害者保護研修を行っており、新年度からは国際研修の刑事司法としては人身取引をテーマとした研修、それから犯罪者処遇の研修というものを今年の9月に行っています。犯罪者処遇の研修ですが、こちらは矯正施設内での不適

正処遇や腐敗の防止というものをテーマに掲げております。これは午前中ウクライナから要請のあった刑務所支援にも堪えうるテーマともなっておりますし、また法務省全体とは言いませんが、矯正施設におけるアビューズ、虐待とか利益衝突、汚職に対するテーマにも応えうるコンテンツになっているかと思います。今後、ウクライナの支援に応えていくことができればと考えているところでございます。

続いてまた後ほどハイライトとして少し紹介しますが、国際刑事裁判所（ICC）、元UNAFEIの所長であります赤根判事が所長となったICCとの協力ということで共同セミナーを9月の末、10月初めに実施しております。また、汚職防止研修ですが、先ほどJICA様からご紹介ありましたように、こちらにはウクライナからの参加者4名を増やしての研修ということになっており、また後ほどご紹介申し上げます。そして日ASEANの刑事司法セミナー、来週からいよいよ始まりますが、捜査共助に関するテーマと犯罪者処遇に関するテーマの二本柱で実施するものとなっております。

続いて二国間の研修協力等についてご紹介いたします。こちらに上がっているのは先ほど申し上げた東ティモールの刑務所支援に関するものでございます。二国間支援ではカンボジアの社会内処遇としまして仮釈放制度の定着、運用に向けた取り組みというものを支援しております。また東ティモールの関係では、暴力防止プログラム、刑務所における処遇のプログラムが不十分であることから、そうしたプログラムの策定、定着への支援といったものを行っており、それぞれ今年の夏、7月、8月にはカンボジアと東ティモールの現地セミナーを行い、また11月つい先週まで東ティモールの関係者がこちらに来ていたという次第であります。この他にも、フィリピン・マレーシアの矯正保護についての現地セミナーなどを行っています。これらはいずれもUNODCのバンコク事務所との連携案件というふうになっております。

それ以外に二国間の関係で申しますと、法務省の予算で行っているのがベトナム最高人民検察院との協力案件、それから先ほどJICA様からご紹介のありましたケニアの児童・若者の犯罪防止、更生に関するプロジェクトになります。

今年のハイライトとして少し申し上げますと、1つは先ほど申し上げましたICCとの共同セミナーでございます。ICCとは2022年に協力覚書を結んでおります。その中には研修の実施といったものが挙げられておりまして、今回はそのフォローアップの第1回ということで共同セミナーを行っております。今回のテーマですけれども証人保護をテーマとしたものになっておりまして、カンボジア、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムといった東南アジアの国については、UNAFEIがアウトリーチしてハーグに連れていくというふうにしております。と申しますのもこうした東南アジアの国々というのは、ICCの影響力が低いとされているところでもありまして、そうした非加盟国が多い東南アジアへのアウトリーチをUNAFEIが担ったということでICCからも大変感謝されたという案件でございます。

続いてウクライナの汚職対策支援というふうにハイライトしてございますが、これは11月に行った第26回汚職防止刑事司法支援研修にウクライナからの参加者4名を迎え

たというものでございます。小泉法務大臣のウクライナ訪問を踏まえてのフォローアップということで実施したのですが、ウクライナの歓迎会においてはスピーチをしまして日本とウクライナの鉄の絆というものをハイライトして今回の支援に対する謝意が述べられております。また汚職対策について、欧米諸国はカントリービジットなどを多く実施しているとされていますが、それについてはいずれも3日、4日といった比較的短いものでUNAFEIの研修のように1ヶ月といった長い期間じっくり腰を据えて人間関係を作る研修というのはとても貴重な機会だというふうに感謝が述べられていた他、ウズベキスタン、カザフスタンといった国々も研修に参加しているので、そうした国々からの学びの機会にもなったというふうに言われております。

続いて少し毛色の変った案件としてご紹介するのが、サウジアラビアとの協力というものでございます。サウジアラビアには治安科学大学（NAUSS）というものがございまして、そこはUNAFEI同様のPNI機関で姉妹機関のようなものになります。そこは内務省の所管でございまして、関係者特に矯正局長以下、刑務所の所長レベルが日本に来まして府中刑務所や東日本矯正医療センターを訪問、UNAFEIにおいて講義を実施しました。またそのお礼というわけではありませんが山内所長がサウジアラビアに招かれ、NAUSSの卒業式やPNI会合といったものに出ております。NAUSS、サウジアラビアとの協力については現時点では具体的なMOUや協力プログラムといったものが想定されているわけではありません。文化や歴史といった様々な面で異なる背景があるのでじっくりと腰を据えながら関係構築していこうというふうに考えているところです。

そして最後になりますが、ケニアの社会内処遇、若者の犯罪防止に関するプロジェクトでございます。先ほど既にご紹介いただいておりますので詳しくは立ち入りませんが、カウンターパートのトップであります保護局の局長というのはUNAFEIの卒業生でございます。先方との関係構築、特にハイレベルでの関係構築といったところではUNAFEIとしても協力、サポートできるのではないかと考えております。

最後に少し出版物の宣伝でございますが、いわゆるリソースマテリアルという研修参加者の論文などを取りまとめた文書を毎年発行しておりまして、英語で出しているものばかりだったのを昨年から日本語版を出すようにしており、第2巻というものを発行いたしました。以上甚だ駆け足でございますが、UNAFEIからの活動報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### 【ICD 村上教官】

菅野次長どうもありがとうございました。続きまして、法務総合研究所国際協力部長建元亮太よりご報告いたします。建元部長よろしく願いいたします。

#### 【ICD 建元部長】

法務総合研究所国際協力部長の建元と申します、よろしく願いいたします。時間も押していますので、早速内容に入りたいと思います。

まずこちら1枚目のスライドですが、こちらはICD、国際協力部が今までに実施してきた支援の概要を記載しているものになります。ここに記載の通り、アジアの諸国に対して法制度整備支援活動を実施してまいりました。

次のスライドですが、これは今現在ICDにおいて実施している法整備支援活動で10カ国に対する支援を実施中でございます。太字で記載したものがJICAの技術協力プロジェクトでございましてJICAの技術協力プロジェクトに対する支援協力を中心としつつ、それ以外にもICD独自の活動として、現地セミナーや共同研究等も行っているところ です。

続きましてこちらのスライドですが、JICAの技術協力プロジェクトに派遣されている長期専門家をまとめたものでございます。現在、法務省からはベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアの4カ国に合計7名の検察官等を派遣しております。いずれもICDの教官を経験させた上で現地に長期専門家として派遣しているというものになります。

続きましてここからは今年度の活動になります。まずは、今年度の4月から9月まででございまして、黄色く塗ってあるのが現地調査や現地セミナー、いわゆる海外に出張をした案件。そして緑色が本邦研修や共同研究といった海外の研修員を日本に招いての研修となっております。

続きまして、9月以降本日現在までということになります。昨年度あたりからコロナの影響、制限というのも収まりまして、今年はこちらの通り非常に海外出張また本邦研修等の案件が多くなっておりまして非常に多忙な状況となっております。

続きましてここからは法制度整備支援の30年の歩みについて、簡単にまとめたものになります。ベトナムから始まった法整備支援がアジアの各国に支援対象国が広がっていくといった流れの中で2001年に我々のICDが設立されたということになります。

2013年には法制度整備支援に対する基本方針、政府の基本方針の改訂版というものが出されまして、この中でいわゆる日本への裨益、いわゆる日本企業の海外展開に有効な投資環境整備といったような視点が打ち出される、またミャンマー、バングラデシュなどが重点支援国に含まれたということもありまして、その後ミャンマー、バングラデシュの支援というのも開始されております。そして2018年ですけれども、法務省における国際部門の司令塔として大臣官房国際課が新設されまして、先ほど国際課の田中室長からの報告もありましたけれども、司法外交の推進というのが始まっております。それ以降、スリランカに対する支援なども始まりましたが、新型コロナによってしばらくは海外との行き来ができなくなって、オンラインセミナーなどでしのぐ時期というのが続きましたが、昨年度あたりから平常に戻っているという状況になります。

こちらのスライドは、今年度の活動のうち、新たな取り組みとなっているものについてまとめたものになります。まず新たな支援の対象国として、キルギスやフィジーに出張いたしましたし、先方の要望を聞き取るなどの活動を行いました。その他ウクライナの関係ですとか、8月9日にはASEAN関係の活動も行いました。今までICDは伝統的には二国間支援が中心でしたが、ASEANというマルチ、多国間の枠組みでの活動も行ってい

るというものであります。

最後に、以上の30年の振り返りや今年度の活動を踏まえて、今後の課題、展望等について若干いくつか考えたことを取り上げてみました。この点は、この後のパネルディスカッションでも議論していただくことなので、私の方では項目だけ簡単に申し上げます。1つは司法外交の推進に伴って支援対象国が拡大しているという点です。今までアジアだけだったのがウクライナやフィジーといったアジアの外の国にまで広がってきているという状況です。2つ目が支援ニーズの多様化、それから現代的課題への対応ということで、支援ニーズが多様化しております。特にAIの活用、デジタル化といった現代的課題についての支援の要請も増えております。また、グローバル化の進展の中で、ビジネスと人権のように多くの国が共通して抱えている課題というのも増えてきております。3つ目が支援対象国の法・司法制度の発展ということです。支援対象国の発展によって、国によっては出口戦略を考える時期に来ているのではないかと。支援を終了した場合にその後の協力関係のあり方としてはどのようなことが考えられるのかといったことも今後の課題として検討していかなければならないと考えています。最後に、成果の測り方説明の仕方ということです。昔から言われていることですが、法整備支援はなかなか定量的な評価のしにくい分野でありまして、成果が説明しにくい。良いことはしてるねということは言ってもらえても、いわゆる予算を確保するとか、政策評価の場面などでは、非常に説明が難しいこともございます。そういった課題もあるかと思いました。以上についてはまたこの後のパネルディスカッションでも議論していただくことになるかと思いますので、よろしくお願いいたします。私からの報告は以上で終わりにします。ありがとうございました。

#### 【ICD 村上教官】

どうもありがとうございました。それではこれより休憩に入ります。この後のパネルディスカッションですが、予定の時刻を過ぎておりますため、大変申し訳ございませんが、15時05分に再開いたします。そのお時間までにこちらにお戻りいただけますようよろしくお願いいたします。皆様ご協力いただきましてどうもありがとうございます。

～休憩～

#### 【ICD 村上教官】

それでは、これよりパネルディスカッションを開始いたします。皆様、進行にご協力いただきましてどうもありがとうございました。これからの時間は、2つのテーマについてディスカッションをしていただきます。

最初に、パネル1「法整備支援の今後の展望」についてです。モデレーターは、法務総合研究所国際協力部副部長野瀬が務めます。また、パネリストはJICAガバナンス平和構築部次長岩間様、日本弁護士連合会国際交流委員長外山様、法務省大臣官房国際課 松本課長の3名です。それではモデレーターの野瀬副部長よろしくお願いいたします。

## 【ICD 野瀬副部長】

はい。それではモデレーターを務めさせていただきます野瀬です。どうぞよろしくお願いいたします。まず、プログラムに沿って岩間様、外山様、松本様の順に「法整備支援の今後の展望」についてどのように考えておられるかをご発言いただいた後に、クロスで質問をさせていただきたいと思います。それでは岩間様どうぞよろしくお願いいたします。

## 【JICA 岩間次長】

国際協力機構ガバナンス平和構築部でガバナンスを担当しております岩間と申します。私はこのポジションにこの3月から参りまして、今回対面で参加させていただくのは初めての機会となります。このような機会を頂戴いたしまして大変ありがとうございます。以前はオンラインでベトナム駐在中に参加し、ヒアリングをさせていただいたことがございました。

改めまして最初の点でございますけれども、法整備支援に求められる役割、今後の展望、出口戦略という大変大きなトピックをいただいております、かつトップバッターで発言をさせていただくことに大変僭越だというふうに認識をしておりますが、行かせていただきます。

法整備支援30周年にあたりまして、まず法務省、日弁連、関わっていただきました先生方、ICCLCの皆様、多くの関係者の皆様に改めて御礼申し上げたいと思います。ちなみに今年ODA70周年でもございまして基本法の起草支援を中心に寄り添う形で実施をしてまいりました法整備支援というのは日本の国際協力のフラッグシップの1つというふうに申せるのではないかとというふうに私どもも深く認識しているところでございます。

振り返りますと、法整備支援が始まった90年代というのも非常に激動の時代でございます。旧社会主義国の市場経済化支援やポスト紛争国支援というのが重要な開発の課題となりまして、そのような中でベトナムやカンボジアの法整備支援も開始されたというふうに認識をしております。ただ開発屋として30年弱この分野を見させていただいております。大変恐縮ですが私見ですけれども申し上げますと、開発を巡る状況というのは、以下申し上げます6つの点で大きく変わってきたのかなというふうに思っております。

まず1点目ですが、途上国の大半の国が中所得化してきているということでございます。今年の世界銀行の世界開発報告によりますと、2023年の末の時点で108カ国が既に中所得化していると言われております。これによりニーズが当然変化し、高度化、複雑化してくるのかなというふうに拝察をしております。

2点目ですけれども、私がこの仕事を始めた頃は開発のアジェンダが国際場裏での外交の議論にあまり乗ってくることはほぼなかったもので、少し切り離されたようなところがございました。昨今では国際的な外交課題の多くが開発の課題と結構重なってきているのかなというふうに感じております。コロナも始まり、気候変動のような国際公共財をどう供給していくのかといった話が出てきているというところでございます。

3点目は私どものパートナー国でもあり、少し言葉は良いか悪いかというのはあるので

すが、グローバルサウスと呼ばれる方々のプレゼンスの拡大があるというふうに認識をしております。こちらは松本課長にお譲りしますが、各種国際ルールの交渉における発言権や決定権を巡る、求める動きもあります。中国などに対して代表されるようにドナーとしてのプレゼンスの高まりというのも指摘できるかというふうに思っております。

4つ目ですけれども、皆様午前中のプレゼンテーションで言葉尻には出てきているのですが、今回のウクライナの件もありますけれども、権威主義化、地政学的緊張の高まり、民主主義の後退というようなことが言われておりまして、開発を巡るドナー間、国際機関と話をしても明示的にそういうような言葉がまた返ってきているというような状況がございます。

最後にすみません。6点と言ったんですが5点にまとめて申し上げます。この30年間で大きく変わったのがODAの価値が相対化しているところはまだ言えるのかなというふうに思っております。開発途上国向けの資金のフローでは、民間資金が飛躍的に増加いたしまして、その分、相対的にODAの占めるポジションが小さくなった国が大変多くなりました。これは中所得化というのと連動しているというところもあるように思います。

これらを踏まえまして今後の法整備支援について思うところを述べさせていただきます。大きくは2つでございます。支援ニーズや国の広がりの中で、先ほど申し上げましたODAの価値が相対化している、要は公的資金というものの価値が希少なものとなっている中で、この希少なものをどうやって使っていくかということかなというふうに思っております。従来の支援対象国も経済発展や社会環境の変化によって中所得化して、また先ほど来もいくつかありましたけれども、基本法以外での法改正等に対するアドホックでタイムリーな助言を求める傾向というのが少し出てきているのかなというふうに思いますし、AIやデジタル活用などの言及も見られます。また、**People-Centered Justice** といった言葉も支援対象国からかなり聞こえてきている状況でございます。内容面では司法アクセス、ビジネスと人権、汚職といったような分野にニーズが広がってきているというところがございます。従来の法制度整備支援の強みである相手国に並走型の法令の整備運用改善や人材育成という、これまでのアセットを生かしつつ、どう人々の現実のニーズをより効果的に満たすためのシステムに繋げていくかというのが重要になってきているように認識をしております。私どもとしましては司法アクセスについては、バングラデシュで調停制度のプロジェクト開始をしておりますし、ビジネスと人権についても課題別研修を開始しております。

2点目ですけれども、アセットの活用と出口戦略というお話もあるのかなというふうに思っております。これまでの法制度整備支援と並行して培っていただいたネットワークや関係値といったような資産を法務省さん始め関係省庁様、学識経験者の皆様、法曹会の皆様と重層的なチャネルを介したパートナーシップにどう繋げていくのか、それにODAをどう使っていくのかということかなというふうに思っております。3つぐらいあるのかなというふうに思っておりまして、法務省様で司法外交軸にやられている戦略的司法対話の高

級実務者レベルでの課題みたいなものを取り囲むような形で我々の持っているリソースと法務省さんのリソース、あと学術交流や留学生みたいなものと日弁連さんと各国弁護士会の連携などをどう組み合わせてオールジャパンとしてはこういう形でこの国やこの地域と関係性を結んでいけばいいパッケージなのではないかといったことを連絡会のような場で議論していくというようなことが考えられるのではないかなというふうに思っております。また、法整備制度支援以外の領域でもODAを使った支援が成熟していく段階に達している領域もあります。そういった領域ではこれまでの支援対象国と第三国に対する共同で一緒に働く、ナレッジシェアをやっていくプラットフォーム型の取り組みのようなものも展開しているケースがございます。それも1つのアイデアとして検討する価値もあるのかなというふうに思っております。

あと最後に先ほど中所得国化というふうに申し上げましたけれども、世界銀行の開発報告は中所得国の罫というテーマだったのです。要するに、罫を抜けるのはかなり大変だというトピックでございました。そこにも関係してくるのですけれども、例えばインドネシアがOECD加盟を目指して今一生懸命ロードマップをクリアして目標年次までにそこに達するかといったようなことを考えられていると思います。そういったところに日本として協力できるところはどこなのかといった形での支援や共同歩調を取っていくような台湾に向けた支援はどうかと考えている次第でございます。

最後にご参考ということではございますけれども、JICAの置かれているコンテキストのご説明をいたします。JICAはもう開発屋ということで途上国の開発効果を実現するというのが第一義ではあるのですけれども、併せて日本の地域の問題や日本の抱えている問題とのウィンウィンを達成することができないだろうかということで、いわゆる日本への還流みたいなことも求められてきております。今、取り組んでおりますことの1つとして、JICAというのが日本で最も外国の方と接する知見を豊富に持つ機関であるということで外国人人材の受け入れや多文化共生といったようなものに関する取り組みも開始をしております。簡単なものから申しますと、開発教育や自治体さんの多文化共生政策へのインプットといったものがございます。こちらに今日いらしているJETROの山田さんにもご支援いただいておりますけれども、責任ある外国人労働者受け入れプラットフォームは法整備支援の埒外ではあるもののJICAが独自に連携をしまして、外国人労働者の方にとっての情報共有の場、共助の促進、困りごとの相談、また企業さん側にはビジネスと人権における協働の場として機能をするようなプラットフォームを提供させていただいております。ご参考までにご紹介させていただきました。すみません、少し長くなりましたが、以上でございます。

#### 【ICD 野瀬副部長】

岩間次長どうもありがとうございました。それでは外山先生お願いいたします。

## 【J F B A 外山委員長】

ご紹介いただきました、日本弁護士連合会国際交流委員会の外山と申します。本日は法整備支援の30年ということなのですが、私自身のことを振り返ってみますと、私が活動に初めて参加させていただいたのはちょうど2000年にカンボジア弁護士会に対する支援をJICA様からの資金をいただいて始めたというのが初めてでしたので、30年に少し欠けますけれども25年ぐらいになります。その時の活動で当時カンボジアにはなかった弁護士の養成校を作ることがメインの目標でした。弁護士養成校ができる前はカンボジアの弁護士は内戦で虐殺されたりして100人もいないと言われていたのですが現在は2000人になっています。この25年というか30年がカンボジアの弁護士をそこまで持ってきてくれたんだということを今一つ感慨深く思っています。

それでは、今後の法整備支援はどうあるべきかという今日のテーマなのですが、今までの関係諸機関の方々のご尽力によって、いわゆる条文としての基本法というのは少なくともメコンの地域では作られてきたのかなと思うのですが、当然ながら法律の条文というのは六法全書の中に書かただけでは何も意味がありませんし、ましてそれが政府関係者あるいは裁判所や検察庁の方だけが知ってて使えても意味がないわけでして、一般市民にまで届き一般市民がそれを具体的に活用できるようにならなければ、法律としての意味はないわけですので、今後は特にやはり今日も上がっていますけれども、司法へのアクセスということは極めて重要になってくるのだろーと思っています。司法アクセスといいましてもそんな綺麗に分けられるわけではありませんけれども、大きく分けまして一般市民に対して司法・法に関する制度や内容の情報を伝えるといった社会への普及面の問題。それから実際一般市民がその法を使いたいと思ったときに、自分ひとりではなかなか使えないので弁護士を利用してもらう、その弁護士の能力向上、弁護士制度の整備、発展といったこういう大きく分ければ2つの面があるのかなと思っています。

先ほど当委員会の高橋弁護士の方からご紹介させていただきましたトヨタ財団の支援で最近カンボジア、ラオス、ベトナムに対して行った支援活動というのは、まさにこの司法アクセスに焦点を置き、今の面で言えば社会への普及面というところに重点を置いた活動であります。例えば具体的に申し上げますと、ラオスではたくさんの司法機関を集めて会議を行いました。カンボジアでは、2ヶ所の国内の大学で大学生を相手に弁護士の役割や法制度に関するセミナーを開催しました。ベトナムでは、弁護士過疎地域での弁護士の活動についてのシンポジウム等を開催しました。もちろん弁護士や弁護士会に対する支援も重要ですので、最近ではカンボジア弁護士会が主なのですが、弁護士に対する訴状の作成、要件事実、保全処分のやり方といった実務的なことに関するセミナーを実施したりしています。また、これも先ほどから出ておりますけれども、JICAさんからの委託で最近ではアジア、アフリカ各国の司法関係者、弁護士会関係者に対して司法アクセスの制度構築に関するセミナーをやっています。

今後何をやったらいいかということなんですが、司法アクセスというのは非常に良い様々なものがあります。ぱっと思いつくだけでも先ほど申し上げましたような弁護士に対

する特に実務能力、法の運用能力改善のためのセミナーの開催も重要でしょう。これは弁護士の能力向上でもあり、もう1つはやはり途上国では必ずしも弁護士の収入や業務基盤もあまり確立していない場合が多いので、そういうものの確立、向上にも繋がっていくんだろーと思っています。それから法律扶助制度、当番弁護士制度、司法過疎対策といった途上国でも十分弁護士にアクセスできない方に対する制度の構築、運用支援といったようなことも考えられます。それから先ほどカンボジアで大学生に対してセミナーをやったと申しあげましたけれども、実は途上国では弁護士の人気、弁護士になりたい人が必ずしも多くない国もございます。例えばラオスなどではせっかく統一司法修習制度ができたのですけれども、卒業生の中で弁護士を志望する人がすごく少ないというような話も聞いています。やはり法学部生や広い意味での若い人たちに対して弁護士の魅力あるいは司法を利用することのイメージといったものを伝えていくということもいろいろな意味で大事なことから思っています。また、弁護士会の運営ということも大事なので、いわゆる懲戒や弁護士会が適正に運営できているということも重要だろーと思っています。そういったようなことをいくらでもやることはあるのかなと思っています。

ただやることはたくさんあっても、対象国といえどもどうしても我々の力からすればアジアを中心にならざるを得ないのかなとは思いますが、コロナ禍のときは先ほど高橋弁護士がご紹介いただきましたが、アフリカに対するセミナーも実施できましたので、必ずしもアジアに限定しなくてもできるのかなと。また、岩間次長のお話にもありましたけれども、できれば既に支援対象先進国と言っていいのかどうか分かりませんが、カンボジア、ベトナムなどの国の人たちも我々のパートナーに巻き込んで一緒になってアフリカのどこかの国に対する支援をするといったようなことも検討していけたらなというふうにいるところですよ。

出口構想に関しては実は我々あまり心配はしておりません。セミナーですと今は日本側が講師になって一方的に伝えるという形態になっております。しかし、だんだんとセミナーの内容も実務的になってくれば、例えば判例について検討したいとなった際に、日本の判例がカンボジアの判例と比較検討できないかといった、なにせ民法はほとんど同じなわけですから同じような論点にぶつかるということも当然あるわけですよ。ですので、そのような内容になってくれば、当然内容自体も相互的なものになりますし、あるいはカンボジアの判例や研究から日本の方にインプットをいただくということも出てくるだろーと思います。特に意識しなくても、一方通行の支援から相互的な交流、情報交換に変わっていくのではないかと考えています。

また、少し卑近な話かもしれませんが、コストの負担という意味でも、全て出していた時代からすれば会場費は向こうが持ってくださいよ、こちら側は講師だけを派遣しますよといったような形で少しずつ相手との意見も伺いながらコストも相手にも負担していただくというように変えてきています。そのようなことからしても自然に交流という形になっていけるのではないかなと。シームレスに対応できるのは我々の力は小さいですが、柔軟性があるということやっていけたらなと思っています。ありがとうございました。

【ICD 野瀬副部長】

はい。外山先生どうもありがとうございました。それでは、松本課長よろしくお願ひします。

【MOJJ 松本課長】

法務省官房国際課長松本でございます。今お二方の発表でほぼほぼ論点を網羅されたような気がしますので、ごく簡単にお話申し上げたいと思います。

これまで本日も様々話題に出ましたけれども、法務省は司法外交を推進しております。これは毎年の骨太の方針と政府の重要文書にも書かれているもはや政府全体の重要政策になっていると言っても過言ではないと思っております。この司法外交と法制度整備支援の関係ということについて改めて申し上げておきたいことが1つあります。それは何かというと、司法外交の中核というか原点、これがまさに法制度整備支援なんだと。法制度整備支援、法曹研が60年、30年と積み重ねてきたその活動、それによる信頼、こういったものが司法外交を推進する原動力になり、実際そういうものとして発展してきたということを改めて強調したい。つまり、法務省全体としては法制度整備支援活動を非常に重要視しているということであります。

このことからですね、大体3つぐらい言えると思います。1つは、まさに今申し上げた通り、法制度整備支援活動が司法外交の原動力、ダイナモ、ドライビングフォースになっているという事実であります。つまり、これは止まることはない、止めてはいけないと我々は認識しています。ここで得た諸国からの信頼そして実績、それによる我々自身の自信、こういったものが司法外交をさらに広げていくパワーになると、そういった位置づけにあると私は思っております。2点目。当然のことながら、司法外交の中核である以上、司法外交全体がどちらに進むかということによって、法整備支援活動自身が影響を受けると思います。具体的に申し上げますと、既に本日も話題に出ておりましたけれども、法務省の国際課の活動がきっかけになって始まった、あるいは始まりつつあるウクライナの支援、フィジーの支援といった新しい地域への活動ということが挙げられるかと思ひます。3点目は、それとは逆につまり法制度整備支援の現場の活動が司法外交の全体の方向性に影響を及ぼすということもあると思っております。つまり、司法外交といっても別に空中戦だけをやってるわけではなく、法整備支援の現場の活動の情報、そういったものも非常に重要な情報の基礎としておりますので、JICA、ICD、日弁連、アカデミアの皆様が活動の結果、あるいは活動状況というものを吸い上げた上で方向性を考えるという関係にもあります。官房国際課が推進している司法外交の動き、それと法曹研が推進している法整備支援の活動、あるいは関係機関の皆様が推進してくださっている法整備支援の活動これが相互作用的に相まってどちらの方向に進んでいくのかが決まっていくのだろうなと。そういうことを考えますと、こういった法整備支援連絡会のような機会という極めて重要で、我々としても皆様と意見交換させていただくというのを非常にありがたく、かつ重要なものだと考えております。

もう1つ言いますと、あえて司法外交的なのか法務省的なポジショントークをさせていただくと、司法外交の観点から言うと法整備支援をこれからどうしていくべきかと。司法外交の取り組みは、法の支配や基本的人権の価値、こういったものを世界に発信して定着させていこうという動きですので理論的には終わりはないわけですね。つまり、地理的には西へ東へとどんどん広げていく「べき」で、分野的にも民商事法にとどまらず、法務省の所管あるいは日弁連等も含めて、法務省分野全般に広げていく「べき」ということが言えるのかもしれませんが。当然のことながら、そこにはリソースの制約というものもありますし、何でもかんでもやるとっ散らかって中途半端にやって食い散らかして終わりというのでは全く意味がないので、そこにどうしても選択と集中という判断が必要になってくる。そこで我々の重視しているツールとしては、先ほど室長の田中からも紹介がありましたけれども、戦略的司法対話という手法、枠組みを開発しました。日本と重要な国、地域との間の対話の枠組みというのを設けて、定期的の実務者レベルでの往来をして、相互理解等、場合によっては支援ニーズ等を刈り取っていくと。こういうスキームがございますので、そこでもし適切な日本が支援するに適したニーズというものが見つければ、そこを種として皆様で取り組んでいただく。先ほど岩野次長が言われたようにオールジャパンでやっていく重層的な支援というものを展開していくことができれば、分厚いかつ価値のある支援ができるのではないかなということを思っております。

もう1個申し上げたいのが、リソースの活用という意味でいうとやはり出口戦略というのは避けて通れない話題だと思います。これまでも皆様のお言葉の端々に出ていた出口戦略、あるいはイコールパートナーシップへの昇華、こういうような形でございますけれども、これを進めていかないとリソースが尽きてしまうというところもあります。出口戦略自体は、はっきり言って10年前、15年ぐらい前からずっとこの場でもおそらく語られ続けていたテーマではありますが、ある意味15年前はまだまだ先のことだよねという感覚であったのではないかと推察します。ただ、現在、実際に支援対象国の中所得国化が進むというような状況、岩間次長が紹介されたような様々な国際情勢などを踏まえるとそろそろ具体的に検討する次のステップを考える時期に来ているのではないかと考えております。私からは以上です。

#### 【ICD 野瀬副部長】

松本課長どうもありがとうございました。このパネルの全体の時間が40分で結構押しはいるのですが、ここで次のテーマに移ってしまうとお前は何のためのモデレーターなんだと言われてしまいそうですので、お一人に1つずつ、きっかけとしてご質問させていただきたいと思います。まず、岩間次長に対してですけれども、先ほど公的支援をどこに使うかですとか松本課長からリソースの問題について言及がありました。JICAは日本では最大の途上国に対するドナーだと思います。感覚的なものとか具体的な数字までではなくても良いのですが、法・司法分野にJICAが投入できる資金というのは減ってきてるのでしょうか。あるいは、アジアにおける全体のポジションは変わらなくても、アジア

における資金投入については年々厳しいという感じなのか。あるいは、アジア以外の国、例えばウクライナですとかアフリカより予算や資金が付きやすい状況にあるのか、その辺のトレンドについて何かお答えできる範囲でお答えいただいてもよろしいでしょうか。

#### 【JICA 岩間次長】

恐ろしい質問をいただいておりますJICAの岩間でございます。確かに一般会計からいただいているJICAの予算というのがここ数年大変厳しくなっております。法整備ということ如何に関わらず、全体のパイが小さくなってきているところが前提でございます。その中で我々はどちらかというと地域や国に割っていきながら、地域や国の交渉の中で国別に重点方針みたいなものを決めて、そこから外務省さんにもご相談しながらやっていくわけでございます。その中でガバナンスが、例えばベトナムやインドネシアですごくプライオリティが下がっているといったようなことは我々も中で一生懸命営業しているのではないのですが、ただ全体のポーションの縮小の影響というのは大きくあります。やはり、トランスフォームしていったって、いかにコストがかからない形で今のアセットを生かしつつ大きく価値をもたらしていくかというところの発想の転換は必要なのかなというふうに思っています。ちなみにですけれども、民主主義がどうのこうのとみんな危機感があるので最近どうなってるのかなと思ってOECD DACという開発援助ドナーのサイトをここに来る前に探ってきたんですけれどもガバナンス全体がどうかっていうことの中でのlegal and Justice developmentに対する資金が、どういうわけか急激に右肩下がっており、相対的に日本のプレゼンスは上がってるのかなと思って見ておりました。しっかり裏が取れてはいないのですが、そういう意味で日本がこれからやることというのは、ある意味重要性はさらに増しているのかなというふうに思っておりますので、少ないお金でも頑張れば良くなるという未来の展望だけを少しお示しして一緒に頑張っていただければと思っておりますのでよろしくお願いします。

#### 【ICD 野瀬副部長】

ありがとうございます。法・司法分野の世界全体の拠出が減ってるのが良いか悪いかは別にして、日本のポーションが上がることは喜ばしいことなのかなと思います。次に、外山先生にお伺いさせていただきます。弁護士会同士の交流といいますか民間と民間セクターと民間セクターの交流という観点についてお聞きしたいのですが、国側からのアプローチ、例えばJICAの支援を通じた法務省からのアプローチとの相乗効果についてどのようにお考えかという点と、その国に働きかけて制度や運用を変更していくということに比べて、こういった困難があるのかということについて少し難しい質問だとは承知していますけれども、ご経験あるいは今後のご展望等あれば教えていただきたいなと思います。

#### 【JFBA 外山弁護士】

難しい質問をありがとうございます。最初の点はなかなか答えづらいのですが、

各地域国によるのですが残念ながら弁護士会がカウンターパートになっていない国もあります。そうしますと、なかなかプロジェクトに弁護士会関係者は参加できない、参加するとしても非常に補助的な関係でしか参加できないことがあることは事実です。ですが、それは国と国との約束事の関係なので仕方がないこととした上で、我々とする法整備支援、国と国との関係でやられているプロジェクトの中でいろいろ出てきた教材や情報は守秘義務とか多分ないんだろうと思いますのでもちろん使わせていただいて、それを使って弁護士会に対してセミナーを行うといったことを今やっています。それはすごく助かっていますし、場合によっては現地のプロジェクトチームの方に一部講義も担当していただいたりするということもあるので、そこは現場でうまく協力しながらやっていけば非常に僕は効果があるのではないかと考えています。

次の2つ目のご質問なのですが、これも確かに必ずしも国というか向こう側の政府機関がカウンターパートだからといってもすぐ打てば響くような関係のところばかりではないと思うのですが、民間ですと余計にそういう約束をしてもなかなか次のコンタクトは来ないとかっていうようなことが多いことも事実です。逆に、先ほどの話と少し重なるかもしれませんが、民間同士というのはその人があまり頼りにならないのなら別のところをカウンターパートにする、あるいはその弁護士会がカウンターパートなんだけれども一緒に他のNGOにも協力してもらおうというような形でいろんな関係者を巻き込んだりしやすいです。民間だけではなく弁護士会を通じてその地域の警察なども巻き込めるといった場合もあるので、そういう柔軟性をうまく使いながらやっていくというところで頑張るしかないのかなというふうに思っています。

#### 【ICD 野瀬副部長】

どうも外山先生ありがとうございました。確かに岩間次長のお話でも *people-centered justice* の話があって、グラスルーツ的なアプローチというか民と民との交流というのは今後ますます重要性が増えていくと思いますので、プロジェクトなり、法務省とご協力できる部分があればというふうに思ってます。すみません、松本課長にお聞きしたいのですが、先ほど来いろいろな方がドナーとレシピエントの関係からイコールパートナーシップへのという話がございました。松本さんも行かれてたベトナムですともう30年になりまして、いろんな人の重層的な人脈ですとか、そもそも日本人がベトナム法をよく知っていると、そういった無形のアセットのようなものがあると思うのですが、それをまずどういうふうに吸着させるか。つまりJICAのプロジェクトというのはいつか終わるわけでして、そうするといきなりドンと終わるのではなく、そういった今まで培った歴史やアセットというのをどういうふうに日本側として活用していくかというか吸着していくかというところについて、まさにその戦略的司法対話というか国際課の司法外交的な側面でいいますと、ここはどういうふうにやっていけば良いとお考えでしょうか。

【MOJ 松本課長】

なかなか難しい切り口での質問でございますが、逆に言うとプロジェクトオフィスが続いていけば、そういったオフィスに蓄積されたノウハウというのは日本側に還流している状況に現時点であるのかというのがそもそも問われなければいけないような気がするんですよね。つまり、私もベトナムにいて、事務所にいろいろな資料も山積みされていてPC中の大量のデータがあって、できる限りICD、JICAに報告書というような形で投げていたつもりではありますが、それでもおそらく私が現地で得た情報の10分の1上げられればいい方ですね。おそらく20分の1、30分の1ぐらいの情報しか上がっていない。おそらく現地で蓄積された情報というのはそのままストックされて、そのまま時の経過とともに収蔵されていくみたいな状況が現時点でもあるのではないかという気がしております。まず、そこをおそらくデジタルテクノロジーの活用といったものを通じて、いかに日本国内関係者にシェアするかということをもまず考えていただく必要があるのかなと。かつ、それをその後、将来的にプロジェクトが終了したらどうなるかということも見据えながら構築していくという必要はあると思います。ただ具体的なアイデアを私個人として持つてゐるわけではありません。申し訳ありません。

【ICD 野瀬副部長】

ありがとうございます。問題意識の共有という側面も含めて質問させていただいた次第でございます。すみません。司会者がピリピリしてそうですので、トピック2としてウクライナ支援ということについてですが、議論というよりもごく簡単に各機関の皆様がどうということされてきたのか、あるいは今後していくつもりなのかということをお伝えいただいてこのパネルを終わろうと思います。岩間次長からお願いいたします。

【JICA 岩間次長】

ありがとうございます。JICAのウクライナ支援についてピラーとしては3つあります。また、復旧復興支援という柱の中は4つのストリームにわかれております。まずは全土にばら撒かれております地雷不発弾対策でございます。もう1つはエネルギーや水等の基礎インフラ整備、次に基幹産業である農業と生産能力の開発、最後に民主主義ガバナンス強化でございます。ガバナンス強化に関しましては、公共放送局、元々は災害があったときのバックアップ局みたいなものの支援をやっていたのですが、災害の頃から戦争が起きてしまって有効に活用されています。どんどん中継車といったものの支援等もしておりますし、技術的にもフェアでニュートラルにどうやってこの戦時下で放送していくのかといったことをやらせていただいております。その他は本邦研修で支援をしております、UNAIFIにお世話になっております課題別研修を始めとしまして地方行政や税務、警察汚職対策、刑事司法など15件ほどで今のところ参加人数枠を増やしたものも含めましてご対応させていただいております。今後ともご協力をお願いしたいと思っております。

今後の支援に関しましては、法務省さんと月曜日以降に改めてご相談をしながら検討し

てまいりたいというふうに思っております。他の領域の支援を通じても概して基本的な能力が非常に高い方々であるということ、さらに最終的なゴールがEUの加盟であること、また戦時中ということで遠隔操作中心であること、かつ法・司法分野に関しては汚職が別のストリームで組織が立っているというようなこともございますし、組織がかなり複雑であるといったことから条件としてはそれなりに難易度が高いのかなというふうに思っております。そこをどうやってクリアしながら日本が付加価値を出せるところを見つけていけるのかというところで、新たな旅路にご一緒させていただければと思っております。以上です。

#### 【ICD 野瀬副部長】

どうもありがとうございます。月曜日にICDとJICAさんの方でウクライナの今回いらっしゃっている司法副大臣と協議をすることになっております。では、外山先生お願いいたします。

#### 【JFBA 外山様】

日弁連は必ずしもそこまでウクライナにこれまで関わりがあったわけではないのですが、事象が発生した直後に日弁連として何か支援ができないかということも少しは話題にはなりましたが、結局、時間的な都合もあって一部の弁護士有志という形で寄付、募金をしようということで約500万円をウクライナ弁護士会の方に寄付金を送金させていただきました。それとはまた別途、福岡県の弁護士グループも寄付金などをやられていたようで、我々は意識していなかったのですが、ウクライナ弁護士会のレポーターをいただきますと、弁護士会グループで寄付金をした金額のトップはポーランド、ベルギーで次に日本の弁護士グループが挙がっていて一定の評価をしていただけたのかなとは思っています。また、その後、当時のウクライナ弁護士会の副会長さんとこの有志の弁護士グループの代表の池内弁護士との間でテレビ会談なども行っています。まだ具体的に何かこういったことをやろうという話にはなっていないのですが、ぜひ何かできることをやっていきたいというふうに思っているところです。

#### 【ICD 野瀬副部長】

ありがとうございます。では松本課長最後をお願いします。

#### 【MOJJ 松本課長】

法務省のウクライナ支援に関しましては、事務局を務めているウクライナ汚職対策タスクフォース、ACT for Ukraine の会を重ねて着実に運営していくということに当面なるのかなと考えております。これは国際課がどうのという話ではありませんが、先日行われたウクライナ汚職対策タスクフォースの議論の中で、テーマ別の討論というものを行いました。ウクライナの方々から法曹養成制度や職業倫理、法曹倫理といった問題が非常に重要

だという提起があって面白いなと個人的に思いました。JICAさん、ICDさんの方で東南アジア諸国でその法曹養成制度に関する支援等も行ったような経験もごございますので、何らかの行動はできるのかなと頭の片隅で思いながら聞いていたというところではございます。簡単にご紹介だけですが以上です。

#### 【ICD 野瀬副部長】

ありがとうございました。それでは、時間も経過をしておりますので、パネル1についてはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

#### 【ICD 村上教官】

パネリストを務めていただきました岩間様、外山様、松本課長、そしてモデレーター野瀬副部長どうもありがとうございました。それでは次にパネルの2に移りますが、正面の会場設置いたしますので少々お待ちください。次のモデレーターとパネリストの皆様はご準備をお願いいたします。

皆様ご準備よろしいでしょうか。それでは次のパネル2「新たな支援ニーズと関係機関の連携」について始めさせていただきます。このパネルでモデレーターを務めていただくのは慶応義塾大学大学院法務研究所教授の松尾弘様です。またパネリストですが、CALEセンター長の村上様、JETRO上席主任調査研究員の山田様、国際民商事法センター理事酒井様の3名になります。それでは、モデレーターの松尾様、よろしくお願いいたします。

#### 【慶応大学 松尾教授】

どうもありがとうございます。今日は日本の法整備支援が始まって30年ということで各機関からの報告がございましたけども、30年間の蓄積を感じさせる非常に迫力のあるものでした。こうした大きな経験的蓄積の上に、今後の整備支援をどういうふうに展開していくかというのが、先ほど野瀬副部長がリードしていただいたパネルとそれに引き続いてこのパネルの目的ですが、我々は10年先を考えればいいのか20年先を考えればいいのか、あるいは次の30年かあるいは100年かとなかなかその視点をどこに置くかというのは難しいわけですが、少なくとも次を考える場合には3つの視点は欠きえないのではないかというふうに思っています。

第1にはこれまで実施してきた基本法令の基礎支援、人材育成支援を中心として今後どういうふうを考えていくかということです。法整備支援は相手国の自立を支援するということが目的ですので、自立と支援とはそれ自体がやや矛盾した言葉ですが、基本法令ができてそれを運用しておそらく様々な解釈が行われ、法改正の要請が出てきてそれを自らの国で改正案を作ってそして改正していくという、そうした1つのサイクルが完成するというのがひとつの自立的支援のあるべき姿かなというふうに思われるわけです。そこ

については今後も先ほどから出口の話も出ていますけれども、それも見据えてひとつの出口の視点として、この自立を支援するということを考えていくことが大事なかなと思います。

第2には現在世界の様々なニーズの変化や多様化に照らして重要になっている新しい分野、新しいトピックとして、先ほど建元部長の方からまとめていただきましたけどもデジタル化、AI化それからビジネスと人権といったような問題にも常に目を見開いて日本の長所を生かした支援の可能性を探ることも重要な点であると思います。このパネルでは主としてこの点を中心に、この後、村上先生、山田先生、酒井先生にお話を伺いたいと思います。

それからもう1つとしては、これまでの法整備支援は非常に大きな蓄積をしてきたわけですが、やはり比較的限られた専門家、関係者の間で行われてきたものを今後どういうふうに拡大していくか、それなくしては法の支配の普及ということは実際には難しいのではないかというふうに思うわけです。先ほど岩間次長からの *people-centered justice* の話を出していただきまして、最近これも注目が集まっているのはやはり必然的な理由があるというふうに思います。どういうふうに広めていくかということも次の10年か20年か30年かわかりませんが、そこは回避できない問題ではないかというふうに思います。こういったことをひとつの手がかりにいたしまして、まずはCALEセンター長の村上先生からお話をいただきたいと思います。村上先生どうぞよろしくお願いします。

### 【CALE 村上センター長】

松尾先生ありがとうございます。CALEセンター長村上です。「新たな支援ニーズと関係機関との連携」ということで私の方から2つお話をさせていただきたいと思います。まず法整備支援対象国からの新たな支援ニーズとしましては共同研究の実施というのが1番に挙げられると思います。我々の方針としましては、先ほどの活動報告でもお示したように共発展、アジアの中の日本も共に発展するためには共同研究の際に日本法への還元というのがやはり不可欠ということになります。研究を進めていく上でのCALEの方針としては、CALEの研究の担い手をこれまでアジア法を専門とする研究者の方々を中心に進めてきたのですが、それを拡大し、法学研究科の教員を中心とするのですが、自らの専門を軸としてアジア共通の課題に取り組めるような共同研究の体制を構築していきたいというのがCALEで考えていることです。アジア法の部分はCJL修了生を中心としたその国の研究者が担当して、常に我々の側は日本法への還元を考えるという双方向的な研究交流を進めていきたいと。それをアジア比較法学というふうに名付けて今年の1月のアニュアルカンファレンスでは比較法学の新たな担い手たちという形で修了生を中心としていろいろなシンポジウムを開催しているところです。具体的な研究の方向性として、アジアの国々と人、物、情報の交流を円滑にするためには法による環境整備が不可欠であって、その環境作りのためには比較法が重要だと。その比較法は、今申し上げたように各国の研究、現地の研究者が担当するということです。まずは人の交流を、その最小単

位として家族を対象として研究を始めてみようかなと。それを取引、ADRを含めた紛争解決へと拡大していこうというふうに考えております。具体的に自分の研究を軸にその共同研究を構築するということなのでテーマとしては、午前中のウクライナの司法協力ニーズの中でもメンションされていたハーグ子奪取条約、child friendly Justice、子供に優しい司法を含めた児童の権利条約など国際条約を対象として共同研究をやってみたいと今思っています。これらの条約はいずれも欧米中心で議論されていますが、ハーグ子奪取条約はアジアの締約国がまだ少ないのでアジアからの視点も必要なのではないかというふうに議論されているところなのですが、国ごとにバラバラで現在は議論しているところです。アジア法の普遍性、共通の法的基盤をどこまで確立できるのかという方向性と、それぞれの国の歴史や文化それから社会情勢を踏まえて発展してきたアジア法の特殊性を尊重するというその双方の観点から検討していきたいというふうに考えています。具体的にはアジアの国々が子奪取条約に入るためにはどうすればよいか、あるいは子奪取条約をアジア諸国との関係でも機能させるためにはどうしたらよいか、その環境をどうやって整えていくかというようなことを検討していきたいと思っています。これが1点目の共同研究になります。

2点目としては司法向けのAIツールの開発です。ICDとの新たな連携ということで名古屋大学のCALEとPSIMという別のプロジェクトがあるのですが、それとICDとの新たな連携ということでここに書かれているAIを使った判例検索・判決ドラフティングアプリの開発というものを立ち上げています。元々PSIMというのは名古屋大学大学院法学研究科を中心に2007年9月に設立されたコンソーシアムになります。法実務技能教育教材研究開発を行うコンソーシアムで模擬裁判やロイヤリングなどの法実務技能教育の教材を共同で開発して利用するとともに、教育人材の養成プログラムや教育方法論の開発を推進するために全国の法科大学院や法曹養成に関わる組織団体が参加している組織で名古屋大学大学院法学研究科が主管校として活動しているものです。PSIMでは、近時、AI技術の発展を法領域に活用すべく、理系の研究員らと一緒にAI法律相談やAIの取り調べ、AIによる法律文書の起案などのコンテンツを開発しています。今回は新たにPSIM、CALEと、それからICDが連携してAIを活用したこのアプリを開発するという企画を立ち上げております。具体的にはこのスライドにあるようにインドネシアを対象として、判例の検索、それから法令の検索、さらには判決起案のドラフティングまで行えるようなアプリを開発するというのを計画しております。インドネシアでは判例の検索システムがないために裁判所間で判断に一貫性を欠くというケースが生じていると。またその法令偏差に当たって改正法には改正箇所のみが記載されていて現行法を理解するためには改正部分を本体の法律に上書きしなければならないと。こういったインドネシアの特殊事情を踏まえてAIを活用して現場の裁判官や司法省職員の業務支援をしようというのがこの企画の目的になります。インドネシアを皮切りに、その後は他国に対してもニーズに応じたアプリを開発していくという予定になっております。以上です。

**【慶応大学 松尾教授】**

村上先生ありがとうございました。それでは引き続いてですが、山田先生お願いいたします。

**【JETRO 山田上席主任調査研究員】**

再びJETROアジア経済研究所の山田です。今後の活動と法整備支援のあり方ということでお話をします。アジア経済研究所では、引き続きこのビジネスと人権：責任ある企業行動およびサステナビリティに関する政策提言研究を進めていきます。来年度の調査課題としては、日本も持っていますナショナルアクションプランです。これがアジアの国々で進んでいますが、それが本当にビジネスと人権に関する国連指導原則の実行を本当に進めたのかということで、アジアにおける事例を用いていくつかのケーススタディをやりたいと思っています。皆さんご承知の通り右側にざっと書いたんですけども、ここに並べてある国々だけでもこのビジネスと人権に関する主導権説に基づいた国家戦略・国家計画なりを公表しております。これらの国々においても、こういった政策を進めていくという機運にあるのでASEANの国々を中心とするビジネスと人権に関する政策動向というのを見ていきたいと思っています。また、各国において人権委員会さらにはASEANの政府間の人権委員会というのが存在していて、ビジネス人権に関するその救済へのアクセスという点で非常に大きな役割を果たしているのも、その辺りも調査としてウォッチしていきたいなというふうに考えています。また、欧州における動きがアジアにおいてインパクトを与えているのでそういったものを見る、指導原則自体を条約化するという動きもあるのでそういったものを見ていきたいというふうに考えています。

法整備支援とビジネスと人権ということで、先ほどのスライドと同じなのですが、今日何度かのビジネスと人権という言葉が使われていて、人口に膾炙する言葉になったのはとてもいいことだとは思いますが、法整備支援の文脈においてこのビジネスと人権っていうのを話すときには、第1の柱であるところの国家の人権保護義務をどれだけ果たすことができるのか、法整備支援対象国に対してこれをいかに果たさせるのか、果たしてもらうのか。そして第3の柱の救済のアクセスをいかに促進しているのかという、この部分の支援に尽きるのかなというふうに私は強く感じています。以前に法曹研の方のICA国際協力部にお邪魔してビジネスと人権に関する勉強会で話をさせていただきました。その時にも強く申し上げたのが、救済へのアクセス、司法のアクセスを支援することこそビジネスと人権の文脈におけるところの法整備支援というふうに申し上げてきました。

また少し古いのですが、ドイツ、イギリスのビジネスと人権に関するナショナルアクションプランの中で、人権侵害に対して法の支配、民主制の強化が重要だということそれから効果的な救済メカニズムの導入の助言というものを支援していくことが盛り込まれています。救済のアクセスに関しては繰り返しになりますが、原則25に、国家の義務として領域及び／または管轄内において、ビジネスに関連した人権侵害が生じた場合、影響を受ける人々が実効的な救済にアクセスできるよう様々な措置を取らなければならないと

ということで、以下の詳細な解説やまた司法へのアクセスの障害になるようなものがあればそれを取り除かねばならないということを言っているわけです。先ほど申し上げたようにアジアにおけるいくつかの国がこの指導原則に基づいて何かをやろうとしているのであれば、こういったところを支援していくのが日本としては本当に王道といえますか、やっていけるところなのかなというふうに強く感じています。

そして、紹介になりますが、国連から『ビジネスに関連した人権侵害事案における救済のアクセス—解釈ガイド』というのが今年の夏に出たばかりです。これはまだ日本語訳をどこもやってくださってないのかなと思うのですが、この第1の柱や司法へのアクセスをどのように改善することができるかということで、司法関係者の皆様には既に承知のことかもしれませんがそういった解釈も出ていますので、こういったものを支援対象国と一緒に使ってやっていくっていうのも方法なのかなというふうに感じています。

最後といたしましては、今日何度か出ていましたSDGsです。我々の話をする司法制度に関してはSDGsの目標16で英語だとPEACE, JUSTICE AND STRONG INSTITUTIONS、なぜか日本語だとこのSTRONG INSTITUTIONの部分が消えています。もしかすると去年も昨年も話したかもしれませんが、確固たる法律を運用していく、司法を運用していく、汚職等様々なことも含めていかに強い包摂的な制度を作っていくかというところが法整備支援の真髄なのかなというふうに感じています。以上です。ありがとうございました。

#### 【慶応大学 松尾教授】

山田先生ありがとうございました。それでは次に酒井先生お願いいたします。

#### 【ICCLC 酒井理事】

酒井でございます。私は法務省に長い間おりまして、1996年からベトナム、カンボジア等の法整備支援に森脇先生に叱咤激励されながら携わってきました。今は国際民商事法センター（ICCLC）の理事をしております。このICCLCというのは、法務省が行う法整備支援を企業の立場からサポートするという財団法人で、そういう意味では政府と企業の架け橋というような位置づけで今日もビジネスと人権に関して若干企業視点からのお話しさせていただきたいと思います。

ICCLCは日中セミナーといったように様々なことをやっておりますが、最近フォーカスしているビジネスと人権の取り組みをしているのかということについて手短にお話ししたいと思います。どうしてこのビジネスと人権というのが急に問題化してきたかと申し上げますと、最近になって国家の持っている富と企業の持っている富が等しくなってきたわけです。我々の時代の人権というと国家対市民、要するに国家権力が市民を弾圧すると、だから人権B規約とか世界人権宣言とか大体そういう構図なのですけれども。今は国と企業の力が同じくなったために、この企業による人権というものを防いでいかないといけない時代になったわけです。非常にそれが国際的な批判が高まってきて、1997年に

はナイキが子供を使って廉価にナイキのスポーツウェアを作ったということで大変な不買運動が起きまして数百億の損失を出しています。また、バングラデシュのラナ・プラザ崩壊事故で従業員が1133人死亡したのです。これは壊れそうな建物で長時間労働させられていた事件ですが、このような背景があります。世界的に見ますと、国際では国連の指導原則2011年それからOECDの多国籍企業行動指針、これも2011年にできて去年改定されました。日本は少し遅ればせながらコーポレートガバナンスコード補充原則等ができました。それから2023年に経産省の責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインというのができて、外国ではEUで人権デューデリジェンス指令やドイツ、イギリスでこういう法律ができて、日本でもこういう法律を作るべきだときっと山田さんは思っておられるのではないかと。このビジネスと人権っていうのがどういう文脈の中で今あるのかというと、まずこの問題は容易に国家主権を超えていくわけですね。なぜかというと多国籍企業に関わっているので、その企業がタイでもバングラディッシュでもミャンマーでも工場を持っている可能性があるわけで、容易に主権を超えるということです。それから企業としてこういう人権を守りますと一度コミットメントした以上は後退することがかなり困難です。それから企業にとって競争条件が同じでないと、要するにレベルプレイングフィールドの同じ条件で片方は人権侵害して児童労働を使って片方がそういうことをやらないと、一方はずっと賃金安いですから不公平になり、企業同士が見張りやってるということもあります。今は世界でも有価証券報告書やサステナビリティレポートなどで開示しなければならず透明性と説明責任が確保されてるようになっていくわけです。我々のようにICCLCというのは役員の人たちはみんな企業の経営にも携わっており、国と企業を繋げている我々としては、この企業と人権の問題、これはまずはここにおられる法律家としてど真ん中の仕事だと思っております。当然、我々のICCLCにとっても、ど真ん中の仕事であって、それをプロモートすることによって日本と世界の人権状況を改善して、より安心して住みやすい世界の実現に貢献できるということを考えてICCLCではこれを1つの重点事項として捉えております。

今後の活動については、昨年の日ASEAN協力50周年ということで、ビジネス人権シンポジウムを開催しました。また、10月にバンコクで開かれたAICHER主催のワークショップにも参加してプレゼンをしてまいりました。確定ではないのですが、来年4月にマレーシア、クアラルンプールでASEAN、AICHER主催のシンポジウム、これはビジネスと人権のうちジェンダーに焦点を当てようと思いますが今交渉中ですが、ここにICRCがセッションを持ってできれば共催したいなと思っております。その後、来年の5月には日本にASEANの人権の代表等呼んで日本のシンポジウムをやりたいと考えております。再来年2026年には少し大がかりなシンポジウムを日本において開催すると。これが我々の財団設立30周年記念も兼ねてやっていこうかなと思っております。後でまた今の法整備支援の問題点について触れたいと思いますが、いずれにしてもICCLCだけでなくJICA、法務省、どんな関係する機関の絶対的な軸は法の支配ということであってそこは揺らぐことはないのですけれども、ビジネスと人権というの

はそういう意味でも非常にど真ん中のプロジェクトですので、当面 I C C L C はそれにも力を注いでいこうかなと思っています。以上です。

#### 【慶応大学 松尾教授】

酒井先生どうもありがとうございました。I C C L C は日本の法整備支援を支える上で本当に大きな役割を果たしているというふうに思われます。普段、様々な研修やセミナーやるときにはやはり I C C L C の支援なくしては実現不可能ということもありますし、その記録についても I C C L C のホームページに常時、非常に見やすい形で掲載していただいているというのは我々の蓄積を今後に生かすための基礎的な基盤を作っていただいているというふうに思います。そういう意味で感謝を申し上げたいと思います。

今、酒井先生の方から法整備支援の現在の背景事情の変化ということで、企業と政府の関係が大きく変わってきたと。企業と政府は非常に対等な力を持ちつつあると。これについては先ほど岩間次長の報告の中でも様々なこの支援に関しても相対的な力が変化しているという試算がございましたけども、今後の法整備支援を考えていく上では企業と政府の関係ということは欠きえない視点であるというふうに思われるわけです。特にこのビジネスの人権のトピックを今後どういうふうに法整備支援中で展開していくかということですけども、先ほど I C C L C では日 A S E A N の協力を含めて、ジェンダー、あるいは児童労働、日本での外国人労働者の受け入れの問題もあると思います。最初に酒井先生にお伺いしたいのですが、A S E A N と協力していく中で足並みが揃っているか、この問題は非常にやはり各国の企業の様々な活動にも影響を与えます。足並みをどういうふうに揃えているのか、その辺りの感触をお伺いできればなというふうに思います。日本もかつてはおそらくビジネスと人権の問題は実は昔からあった問題で、もう今では大きく取り上げられてると思いますが、その中でだんだんと日本の経験が生かされるような形になっていくとこういうのが望ましいと思っています。A S E A N の中にも様々な経済発展段階に違いがありますので、そういう中で足並みを揃えてやっていくということについて、酒井先生がお考えになっていること、お感じになっていることがあればお話をいただければと思います。

#### 【I C C L C 酒井理事】

私の感じですと、A S E A N と一言に言っても発展の度合いがだいぶ違いますので、トップを走っているシンガポールからミャンマーのような国もあって、そういう意味で例えばベトナムで人権ということを前面に出すと少し嫌がられたりします。例えばタイはむしろ日本より進んでいる部分が出ているということで、足並みというかレベル感というか意識はだいぶまだ違ってきていると思うのです。ただし、人権という考えは欧米でできた考えなんです。欧米がメイクしたルールをどちらかというと押し付けるような、我々がシンポジウムに行っても欧米の人たちが必ず出てきて教えてくれるみたいなのところがあって、やはりそういうことに対しては内心嫌だなという面がアジアの人たちにあると思っており

ます。だから我々は人権という言葉は使わないで、法の支配を使いますが、これは非常に共通の理解を得やすいという面があると思うのです。先ほど村上先生が言われたように、アジアの普遍性といったように私どもはこれからのワークショップやセミナーを通じてアジア的な考え方をみんなでもっと議論していく必要があると思っています。それから欧米は相対的に力が落ちてきているのは間違いない、むしろアジア的にしっかりしていかないといつまでたっても欧米に頼っている時代ではないという感じはしています。以上です。

#### 【慶応大学 松尾様教授】

どうもありがとうございます。このビジネスと人権のトピックについては先ほど山田先生からもお話をいただきましたし、今日の各機関報告でもお話いただきましたけれども、先ほどビジネスと人権は非常に重要な問題となってきた、効果的な救済アクセスの実現ということで、条件整備について被支援国に対して様々な提言ができるのではないかと、いうふうなお話ございましたけれども、救済アクセスに関しては民事訴訟や民事執行のシステムが整うということが大事な問題になってくると思うわけです。これについてはこれまで日本の法整備支援の中で蓄積してきたものもありますけれども、そういうものとどういうふうに連携させていくか、少し具体的にこのビジネスと人権のトピックを例えば東南アジアの国と対話していく中で、どう具体化していくかということについての山田先生の具体的なイメージというか今後の展開、プランがございましたらお伺いできればと思います。

#### 【JETRO 山田上席主任調査研究員】

松尾先生ありがとうございます。その前に酒井先生が今おっしゃられたことに対して私なりの考えを述べさせていただきたいと思います。人権は普遍的な価値です。決して西洋からの押し付けではありません。ASEANの人権宣言等々をご覧になっていただければ、そしてASEANの政府間人権委員会、ASEAN各国で人権委員会がありますので、人権という言葉を使うのはタブーだと思っているのはもしかしたら我々の方かもしれません。実現のアプローチの仕方には様々なやり方があるかと思います。しかし、ここを我々が普遍的価値だというふうに堅持していかなかったらどうするのですか。

救済のアクセスですが、このビジネスと人権はもちろん酒井先生のお立場というか企業からの立場等いろいろな立場があるかと思うのですけれども、一番見ていかなければならないのはライツホルダーの視点なのです。国家からの侵害によってもそうですし、企業からの侵害によってもそうですし、やはりその侵害を受ける人々、いわゆるライツホルダーの視点に立った救済策というのが必要ではないかというのがこの指導原則の第3の柱のポイントです。そういった意味では、今までG to Gの関係でやってきた司法制度改革ももちろんそうですし、よりミクロの点においては裁判所の数や言語の障壁等様々なエスニック的な障壁がある、弁護士がつけられない、証拠が集められない、様々な障壁があるかと思いますが、そういった部分を細かい形で、もちろん弁護士会のご協力もいるかと思

うのですけれども、そういったアクセスだと思うのです。アジアの中で深刻になっていて政府としてもやらなければならないというふうに思っているのが、タイではスラップと言われる訴訟です。Strategic lawsuit against public participation というもので、企業からの人権侵害を受けたときにそれに対して申し立てなりをした人権活動家が逆に企業からリファメーションだという訴えをされています。財力やリソースでもかなりの違いがありますので、結局、人権活動家は活動ができなくなるような状況に追い込まれてしまっている。でも、それを阻止するための方策というのが必要ではないかということで、そういった訴訟を防止するような公判というのもタイで考えられているようです。日本にどれだけ参考になるかわからないですけど、そういった観点というのものもあるのかなというふうに感じています。以上です。

#### 【慶応大学 松尾教授】

山田先生どうもありがとうございました。人権の話を始めると、もう1つパネルが必要な雰囲気ですので、この話は少し先送りさせていただきます。村上先生にお伺いしたいのですが、先ほどの話の中で法整備支援の成果を日本法にどういうふうに還流してくるかということが今後課題になるだろうということでアジアの比較法学ということを試みられて、そのシンポジウムやその成果を公表されるということをお話いただきました。家族法から始まって徐々に今日の分野というお話でしたけども、今後の法整備支援の姿が将来どうなるんだろうというふうに考えていったときに、お互いの法整備支援から法整備協力へというふうに本当になっていくかもしれません。その1つの手がかりが日本にどういう還流があるのか、それを介して徐々に対等な関係になっていくのかどうかということがひとつの展望ということになると思います。例えば日本の司法学会や民訴訟学会でなかなか法整備支援というのが取り上げられるってことはこれまであまりなかったと思われますし、実はこれも森脇先生がずっと言われたことで、できれば司法学会で取り上げたいということをおっしゃってたのですがなかなか実現しなかったと。そういうことについて今後のそういった日本の学会の中でもこれを正面から受け止めるということについての村上先生の展望をお伺いできますでしょうか。すみません、難しい質問をモデレーターの特権でお伺いさせていただきます。

#### 【CALE 村上センター長】

ありがとうございます。何か想定していたものと違う質問を振られてもっと大きな話になっているような気がします。結局は、おそらく普通の人が抱えている法整備支援のイメージが狭いのかなと思います。もちろん法整備支援を長くやられている、ここに参加されているような方々は法整備支援と言っても多様性があるということをご存知だと思うんですけども、私自身もCALEセンター長になって実際にこの連絡会に参加して様々な方のお話を聞くまでは、法整備支援のイメージは特別なようなものでした。それこそ日本の学会とは切り離された別の話というイメージが非常に強かったので、そのイメージをど

う払拭していくか。先ほども研究の担い手を拡大していくというお話をしましたが、どこまで裾野を広げていくかというのがすごく大事だと思っています。また、先ほどのパネルディスカッションでもこのままだとリソースが尽きるという発言があったと思うのですが、もうまさに尽きかけています。CALEを運営していく上では本当に切実で、担い手が本当に少なくなっています。もちろん修了生はどんどん育っているのですが、国内のことを少し忘れています。国内で賛同する人たちをもっと増やして日本法にも関係してるんだということを我々が発信していかないとなかなか広がっていかないのかなというふうに考えています。そのためには、若い人からどんどん裾野を広げていくということをしていく必要がある。学部生、もっと言ったら高校生ぐらいから大学説明会の際に法整備支援をするといったことも必要だと思います。名古屋大学は一応法整備支援を古くからやっているということは知る人ぞ知るという感じで、法整備支援をやりたくて名古屋大学に来ましたという学生が少なからずいるのですが、学生が持っている法整備支援のイメージというのは非常に限られたものでもあります。そのイメージを私達が教育者として学生のわずかな火を4年間なり大学院の2年間なり消さずに育てられているかということ、まだできてないのではないかというのは、反省も込めて今考えていることです。どれだけ法整備支援が今様々な多様性を持っていて、具体的なイメージを学生が持てるように様々な機会を設ける、それができるのが名古屋大学法科大学院CALEの強みで、それをやってこそ意義があるのかなというふうに思っています。ただ、我々だけでは実務に関わっているわけではないので、ここに参加されている関係機関の方々との連携や協力がなければその裾野を広げるということとはできないと思うので、それはぜひお願いしたいと思っています。できるだけそういういろいろな機会を学生に設けると。例を紹介したいのですが、今日も名古屋大学から参加している学生がいます。法整備支援をやりたくて名古屋大学法科大学院に来ましたということでCALEの研究協力員に早速なってくれて、CALEの活動を支え、頑張っってロースクールの勉強もして、司法試験に合格し、先ほどご紹介した日本法講師体験を経て、今公募しているCJLの現地のセンターの特任講師にアプライしているという。これから面接なので採用されるかどうかわかりませんが、そういうルート、自分たちで育てていって巣立つ、法整備支援の現場に旅立っていくというルートをすごく理想としていたので、それが今回初めて実現したのはすごく感慨深く、それをもっとこう進めていくためには、連携が必要で裾野を広げていき、いつかは学会で法整備支援をテーマに取り上げられればと思っています。以上です。

#### 【慶応大学 松尾教授】

村上先生、非常に夢のあるお話をありがとうございます。今日ここにおいでになっている、あるいはウェブで聞かれている若い世代の方に、ぜひそれを頭に留めて10年後20年後に実現していただければというふうに思っています。すみません、本当はもっと議論したいところですが、時間が限られておりますのでこのパネルも閉じなければなりません。先ほどお話いただきました酒井先生、山田先生との間で人権概念をどう考えるかに大

きな溝があるのは事実であるというふうに思います。先月、私はヨーロッパの安全保障機構の会議で法整備支援を通じた平和構築という話をする機会がありました。アジアパートナーとして日本とマケドニアがなっていて、プレゼンしたときもヨーロッパ、アメリカのウクライナに対するロシア批判がありました。ロシアの参加者もいましたが、非常に強い口調で人権の観点から一方的な批判をして本当にもう一歩も譲歩しない人権概念を持っているということを強く感じました。一方でアジアの視点から見ると、おそらく人権概念は同じかもしれないけれどもプロセスは違うのかもしれない。おそらく法の支配を確立する、人権を確立までには何百年もかかってきたという歴史に鑑みると、プロセスも考慮して支援していくという見方もあるかなと。そういうふうに考えると、これからの法整備支援も10年先か100年先かわかりませんが、長期的に考える必要があるだろうというふうに思います。

最近、テレビの「虎に翼」の米津玄師の「さよならまたいつか」という歌の中に100年先という話が出てきます。100年先も覚えてるから、100年先のあなたに会いたいという歌詞なのですが、100年ってすごい遠いようですけども、もう30年経ったわけですから、最初から数えて100年先がどうなっているかということについても、我々、十分に意識しうるのではないかというふうに思います。

先ほど建元部長からお話あった2013年改定された法整備等支援の基本方針からも10年以上経ちましたので、本日の議論の成果も踏まえて改定の時期も踏まえているのかというふうに思います。今後の法整備支援を展望する上で、限られた時間の中で重要な視点を提供していただきましたパネリストの皆様にお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。これでパネル2を閉じたいと思います。

#### 【ICD 村上教官】

モデレーターの松尾様、それからパネリストの村上様、山田様、酒井様、どうもありがとうございました。それでは、これから4時45分まで休憩とさせていただきます。続いたのプログラムである総括質疑応答は4時45分より開始いたしますので、よろしくお願いいたします。なお、全体を通じてご質問のある方は、この間に当日質問表にご記入いただき、この休憩時間の間に会場の後方にあります、質問箱にご提出ください。また、オンライン参加の方は、チャットボックスの中に質問をご記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは休憩とさせていただきます。

～休憩～

#### 【ICD 村上教官】

それではこれより総括質疑応答に移ります。会場にご参加の皆様からは事前に提出いただいた質問票から、オンラインでご参加の皆様からはZoomのQ&Aからピックアップしたものについて関係機関の方から順番にお答えいただきたいと思います。なお時間の関

係上全ての質問にお答えすることが難しい状況でありますため、この点、ご理解いただければ幸いです。本日はたくさんの質問をいただいております。皆様どうもありがとうございます。

それでは初めにウクライナの皆様に対する質問が多く寄せられておりますが、その中から2つ取り上げさせていただきます。1つ目ですが、日本の法務省法務総合研究所国際協力部に支援を要請することになったきっかけについて教えていただきたいというものになります。また2つ目の質問は裁判所支援という文脈についての質問ですが、日本の裁判所の仕組みとして興味のある分野があれば教えていただきたいという質問になります。この2点についてお願いいたします。それでは早速副大臣からお答えいただきますよろしくお願いいたします。

### 【ウクライナ司法省 スハク副大臣】

質問ありがとうございます。最初に、法務省のICDの支援を求めた理由について回答します。まず、私達は昨年2023年にウクライナ汚職対策タスクフォースの参加のために東京を訪れた際に良い司法システム、司法制度を探していました。今、ウクライナは過渡期にあり、過渡期だからこそ司法システムが安定し、信頼できる、頼れるパートナーを見つけることはとても大事なのです。そして、ICDを訪れた時に、私たちが探していた求めていた司法システムのモデルを見つけました。この司法システムのモデルの中にとっても感動したお言葉がありました。それは、「アジア諸国に先立って全く独力でフランス法、ドイツ法、英米法という世界の法制度の三大潮流を自らの栄養として取り込んだ日本の法律制度と法学は、かくてようやく外に向かって自らの体験を語りかけるべきときを迎えたのである」という三ヶ月章元法務大臣のお言葉です。その言葉を聞いた時、深く感動いたしました。

2つ目の質問、日本の司法制度のどこに興味を持っているかについて回答します。今朝私が申しあげたとおり、今は戦争の状態で、その影響を受けてウクライナの裁判がとてもオーバーキャパシティの状況になっています。そのため、私達が興味を持っているのはメデイエーションのシステム、また日本の簡易裁判制度の働きや仕組みについて知りたいと思っており、情報共有いただければと思っています。また、日本の家庭裁判所のシステム、家庭裁判所の仕組みに関しても興味を持っています。ありがとうございました。

### 【ICD 村上教官】

スハク副大臣どうもありがとうございました。それでは次の質問に移らせていただきます。次の質問ですが、EU加盟に向けた支援、これはウクライナに対する支援という意味ですが、その支援を日本が行う意義についてご意見をいただきたいという質問がございました。こちらについては、法務省大臣官房国際課松本課長にお願いできますでしょうか。

**【MOJ J 松本課長】**

ご質問どうもありがとうございます。EU加入に向けた支援を日本が行う意義ということですが、一番大きな答えとしては、これが国際社会に対する我が国の責任を果たすということが端的かつわかりやすい話になると思います。ロシアによるウクライナ侵攻が始まって以降、ウクライナをいかにして支援するかということは国際社会全体の少なくとも法と正義、自由あるいは法の支配、こういった価値を重んずる国々の間でも非常に重要な懸案事項になっております。特に、昨年我が国はG7の議長国でもありましたので、G7あるいはその他の国々も巻き込んでどのようにしてウクライナを支援していくかということが我々自体の自身の日本国としての重要な課題になっていたという背景事情はございます。

ただ、その中で皆様ご承知の通り、我が国として取れる支援策というものには一定の制約がございます。そういった状況の中で、しかも我々は法務・司法の分野一体何ができるかということを考えたときに導き出されてきたのが、先ほど来お話しているウクライナの汚職対策タスクフォースということになります。我々が積極的に関与したのは実はここまです。そこで今スハク副大臣からお話があったように、タスクフォースの機会で来日されたウクライナの方々がICDの行っている法制度整備支援の三ヶ月先生のお言葉にもありましたけれども、理念やスタイルであるといったものを見てウクライナの皆さんにとってこれは役に立つとご判断されて支援要請がなされてきたということです。パターンとしては我々がアジアの諸国に対して行ってきた先方のオーナーシップや先方の要請主義と言ってきた我々の行動原理と別に反する形でもなく話が進んできたのかなと思っております。意義という形での答えになってるかどうか分かりませんが、私からは以上とさせていただきます。

**【ICD 村上教官】**

それでは、まだ多くのご質問をいただいているところではございますが、お時間の関係で次で最後の質問とさせていただきます。こちらの最後の質問ですが、ウクライナ司法省からの基調講演やプレゼンテーションが午前中の部にございましたが、これらを踏まえて、各機関の皆様の受け止めをお聞きしたいという質問をいただきました。こちらについては、JICAの安藤理事にお願いしてもよろしいでしょうか。

**【JICA 安藤理事】**

ありがとうございます。今朝、ウクライナ副大臣から大変熱のこもったご説明をいただきました。非常に感銘を受けるところだったというふうに思っております。私もロシアがウクライナに侵攻して以来数多くのウクライナの閣僚の皆様や政府の皆様、それから民間の皆様にお会いしてきました。彼らはまさにウクライナのためにも戦っています。先ほど松本課長がおっしゃった通りなのですけれども、世界の法の支配のために、民主主義のために闘っているということなんだというふうに思っています。非常に連帯をしっかりと示し

ていくという必要があるというふうに思っていて、その中で我々 J I C A としては、地雷除去、瓦礫の処理エネルギーの提供といった人々の生活を直接的な支援をずっとやってまいりました。そして。先ほど来お話のある通り、ここにきて実は司法についても非常に様々なニーズがあるということを知ったというところでございます。汚職対策といったそういうようなことも非常にニーズがあるというふうに思いましたけれども、連れ去れているお子さんの話とかいろいろなお話を聞くと、やはり様々な検討をする必要があるんだろうというふうに思っています。資源には限りがありますので当然選んでいかなければいけないというプロセスがあると思います。まさにベトナムやカンボジアで今まで30年間やってきたプロセス、しっかり対話をしてそこから何ができるのかというのを考えるというプロセスだと思っていますので、ぜひそういう議論を始めさせていただきたい。来週の月曜日に、まずそういう具体的な議論をする場というのがあるというふうに聞いていますので、そういうところからしっかり話していきたいというふうに思っております。以上です。

#### 【I C D 村上教官】

安藤理事どうもありがとうございました。それでは多くの質問をいただいておりますが、時間の関係でこの辺りで総括質疑応答の時間を終了とさせていただきます。なお、お寄せいただいたご質問につきましては、追って運営者が該当する登壇者の皆様にお伝えいたします。本日改めましてたくさんのご質問いただきましてありがとうございます。この後、懇親会も予定されておりますので、ぜひその際に皆さんご歓談の中で意見交換をしていただければと思っております。

それでは最後に、登壇者の皆様、本日のご協力に心より御礼申し上げます。どうもありがとうございました。皆様、ぜひ大きな拍手をお願いいたします。

それでは最後に、公益財団法人国際民商事法センター理事長大野恒太郎様より閉会のご挨拶をいただきます。大野理事長よろしくをお願いいたします。

#### 【I C C L C 大野理事長】

国際民商事法センターの大野です。最後にご挨拶いたします。本日は午前中から皆様に熱心なご協議をいただきまして、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

今日は午前中にウクライナ司法省副大臣リウドミラ・スハク様の基調講演、それから専門家のボクダン・ネディルコ様からプレゼンテーションが行われました。ウクライナがロシアの軍事侵攻を受けて、困難な状況のもとにおいて自国の国土、国民、そして主権を守るために勇敢に戦い続けていることに心から敬意を表したいと思います。ウクライナで現在生じている事態は、主権国家を構成員とする国際社会において法の支配がなお脆弱なものであることを示すものであると思います。そうした中でウクライナの闘いは同時に世界における法の支配や民主主義を守るためのものであるという意義もあると考えております。今回ウクライナからの要請を受けまして、我が国も法務分野での支援を行うことにな

りました。本日ウクライナ側からは汚職問題、あるいは子供の連れ去り問題等も含めて、多岐にわたる関心事項が明らかにされました。今後、具体的な支援の内容はウクライナ側と日本側の協議によって決められるものと承知しております。日本としてはウクライナのために関係機関が連携してできるだけのことをすべきであるというように考えております。

本日午後は法整備支援が今年でちょうど満30周年を迎えるという関係でのセッションが持たれました。森嶋先生を追悼する時間もありましたが、昨年この会合におきまして、森嶋先生が最後に非常にお元気に協議全体の総括をされたことが昨日のように思い出されます。先生のご冥福を心からお祈りしたいと思います。

今回の30周年のセッションですけれども、これまでの法整備支援を振り返ると同時に、それを踏まえて今後の展望について、各機関からの報告やパネルディスカッションが行われました。世界の状況が急激に変化する、これに応じて各国も法整備支援に対するニーズも大きく変わっております。従ってこれに対応して、法整備支援の対象分野や法などを絶えず見直していくということは当然であります。とりわけアジア諸国におきましては、経済が目覚ましく発展し法整備も着々と進行し急速なIT化は司法の分野にも及びつつあります。こうした状況を受けまして、私達としては各国の取り組みに対し虚心に耳を傾け、そこから我が国としても参考とすべきものについては謙虚に学ぶという姿勢がこれまでも増して求められております。もちろん国によってかなりの差異はありますが、日本国と相手国との関係におきましては、この学びの対等性、双方向性を拡大していかなければならないと思います。これは先ほど来の議論にも出ておりましたけれども、日本への還元、これは実務的な還元もありますし、学問的な還元もあると思いますがそうした意味を持つと思います。そして、二国間の関係だけではなく、ASEANのような地域との連携等マルチの関係を構築することについても、積極的に検討すべき時期を迎えているというように思います。さらに、支援のテーマにつきましても今日は司法アクセスの問題等にも言及がありましたが、各国のそのニーズの高い現代的な課題も含めて考えるべきだろうというように思います。

今回のパネルの議論で気がつきましたのは、リソースの問題です。確かに公的な法整備支援にのみ依拠しておりますと、財政的あるいは人的な制約のために日本にとってあるいは世界にとって非常に重要な法整備支援が十分に行えないという事態になってしまいます。これは本末転倒であります。そこでやはり必要なのは、そうしたリソースによる制約を乗り越えるためにも、法務省あるいはJICA等だけではなく、関係機関が力を合わせてやっていくということが今後ますます必要になっていくのではないだろうかと思えます。そうした意味でですね、こうした連絡会議の持つ意味合いというものはますます高くなっていくだろうというように思います。

最後にビジネスと人権への取り組みについて一言申し述べます。これはかねてサプライチェーンにおける人権保護の観点から論じられてきました。しかし、日本の外国人労働者の問題等を考えますと、決して他人事視できる問題ではありません。私ども国際民商事法

センターは再来年に財団30周年を迎えます。そして、その記念事業としてASEANと日本に通じるビジネスと人権の問題、特に企業にも大きく関わる非司法型の救済や、あるいは外国人労働者問題等についても触れたいと考えまして、現在、法務省のご協力も得て準備を開始しております。この会議にご出席の個人、あるいは団体の方にもいずれご支援を仰ぐことがあるかと思しますので、その節にはよろしくお願いいたします。

終わりに平素から法整備支援の最前線で献身的に支援の実務に当たられている皆様に改めて心から敬意と謝意を表して閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

### 【ICD 村上教官】

大野様、どうもありがとうございました。

それでは、本連絡会終了の時刻となりましたが、その前に、本連絡会に関するアンケートについて改めてお知らせいたします。こちら会場に参加されている皆様につきましては、お手元にお配りしている用紙に印刷されているQRコードからアンケートにお答えいただきますようお願いいたします。また、オンライン参加者の方向けのものとしましては、アンケートは日本語と英語が併記されております。Zoomから退出された際に自動的に画面に表示されるようになっております。いただいたご回答ですが、今後のより良い法整備支援連絡会の企画運営に役立てたいと考えております。何卒ご回答いただけますようよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第25回法整備支援連絡会を終了いたします。皆様、本日は長時間にわたりご参加いただきましてどうもありがとうございました。

またこの後ですが懇親会が予定されております。時刻ですけれども、5時30分から開始したいと思います。場所につきましては、この建物の1階にある食堂で開催いたします。出席される皆様におかれましては、ご移動のご準備をお願いいたします。なお、同時通訳用の通信機器であるパナガイドについてですが、こちらは机の上にそのまま置いておいていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また懇親会に参加される方で、こちらの会場の入口の横にコート掛けをご利用されている方につきましては、コートをお持ちになって1階まで来ていただくようお願いいたします。お手回り品やコートのお間違いなどがないようにご注意くださいと思います。

また懇親会に参加されない方におかれましては、大変申し訳ございませんが、現在の時間帯は当センターから東中神駅までのシャトルバスは運行しておりません。こちらあらかじめご了承ください。タクシーをご用命の方におかれましてはお近くのICDのスタッフまでお知らせください。本日はどうもありがとうございました。

## 【国際研修・共同研究】

### インドネシア法制度整備支援 第17回本邦研修

国際協力部教官

高 橋 一 章

#### 第1 はじめに

インドネシアでは、法務人権省法規総局（以下「DGL」という。）<sup>1</sup>及び最高裁判所をカウンターパートとしてJICAのプロジェクト<sup>2</sup>が実施されているところ、このうち、DGLとの関係では、インドネシア国内の法令の不整合の解消をプロジェクト目標に掲げ、WGを立ち上げてインドネシア法令の問題点に関する検討・協議するとともに、オンラインセミナーや地方セミナーを開催し、日本の法令制定過程に関する知識・経験を共有すること、執務参考資料の改訂<sup>3</sup>や研修講師の育成等（シラバスの作成・実施等を通じた人材育成）を目的としている。

そして、上記プロジェクト活動の一環として、令和6年9月16日から同月27日まで（移動日を含む。）の間、日本において、DGL職員15名を対象にインドネシア法制度整備支援第17回本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。本稿では、本研修の概要を紹介するものである。

#### 第2 本研修の背景

インドネシアで現在実施されている「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）は、ビジネス界における法的な予見可能性を改善するための人材育成を目的としている。このうち、DGLをカウンターパートとする活動は、DGLがインドネシア国内の法令等の制定・改正に関して新規法令・法令改正の案文審査を所掌業務としているところ、これらの審査を実施する者（以下「ドラフター」という。）の能力向上のため、WGを立ち上げてインドネシア法令の問題点に関する検討・協議するとともに、オンラインセミナーや地方セミナーを開催し、日本の法令制定過程に関する知識・経験を共有すること、執務参考資料の改訂や研修講師の育成等（シラバスの作成・実施等を通じた人材育成）を目的としている。

本プロジェクトは来年9月で終了することが予定されているところ、上記目的との関係では、今後、教材の作成、研修講師の育成を中心に活動していくこととなっている。具体的には、WGによる執務参考資料の改訂作業を週に1回の頻度で実施し、講師の育

<sup>1</sup> 本研修当時のもの。なお、インドネシアの大統領交代に伴う組織再編により、現在（執筆時点）では、法務人権省は法務省、人権省、入国管理省に分かれている。

<sup>2</sup> 令和3年（2021年）10月から令和7年（2025年）9月までの予定で、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」が実施されている。

<sup>3</sup> 執務参考資料は、前回のプロジェクトの成果物として作成されたものであり、法令の制定や改正にあたり留意すべき事項等がQ and A形式でまとめられているものである。

成に関しては具体的な講師候補者を選定したほか、研修シラバスの作成等に着手している。

### 第3 本研修の目的

本研修は、上記したようなプロジェクトの活動状況を踏まえ、上記執務参考資料改訂のためのWG参加者及び講師候補者を中心に参加者を中心に研修員として選定し、本研修を通じて法令制定や改正に関する知識を広げることを目的として実施した。また、そのほか、プロジェクト活動とは直接関連しないものの、現在インドネシアでは倒産法の改正が進んでおり、法令審査を司るDGLとして日本における倒産法制に強い関心が寄せられている現状に鑑み、日本の倒産法制の知識の習得も目的とした。

### 第4 研修概要

#### 1 研修員及び日程

それぞれ別添1及び別添2のとおりである。ただし、別添1の番号1の研修員は急遽用務のため参加できていない。

#### 2 各講義について

まず、DGLの所掌業務である法令審査に関しては、我が国の法改正の流れに沿って、改正する法律を所管する省庁がどのような実務で法改正案を作成しているのか、その上で、当該省庁作成の改正案が内閣法制局でどのような審査を受けるのかにつきそれぞれの立場からの講義を実施した。具体的には、教官において外務省出向時に関与した旅券法の改正をテーマに、実際の経験を踏まえた講義を実施するとともに、内閣法制局に講義を依頼し、内閣法制局の組織に関する点や省庁作成の法律案につきどのようなポイントに注意して精査しているのかなどにつき講義していただいた。

また、インドネシアは地方行政機関が非常に多く、今回地方局の研修員がいたことを踏まえ、我が国の条例改正の実務に関しても、実際に千葉県に出向し条例改正に携わった経験のある衆議院憲法審査会事務局の職員を講師として講義を実施していただいた。

加えて、国と地方がそれぞれ制定する法律と条例の関係につき、京都大学名誉教授の大石教授から概論を教授いただいた。さらに、倒産法に関しては、東京大学名誉教授である伊藤眞教授に講師を依頼し、我が国が現在の倒産法制になるまでの歴史的経緯・現在の我が国の倒産法制の特徴や課題について講義していただいた。

### 第5 研修実施結果

1 研修員の多くはインドネシアにおいて我が国における内閣法制局の立場で法令を精査する立場にある。本研修において、研修員は、講義内容を踏まえ、具体的な改正案につき、どの程度まで所管省庁で内容を検討してもらうべきか、提出された改正案をどのような視点で精査・検討し、所管省庁にフィードバックしていけばよいかといっ

た点を積極的に議論していた。また、我が国の内閣法制局が法令の制定や法令の改正にあたり大きな権限を有していることに関し、インドネシアでも同様の権限を付与することでより整合性のとれた法令を制定することができるのではないかとといった意見が議論されるなど、我が国の具体的な制度を参考にしながらより大きな視点でインドネシアとして取り入れるべき部分について議論していた点が印象的であった。

- 2 また、研修員は、自らがインドネシアにおいて法令制定に関する講義を実施する講師として、法制定・法改正のあり方を次世代につなげることが求められているところ、我が国の一連の法改正のプロセスを踏まえ、どのような指導が効果的なのかといった意見交換も積極的になされた。特に我が国においては、法制定や法改正に関する専門の講義や研修などは基本的に見受けられないなかで、なぜ法令間の整合性がとれているのかといった点についても議論がなされた。我が国においては、各省庁が職員のキャリアパスのなかで法制定や法改正に関わる部署に定期的に異動することで経験を積むといった工夫や、内閣法制局内に法制定・法改正の専門知識を蓄積させることにより、安定した法制定や法改正が実施できていること、内閣法制局に各省庁の職員を出向させ、それぞれの法令につき、すでにある程度の専門知識のある者を充てていることなどの説明をしたところ、研修員からは、研修という形で知識を教えることのほかに、上記のような仕組みづくりの重要性も認識することができたといったコメントがみられた。

このように、次世代への知識や法技術の継承という場面において、研修員がこれまで認識していなかった新たな視点をもつに至ったこと、整合的な法制定や法改正に必要な知識を踏まえた研修のあり方を考える契機となったことを踏まえると、本研修が研修員に与えた影響は大きいと感じられた。

- 3 最後に、倒産法制に関する講義では、インドネシア国内でも倒産法は存在しているものの、民事再生・会社更生という仕組みが存在しないため、特にこの分野に関してインドネシア研修員の議論が集中した。インドネシアでは、倒産法といえば企業体を解体し清算することという考えが中心にあるなかで、解体・清算以外にも、企業体を存続させることで債権者への返済を継続させるという制度そのものに強い関心を持って議論していた。また、いわゆる清算型の倒産の仕組みについても、破産管財人の役割、破産財産の回復に関する諸制度などインドネシアの倒産法制では必ずしも整理されていないものに関して議論がなされた。このような議論では、まさに現在改正中のインドネシアの倒産法の参考となるといった意見や、インドネシアの倒産法改正に積極的に組み込むべき制度や概念はないかといった視点からの検討・議論もなされた。
- 4 本研修では、研修の最終日に、研修生を複数のグループにわけて、具体的にどのようなことを学んだのか、その知識は自らの業務にどのようにいかすことができるかといった視点からプレゼンテーションを実施してもらった。それぞれの研修員が適切に各講義の内容を理解していることが認められ、また、自らの業務との関係で特に参考となる点を的確に発表することができていた。

## 第6 おわりに

本研修は実施しているプロジェクトの一環として実施されるものである。そのため、本研修の実施により現在のプロジェクト活動が加速し、かつ、その活動結果の質がより高いものとなってはじめて、本研修は成功したと評価されるべきものである。しかしながら、本研修に参加した研修生はいずれも真剣に講義を受け、講義内容を踏まえて、今後のインドネシアの法令整合性を保つために自らがどのような役割を果たすべきかにつき活発に議論していた。このような研修生の本研修に対する姿勢をみるかぎり、本研修につき、いったんは「成功した」と評価してもよいのではないかと感じているし、少なくとも、本研修の目的である「法令制定や改正に関する知識を広げること」、「日本の倒産法制の知識の習得」との関係では、上記第5でみたとおり十分に達成できたといえる。

なお、研修員からは、本研修に関して、非常に好意的な意見・評価をいただいたところである<sup>4</sup>が、研修員からは、今後の倒産法制の改正に非常に有益な講義であったとのコメントが多く、また、より時間をかけて日本の倒産法制を学びたいという意見が多く出された。倒産法制の分野は現行のプロジェクトと直接関連するものではなかったため、あくまで本研修では我が国の倒産法制の概説というものととどまらざるを得なかったが、同分野に関しては、上記研修員の意見を踏まえ、引き続き、オンラインないし短期専門家派遣という形でより詳細な倒産法制の講義やセミナーを実施できないか積極的に検討することとしたい。

最後に、本研修にご協力いただきました講師の方々、通訳や研修員のコミュニケーションに尽力いただいた研修管理員の方々、JICA東京のスタッフの方々に改めて感謝申し上げるとともに、長期派遣専門家及びインドネシアプロジェクト事務所の方々がこれからも円滑にプロジェクトを進められることを祈念する次第である。

---

<sup>4</sup> 本研修では、研修終了後にアンケートを実施しており、好意的な意見と記載したのはそのアンケート結果を踏まえたものである。

## インドネシア国別法務人権省ドラフターの能力向上本邦研修

|    |                                                                                                                     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | <b>ロベリア</b>                                                                                                         |
|    | <b>Mr. Roberia</b>                                                                                                  |
|    | 法規総局 整合性第一局 局長                                                                                                      |
|    | Director of Legislation Harmonization I, Directorate General of Legislation                                         |
| 2  | <b>スプリヤンディ リナ ウィディヤスティ</b>                                                                                          |
|    | <b>Ms. SUPRIYADI Lina Widiyastuti</b>                                                                               |
|    | 法規総局 整合性第二局 ドラフター レベル3                                                                                              |
|    | Legal Drafter Level 3, Directorate of Legislation Harmonization II                                                  |
| 3  | <b>バクリ シティ マシタ アバス</b>                                                                                              |
|    | <b>Ms. BAKRI Siti Masitah Abas</b>                                                                                  |
|    | 法規総局 条例立案支援・ドラフター育成局 ドラフター レベル3                                                                                     |
|    | Legal Drafter Level 3, Directorate of Facilitation for Regional Regulations Drafting and Legal Drafters Development |
| 4  | <b>スサンディ アリフ</b>                                                                                                    |
|    | <b>Mr. SUSANDI Arif</b>                                                                                             |
|    | 法規総局 整合性第一局 ドラフター レベル3                                                                                              |
|    | Legal Drafter Level 3, Directorate of Legislation Harmonization I                                                   |
| 5  | <b>アングラエニ ヤナ リヤナ</b>                                                                                                |
|    | <b>Ms. ANGGRAENI Yana Riyana</b>                                                                                    |
|    | 法規総局 起草局 ドラフター レベル2                                                                                                 |
|    | Legal Drafter Level 2, Directorate of Legislative Drafting                                                          |
| 6  | <b>ダリア ミラ</b>                                                                                                       |
|    | <b>Ms. DAHLIA Mila</b>                                                                                              |
|    | 法規総局 整合性第一局 ドラフター レベル2                                                                                              |
|    | Legal Drafter Level 2, Directorate of Legislation Harmonization I                                                   |
| 7  | <b>チャトル オスワル イスマイル</b>                                                                                              |
|    | <b>Mr. CATOR Oswald Ismail</b>                                                                                      |
|    | 法規総局 起草局 ドラフター レベル2                                                                                                 |
|    | Legal Drafter Level 2, Directorate of Legislative Drafting                                                          |
| 8  | <b>シアハン ナオミ ユリ エスター</b>                                                                                             |
|    | <b>Ms. SIAHAAN Naomi Yuli Ester</b>                                                                                 |
|    | 法規総局 整合性第二局 ドラフター レベル2                                                                                              |
|    | Legal Drafter Level 2, Directorate of Legislation Harmonization II                                                  |
| 9  | <b>プスピタサリ ジャヌアリタ エキ</b>                                                                                             |
|    | <b>Ms. PUSPITASARI Januarita Eki</b>                                                                                |
|    | 法規総局 訴務局 ドラフター レベル2                                                                                                 |
|    | Legal Drafter Level 2, Directorate of Litigation                                                                    |
| 10 | <b>ペルマタ ノビタ ディア</b>                                                                                                 |
|    | <b>Ms. PERMATA Novita Diah</b>                                                                                      |
|    | 法規総局 翻訳・公布局 ドラフター レベル2                                                                                              |
|    | Legal Drafter Level 2, Directorate of Promulgation, Translation and Publication of Legislations                     |
| 11 | <b>クマンダニ プラヘスティ セカル</b>                                                                                             |
|    | <b>Ms. KUMANDHANI Prahesti Sekar</b>                                                                                |
|    | 法規総局 条例立案支援・ドラフター育成局 ドラフター レベル2                                                                                     |
|    | Legal Drafter Level 2, Directorate of Facilitation for Regional Regulations Drafting and Legal Drafters Development |

|    |                                                                                            |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | <b>ノビタ デヴィ</b>                                                                             |
|    | <b>Ms. NOVITA Devi</b>                                                                     |
|    | 法規総局 事務局 広報課 評価報告係                                                                         |
|    | Report and Evaluation Staff, Public Relations Division, Directorate General of Legislation |
| 13 | <b>ヌルマラサリ レンガニス</b>                                                                        |
|    | <b>Ms. NURMALASARI Rengganis</b>                                                           |
|    | 法規総局 事務局 協力課 アナリスト                                                                         |
|    | Cooperation Analyst, Cooperation Division, Directorate General of Legislation              |
| 14 | <b>スルヤ ハルン</b>                                                                             |
|    | <b>Mr. SURYA Harun</b>                                                                     |
|    | 西ジャワ地方事務所 ドラフター レベル3                                                                       |
|    | Legal Drafter Level 3, Regional Office of West Java of Ministry of Law and Human Rights    |
| 15 | <b>アグスティナ イ エカ</b>                                                                         |
|    | <b>Mr. AGUSTINA I Eka</b>                                                                  |
|    | バリ地方事務所 ドラフター レベル2                                                                         |
|    | Legal Drafter Level 2, Regional Office of Bali of Ministry of Law and Human Rights         |
| 16 | <b>シンボロン マストウル</b>                                                                         |
|    | <b>Mr. SIMBOLON Manutur</b>                                                                |
|    | パプア地方事務所 ドラフター レベル2                                                                        |
|    | Legal Drafter Level 1, Regional Office of Papua of Ministry of Law and Human Rights        |

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 高橋 一章(TAKAHASHI Kazuaki)

国際専門官 / Administrative Staff 宮本 登子(MIYAMOTO Toko)

※研修員番号1は都合により来日せず。

## 別添 2

### 第17回インドネシア刑事法本邦研修 日程表

【令和6年9月16日（月）～9月27日（金）（移動日を含む。）】  
（高橋教官、宮本専門官）

\*お祈りの時間があるため、午前中は11:30終了予定としている

| 月日           | 曜日 | 午前                                                                | 休憩等                                                      | 午後                                                                                       | 備考                      |
|--------------|----|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 9<br>／<br>16 | 月  | 【入国】                                                              |                                                          |                                                                                          | JICA東京センター泊             |
| 9<br>／<br>17 | 火  | 9:30 11:30<br>JICAオリエンテーション<br>JICA東京センター                         |                                                          | 13:30 14:00 16:30<br>国際協力部オリエンテーション<br>【講義】<br>ICD教官<br>日本の法制（立法・地方自治）基礎講義<br>JICA東京センター | JICA東京センター泊             |
| 9<br>／<br>18 | 水  | 9:30 11:30<br>【講義・意見交換】<br>ICD教官<br>「法改正の実務」<br>JICA東京センター        |                                                          | 13:30 16:30<br>【講義・意見交換】<br>ICD教官<br>「法改正の実務」<br>JICA東京センター                              | JICA東京センター泊             |
| 9<br>／<br>19 | 木  | 9:30 11:30<br>【講義・表敬】<br>内閣法制局<br>「法律審査のプロセスについて」<br>法務省赤れんが棟     | 12:10 13:45<br>昼食<br>【意見交換・写真撮影】<br>所長・部長<br>法曹会館・サンクン広場 | 14:00 16:30<br>【インドネシア側講義】<br>「地方局における整合性確保の実践と課題」<br>法務省赤れんが棟                           | JICA東京センター泊             |
| 9<br>／<br>20 | 金  | 10:00 11:00<br>【司法制度説明・施設見学】<br>最高裁判所<br>最高裁                      |                                                          | 14:00 17:00<br>【講義】<br>地方自治体担当者（衆議院憲法審査会事務局）<br>「条例制定プロセスについて」<br>JICA東京センター             | JICA東京センター泊<br>ICCLC懇親会 |
| 9<br>／<br>21 | 土  | 休務日                                                               |                                                          |                                                                                          | JICA東京センター泊             |
| 9<br>／<br>22 | 日  | 休務日                                                               |                                                          |                                                                                          | JICA東京センター泊             |
| 9<br>／<br>23 | 月  | 休務日                                                               |                                                          |                                                                                          | JICA東京センター泊<br>観光       |
| 9<br>／<br>24 | 火  | 9:30 11:30<br>【講義】<br>伊藤眞教授<br>「我が国の倒産法制」<br>JICA東京センター           |                                                          | 13:30 16:30<br>【講義】<br>伊藤眞教授<br>「我が国の倒産法制」<br>JICA東京センター                                 | JICA東京センター泊             |
| 9<br>／<br>25 | 水  | 9:30 11:30<br>【講義】<br>大石眞教授<br>「国と地方の役割分担（立法の観点から）」<br>JICA東京センター |                                                          | 13:30 16:30<br>【インドネシア側発表準備】<br>JICA東京センター                                               | JICA東京センター泊             |
| 9<br>／<br>26 | 木  | 9:30 11:30<br>【インドネシア側発表と意見交換】<br>JICA東京センター                      |                                                          | 14:00 15:20 15:30 17:00<br>【意見交換・総括質疑】<br>菊地専門家<br>評価会・修了式<br>JICA東京センター                 |                         |
| 9<br>／<br>27 | 金  | 【出国】                                                              |                                                          |                                                                                          |                         |

# インドネシア法制度整備支援 第18回本邦研修

国際協力部教官

樋口 瑠 惟

## 第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）インドネシア法制度整備支援プロジェクトに関し、令和6年10月6日（日）から同月18日（金）まで（移動日を含む。）、インドネシアの裁判官15名を研修員として日本に招き、インドネシア法制度整備支援第18回本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本稿では、本研修の概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

## 第2 本研修の背景及び目的

- 1 インドネシアでは、令和3年（2021年）10月から令和7年（2025年）9月までの予定で、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）が実施されている。

本プロジェクトは、インドネシア最高裁判所（以下「最高裁」という。）及び同法務人権省<sup>1</sup>法規総局をカウンターパートとして、ビジネス界における法的な予見可能性を改善するための人材育成を目的として実施されているものであり、最高裁は、平成27年（2015年）12月から令和3年（2021年）9月までに実施された前プロジェクトに引き続き、本プロジェクトにおいて、知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力の向上を目指し、①知財事件に関する裁判官向けの研修の計画立案及び実施並びに講師の育成や、②知財事件に関する判決集（ケースブック）や手引書（ガイドブック）等の執務参考資料（商標ガイドブックが完成し、現在は著作権に関するガイドブックの作成中である。今後は、著作権に関するケースブックの作成も予定している。）の作成などの活動を行っている<sup>2</sup>。

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大により本邦研修を実施することができない状態が3年以上にわたって続き、その間に本プロジェクトが開始した。そして、令和5年（2023年）5月に至り、本プロジェクト下で、最高裁との関係での最初の本邦研修（特許、著作権及び商標を主たるテーマとするもの。以下「前回研修」という。）が実施された<sup>3</sup>。したがって、本研修は、本プロジェクト下における、最高裁との関係での2回目の本邦研修である。

<sup>1</sup> インドネシア国内における組織再編により、本稿執筆時点では、法務省と人権省に分かれている。

<sup>2</sup> 現行のインドネシアプロジェクトの概要につき、西尾信員「インドネシア新プロジェクトの概要～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト～」ICD NEWS第89号（2021年12月号）81頁以下を参照されたい。

<sup>3</sup> 令和5年5月に実施された本邦研修の概要につき、坂本達也「インドネシア法整備支援 第15回本邦研修」ICD NEWS第97号（2023年12月号）139頁以下を参照されたい。

- 3 本研修のテーマ選定について、以下の事情を考慮した。すなわち、インドネシアで知財事件の第一審を扱う商事裁判官からは、最も事件数の多い商標法の重要論点のほか、知的財産法の各分野における重要論点に関する研修を実施して欲しい、各種の知財事件を通じ、日本の裁判所における重要論点の判断方法や専門的知見の獲得方法について学習したい、知財事件における損害額の算定に困難を感じている、などの意見が寄せられた。インドネシアの知財事件研修の講師候補者や、上記執務参考資料を中心に作成する知的財産権ワーキンググループの裁判官らは、知財事件の一般的な知識を有しており、将来において重要な役割を果たしていくことが期待されているものの、商事裁判官としての経験に乏しい者も多く、これまで現地専門家による活動や本邦研修等で所要の知見の習得に努めてきたが、いまだ実際の事件処理で問題になる重要論点に関する知見が十分であるとはいえない状況にあった。また、知財事件の分野における裁判所の具体的な審理の進め方の運用にも、なお改善の余地が認められた。
- 4 そこで、以上の事情を踏まえ、また、本プロジェクトが令和7年（2025年）9月に終期を迎えるところ、前回研修から約1年半が経過した今般に、本プロジェクトの終了に向けた総まとめのための第一歩として、参加予定者に対し、改めて知的財産権の各分野全般にわたって、裁判官向けの知財事件研修を担当することができる講師を育成し、かつ執務参考資料の作成に必要かつ有用な知見を獲得させるために、本研修を実施することとした。

具体的には、知的財産法全般にわたる重要論点の解決に関する能力の獲得をメインテーマに据え、知財事件全般を網羅的に扱うことにより、裁判官向けの研修を担当する講師として必要かつ有用な知見、執務参考資料の作成に必要かつ有用な知見の取得を目指すこととした。また、これに加えて、前回研修と同様の問題意識であるが、インドネシアでは、特許事件等における専門的知見の獲得に困難を生じていること等の問題があることを踏まえ、ビジネスコート（知的財産高等裁判所又は東京地方裁判所知的財産権部）や特許庁等を訪問し、日本の裁判所が特許庁と連携して中立的かつ専門的な知見を得ている方法を理解してもらい、将来の裁判所の制度設計及び運用改善の参考にしてもらうことも目指すこととした。

本研修の参加者は、別添1のとおりであり、本研修の日程は別添2のとおりである。

### 第3 研修の内容（以下は日程順に記載する。）

#### 1 日本の知的財産保護制度入門

講義「日本の知的財産保護制度入門」では、当職が、日本の知的財産法の主要分野（特許法、著作権法、商標法、意匠法、営業秘密）の概要、日本の裁判所の概要、知財事件の管轄と審級等について紹介し、本研修の導入となる講義とした。

研修参加者からは、研修テーマである知的財産法の実体面や手続面について日本法の制度趣旨を問う質問のほか、裁判制度一般の問題について、日本の民事裁判における和解の手続に関する多くの質問がなされるなど、インドネシアの裁判官の、日本の

法制度に対する、実務的な関心の所在を知ることができた。

## 2 特許法の論点に関する講義・意見交換

講義・事例研究・意見交換「特許法の諸問題」では、前回研修に引き続き、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員であるユアサハラ法律特許事務所の飯村敏明弁護士（元知的財産高等裁判所所長）を講師に迎え、午前には知的財産法又は知財事件一般の特徴や知財事件を扱う日本の裁判官制度についての質疑応答、特許法の重要論点である進歩性、新規性、工業利用可能性等に関する質疑応答をしていただき、午後には具体的な事例を用いた意見交換を実施した。

午前には、研修参加者から、進歩性の判断と専門委員ないし調査官の見解の関係や、知財事件担当裁判官の資格の有無等、研修参加者から非常に多くの質問が出され、これに、飯村先生の豊富な実務経験を交えて御回答をいただいた。午後の意見交換においては、特許庁と裁判所の進歩性の判断が分かれた事例（洗濯機に関連する発明。前回研修と同じもの。）を題材として、研修参加者を3グループにわけてグループディスカッションを行い、グループごとに意見を発表した。いずれのグループでも、反対意見を踏まえつつ、先行発明と技術分野が異なっていることに着目して、進歩性を認めるという結論に至ったほか、関連する諸点について飯村先生との間で多くの意見が交わされた。

## 3 ビジネスコートへの訪問

- (1) ビジネスコート（知的財産高等裁判所、東京地方裁判所知的財産権部）への訪問では、午前に、知的財産高等裁判所長への御挨拶、法廷見学、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員である知的財産高等裁判所の水野正則判事による概要説明及び質疑応答が実施された。また、午後に、東京地方裁判所知的財産権部の國分隆文部総括判事から「知的財産権訴訟の審理の進め方」についての講義、水野判事から「損害額の算定」についての講義と知財調査官制度に関する概要説明が実施された。
- (2) 水野判事による概要説明では、インドネシア側から事前に募った質問事項を踏まえ、知財事件の係属状況や日本の裁判官が直面する課題、知財事件の原告適格、証拠法等について御説明をいただいた。研修参加者は、日本の裁判所制度一般についても強い関心を持った様子であり、訴訟費用と弁護士費用の関係、裁判官の合議のメカニズム、訴えの提起や当事者の呼出しの方法など、民事裁判一般に関する質問が多く出された。
- (3) 國分部総括判事の御講義では、知的財産権訴訟の審理の進め方として、いわゆるダブルトラックや二段階審理、専門的知見の利用といった知財事件に特有の審理手法のほか、近年のデジタル化の状況、日本が海外の制度を参考にして導入した査証制度や第三者意見募集制度の概要、知財調停等など、多岐にわたる大変充実した御説明をいただいた。いわゆるダブルトラックと二段階審理については、研修参加者の強い興味を惹いたようであり、ダブルトラックによって特許庁と裁判所で結論の

食い違いが生じることがあるのか、二段階審理により侵害論の審理を終えた後、侵害論についての心証をどのようにして当事者に伝えるかなど、実務の具体に及ぶ質問が多く出された。

- (4) 水野判事の御講義では、知財関連訴訟における損害額の算定について、法律上の損害額の推定規定の概要やその運用状況等を御説明いただいた。研修参加者からは、裁判官自身が損害額を判断する日本の制度に関心が示されるとともに、当事者の納得は得られているかなどの踏み込んだ質問もあり、日本の裁判所における損害額算定の実情について理解を深めた様子であった。
- (5) 知財調査官制度に関する概要説明では、水野判事及び金高敏康知財調査官より、調査官制度に関する一般的な御説明をいただいた後、前回研修時と同様に、マッサージ機の発明に関する特許事件を題材として、裁判官と調査官の間の調査報告の様子を模擬実施していただいた。研修参加者からは、知財調査官の意見の手続上の位置づけのような実体法面に関する質問のほか、調査官への事件配てん基準や給与水準等、制度そのものに関する質問も多く出された。
- (6) ビジネスコート訪問全体を通じ、研修参加者らは皆、自身も裁判官であるためか、かなり積極的に講師の裁判官らに発問し、質問内容も講師らの御講義等とよくかみ合った内容になっており、高いレベルでの意見交換が実施できたと思われる。

#### 4 商標法の論点に関する講義・意見交換

講義・事例研究・意見交換「商標法の諸問題」では、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員である東京大学先端科学技術研究センターの玉井克哉教授を講師に迎え、午前には商標法上の重要論点である類否、周知性、不正の目的などの各論点に関する講義をしていただき、午後には具体的な事例に基づいたグループディスカッションを実施していただいた。

インドネシアにおける知財事件は商標に関する事件がその多くを占めることもあり、この講義に対する研修参加者の関心は高かったところ、講義では、上記重要論点を、具体例や小話を交えながらわかりやすく御説明いただいたため、研修参加者にとって有益な内容であったと思われる。また、講義については、基本となる判断枠組に加え、具体的な事例が複数紹介されたが、例えば、商標の類否については、外観、称呼、観念の3点を機械的に観察するだけでなく取引の実情に着目して検討するということについても、わかりやすく御説明いただいた。グループディスカッションにおいては、玉井教授から、具体的な標章を対比して示し、類似性が認められるかという問いかけをされたところ、賛否両方の多角的な意見が多数述べられ、議論は大変に盛り上がった。

#### 5 著作権法の論点に関する講義・意見交換

講義・事例研究・意見交換「著作権法の諸問題」では、桜坂法律事務所の平井佑希弁護士を講師に迎え、午前には著作権法の基礎知識や、日本における著作権関連紛争（発信者情報開示等を含む。）の概要について講義をしていただいた。また、午後には

具体的な事例に基づいたグループディスカッションを実施した。

講義については、日本の著作権法の基本的な考え方や著作物の定義、著作権侵害の有無の判断フローなど、著作権法の基礎的な部分から丁寧に説明していただき、研修参加者には有益であったと思われる。グループディスカッションにおいては、著作権侵害に利用されたサービス事業者の責任の有無、実用品を著作権で保護することの可否、著作物の類否という3つのテーマに基づくケーススタディが行われた。日本においても先端的である内容を一部含んでいたため、研修参加者には高度に感じられたかもしれないが、ディスカッションの時間を十分に設けていただいたために、グループごとの議論が盛り上がり、平井先生への質問も多く出されるなど、有意義な時間になったと思われる。

## 6 意匠法及び営業秘密の論点に関する講義・意見交換

講義・事例研究・意見交換「意匠法の諸問題」「営業秘密の諸問題」では、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員である桜坂法律事務所の林いづみ弁護士を講師に迎え、午前には意匠法に関する講義と事例研究をしていただき、午後には営業秘密に関する講義と事例に基づくグループディスカッションを実施していただいた。

意匠法と営業秘密の2分野にわたり、かなり盛りだくさんの内容であったが、意匠法については、制度概要に始まり、侵害訴訟の審理の流れや類否の判断基準などの実務上の重要論点を、営業秘密については、制度概要に加え、日本の最新裁判例を多数、それぞれ御説明いただき、要点を絞った密度の濃い講義であって研修参加者のために大変有意義なものとなった。意匠法と営業秘密のそれぞれについて、検討事項を明確にした形の事例研究を実施していただいたため、研修参加者は、単に知識を学ぶだけでなくそれを具体的に運用する手法を身につけることができたものと思われる。

## 7 特許庁への訪問

特許庁への訪問では、特許庁の概要、特許審査の概要、商標審査の概要について、それぞれ御説明いただいた。特に、後半2つの講義では、実例や日本の裁判例なども折り混ぜながら御説明をいただくことができ、研修参加者からの質問も多く、貴重な経験になったものと思われる。

## 第4 おわりに

本研修は、知的財産法全般にわたる重要論点の解決に関する能力の獲得をメインテーマに据え、第1に、知財事件全般を網羅的に扱うことにより、裁判官向けの研修を担当する講師として必要かつ有用な知見、執務参考資料の作成に必要なかつ有用な知見の取得を目的としていたところ、特許法、商標法、著作権法、意匠法、営業秘密、裁判手続と、知的財産法全般にまたがる重要論点につき、日本側の知見を提供することにより、第1の目的を達することができた。また、第2に、日本の裁判所が特許庁と連携して中立的かつ専門的な知見を得ている方法を理解してもらい、将来の裁判所の制度設計及び

運用改善の参考にしてもらうことも目的としていたところ、ビジネスコート及び特許庁への訪問や知財調査官等との意見交換を通じ、日本の裁判所における調査官による技術説明及び調査報告の有用性を理解してもらい、第2の目的も達することができた。

本研修の最終日には、研修参加者から、本研修で学んだことについて、特許法、著作権法、商標法、意匠法、営業秘密の分野ごとにミニ発表をしていただいた。研修参加者は、今後、裁判官向けの研修を担当する講師への就任や執務参考資料の作成に従事するなどの活動が見込まれているところ、上記のように研修参加者によるミニ発表をカリキュラムに組み込み、より多くのアウトプットの機会を提供する研修内容としたことは有益であった。また、研修全般を通じて、各講師により、ケーススタディやグループディスカッションが積極的に取り入れられたことにより、研修参加者の意欲的な参加が促されたことも大変有益であった。本研修後のアンケートにおいては、本研修で習得した知識は自身又は組織の業務に役立つものであったとの意見が多数寄せられた。裁判実務や司法行政実務の中核を担う人材に、重要なインプットを行うことができたことは大きな成果であるといえる。

最後に、本研修で講師やモデレーターを務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた各機関の担当者の方々、J I C A長期専門家として現地派遣中の國井陽平専門家、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心より御礼を申し上げたい。



【左上】講義風景 【右上】ディスカッション風景  
【下】集合写真



**インドネシア法整備支援第18回本邦研修 研修参加者名簿**

|    |                        |                                    |
|----|------------------------|------------------------------------|
| 1  | <b>ヘンドリ トビン</b>        |                                    |
|    | Mr.                    | Hendri Tobing, S.H., M.H.          |
|    | マカッサル地方裁判所長            |                                    |
| 2  | <b>エフェンディ</b>          |                                    |
|    | Mr.                    | Efendi, S.H.                       |
|    | ドゥマイ地方裁判所長             |                                    |
| 3  | <b>ユディ プラスティア</b>      |                                    |
|    | Mr.                    | Judi Prasetya, S.H., M.H.          |
|    | スマラン地方裁判所長             |                                    |
| 4  | <b>ルスタント</b>           |                                    |
|    | Dr.                    | Rustanto, S.H., M.H.               |
|    | スラバヤ地方裁判所副所長           |                                    |
| 5  | <b>ムハンマド アリフ ヌルヤンタ</b> |                                    |
|    | Mr.                    | Muhammad Arif Nuryanta, S.H., M.H. |
|    | 中央ジャカルタ地方裁判所副所長        |                                    |
| 6  | <b>ヤジド</b>             |                                    |
|    | Mr.                    | Yajid, S.H., M.H.                  |
|    | ソロン地方裁判所副所長            |                                    |
| 7  | <b>ブユン ドウィコラ</b>       |                                    |
|    | Mr.                    | Buyung Dwikora, S.H., M.H.         |
|    | 中央ジャカルタ地方裁判所判事         |                                    |
| 8  | <b>アブドウル カディル</b>      |                                    |
|    | Mr.                    | Abd Kadir, S.H.                    |
|    | スマラン地方裁判所判事            |                                    |
| 9  | <b>サルマ シレガル</b>        |                                    |
|    | Dr.                    | Sarma Siregar, S.H., M.H.          |
|    | メダン地方裁判所判事             |                                    |
| 10 | <b>フリスク プルナマ ポハン</b>   |                                    |
|    | Ms.                    | Frieske Purnama Pohan, S.H.        |
|    | 判事/最高裁判事補佐             |                                    |
| 11 | <b>リスマワティ</b>          |                                    |
|    | Ms.                    | Lismawati, S.H., M.H.              |
|    | 判事/最高裁判事補佐             |                                    |

|    |                                              |  |
|----|----------------------------------------------|--|
| 12 | <b>ムハンマド フィルマン アクバル</b>                      |  |
|    | <b>Mr. Muhammad Firman Akbar, S.H., M.H.</b> |  |
|    | 判事/最高裁判事補佐                                   |  |
| 13 | <b>シハブディン</b>                                |  |
|    | <b>Mr. Syihabuddin., S.H.,M.H.</b>           |  |
|    | 司法研修所付判事                                     |  |
| 14 | <b>シルフィ ヤンティ ズルフィア</b>                       |  |
|    | <b>Ms. Silfi Yanti Zulfia, S.H., M.H.</b>    |  |
|    | スラバヤ地方裁判所判事                                  |  |
| 15 | <b>イルワン ロサディ</b>                             |  |
|    | <b>Mr. Irwan Rosady, S.H., M.H.</b>          |  |
|    | 判事／最高裁法務・広報局長                                |  |

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 樋口瑠惟 (HIGUCHI, Rui)

国際専門官 / Administrative Staff 行部黎 (GYOBU, Rei)

JICA長期派遣専門家 / JICA Project Expert 國井陽平 (KUNII, Yohei)

## インドネシア法整備支援第18回本邦研修日程表

【担当教官：樋口教官 担当専門官：行部専門官】

| 月<br>日        | 曜 |                                                  |       |                                                                               |                                                            | 備考                   |
|---------------|---|--------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|----------------------|
| 10<br>／<br>6  | 日 | 入国                                               |       |                                                                               |                                                            |                      |
| 10<br>／<br>7  | 月 | 10:00<br>JICAブリーフィング<br>TIC                      | 12:00 | 14:00<br>ICDオリエンテーション<br>TIC                                                  | 14:30<br>15:00<br>【講義】日本の知的財産保護制度入門<br>国際協力部教官 樋口瑠性<br>TIC | 17:00<br>TIC泊<br>(※) |
| 10<br>／<br>8  | 火 | 10:00<br>【講義】特許法の諸問題<br>飯村敏明弁護士<br>TIC           | 12:30 | 14:00<br>【事例研究・意見交換】特許法の諸問題<br>飯村敏明弁護士<br>TIC                                 | 17:00                                                      | TIC泊                 |
| 10<br>／<br>9  | 水 | 10:00<br>【訪問】裁判所（知的財産高等裁判所）<br>裁判所               | 12:00 | 14:00<br>【講義・意見交換】知的財産権訴訟の審理の進め方、損害額の算定等<br>知財高裁判事 水野正則、東京地裁部総括判事 國分隆文<br>裁判所 | 17:00                                                      | TIC泊                 |
| 10<br>／<br>10 | 木 | 10:00<br>【講義】商標法の諸問題<br>玉井克哉教授<br>TIC            | 12:30 | 14:00<br>【事例研究・意見交換】商標法の諸問題<br>玉井克哉教授<br>TIC                                  | 17:00                                                      | TIC泊                 |
| 10<br>／<br>11 | 金 | 10:00<br>【講義】著作権法の諸問題<br>平井佑希弁護士<br>TIC          | 12:30 | 14:00<br>【事例研究・意見交換】著作権法の諸問題<br>平井佑希弁護士<br>TIC                                | 17:00                                                      | TIC泊                 |
| 10<br>／<br>12 | 土 |                                                  |       |                                                                               |                                                            | TIC泊                 |
| 10<br>／<br>13 | 日 |                                                  |       |                                                                               |                                                            | TIC泊                 |
| 10<br>／<br>14 | 月 |                                                  |       |                                                                               |                                                            | TIC泊                 |
| 10<br>／<br>15 | 火 | 10:00<br>【講義・事例研究・意見交換】意匠法の諸問題<br>林いづみ弁護士<br>TIC | 12:30 | 14:00<br>【講義・事例研究・意見交換】営業秘密の諸問題<br>林いづみ弁護士<br>TIC                             | 17:00                                                      | TIC泊                 |
| 10<br>／<br>16 | 水 | 10:00<br>【訪問】特許庁<br>特許庁                          | 12:00 | 12:30<br>意見交換会<br>法総研所長 赤れんが<br>TIC                                           | 14:30<br>15:00<br>書類整理・発表準備<br>TIC                         | 17:00<br>TIC泊        |
| 10<br>／<br>17 | 木 | 10:00<br>ミニ発表・総括質疑・意見交換<br>国際協力部教官、現地専門家<br>TIC  | 12:00 | 14:00<br>評価会・修了式<br>TIC                                                       | 15:00                                                      | TIC泊                 |
| 10<br>／<br>18 | 金 | 出国                                               |       |                                                                               |                                                            |                      |

※JICA東京（TIC）での宿泊とする。

## 【海外出張】

### インドネシア次期プロジェクトに係る詳細計画策定調査等

国際協力部教官

溝 口 千 恵

#### 第1 はじめに

インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）においては、現在、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が、同国最高裁判所及び法務省法規総局（以下「法規総局」という。なお、令和6年10月の組織編制により、法務人権省が法務省と人権省に分かれた。）をカウンターパート（以下「CP」という。）として、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」を実施し、我が国法務省からも専門家を派遣するなどして協力しているところ、同プロジェクトは令和7年9月に終了し、次期プロジェクトを同年10月から開始する予定である。

当職らは、JICAから当省に対する次期プロジェクトに係る詳細計画策定調査に係る調査団員の派遣協力依頼を受け、令和6年12月10日から同月18日までの間、インドネシアに出張した。本出張は、次期プロジェクトのCPとなる最高裁判所、法務省及び人権省との間で、次期プロジェクトに関する協議を行い、最終的に次期プロジェクトの目標、成果、活動等を記載した議事録（M/M）に各CPからの署名を得ることを目的として行われた。

#### 第2 出張者及び出張日程

##### 1 出張者

廣田桂（当部教官）、矢口昌宏（総務企画部国際事務部門国際専門官）、当職

##### 2 出張日程

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 12月10日（火） | 移動日                               |
| 12月11日（水） | 法規総局との個別協議（議事録案の確認）               |
|           | 最高裁判所との個別協議（議事録案の確認）              |
| 12月12日（木） | 人権省との個別協議（議事録案の確認）                |
| 12月13日（金） | 法規総局長との面談・協議                      |
| 12月16日（月） | 人権大臣との面談・協議                       |
|           | 合同署名式                             |
|           | 在インドネシア日本国大使館訪問・大使表敬              |
| 12月17日（火） | 法規総局の年末総会へ参加<br>（法規総局長による議事録への署名） |
| 12月18日（水） | 移動日                               |

### 第3 出張結果

#### 1 各C Pとの協議

日本側が作成した議事録案に基づき、最高裁判所、法務省及び人権省と個別協議を実施した。本出張に先立ち実施した各C Pとのオンライン会議及び長期専門家による各C Pからの聴き取り等により、日本側が各C Pの要望を十分に理解した上で各C Pに次期プロジェクト案を提案し、また、各C Pにおいても次期プロジェクト案の要点を十分に理解した上で個別協議に臨んだため、個別協議はいずれも順調に進んだ。協議の結果、細かな点につき部分的に変更があったものの、概ね日本側から提示したとおりの内容で合意に至ることができた。なお、人権省については、担当者との個別協議の後、人権大臣よりプロジェクト名や予算の配分等の変更の要望があったため、署名式当日の朝、急遽人権大臣と面談して協議を行うこととなったものの、最終的には合意することができた。



法務省との協議



最高裁判所との協議



人権大臣との面談・協議

## 2 合同署名式の開催

令和6年12月16日、合同署名式が行われ、同署名式において各CP及びJICAの代表者による議事録への署名が行われた。合同署名式でのラフミ最高裁判事によるスピーチにおいては、長年にわたる専門家の派遣及び成果物の作成に対する謝意と共に、プロジェクト活動を通じて現地セミナーで講師を務める現地裁判官の能力が徐々に向上しているとの評価を頂いた。なお、インドネシア法務省に関しては、署名者である法規総局長が都合により合同署名式に参加することができなかったため、翌17日に開催された法規総局の年末総会において、改めて署名のセレモニーが実施された。同総会においては、特に活躍した地方事務所等に対する表彰が行われたところ、表彰の際、賞状と共に過去のプロジェクトにおいて作成した法制執務資料が手渡されていた。



合同署名式



法規総局の年末総会における署名のセレモニー

### 3 在インドネシア日本国大使館訪問・大使表敬

合同署名式の後、在インドネシア日本国大使館の訪問及び大使表敬を行い、議事録に署名を得た旨大使に報告した。大使からは、これまでのインドネシアに対する法整備支援及び次期プロジェクトに関する高い評価・期待の言葉を頂いた。

### 4 小括

以上のとおり、本出張については、議事録への署名直前に人権省との関係で多少のトラブルはあったものの、事前準備が功を奏し、C P機関とは比較的順調に協議が進んだ上、議事録への署名まで取り付けることができ、当初の目的を十分に達成できた。今後、J I C Aにおいて所要の手続を経た後、令和7年1月中旬に今回作成された議事録の内容を反映した合意文書（R／D）を締結し、同年2月から長期専門家派遣の手続を開始し、同年10月から、シームレスに次期プロジェクトを開始する予定である。

## 第4 終わりに

本出張を通じて、インドネシアに対する長年の支援が同国の実務家の能力向上に着実に貢献していることや、今後益々の経済発展が見込まれる同国に対して支援を継続することの重要性を感じた。長年プロジェクト活動に関わってこられたラフミ最高裁判事から、現地裁判官の能力が徐々に向上しているとの評価を頂いたことは、長年の支援が現地の裁判官の能力という形で実を結びつつあることを示すものであり、また、法規総局の年末総会において法制執務資料が手渡されていたことは、正にプロジェクトによる成

果物がC Pにとって非常に有用であると評価されていることの証左であると思われる。さらに、在インドネシア日本国大使館大使より、これまでのインドネシアに対する法整備支援及び次期プロジェクトに対して非常に前向きな評価を頂いたことは、インドネシアに対する今後の継続的な支援を後押しするものと感じられた。

次期プロジェクトの内容について若干言及すると、次期プロジェクトでは、インドネシア政府の要望や優先順位が変わり得ることを踏まえ、毎年各C Pと具体的なトピックについて協議した上で、年間活動計画を策定することとしている。プロジェクトの内容に柔軟性を持たせていることは、C Pには好評である一方、トピックの選定及び年間活動計画の策定に当たっては、予算及び期間の観点並びに過去の協力の成果を活かせるかどうかという観点から、J I C A及び当部において慎重に検討する必要があるように感じた。また、新たにC Pとなる人権省は、インドネシアの中期国家開発計画において人権に対する取り組みが重視されていることを踏まえると、今後大切に関係を構築していくべきカウンターパートであるところ、同省との協議を通じて、インドネシア国内及び同省内において「ビジネスと人権」の概念が必ずしも広く浸透しているものではないことがうかがわれた。そのような状況の下で、次期プロジェクトにおいてどのような活動を行うことが適切であるかについて、今後人権省との間で丁寧に協議を重ねていきたい。

# ネパール次期案件 詳細計画策定調査

国際協力部調査員

磯 井 美 葉

## 第1 はじめに

ネパールでは、2009年から日本が民法の起草・普及を支援している。同国では、150年以上前、王政のもとで制定された「ムルキ・アイン」（民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法が一体となった大法典）が運用されてきたが、2008年の王政廃止・民主化を機に、これを分割し、近代化する方針が決定された。特に民法起草については、「民事法改革改善タスクフォース」から、明治以降様々な国の法制度を参考にしつつ発展を遂げた日本の助言がほしいと支援要請が出され、JICAが国別研修や専門家派遣を組み合わせつつ、日本国内にもアドバイザーグループを設置して支援しており、法務省もこれに深く関与してきた。

新しい民法は、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、量刑法とともに2017年に成立し、2018年から施行されたが、不法行為、国際私法など新しく導入された概念もあり、法律家の間でも理解が十分浸透しているとは言えない。加えて、社会の近代化とグローバル化の影響により、家族や財産帰属のあり方の変化も著しく<sup>1</sup>、民法の解釈にも揺らぎがある。

日本側は、2017年の新民法成立後も、普及素材の作成や現地セミナー、国別研修の開催などの支援を続けているが、特に裁判官や弁護士等の実務家には、詳細な解説書が待たれており、今般、国家司法学院（NJA、National Judicial Academy）より、民法逐条解説書の作成支援が要請された。

なお、6編からなるネパール民法のうち、第3編家族法については、2024年4月に、JICA法整備支援アドバイザー（当職が5人目として2021年から2024年まで赴任した）の活動の中で暫定版が完成し、NJAのウェブサイトでオンライン公開されている（ネパール語）。そのため、今回の支援要請は、民法の残りの5編についてのものである<sup>2</sup>。

これを受けて、JICAにより、新規技術協力プロジェクトの合意のための詳細計画策定調査が実施されたので、その概要を報告する。なお、本報告中、特に第3（出張結果）は、JICA作成「ネパール「民法運用強化プロジェクト」にかかる詳細計画策定調査結果」報告書の多くを参照させて頂いていることを、感謝とともに記しておく。また、本稿中の意見に渡る部分は、すべて当職の私見であり、所属部局等の見解を代表す

<sup>1</sup> ネパールでは、相続とは別に生前に家族の構成員で財産を分割する家族財産制度があるが、都市部の地価の高騰や、海外への移住労働者の増加に伴い、紛争も増加している。また、遺言相続の制度は、当初民法草案にも入っていたが、議会での審議の末、結局導入が見送られた。理由は、遺言制度は財産処分を高める一方、それゆえに、ようやく認められつつある女性の財産権取得にマイナスの影響があるというものである。

<sup>2</sup> 家族法の逐条解説書作成支援の経緯は、当職がICD NEWS第99号「ネパールの民法支援に関する現地の活動」でも紹介している。

るものではない。

## 第2 出張者および出張日程

### 1 出張者（敬称略）

琴浦 容子 JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム  
課長  
森永 太郎 JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム  
法制度整備支援アドバイザー  
山口 友寛 JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム  
特別嘱託  
建元 亮太 当部部長  
磯井 美葉（当職）

### 2 日程

11月11日（月） 移動日  
12日（火） JICAネパール事務所との打合せ  
国家司法学院（NJA）との協議  
ネパール弁護士会（NBA）との協議  
13日（水） JICAネパール事務所との打合せ（青年海外協力隊派遣関  
連）  
最高裁判所との協議  
法律委員会（Nepal Law Commission）との協議  
14日（木） NJAとの協議（協議ミニッツ文案について）  
米国司法省刑事局海外検察官育成・支援・訓練室 Ms. Kim  
Sokolich と面談  
15日（金） 国連開発計画（UNDP）司法セクター・マネージャーとの  
面談  
法務・司法・議会省（MoLJPA）との協議  
18日（月） 元最高裁長官（Hon. Mr. Kalyan Shrestha）との面談  
首相府次官（元司法省次官 Mr. Phanindra Gautam）との面談  
大使館報告  
（森永、建元、磯井は同日夜カトマンズ出発）  
19日（火） 公共メディア支援案件に関する面談  
20日（水） NJA 協議ミニッツ（M/M）署名  
JICAネパール事務所報告  
21日（木） 琴浦、山口カトマンズ出発  
22日（金） 成田着

### 第3 出張結果

#### 1 国家司法学院（N J A）との協議

新規案件の内容と枠組みについて、下記の内容を双方確認の上合意し、協議ミニッツにJ I C Aの琴浦課長とN J Aバイディヤナート・ウパディヤ学院長が署名した。

##### （1）プロジェクトの内容

###### 【プロジェクト名】

「民法運用強化プロジェクト（Project for Enhancing Implementation of the National Civil Code of Nepal）」

###### 【上位目標】

人々の私権を保護するため、ネパールの法・司法専門家によって民法が適切に理解され、運用される。

###### 【プロジェクト目標】

ネパールの民法を適切に理解、運用するための基本的な参考資料が完成する。

###### 【成果】

成果1：民法全体の逐条解説書が執筆され、編纂される。

成果2：民法逐条解説書が現役及び将来の法・司法専門家に配布される。

##### （2）実施体制

- ・合同調整委員会（J C C）：両国関係者により年に1回開催する。
- ・アドバイザーボード：技術的な助言、ドラフターの承認、逐条解説書の承認を担う。N J Aが設置する。
- ・プロジェクト・ダイレクター及びプロジェクト・マネージャー：N J Aで任命。暫定的にN J Aの研究・開発部部長がフォーカルポイントとなる。
- ・ドラフターグループ：N J Aが候補者を選定し、アドバイザーボードで任命する。
- ・J I C Aネパール民法アドバイザーグループ：J I C Aが設置する。これまでも助言を頂いていた方々を中心とした日本の民法学者のグループを想定しており、技術的な助言を行う。

##### （3）タイムフレーム

プロジェクト期間中に民法逐条解説を完成させ、普及活動を行うため、1年目に民法逐条解説の初稿と英訳の完成を目指し、2年目に暫定最終版の完成、3年目に校閲・編集を経て逐条解説を完成させるとともに、セミナー等の普及活動を行う。

##### （4）特記事項（主なもの）

- ・案件の迅速な立ち上げに向け、2025年5月にJ C C及びアドバイザー



（N J A学院長と当部部長）

ボード会合を開催することを合意。プロジェクトのキックオフ及びドラフターの任命を行う。

- ・ J I C A は N J A と協力し、プロジェクト開始までにこれまでの協力成果の普及状況等を確認するコンサルタントによる調査を行う。

## 2 法務・司法・議会省（M o L J P A）

プロジェクトの概要および実施体制を説明した。従前より家族法の逐条解説作成にも協力を得ており、新規案件の内容にも異論はなかった。

専門家のビザ取得を円滑にするため、協議合意書（M／M、Minutes of Meetings）の後に作成される合意議事録（R／D、Record of Discussion）への署名を依頼したが、同省の署名手続には若干時間を要する見込みである。

なお、本案件以外の協力についての関心分野としては、①不法行為、国際私法分野の能力強化、②A I ・ D X、③気候変動、④国際人権規約への対応等、⑤司法アクセスの強化が挙げられた。また、従前より行われている留学生の受け入れについては、非常に感謝しており、さらに人数を増やしてほしいとのコメントがあった。

## 3 最高裁判所

Registrar, Joint Registrar 2名ほかに対し、プロジェクトの概要及び実施体制を説明し、理解を得た。民法逐条解説書は、ウェブ掲載だけでなく、紙媒体で普及した方が良く、また、出版記念セミナー等の開催が必要とのコメントがあった。

また、最近、最高裁の裁判官が新しい民法に基づいた本を民間の書籍として出版したとの情報提供があった。新しく導入された国際私法と不法行為については、インドでP h Dを取得した地裁判事が執筆に参与している。



（ネパール最高裁判所の正面玄関前で）

#### 4 法律委員会 (Nepal Law Commission)

法案や改正法案の起草に関与する機関で、M o L J P A や司法機関とも人事の交流があり、国別研修等にも参加している。新規プロジェクトの概要を説明した。

民法家族法の逐条解説書がN J Aのウェブサイトに掲載されていることを知っている参加者もあり、逐条解説書は同委員会のリサーチにも役立つとのコメントがあった。

#### 5 ネパール弁護士会

プロジェクトの概要及び実施体制を説明し、理解を得た。

なお、家族法の逐条解説書がN J Aのウェブサイトにアップロードされていることは会議に参加した6名の弁護士にほとんど認識されていなかった。

組織内の情報共有体制について尋ねたところ、N B Aは19のユニットに分かれており、事務局からの案内は、各ユニットを通じて所属弁護士に案内される。メール、F a c e b o o k、ウェブサイトも活用しているとのことである。

逐条解説の有償販売について意見を聞いたところ、オンライン公開されるなら購入する人はほとんどいないだろうとのことであった。他方、特に地方ではウェブへのアクセスが限定されるため、紙媒体も必要との意見もあった。



(ネパール弁護士会の協議参加者と)

#### 6 国連開発計画 (U N D P)

U N D P の司法セクターのマネージャーをしている Mr. Tek Tamata から活動について聞いた。U N D P では、Enhancing Access to Justice through Institutional Reform (A2J) Project-II (2021-2026) を、M o L J P A、首相府および4つの州政府を相手に、ノルウェー政府の支援により行っているほか、労働省をメインのカウンターパートとして、日本政府、スイス政府の支援のもと、Business and Human Rights Initiative を立ち上げ、ビジネスと人権指導原則に沿ったネパールの取り組みを支援しているとのこと

であった。

#### 第4 所感

要請元であるN J Aは、すでに家族法部分の逐条解説書作成について日本と協力した経験もあり、新規案件の進め方についても両国関係者にかなり具体的なイメージがあるため、新規プロジェクトの合意に向けた協議はスムーズであった。

ただ、家族法の逐条解説書の存在が、法曹関係者にほとんど周知されていないことが判明した。そもそも、暫定版の完成・公開が、法整備支援アドバイザーの離任後の2024年4月に入ってからであったことや、暫定版としてオンラインのみの公開であって紙での印刷がなく、出版記念イベントなども行っていないなど、これまでの慣例とは異なる要素が多かったことの影響も大きいと思われる。しかし、2回目（11月14日）のN J A訪問時に、最高裁と弁護士会にウェブサイトの掲載リンクを送るよう依頼しても反応が薄く、自分たちの業務としての意識、イメージがつかめていないように感じられた点は気になった。

また、援助機関の支援による成果品は、一般に、援助機関の費用支援で印刷され、関係者に無償配布されるのが通例であるが、民法のような幅広い分野に関連のある法令の解説書は、無償配布の対象にならない民間企業や一般市民も、有償で入手できる扉が開いていることが重要だと考える。この点、N J AのウェブサイトではPDFデータが無償で公開されることが想定されているが、ネパール弁護士会との協議でもコメントが出ているように、地方ではアクセスが不十分なところもあり、また、紙媒体を望む層も一定程度いると思われるので、印刷実費程度の非営利価格で有償販売し、かつ売り上げをN J Aなどの活動資金に充てることを検討する必要があると考えている。

今後の逐条解説書作成の対象は、財産法、債権法、国際私法などであり、不法行為や国際私法をはじめとする新しい概念や、契約総論の適用場面、不動産売買契約の位置づけ等、理論的な整理が必要と思われるテーマも多い。日本側の問題意識をネパール側に伝える一方、日本側もネパール側の論理の理解に努めつつ、多くの人にわかりやすい解説書ができることを願っている。

## フィジー出張報告 ～現地セミナーと関係機関訪問～

国際協力部教官

原 彰 一

国際協力部教官

村 上 愛 子

### 第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）は、本年3月、フィジー共和国（以下「フィジー」という。）との間で、法務・司法分野における新たな協力関係を構築する取組の一環として、同国の法務・司法関係者を我が国に招いて共同研究を実施する予定であるところ、本出張は、関係機関との新たな協力関係の構築に当たり、法務総合研究所を代表して、瀬戸毅前法務総合研究所長とともに、フィジーの司法長官や司法大臣、最高裁長官などを表敬訪問し、訪問先で支援の具体的なニーズを聴取した上、共同研究のテーマ等について具体的な協議を行い、さらに日・フィジー間の法・司法制度等の相互理解の醸成を目的とした現地セミナーを行うために実施したものである。

### 第2 出張日程

以下、日程は全て2024年（令和6年）

10月2日（水） 出国

3日（木） フィジー・スバ着

- Legal Aid Commission 訪問
- 関係機関主催のレセプション（司法大臣、司法長官らが出席）

4日（金）

- 裁判所訪問
- Ministry of Justice 訪問
- Fiji Independent Commission Against Corruption 訪問

6日（日）

- 在フィジー日本国大使館道井緑一郎特命全権大使との意見交換

7日（月）

- The Office of the Attorney-General 訪問
- The Office of the Director of Public Prosecutions 訪問

8日（火）

- 現地セミナー
- Fiji Correction Service 訪問
- JICAフィジー事務所訪問

スバ発

9日（水） 帰国

### 第3 出張結果

#### 1 Ministry of Justice（司法省）<sup>1</sup> 訪問

Siromi Turaga（シロミ・トゥランガ）司法大臣を表敬訪問し、同大臣からは、出張団に対する歓迎の言葉が述べられ、日本に対する信頼と共同研究をはじめとする今後の協力に対する強い期待が示された。本表敬に際しては、司法省内の各部署の幹部も同席し、それぞれが所管する登録・登記業務のデジタル化などに関する課題が述べられた。この点、司法大臣からは、日本における会社の登記制度や出生等の登録制度につき質問があったため、我が国における商業登記や戸籍制度の概要につき説明したところ、同分野について、より正確かつ効率的に業務を行うための知見を提供してもらいたいとの要望があった。

また、司法大臣からは、昨年1月に創設された「日フィジー戦略的司法対話」について前向きな発言があったほか、両国における法の支配を推進させるべく、引き続き協力関係を強化していきたい旨の意向が述べられた。

#### 2 The Office of the Attorney-General（司法長官府）<sup>2</sup> 訪問

Graham Leung（グラハム・レオン）司法長官及び Ropate Green Lomavatu（ロパテ・グリーン・ロマバツ）訟務局長を表敬訪問した。司法長官からは、法の支配の重要性和司法長官府における取組について説明があったほか、今後、フィジーと日本との間で、双方のニーズやリソースに合わせたテラーメイドのパートナーシップ関係を構築していきたい旨の意向が示され、日本側のアイデアを共有してほしいとの要望があった。また、訟務局長からは、司法長官府が抱える課題として、記録のデジタル化と事件管理（Digitalization of records, Case management）が挙げられた。司法長官からは、同分野に関する支援の要望に加えて、司法長官府に所属する法律家の能力向上等も今後の共同研究のテーマになり得るとの意見が述べられ、共同研究への職員の派遣に非常に意欲的であった。

また、表敬に続き、司法長官府のオフィスを見学し、訟務、法令の起草、改正及び知的財産事務所等の各部門の担当者から、業務説明及びそれぞれが抱える課題について説明を受け、意見交換を行った。中でも、法令の改正を担当する Law Reform Commission<sup>3</sup>の担当者からは、後述するように、最高裁から依頼を受けて古い英国式の訴訟法改正に向けた検討をしていることなどについて説明があったほか、知的財産

<sup>1</sup> フィジー司法省は、Corporate Service Division（総務部門を担当）、Registrar of Companies Office（商業登記等を所管）、Official Receiver Office（破産手続の監督等を所管）、Registrar of Births, Deaths and Marriages Office（出生等の登録を所管）、Registrar of Titles Office（不動産登記等を所管）等の部署から構成されている。

<sup>2</sup> 司法長官はフィジー政府の Chief Legal Advisor to the government とされ、法解釈等に関する助言を行う（我が国の内閣法制局長官に近いとも評される。）。また、司法長官府の業務は、Litigation Services（訟務を担当）、Drafting and review of contracts, policies and legal advice services（各種の法的アドバイス等を担当）、Legislative drafting section（法令の起草等を担当）、Boards, Committees and Commissions（各種委員会等）に大別される。法令の起草等を担当する部署は、各種の法・司法機関から起草の依頼を受けるが、実働は5名しかいないため、多忙である旨の説明があった。

<sup>3</sup> 司法長官府傘下であるが、独立した組織である。法令の起草を担当する部署との役割の違いとしては、新たな分野の法律案や抜本的な法改正など、多くの利害関係者が関わり、当該分野について詳細な調査・検討を要する場合に、最終報告書を法令起草部署向けに作成することを主な業務としている。

を取り扱う Intellectual Property Office の担当者からは、職員の専門的知識が不足しているなどの課題が示された。

### 3 裁判所訪問

本出張では、High Court（日本でいう地方裁判所に相当）<sup>4</sup>を訪問し、刑事事件を中心に裁判手続を傍聴した。傍聴した刑事事件の一つでは、法廷で、検察官、弁護人がそれぞれ予定している証人の人数等を含む立証計画を説明し、Pre-Trial Conference 及び Trial の日程が定められるなどの手続が行われていた。なお、案内をしてくれた裁判所職員からは、傍聴した事件の裁判官はニュージーランド国籍であり、裁判官の国籍要件は必要とされていないこと、フィジーでは陪審制は廃止されたことなどの説明があった。

裁判傍聴に続いて、日本の裁判所における民事訟廷及び刑事訟廷にあたる Civil Registry、Criminal Registry を見学した。Civil Registry においては、訴訟記録は紙で管理されているものの、Case Management System が存在し、事件番号、訴えの理由 (Cause of Action)、当事者名、代理人の有無及び代理人名などといった事件に関する基本情報がシステム上に登録されていた（ただし、担当者の説明によると、裁判官が訴訟記録を使用している間に当事者から照会があった場合に回答する目的で記録しており（“customer service”と言っていた。）、裁判官が同システムにアクセスして事件管理に使用するわけではないとのことであった。）。また、担当者の説明によると、裁判官が法廷で記載したメモの内容を、担当のスタッフが同システムに入力しているとのことであった。他方、Criminal Registry においては、このようなシステムは存在せず、Registry と呼ばれる事件管理簿に、一つ一つの事件の情報が手書きで記載され、管理されていた。

また、最高裁判所長官（High Court の長官も兼務）への表敬訪問と長官を含む裁判官と裁判手続に関する意見交換を行う機会を得た。長官からは、民事事件のバックログの問題があり、その原因として古い英国法を参考にした民事訴訟法が改正されないままであるという事情があり、裁判手続を当事者主導<sup>5</sup>から裁判官主導にするための手続法の改革が必要で、そのための法改正をしたい旨の説明があった<sup>6</sup>ほか、刑事事件を担当する上席の裁判官からは、ICDが行う支援のスキームや裁判官に対する人材育成支援等に関して質問を受け、日本の支援に対する高い関心がうかがわれた。

<sup>4</sup> フィジーの裁判所は、Supreme Court、Court of Appeal、High Court、Magistrate's Court があり、憲法上、司法権の独立が認められている。

<sup>5</sup> 弁護士が報酬目的で事件を引き延ばすとの指摘もあった。

<sup>6</sup> 最高裁長官の話では、10年以上を要する事件があるが、事件を2年以内に終わるようにしたいとのことであった。



【司法省訪問（司法大臣表敬）】



【司法長官府訪問（司法長官及び訟務局長表敬）】



【裁判所訪問（最高裁長官表敬）】

#### 4 その他フィジーの法務・司法関係機関への訪問

本出張では、上記訪問先に加え、下記の関係機関に訪問した。

##### (1) Legal Aid Commission（法律扶助委員会。以下「L A C」という。）訪問

L A Cは、民間（私選）の弁護士に依頼する資力がないなどの一定の基準を満たす市民に対し、無料の法律扶助サービスを提供することを任務とし、民事、刑事及び家事事件を受任している<sup>7</sup><sup>8</sup>。フィジー国内に26の事務所、116人の弁護士を擁する同国内で最大規模の弁護士事務所<sup>9</sup>であり、組織内で弁護士に対するトレーニングや学校での法教育・啓発活動も実施しているとのことであった。

L A Cでは、現在係属している事件が全体で1378件（弁護士1人あたり119件）に上り、各弁護士が非常に多忙であることなどの説明があり、裁判所への書類提出の電子化（e-Filing）など業務の効率化に向けたニーズが示された<sup>10</sup>。

##### (2) The Office of the Director of Public Prosecutions（検察庁。以下「D P P」という。）訪問

D P Pには、Directorを筆頭に、合計53名の検察官が在籍しており、General

<sup>7</sup> 他にも児童虐待のケースや夫婦間の争いにおける子の代理のために、裁判所から命令を受けて訴訟代理をすることがある。

<sup>8</sup> 特に first hour procedure と呼ばれる手続に関する取り決めがあり、警察は被疑者の逮捕後1時間以内にL A Cに連絡する必要があるため、L A Cでは、その後直ちに接見できるよう準備しているとのことであった。

<sup>9</sup> 政府から独立している組織であるが、弁護士への報酬を含め国の予算で運営されており、所属弁護士は、L A Cの業務以外に私的な弁護活動を行うことができない。

<sup>10</sup> 弁護士は、4年間の法学教育を履修した後、6か月の研修プログラムを受けて、当局から承認を得て大学が実施する司法試験に合格することであることができる。なお、裁判官については、弁護士として10年間の経験を経た後に magistrate になることができ、15年間の経験を経た後に裁判官になることができる。

Crimes Division（一般事件を担当）、Narcotics Division（薬物事件を担当）、Serious Fraud Division（重大詐欺事件を担当）、Sexual Crimes Division（性犯罪事件を担当）が存在する。原則として、警察が捜査を行い、D P Pは警察による捜査を監督する立場にあり、捜査が不十分な場合には、警察に再捜査を指示することができ（ただし、薬物事件については、再捜査を指示するなどして事件記録が行ったり来たりしないよう捜査段階から検察官が関与して捜査が行われている。）、D P Pが、訴追権限を有する。

D P Pでは、執務フロアのほか、捜査書類等の保管スペースを見学した。捜査書類は、基本的に紙で管理されていたものの、Case Management Systemが存在し、被告人名、事件名、罪名及び公判期日等の公判情報がシステム上で管理されていた。D P Pでも、裁判所にオンライン上で書面等の提出を行う e-Filing や、電子的に証拠開示を行う e-Disclosure のニーズが高いことがうかがわれた。

(3) Fiji Independent Commission Against Corruption（汚職対策独立委員会。以下「F I C A C」という。）

F I C A Cは、2007年に新設された組織<sup>11</sup>であり、検察と異なり、汚職事件の捜査及び訴追の両方を担当するほか、汚職防止及び反汚職に向けた教育もその任務としている。組織は、Commissioner（委員長）を筆頭に、Legal、Investigations、Corruption Prevention等の各部署が存在する。

F I C A Cが算出したデータによれば、2023年8月から2024年7月までの1年間で捜査された事件数は442件であり、事件数は増加傾向にあるとのことであり、裁判手続の円滑化も含め、ケースの管理が重要であるとの認識が示された。

(4) Fiji Correction Service（矯正局。以下「F C S」という。）訪問

F C Sのプレゼンテーションによると、全体で2129人の収容者に対し、職員は1033人とのことであり、国内16か所の矯正施設につき紹介があった。また、過去10年の収容者に関する分析結果が示され、薬物事犯が増加傾向にあることが示された。

なお、矯正局のみならず、今回の出張を通じて、フィジーの刑事実務家らに聴取したところによると、フィジーは、中南米からオーストラリア、ニュージーランド等へ薬物を密輸する際の中継地点となっており、薬物事件の件数が多いこと、性犯罪の件数も多く社会問題となっていること（ただし、世界的にみて突出して多いわけではない）などが話題に上っていた。

<sup>11</sup> それまではD P Pのみに汚職訴追の権限があった。なお、現時点でもD P Pに汚職訴追の権限はあるとされる。

## 5 現地セミナーの実施

本出張の最終日には、フィジーの法務・司法関係機関が一堂に会し、現地セミナーが行われた。

本セミナーには、在フィジー日本国大使館道井緑一郎特命全権大使及び板倉言葉一等書記官にもご参加いただいた<sup>12</sup>。冒頭の挨拶において、道井大使より、日本の法務省の司法外交や、法務総合研究所及びICDの取組について改めて御説明いただき、法務・司法分野における今後の連携について期待する旨の御発言をいただいた。

本セミナーの日本側発表では、初めに、原教官から、日本の司法制度と民事訴訟手続の概要を説明した。次に、村上教官から、「日本の法務・司法分野における統計の概要」と題し、最高裁判所が発行する司法統計及び法務総合研究所が発行する犯罪白書に焦点を当て、その役割や内容について発表を行った。

また、フィジー側からは、裁判所、DPP、FICAC、LAC、司法長官府及び司法省の6機関より、改めて各機関の任務及び現在抱えている課題等についてプレゼンテーションが行われた。

さらに、日本側と前記6機関との間で、日本における共同研究のトピックについて協議を行った。司法省、司法長官府及び裁判所からは、各訪問時にも要望があったとおり、デジタル化に関するニーズが述べられた。また、司法長官府からは知的財産に関する人材育成、DPPからは職員の能力向上のための日本側からの知見共有、LACからはサイバー犯罪に関する研修などといった個別のニーズも寄せられた。これに対し、日本側からは、各機関に対し、プレゼンテーションとトピックに関する多様な意見を出していただいたことに対して謝意を伝えるとともに、初回の共同研究については、日本側のリソースやICDの主な支援分野が民商事法分野であることも考慮した上で検討し、おってフィジー側に提示する旨述べた。

---

<sup>12</sup> なお、道井大使には、本出張中、フィジーを含む島しょ国の概況説明及びフィジーの内政等について詳細に御教示いただき、また、各訪問先への表敬にあたっては、大使館の方にも御同行いただくなど、本出張を全面的にサポートしていただいた。



【現地セミナーの様子】

## 6 JICAフィジー事務所訪問

本出張の最後の訪問先として、JICAフィジー事務所を訪問した。同所では、末兼賢太郎次長らより、同事務所の概要及び所管業務等の説明をいただいた。

当方からは、ICDの業務説明、本出張の概要及び共同研究をはじめとする今後の支援の見通しについて説明を行った。JICA事務所側からは、法務・司法分野については、オーストラリアやニュージーランドの支援も行われていると聞いており、日本として、いかなる支援を行う予定であるか尋ねられたため、本出張を通じて、事件管理やIT化などに関する支援のニーズが高いと認められたことから、係る分野の支援から開始するとともに、今後の支援の対象を検討していきたい旨回答した。

JICA事務所からは、ICDがフィジー支援を開始することは時宜にかなったものであり、将来的にぜひ連携していきたいとの非常に前向きな発言があった。持続的

な支援が見込めるトピックが見つければ、JICA支援につなげていくことは可能なように思われた<sup>13</sup>。

#### 第4 所感

本出張では、フィジーの法務・司法分野の主要機関全てを訪問する機会を得たが、どの訪問先からも歓迎いただき、日本に対する支援の期待の大きさを実感した。特に、オーストラリアとニュージーランドは、フィジーを含む太平洋島しょ国の伝統的なドナーであるが、特に民商事分野での支援は必ずしも十分ではなく、もともと親日的であることに加えて、相手国に寄り添った形で我が国の支援スタイルに期待するところが大きいように感じた。

また、訪問先ごとに支援ニーズは様々であったが、どの機関でも共通していたのはデジタル化に対する支援要請である。この分野については、ICDの支援対象国の多くも同様のニーズを有していることから、ICDとして、今後、いかなる支援を行うことができるか、他省庁や研究機関の取組なども参考にしながら検討し、整理する必要があると感じた。

加えて、フィジー側のニーズを聞くと、技術協力にとどまらず、業務のデジタル化に向けたシステム構築や機材自体の提供を望んでいるものと思われるものが少なかった。この点、司法長官府の訟務局長及び担当者には、昨年7月の来日の機会を利用し、事前にICDの業務説明等を行っていたものの、他の機関については、技術協力を基本とするICDの支援スキームが事前に十分理解されていなかったことが原因と思われる。今一度、共同研究の機会などを利用して、ICDの支援枠組みについて説明を行うとともに、提供可能な支援の在り方について検討していく予定である。

なお、本出張では、DPPやFICACなど刑事分野における支援のニーズも把握したものの、多くの関係機関がある中でICDとして直ちに当該分野で支援を実施できるわけではなく、UNODCなど他に適切な支援機関があることからすると、今後、他のドナーとも情報共有しながら支援先及び分野を検討する必要があると感じた。

最後に、本出張にご協力いただいた関係者の皆様に対し、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

---

<sup>13</sup> 実際に競争法の分野で公正取引委員会が実施している国別研修が実施されるとのことであった。

## 【国際協力人材育成研修】

### 令和6年度国際協力人材育成研修

国際協力部教官

村 上 愛 子

#### 第1 はじめに

##### 1 研修目的

令和6年11月18日から同月29日までの間（移動日含む。以下、別段の記載のない限り、年は全て令和6年である。）、令和6年度国際協力人材育成研修を実施した。

同研修は、法務・検察職員を対象として、法制度整備支援に対する理解を深め、将来法制度整備支援業務に従事する場合に必要な基礎的な知識及び技術を習得させることを目的として、平成21年以降、毎年度1回実施しており、今回で16回目の実施となる。

例年、この研修は、国内研修のほか、実際の支援対象国を訪問して行う国外研修から構成されており、今年度は、カンボジア王国（以下「カンボジア」という。）において国外研修を実施した。

#### 第2 研修参加者

大野 智己 （法務省民事局付）  
大村 健祐 （法務省民事局商事課法規係長）  
小村 泰弘 （東京法務局港出張所登記官）  
小山 ちひろ（東京地方検察庁検事）  
奥 大樹 （静岡地方検察庁沼津支部検事）  
中村 健佑 （大阪地方検察庁検事）  
松井 佐織 （神戸地方検察庁検察事務官）

なお、今回の研修では、上記7名に加え、令和6年度若手検察事務官在外研究派遣者5名（各地方検察庁に所属する検察事務官）が、国外研修のみ参加した。

#### 第3 研修概要

本研修の日程は、別添「令和6年度国際協力人材育成研修日程表」のとおりである。

##### 1 国内研修（前半：11月18日～同月20日）

###### (1) ICDによる講義

ICD教官において、法務省が実施する法制度整備支援の概要、各国への具体的な支援状況等につき、講義を行ったほか、ミャンマーにおけるJICAプロジェクトの長期専門家としての経験を有する野瀬副部長から、担当したミャンマープロ

ジェクトの概要等に関する講義を行った。

(2) JICA訪問

JICA本部を訪問し、ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの西木主任調査役、東職員及び堀田職員より、JICA及び法整備支援の概要、各国の事例やビジネスと人権の取組等について説明いただいたほか、弁護士の白出博之国際専門員より、中国での長期専門家としての経験談をお話いただいた。また、今回の訪問では、グループディスカッションの時間も設けていただき、研修参加者が小グループに分かれ、仮想のX国における法整備支援の新たな案件を計画することをテーマとして議論を行った。

(3) 外務省による講義

外務省アジア太平洋州局南部アジア部南東アジア第一課の田辺香課長補佐から、カンボジアの概要と日本との関係について御講義をいただいた。田辺補佐は、カンボジアでの留学経験や複数回にわたる在カンボジア日本国大使館での勤務歴を有しており、その豊富な知識と経験に基づく充実した講義を行っていただいた。講義の中では、カンボジアの歴史、政治及び経済の概要から日本企業の進出や我が国のODAによる協力についてもご紹介いただき、カンボジアと日本のつながりの深さを感じることができた。また、国外研修の訪問先であるカンボジア特別法廷(Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia、以下「ECCC」という。)に関しても御説明いただいた。

講義の中では、カンボジア政治の直近の動きに関し、過去2回の国民議会選挙に主要野党が参加できず、諸外国から批判を受けていることについて説明があり、研修参加者がその背景について質問をしていた。また、クメール・ルージュ政権に対する現在の国民の受け止め方や、歴史教育などについても話題に上った。特に、質疑応答では、カンボジアの教育全般についても質問があり、田辺補佐によると、カンボジアの教育水準は上がっていて、特に語学教育に力を入れているものの、基礎学力はまだ弱く、貧富の差によって教育レベルが左右されるとの説明があった。

## 2 国外研修(11月21日~同月26日)(※移動日を含む。)

(1) 11月22日の研修内容について

ア カンボジア王立司法学院(Royal Academy for Justice of Cambodia、以下「RAJC」という。)<sup>1</sup>幹部への表敬訪問

11月22日は、RAJCを訪問し、ブンヤイ・ナリン副学院長ら幹部の方々に表敬訪問させていただく機会を得た。副学院長からは、RAJCの構成や新たにロースクールが創設されたことなどについて説明があったほか、JICA及びICDによるこれまでの協力に対する感謝の言葉が述べられた。その際の印象

<sup>1</sup> RAJCは、司法省の監督下にあり、裁判官・検察官養成校、書記官養成校、執行官養成校及び公証人養成校等により構成されている。

的だったのは、副学院長から、「これまで日本は私たちに歩く方法を教えてくれた。そして、倒れないように見守ってくれた。」との言葉をかけていただいたことであり、日本へ寄せられた厚い信頼を感じることができた。

#### イ カンボジア長期専門家との意見交換

同日午前は、R A J Cにおいて、J I C A長期専門家としてカンボジアに派遣されている伊藤みずき専門家（チーフ、検察官出身）、戸部友希専門家（裁判官出身）及び川上司専門家（業務調整員）と意見交換を行った。長期専門家のお話の中で興味深かった点は、調査を行う中でカンボジア側から「この条文の意味が分からない。」といった質問を受けることが多いという点であった。長期専門家によれば、カンボジアには、日本が起草支援をした民法、民事訴訟法の条文解説があるものの、日本で出版されているコンメンタールのような詳細な解説書等がないため、カンボジア側に条文の説明をするためには、モデルとなった日本の法律、その条文解説及び判例等を調べて回答しているとのことであり、何よりも重視しているのはカンボジア側の主体性を高めることであると教えていただいた。

また、現在は、裁判官や司法省職員等により構成されるテクニカルワーキンググループ（以下「TWG」という。）による活動が週1回のペースで行われており、その活動内容等について説明を受けたほか、R A J Cの一角に設けられたプロジェクトオフィスを見学し、カンボジアの民法等の起草時における議事録（日本語）など貴重な資料を紹介いただいた。

#### ウ TWG活動の見学・研修参加者による発表等

11月22日午後は、引き続きR A J Cにおいて、TWG活動に参加する機会を得た。同活動は、プロジェクトマネージャーを務めるカンボジア司法省のケン・ソマルット長官が進行し、10名程度のメンバーが参加していた。

この日は、TWGの前半で、次に作成する教材についての話し合いが行われ、TWGの後半に、日本側の研修参加者のうち民事系グループ<sup>2</sup>の3名（大野民事局付、大村係長及び小村登記官）が、「民事訴訟及び法務行政におけるIT化」をテーマとして発表を行った。ソマルット長官及びTWGのメンバーからは、送達に関する手続や、登記情報の公開の有無等につき質問があり、各担当者から詳しく回答をした。また、発表のテーマはIT化であったものの、最も議論が盛り上がったのは供託実務に関する点であり、日本における供託の種類や手続等について、各担当者が実務の経験も交えながら丁寧に回答をしていた。カンボジア側からは、今後、カンボジアにおいてもIT化に向けた法改正を予定しており、日本側からのインプットが参考になった旨の発言もあり、有意義なプログラムとなった。

<sup>2</sup> 今回の研修では、研修参加者7名につき、各メンバーの所属に応じて「民事系グループ」、「刑事系グループ」の2つに分け、それぞれのグループにおいて発表に向けた準備等を行ってもらった。



【TWG活動及び研修参加者による発表の様子】

## (2) 11月25日の研修内容について

### ア カンボジア最高裁判所訪問・意見交換

11月25日午前、カンボジア最高裁判所（以下、「最高裁」という。）を訪問し、法廷傍聴及び裁判官との協議を行う機会をいただいた。

初めに、法廷に案内され、知的財産権、性的暴行、交通事件など5つの刑事事件を傍聴した。法廷は、5名の裁判官による合議体（小法廷）で審理されており、検察官、弁護士及び書記官のほか、民事原告<sup>3</sup>の弁護士が在廷するケースもあった。刑事事件の中で民事事件の審理が行われている点や、最高裁判所における審理であるにもかかわらず、当事者が口頭で詳細な主張を行っている点など、日本の手続と異なっており、研修参加者にとっても印象深い経験となったようであった。

また、傍聴後は、タン・スンライ最高裁副長官、プラン・ソムナン最高裁判事及びマオ・ティダ事務局長にご参加いただき、意見交換を行う機会を設けていただいた。冒頭、スンライ副長官から、カンボジアにおける裁判制度の歴史、最高裁の構成<sup>4</sup>及び事件数<sup>5</sup>のほか、裁判以外の所管業務及び近時の取組等について御説明いただいた。また、最高裁では、2023年から、参考となる民事及び刑事事件の判決を掲載した判決集を作成しており、今回の訪問では、その判決集の現物を見せていただき、カンボジアの裁判実務を知る貴重な機会となった。

### イ ECCC訪問

11月25日午後は、ECCCを訪問し、施設見学及び現在の活動等について説明を受けた。ECCCは、クメール・ルージュ政権幹部が行った人道に対する罪等を裁くため、国連の協力の下、2006年に設立された国内裁判所であり、2022年末に全ての裁判を終え、残余機構に移行している。今回の訪問では、

<sup>3</sup> その後の裁判官による説明で、民事事件と刑事事件は併合して審理をすることができ、犯罪によって発生した損害について、刑事事件の中で損害賠償請求することができる旨の説明があり、ここでいう「民事原告」とは、被害者に置き換えて考えることができることが分かった。

<sup>4</sup> 長官1名、副長官4名、裁判官18名との説明があった

<sup>5</sup> 2023年度の最高裁における事件数は、刑事事件が1252件、民事事件が1066件との説明があった。

初めに、E C C Cの活動等を国民に広く普及すべく大型バスを使用して全国を巡回しているとの説明があり、実際に使用される大型バスを見学した。また、E C C Cの施設内では、学生向けのセミナー会場や図書室等の学習用のスペースが設けられ、実に多くの学生がディスカッションや調査活動を行っていたほか、資料の保管庫や模擬法廷等、充実した設備を見学することができた。

E C C Cでは、いわばカンボジアの負の側面とも言えるクメール・ルージュ裁判に関して、記録を着実に残すとともに、積極的にその歴史を国民に周知・教育することにより、二度と同じ過ちを繰り返さないとの姿勢を感じることができた。



【カンボジア最高裁での集合写真】



【E C C Cの普及活動用のバス】

### (3) 11月26日の研修内容について

ア カンボジア王立法律経済大学（Royal University of Law and Economics、以下「R U L E」という。）<sup>6</sup> 訪問及び研修参加者による発表等

11月25日午前は、R U L Eを訪問し、日本側の研修参加者のうち刑事系グループの4名（小山検事、奥検事、田中検事及び松井事務官）から、「日本における民法の親族法改正について」をテーマとして発表を行った。この発表に関しては、R U L Eの副学長であるハップ・パルティ教授に全面的に御協力いただき、パルティ教授のクラスにおいて、学生及び弁護士ら法曹実務家に対して、発表をする機会を設けていただいた。刑事系グループの参加者は、我が国における令和4年の民法改正（嫡出推定制度の見直しや再婚禁止期間の廃止等）及び令和6年の民法改正（離婚後の共同親権等）について、改正の背景や改正法の内容等に説明を行った。

質疑応答では、発表資料で触れた「養育費の取得状況」について、父子世帯と母子世帯とで取得率が異なるのはなぜかといった質問があったことから、収入格差などの社会背景を踏まえて回答した。また、発表者が検察官らであったことから

<sup>6</sup> プノンペンに所在するカンボジア初の高等教育機関であり、法学部をはじめとする4つの学部（Law, Public Administration, Economics and Management, Informatic Economics）及び大学院から構成されている。2024年の学校案内によると、学部生は18,437名、修士課程は1,340名が在籍しているとのことである。

ら、学生より、「日本において検察官になるための資格・条件は何か。」「日本ではどのような刑事事件が多いのか。」「検察官の仕事の中で大変なことは何か。」といった質問があり、各メンバーは、自己の経験を踏まえながら回答していた。この発表ではR U L Eの階段教室を埋め尽くすほど多数の学生らに参加いただき、熱気あふれる発表となった。



【R U L Eでの集合写真及び研修参加者による発表の様子】

#### イ 在カンボジア日本国大使館訪問

11月26日午後は、野村岳夫書記官（法務省保護出身）より、同館の概要、法務アタッシュの業務及び法整備支援プロジェクトとの関わり等について説明を受けた。

#### ウ J I C Aカンボジア事務所訪問

本研修の最後に、J I C Aカンボジア事務所を訪問し、三浦佳子次長及び川合里沙職員より、カンボジアのJ I C A事業及びデジタル分野に関する取組等について説明を受けた。特に、近年では、サイバーセキュリティ案件のプロジェクトなどデジタル分野に関する支援も行われていることが参考になった。

### 3 国内研修（後半：11月28日及び同月29日）

#### (1) ウズベキスタン法律家トレーニングセンター研修参加者との意見交換

訪日研修のため国際法務総合センターを訪問していたウズベキスタン法律家トレーニングセンターの研修参加者による発表を聴講し、意見交換を実施した。ウズベキスタン側からは、前記トレーニングセンター教育・方法論・科学センター第一副部長を筆頭に、弁護士及び公証人など10名が参加し、前記トレーニングセンターの概要及びウズベキスタンの公証分野で実施された改革等についてプレゼンをしていただいた。

#### (2) 大臣官房国際課による講義

大臣官房国際課大塚補佐官において、同課の沿革と司法外交、同課の体制、主な取組・課題等について講義を行った。

#### (3) I C D建元部長による講話・座談会

カンボジアにおける JICA プロジェクトの長期専門家としての経験を有する建元部長から、当時担当していたプロジェクトの概要や長期専門家の経験談につきお話いただいた後、研修参加者が、主に国外研修を振り返り、自己の意見を述べるなどして、充実した意見交換を行うことができた。

#### (4) 課題発表及び総括質疑応答

本研修最終日に、各研修参加者より、「カンボジアの法制度整備支援の展望・将来について」をテーマとして、1名15分程度で発表を行った。

研修参加者からは、総じて、カンボジアでは日本による「寄り添い型の支援」が奏功しており、日本に対する信頼を感じた旨の意見が出された。その上で、カンボジアにおける法制度整備支援に抱える課題として挙げた点は、基本書等の参照できる資料が少ないこと、民法等の起草時における議事録が日本語のみでしか残されていないこと、判決の公開が一部のみにとどまっていること、裁判官等の司法関係者の人数が少なく、業務が多忙であることなどであり、これらに対する改善策を提案する者が多かった。また、研修参加者の中には、カンボジアの法務・司法人材について、成長への熱意を感じるとの意見があった一方で、日本側発表に対する質疑応答の様子などから、そのレベルは未だ発展途上であると感じた研修参加者もいたようであり、人材育成の難しさや継続した支援の必要性を実感した旨の発言もあった。

担当教官として個人的に感銘を受けたのは、研修参加者の一人が、自身の担当業務（不動産登記、商業登記、供託、帰化等の民事法務行政）に関するカンボジアでの所管庁につき自ら調べ、当該業務に関する具体的な支援の提言していた（不動産登記の公証制度の整備及びこれらに対する国民の理解や興味を深める支援の必要性に言及していた）点である。短い研修期間の中で、自己の業務分野に引きつけて調査を行い、深い考察を行っていたことに感心するとともに、本研修のプログラムが研修参加者の興味・関心事項を引き出すきっかけとなったことに喜びを感じた。

## 第4 終わりに

本研修は、国際協力の基礎を学ぶことに主眼を置いた国内研修及び法制度整備支援の現場を体感することによりその活動に必要な素養や技能を習得することに主眼を置いた国外研修の2部構成で実施された。

国内研修では、今年度からの試みとして、外務省のカンボジア担当者に講義をいただいたことにより、カンボジア出発前に専門的な知識を得ることができ、大変有意義であった。また、帰国後は、カンボジアの元長期専門家であるICD建元部長による講話・座談会の機会を設けることができ、研修参加者にとって、カンボジアで見聞きした内容について更に理解を深める機会となったようである。

国外研修では、プロジェクトによる支援の中心であるTWG活動を傍聴する機会を得たほか、TWGメンバーやRULEの学生らに対し、日本側の研修参加者が発表を行

い、カンボジア側との間で充実した意見交換を実施することができた。また、カンボジア最高裁での法廷傍聴、ECCCの見学など、カンボジアの司法制度や歴史について深く学ぶことができ、研修参加者にとって、得難い貴重な経験となったようである。

また、今回の国外研修には、研修参加者7名に加え、前記第2記載のとおり、若手検察事務官在外研究派遣者5名が参加し、合計12名の大所帯となったが、各参加者は訪問先で積極的に質問をするなど意欲的に学ぼうとする姿勢が見受けられた。これらの参加者の中には、「今回の研修で初めて法制度整備支援について知ったが、日本による国際協力として、とても意義のある活動であることが分かった。」、「今回の経験を通じて、国際分野への興味がわいた。」「またこのような研修の機会があれば、ぜひ参加してみたい。」との意見が出された。今回の研修が法制度整備支援に対する興味や関心を高め、国際協力人材としての能力や素質を深めていく契機となれば幸いである。

最後に、本研修に御協力いただいた全ての関係者の皆様、特に、御多忙の中、カンボジアでの国外研修の企画・調整に御尽力いただいた伊藤みずきチーフアドバイザーを始めとするプロジェクトオフィスの皆様に対し、この場を借りて心より御礼申し上げます。

## 令和6年度国際協力人材育成研修日程表

| 月<br>日        | 曜<br>日    | 午前                                                                                                                |                                                                 | 午後                                              |                                                                                                       |                                  |                                                        | 備考                                                                                                      |
|---------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11<br>/<br>18 | 月         |                                                                                                                   |                                                                 |                                                 |                                                                                                       |                                  |                                                        | 15:00<br>法務総合研<br>究所宿泊棟<br>(国際法務総<br>合センター<br>内)入寮<br><br>16:00<br>オリエンテーション<br><br>17:00<br>村上教官、行部専門官 |
| 11<br>/<br>19 | 火         | 10:00<br><br>ICD教官の業務と各国支援状況<br><br>各国国際協力教官                                                                      | 12:00<br><br>長期派遣専門家の業務<br><br>野瀬副部長                            | 13:00<br><br>カンボジアのプロジェクトの歴<br>史、概要<br><br>後藤教官 | 14:30<br><br>海外研修オリエン<br>テーション<br><br>村上教官、行部専門官                                                      | 14:45<br><br>15:45               | 16:00<br><br>17:00                                     | 寮泊                                                                                                      |
| 11<br>/<br>20 | 水<br>(移動) | 10:00<br><br>JICAの法整備支援<br>(JICA本部訪問)<br><br>JICA法・司法チーム                                                          | 12:00<br><br>(移動)                                               | 13:00<br><br>(移動)                               | 14:00<br><br>カンボジアの政治体制及び社会情勢等<br>(法務省赤れんが棟)<br><br>外務省南東アジア第一課 田辺香補佐                                 | 15:30<br><br>15:45               | 16:45<br><br>ウズベキスタンに対<br>する法制度整備支<br>援の概要<br><br>山下教官 | 寮泊                                                                                                      |
| 11<br>/<br>21 | 木         | 移動日 日本(成田) → プノンペン(カンボジア)<br>日本(成田)11:45発 タイ(バンコク)17:05着(便名 TG643)<br>タイ(バンコク)18:25発 カンボジア(プノンペン)19:35着(便名 TG584) |                                                                 |                                                 |                                                                                                       |                                  |                                                        | カンボジア泊                                                                                                  |
| 11<br>/<br>22 | 金         | 10:00<br><br>カンボジア長期派遣専門家との意見交換                                                                                   | 12:00<br><br>テクニカルワーキンググループ活動の見学<br>日本側研修参加者(民事系グループ)による発表・意見交換 | 14:00<br><br>17:00                              |                                                                                                       |                                  |                                                        | カンボジア泊                                                                                                  |
| 11<br>/<br>23 | 土         |                                                                                                                   |                                                                 |                                                 |                                                                                                       |                                  |                                                        | カンボジア泊                                                                                                  |
| 11<br>/<br>24 | 日         |                                                                                                                   |                                                                 |                                                 |                                                                                                       |                                  |                                                        | カンボジア泊                                                                                                  |
| 11<br>/<br>25 | 月         | 9:00<br><br>カンボジア最高裁判所訪問・協議                                                                                       | 14:00<br><br>カンボジア特別法廷(ECCC)訪問                                  |                                                 |                                                                                                       |                                  |                                                        | カンボジア泊                                                                                                  |
| 11<br>/<br>26 | 火         | 9:00<br><br>カンボジア王立法律経済大学(RULE)訪問講義<br>日本側研修参加者(刑事系グループ)による発表・意見交換<br><br>RULE                                    | 11:00<br><br>在カンボジア日本大使館訪問                                      | 14:00<br><br>JICAカンボジア事務所訪問                     | 15:00<br><br>移動日<br>カンボジア(プノンペン)<br>→日本(成田)<br>カンボジア(プノンペン)<br>20:55発<br>タイ(バンコク)22:00着<br>(便名 TG585) | タイ(バンコク)<br>23:55発<br>(便名 TG642) |                                                        | 機内泊                                                                                                     |
| 11<br>/<br>27 | 水         | 7:40成田着                                                                                                           | 資料整理・研修結果報告書作成                                                  |                                                 |                                                                                                       |                                  |                                                        | 寮泊                                                                                                      |
| 11<br>/<br>28 | 木         | 10:00<br><br>ウズベキスタン法律家トレーニングセンター研修参加者との<br>意見交換<br><br>建元部長、村上教官、山下教官ほか                                          | 12:00<br><br>カンファ                                               | 13:00<br><br>官房国際課の業務<br><br>法務省大臣官房国際課 大塚補佐    | 14:00<br><br>部長講話、座談会<br><br>建元部長                                                                     | 14:15<br><br>15:15               | 15:20<br><br>資料整理・研修結果報告書作成<br><br>国際協力部               | 17:00<br><br>寮泊                                                                                         |
| 11<br>/<br>29 | 金         | 9:45<br><br>研修結果報告発表・総括質疑応答<br><br>国際協力部                                                                          | 12:00<br><br>閉講式<br><br>国際協力部                                   |                                                 |                                                                                                       |                                  |                                                        |                                                                                                         |

※昭島の研修では、会場はすべて研修棟2階のセミナー室3(ただし、11/28午前のみカンファ)

## 令和6年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局付

大 野 智 己

法務省民事局商事課法規係長

大 村 健 祐

東京法務局港出張所登記官

小 村 泰 弘

### 第1 はじめに

令和6年11月18日から同月29日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）により実施された令和6年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加させていただいた。

本稿は、本研修を通じて得た所感について報告するものである。

### 第2 各プログラムについて

#### 1 国内研修

国内研修では、ICD教官や独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）から、日本が実施する法制度整備支援の概要や各国に対する具体的な支援の状況について講義を受け、法制度整備支援は①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援及び③検察官、裁判官など法曹実務家等の人材育成支援の3つを基本的な柱としていることや日本の法制度整備支援は日本の法制度を押しつけるのではなく、相手国の主体性を尊重する寄り添い型であることを特徴としていることのほか、国外研修を行うカンボジアに対するこれまでの支援や現在の状況等を学ぶことができた。

執筆者各位においては、本研修に臨むまで法制度整備支援に関わってこなかったほか、国外研修を行うカンボジアについても特段詳細に承知しているものでもなかったため、国外研修に先立ち国内研修を受講したことは大変有意義であった。

また、法制度整備支援というと、研修受講前までは法令の起草支援というイメージが強かったが、当然ながら法令は制定されただけでは足りず、その内容を正しく運用するための仕組みやその担い手が不可欠であり、そのような観点からの支援も同様に重要であることを再認識するとともに、民法や民事訴訟法の制定がされたカンボジアにおいて、現在、法・司法分野人材育成プロジェクトが実施されていることはしるべき支援であると感じたところである。

このほか、法制度整備支援は政府開発援助（以下「ODA」という。）の一つとして実施されているところ、法制度整備支援は同じくODAである有償資金協力や無償資金協力によって実施される港湾や病院、橋などの整備事業以上に相手国の経済状況

や文化、これから目指す社会の形に応じた成果が求められるという印象を受け、それゆえに相手国のことを深く理解する必要があると感じたところである。

## 2 国外研修

国外研修では、カンボジア長期派遣専門家との意見交換、王立司法学院（以下「R A J C」という。）においてテクニカルワーキンググループ活動の見学及び本研修参加者による発表、カンボジア最高裁判所訪問及び協議、カンボジア特別法廷訪問、カンボジア王立法律経済大学（以下「R U L E」という。）による本研修参加者による発表並びに在カンボジア日本大使館及びJ I C Aカンボジア事務所訪問を行った。

いずれも日本国内では得がたい貴重かつ有意義な経験であったが、これらの中でも特に印象深かったものについて、所感を述べることにしたい。

### (1) R A J Cにおけるテクニカルワーキンググループ

現在カンボジアにおける法制度整備支援として、裁判官等司法関係者の人材育成のためのプロジェクトが実施されており、その一環としてR A J Cの教官等をメンバーに含むテクニカルワーキンググループが形成されている。R A J Cを訪問した際には、人材育成のための教材を議題とした当該テクニカルワーキンググループによる会議の様子を見学させていただいた。会議を見学した中で特に印象的であったのは、ソマルット司法省長官が強力なリーダーシップを発揮して会議を牽引していた様子である。会議を進行するのみならず、自らも積極的に意見を述べるなどしており、カンボジアの司法制度を発展させようとする熱意を強く感じ取ることができた。

また、執筆者の3名においては、テクニカルワーキンググループによる会議後、同グループに対して日本における民事訴訟及び法務行政のI T化について発表を行った。時間の都合上、各施策の概略を発表するに留まったが、テクニカルワーキンググループの構成員からは多くの質問が寄せられた。特に、カンボジアにおいては未整備の供託手続について強い関心が示され、新たなことを知ろうとする姿勢がうかがい知ることができた。質疑応答の終了後、ソマルット長官の「知りたいことの1 %しか質問することができていない」という言葉が印象的であり、これも、カンボジアの探究心の表れであると感じたところである。

他方で、発表及び質疑応答は全て通訳を介して行う必要があったことに加え、なるべく翻訳しやすい平易な表現を用いることを意識する必要があったため、当然ではあるが、日本語話者同士でのコミュニケーションと比較して伝達することができない情報量に大きな差があることを痛感したところであり、仮に言語の壁がなければ「1 %」以上の情報を伝えることができたであろうともどかしさも覚えたところである。

### (2) 最高裁判所

最高裁判所に訪問した際、まずは実際の裁判を傍聴させていただいた。

時間が限られていたことに加え、審理は当然ながらクメール語によって進められていたことから、理解することができた点はごく一部に限られるところであるが、それでも日本の裁判とは異なる点が多く見られたことは大変興味深かった。

例えば、刑事事件と民事事件を並行して取り扱うため、不法行為に基づく損害賠償請求事件の審理であっても検察官が同席していたところ、これは、刑事事件で生じた賠償は刑事裁判で扱う旨が刑事訴訟法で規定されているとのことであり、日本の司法制度との違いに驚きを覚えた。

また、傍聴していたのは1時間にも満たない時間であったが、その間に複数の事件の審理が順次行われており、最高裁判所が取り扱う事件の数が膨大なものであることがうかがわれた。

裁判の傍聴の後は、スンライ最高裁判所副長官をはじめとした最高裁判所の方々からカンボジアにおける裁判実務等についての説明を受け、意見交換を行った。その中で、スンライ副長官から現在の最高裁判所の体制と併せて、裁判所の体制強化を司法大臣に要請している旨説明があったところ、裁判官のほか事務総局の職員数についても圧倒的に少なく、裁判所の人材不足は想像以上に深刻である印象を受けた。カンボジアにおいては、判決の公開が途上であるところ、判決内容を精査するための人員が不足していることも、公開がなかなか進まない要因の一つではないかと考えた。

人材不足については定員や予算を増やすことのみで直ちに解消される問題ではなく、司法行政の担い手となる人材が安定して供給される必要があると考えられることから、現在カンボジアにおいて実施されている人材育成のための法制度整備支援のプロジェクトの重要性を改めて感じたところである。

### (3) R U L E

R U L Eを訪問した際には、執筆者3名以外の本研修参加者により、近年の日本における民法の親族法改正について発表が行われた。内容は、嫡出推定の見直しや共同親権等についてであり、改正前後の規定を比較した図表も用いて丁寧なものであったものの、相手が法律実務家ではなく飽くまで学生であったこともあり、発表内容に対する質問は多くはなかった。

執筆者各位も発表を拝聴していたところ、いかに日本語で正確かつ丁寧に説明をしたとしても、通訳によってクメール語に翻訳された際にニュアンスも含めた日本語の内容がどれだけ反映されているかは分からず、正確さを求めて日本語による説明が長くなるほど翻訳は難しくなり、クメール語に翻訳された結果が日本語の意図するものからかい離してしまうのではないかと恐れ、ここでも言語の壁を実感したところである。

しかしながら、発表に対する質問こそ多くはなかったものの、発表者が検察官及び検察事務官であったことから、日本の検察制度や検察官の仕事内容に対してR U L Eの学生から多くの質問が寄せられ、充実した質疑応答の時間であったと感じ

た。

今回の発表を聞いていた学生の中には、法律実務家を志望する者も少なからずいるものと思われ、将来彼らがカンボジアの司法を担っていくことを期待したいと思う。

また、学生への発表の後には、R U L Eの校舎内の図書館等を見学させていただいた。図書館は法律分野や経済分野などに分かれて構成され、卒業生の卒業論文なども所蔵されており興味深かったが、少なくとも見学させていただいた限りでは、日本における大学の図書館等と比べ蔵書量が少ない印象を受けた。カンボジアにおいては少なくとも法律分野において学会が存在せず、研究を職業としている者もないとのことであり、このことが大きな要因の一つなのではないかと考えられた。

今後、カンボジアの人々が自ら司法行政を発展させていくためには、このような状況を改革し、学生であっても多くの文献や資料にアクセスすることができる環境を作っていく必要があると思われる。

### 第3 研修全体を通じて

#### 1 カンボジアの法制度について

カンボジアの各機関を訪問して強く感じたのは、ポル・ポト政権の残した爪痕の深さである。

ポル・ポト政権の下、既存の法制度が廃止されるとともに法律家等の知識人層を含むカンボジア国民の多くが粛清され、カンボジアの法的基盤は破壊された旨の説明は多くの訪問先で耳にした。

その後、カンボジアの法制度は日本の法制度整備支援も受けつつ再建が進められており、民法や民事訴訟法などの基本法令は制定され、その運用を担う人材の育成も進められているものの、いまだ道半ばである印象を受けた。

制定された法令が真の意味でカンボジアのものとなるためには、カンボジアの人々が自らの社会や文化を踏まえ解釈し、確たるものとして運用していく必要があると考える。

また、法の支配の確立のためには司法関係者の理解だけではなく、カンボジア国民全体に法の理解を浸透させる必要もあると考える。

国外研修でカンボジアに訪問した際、予想を上回る発展状況に驚いたところであり、今後も更なる開発等が進められるものと思われ一方で、カンボジア現地の人々との会話やプノンペン市内の様子等を見たところによると、カンボジアの社会における遵法意識は、必ずしも高いとまではいい難いように感じられ、このまま経済発展のみを優先させた場合には、いずれ大きなひずみが社会に生じるのではないかとこの危惧も覚えたところである。

法令は定められた上で国民に遵守されなければならない、遵守されることにより紛争の発生が未然に防がれるほか、企業などの安定した経済活動につながるものである。

そして、法が正しく社会に根付いてこそ、法の支配の実現であると考えてる。

そのため、健全かつ長期的な経済発展のためにも、社会全体において、より高い遵法意識を醸成することは非常に重要な観点と考えられ、法を正しく社会に浸透させる教育・啓発についても遠くない将来において、注力していく必要が生じるであろうと思われた。

## 2 カンボジアにおける法制度整備支援について

カンボジアにおける法制度整備支援については、現在、裁判官等司法関係者の人材育成を目的としたプロジェクトが進められているところ、人材育成については法令の起草や実務運用の手引書の作成と異なり、目に見える成果物が作られるものではないため、客観的に評価することが難しいものであると国内研修において説明を受けていたところであるが、国外研修を実施して改めてその旨を強く感じた。

また、現時点のカンボジアにおいては、日本の法制度整備支援を前提とした人材育成が進められているような印象を受け、長期派遣専門家の説明でも言及されていたが、今後はカンボジアの主体性を向上させていくことが必要であると考えられた。

前述のとおり、カンボジアにおいて法の支配を実現させるためにはカンボジアが自分たちで法を正しく運用し、社会に浸透させていく必要があると考えられ、これらを実施していくためにも、カンボジアにおける司法分野の人材不足解消は重要な課題である。

そして、カンボジアの歴史的経緯に照らすと、人材不足は司法分野のみならず、カンボジア国内のあらゆる分野に共通する課題でもあると思われることから、司法分野の人材不足を抜本的に解消するためには、司法分野における人材育成機関の強化や司法を担う裁判官の定員や予算の拡充といった司法分野に特化した改革や施策のみならず、初等教育や中等教育の充実などの社会における教育制度の在り方の見直しといった政治的判断を要する事項についての検討も併せて必要となるものと思われる。そのため、人材不足を抜本的に解消するという観点からすると、法制度整備支援を通じた支援のみでは限界があることは否定できないように感じられたところであり、今後は、日本の法整備制度支援と並行して、カンボジア政府主導の下で人材不足の解消に向けた具体的な施策が実施されることが期待されるものと思われる。

このように、法制度整備支援を行うわが国とカンボジア政府とが、カンボジア国内における課題や問題意識を適切に共有するとともに、カンボジア政府主導の下で主体的に課題や問題解消に向けた施策が検討され、実施されることが期待されることから、日本においては当面の間は引き続き現在の支援を継続して適切に課題や問題意識を共有しつつ、徐々に課題や問題点の指摘を控えるなどすることで、カンボジア政府による主体的な施策の立案や実施を促していくことが考えられる。

道のりは長いかもしれないが、いずれカンボジアが法制度整備支援の対象国から外れ、司法分野で日本と対等な協力関係を構築する日が訪れることが、これまで続けて

きた法制度整備支援の真のゴールであると考えてる。

#### 第4 終わりに

本研修に参加したことで、今まで縁の無かった法制度整備支援の重要性、困難さなどに加え、その魅力を肌で感じることができ、非常に大きな学びを得ることができた。

法制度整備支援は他国がカウンターパートであるがゆえの難しさやもどかしさがあり、また、当然ながら一朝一夕で成果が出るものでもない特殊な仕事であるものの、常に前を向いた未来志向で崇高な仕事であると強く感じ、ある種の羨ましさを覚えたところである。

また、本研修への参加は自らの現在の業務を振り返るきっかけにもなり、本研修において見聞きしたことや感じたことは、日々の業務にも生かしていきたいと思う。

末筆ながら、本研修を実施していただいた村上教官及び行部専門官をはじめとする I C D の皆様、本研修に携わっていただいた全ての皆様にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

## 令和6年度国際協力人材育成研修に参加して

東京地方検察庁検事

小 山 ちひろ

静岡地方検察庁沼津支部検事

奥 大 樹

大阪地方検察庁検事

中 村 健 佑

神戸地方検察庁検察事務官

松 井 佐 織

### 第1 はじめに

この度、令和6年11月18日から同月29日まで実施された令和6年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

本研修ではとても多くのことを学び、また、非常に貴重な経験を得たので、そこで感じたことを報告させていただく。

### 第2 国内研修（前半）

#### 1 国際協力部の支援状況

まず始めに、国際協力部について講義を受けた。恥ずかしながら、本研修を受けるまで国際協力部の業務内容をよく分かっていなかったが、国連アジア極東犯罪防止研修所との違いや、国際協力部独自の支援活動などを知ることができた。

国際協力部では、民事法を中心に主に二国間の支援を行っており、現地に法律実務家が長期派遣もされ、日々現地のカウンターパートと対話し信頼関係を築いている。支援対象国はアジア中心だったところ、現在はフィジーやタンザニアなどアジア以外にも拡大していると知り、国際協力部の支援活動がこんなにも活発に行われていることに驚いた。

次に、アジアを中心に各国の支援状況についても講義を受けた。

ミャンマーでは知的財産関連法や知的裁判制度の整備が進められていたり、カンボジアでは教材の作成や人材育成が課題になっていたり、東ティモールでは土地の権利関係を整理するため土地関連法に力を入れていたりなど、それぞれの国の歴史や実情、要請に沿った支援を行っていることが分かった。

印象的だった話は、インドネシアの改正方法で、日本のように一部改正があれば本体の法律を上書きするのではなく、改正後も改正前の法律がそのまま残り、改正する度に法律が増えていくとのことで、日本のやり方が当たり前だと思っていたので、とても不思議で興味深かった。

日本の支援の特徴は「寄り添い型」であると先の講義で学んだが、本講義で様々な

国への支援活動を知り、それぞれの国の歴史や実情を学び、相手に寄り添って支援していくことの大切さと難しさを感じた。日本の当たり前を当たり前と思わず、まずは相手国のことをよく知ることが大切で、相手と信頼を築き、意見を聞き出し実情を肌で感じている現地の専門家の方々の活動の重要性をとっても感じた。

また、国際協力部では、日韓パートナーシップという韓国との共同研究も行っており、同じアジアの先進国同士という対等な立場で法について研究し、自国の制度の改善等に繋げるという話を聞き、支援だけでなく様々な活動があることを知った。

## 2 JICAの取組

研修2日目では、JICA本部に訪問し、JICAにおける取組について御説明いただいた。

当初、法制度整備支援の支援内容について、法令起草支援ぐらいしか想像できていなかったが、JICAの法制度整備支援では、「基礎法令の起草支援」「法運用組織の機能強化」「司法アクセス改善」の3つの柱があるという話を受け、法律ができあがってもそれを運用する組織や人材がなければ法が機能せず、仮に適切な運用を行う環境を整えたとしても、市民が制度を利用できなければ法制度整備をした意味がないのだということに気づいた。また、1つ目の柱である法令の起草支援は、法令が成立し、施行すれば目的達成したことが分かりやすいが、他の2つの柱は分かりやすい指標がなく、どこまで進んでいるのか非常に分かりづらいものだった。JICAでは一定の成果を一定の期間内に達成するという技術協力プロジェクトも行っているが、そこでも目標に「人材育成」を掲げており、どこまで達成できているか評価がづらいという話があったので、支援する上で法の整備ももちろん大変な道のりであるが、法令が成立したら終わりではなく、その後も困難が続くのだと感じた。

また、中国での法制度整備支援についても聞かせていただいたが、日本が中国にも法制度整備支援を行っていることや、中国の法律の数が日本の10分の1であることに驚いた。立法支援の流れの話では、最初は民事訴訟法などの支援であったのが、食品安全法や大気污染防治法、サイバーセキュリティ法など時代とともに法令のニーズが変化しているという話が興味深かった。

## 3 カンボジアの政治体制及び社会情勢等

出国前日には、カンボジアの概要について、講義を受けた。

カンボジアは1970年から内戦が始まり、クメール・ルージュ政権時に大量虐殺が行われるなど内戦状態が約30年間続いた話について、歴史の授業を聞くような感覚であったが、カンボジア国内でも今の若い世代は内戦を知らず、世代間で意識の違いがあるという内戦前と内戦後の世代間ギャップの話が興味深かった。内戦後、急激に経済発展していることもあり、今後ますます発展後の姿しか知らない世代が多くなっていくと思うので、後世にもしっかり伝えていくことが大切だと思った。

実際、カンボジアは内戦終結後の２０００年代から経済発展がめざましく、国内ＧＤＰも２０１９年まで高い成長率を継続しており、２０２０年はコロナの影響で下がったものの少しずつ回復しており、とても勢いのある国とのことで、日本も内戦後の復興支援を始め、いろいろな分野に関わっており、メコン川に架かる橋梁まで建設していたことに驚いた。その橋梁は現地の紙幣にも描かれており、カンボジアと日本の友好関係を実感した。また、小売業や製造業で日本企業も多く進出しており、小売業の例でイオンが挙げられていたが、実際に現地に行った時、このイオンによって現地にいる日本人の生活環境が良い方に変化したという話もあった。

その他にも、地雷対策支援を行ったり、クメール・ルージュ裁判で判事等日本人職員を派遣したりなど、いろいろな形で日本がカンボジアと関わっていることを学び、法制度整備支援以外でもカンボジアと友好関係を築けていることを知ることができた。

### 第３ 国外研修

#### １ カンボジア長期専門家との意見交換

研修４日目はカンボジアへの移動日であり、国外研修初日には、カンボジア王立司法学院（以下「ＲＡＪＣ」という。）を訪問し、午前中には、ＪＩＣＡの長期専門家として派遣されている検察官出身の伊藤みずき専門家と裁判官出身の戸部友希専門家との間で意見交換を行った。

この意見交換の中で、長期専門家からは、これまで日本政府がカンボジアの民法草案や民事訴訟法草案の起案支援をしてきたことやその歴史的背景についての説明があったほか、現在、カンボジアへの法制度整備支援はフェーズ６の段階にあり、ＲＡＪＣの教官等との間におけるテクニカルワーキンググループ活動（以下「ＴＷＧ」という。）を通じた法律家の人材育成活動がその中心となっているとの説明があった。

その中でも特に印象に残っているのは、民法等の運用状況について過去にリサーチやヒアリングを行ったところ、カンボジアの現状として、基本的な法律自体は整備されているものの、現場の法律家等にはその解釈や運用が適切に定着しておらず、裁判官が法律の解釈を理解していなかったり、そのために適切な判決が宣告されていないという問題が生じているという話があった。また、カンボジア国内には法律の教科書や学者の論文、判例集等も十分に存在せず、そうした知的インフラが不十分であることも問題になっているということであった。

確かに、よく考えてみれば、日本でも、民法や民事訴訟法という法律があっても、素人にはその解釈は困難なところがあり、専門的な学者や法律家を書いた文献や判例集、司法試験や司法修習などを通じた教育があって初めて法律を運用することが可能になる。それと同様、カンボジアにおいても、法律を適切に運用できる人材育成とそれを支える知的インフラの整備は、「法の支配」を実現するために必要不可欠であると強く感じた。そして、諸外国による法制度整備支援と異なり、法律の成立後の人材

育成まで行う日本式の法制度整備支援のあり方は、対象国が民法や民事訴訟法を適切に運用するために非常に望ましいあり方だと感じた。現在、TWGでは新教材やシラバスの作成について議論しているとのことであり、こうした活動を通じて「法の支配」が少しずつでも定着していくことを期待したいと思った。

## 2 カンボジア王立司法学院での発表・意見交換

国外研修初日の午後には、RAJCにおける実際のTWG活動を見学し、新教材の作成に関する意見交換の状況を見学させていただくとともに、研修員のうちの民事系グループから、日本における民事訴訟手続のIT化について発表と意見交換を行った。

このIT化に関する発表の中で、TWGに参加していたカンボジア司法省の職員たちからは多くの質問が寄せられ、カンボジアにおいても民事訴訟手続のIT化に対して高い関心があるのだと実感された。また、これらの意見交換の中では、民事訴訟手続のIT化のみならず、日本の供託制度にも多くの質問が寄せられ、IT化のみならず、日本の法制度全体に対しても高い関心が寄せられていると感じた。

印象に残っている出来事として、TWG活動終了後、カンボジア司法省の長官が「聞きたいことの1パーセントしか聞けていない。」という趣旨のことを笑いながら話されており、こうしたことから、日本の法制度整備支援がカンボジアの司法省関係者から強く求められているのだと実感した。

## 3 カンボジア最高裁判所訪問・協議

国外研修2日目には、カンボジア最高裁判所を訪問し、公判を傍聴した後、最高裁判所の副長官と判事との間で協議を行った。

公判傍聴では、貸金事件や不同意性交等事件、交通事件等の事件を実際に傍聴したが、貸金を返さないことが刑事事件として扱われることなど、日本の制度との違いも多く感じられた。

また、最高裁判所副長官らとの協議においては、現在カンボジアの最高裁判所が抱える問題として、裁判官の人員が不足しており、裁判以外の業務もあるため、最高裁判所の裁判官が多忙であることなどの問題があり、その解決のために政府に人員の増員等を要求しているとの話であった。さらに、近時の取り組みとして裁判例集を編纂する作業も行っているとのことであった。裁判例集の編纂に関し、先ほども述べたとおり、こうした法的な知的インフラの整備は制定した民法や民事訴訟法が適切に運用されるために非常に重要であるため、こうした裁判例集の編纂が進むことは非常に望ましいことだと感じた。また、この協議の中でも日本の法制度整備支援に対して感謝の意が向けられることがあり、日本政府による取り組みが好意的に受け入れていることをここでも感じる事ができた。

#### 4 カンボジア特別法廷の訪問

最高裁判所の訪問後は、カンボジア特別法廷（以下「ECCC」という。）を訪問した。ECCCは、クメール・ルージュ政権時代に行われたカンボジア知識層の大量虐殺等非人道的行為に関する犯罪につき、同政権幹部等を裁く目的で、国連の協力を得て設置された法廷である。説明によれば、国際司法裁判所とは異なり、カンボジア国内法に基づきカンボジア国内に設置されている点や、リーダーシップをとり、決定権を有するのが国連側ではなくカンボジア側である点が特徴的とのことであった。

2022年に審理は終結しており、現在は、その業績を将来に引き継ぐため裁判に関する記録の整理・保管、平和教育等を実施しているとのことであった。裁判記録の保管庫を見学させてもらったが、裁判記録はクメール語、英語及びフランス語で記録されており、手続の録音録画が残されているほか、記録はデータ化もされていて、公開部分はオンラインで閲覧可能とのことであった。また、教育に関しては、カンボジア全土を専用のバスで巡って普及啓発活動を行っており、その際、民事原告にも参加してもらい、若者に体験を語り継いでもらっているとのことであった。

午前中訪問した最高裁判所では、副長官から、人材不足のほか、出版できる最高裁判例集の部数に限りがあることが指摘されるなど、人的にも物的にも困難を抱えている様子がうかがえた。これに対して、ECCCでは、先端設備が整い、多角的な手段を通じて知識や情報を社会に広める活動が実施されており、こうした違いは、国際社会からの支援の内容や程度が影響しているの难道うかと考えさせられた。

#### 5 カンボジア王立法律経済大学訪問講義・意見交換

国外研修3日目には、カンボジア王立法律経済大学を訪問し、我々刑事系グループ研修員で、日本における民法の親族法改正について講義を行った。講義内容は、令和4年改正の嫡出推定規定の見直し、令和6年改正の共同親権等についてであった。日本がカンボジアに行っている支援が民事法分野であることを考慮してのテーマ設定であったが、主な聴講生がまだ法律を学んでいる最中の学生だったことに加え、日頃業務で触れることがなく、慣れない我々が説明を行ったためか、講義内容について十分な理解を得られなかったように感じた。言語も文化も異なる相手に日本の法制度を正しくかつ分かりやすく説明し、理解してもらうことがいかに困難なことであるか、痛感した。

講義終了後、同大学のパーティ教授と昼食をご一緒した際、同教授が、「法令で規律された内容とカンボジア社会の実態が乖離しているが、その原因は、法令の解釈適用が的確に行われていないためだと考えられるものの、裁判例の公開が進んでいないため、検証ができない」と述べられていたのが印象的であった。検証や研究の対象となる裁判例の公開が進まなければ、法令の解釈適用に関する議論が深まらず、恣意的な運用や判断を許すことになりかねない。パーティ教授との和やかな会話から、カンボジアが抱える問題の奥深さを垣間見たように思った。

## 6 在カンボジア日本国大使館訪問

在カンボジア日本国大使館では、保護観察官出身の野村岳夫二等書記官より、大使館業務と法制度整備支援との関わりについてご説明いただいた。法務アタッシュの業務として、カンボジアの歴史的背景から、ガバナンスに関するものが多くあることが特徴的であるとのことであった。また、カウンターパートが幅広く、N G Oなど市民社会組織が多いこともカンボジアの特徴のようであった。多くの機関や組織、それぞれの構成員が協同することで、カンボジアへの支援が実現されているのだと実感した。出していただいた冷たい緑茶を飲んで、久しぶりに日本を感じ、ずっと気持ちが落ち着いたことも鮮明な記憶である。

## 7 J I C Aカンボジア事務所訪問

国外研修の締めくくりとして、J I C Aカンボジア事務所に訪問した。日本政府によるカンボジアへの支援は、法制度整備支援の分野に留まらず、幅広くに及んでおり、その事業規模は世界的に見ても比較的大きいことを知った。経済発展著しいカンボジアにおいて、デジタル分野での更なる発展が見込まれるところ、調査を行った結果、個人情報保護法やサイバーセキュリティ関係法令が未整備であることなどが明らかになったそうで、今後、こうした関係法令の整備支援を日本が行う日が来るかもしれないと感じた。

## 第4 国内研修（後半）

### 1 帰国後の研修

帰国後、国際法務総合センターで、官房国際課の業務についての講義や、建元亮太国際協力部長の講話・座談会等の研修を受けた。

建元部長は、2008年から2010年にかけて、実際に長期専門家としてカンボジアに派遣され、同国の法制度整備支援の最前線でご活躍された。講話や座談会では、その当時の状況や具体的な取り組み等についての体験談をお聞きすることができた。

当時は、教育改善プロジェクトが開始して間もない時期であり、R A J P（私たちが訪問したR A J Cの前身である教育機関）や、R S J P（R A J P傘下の裁判官検察官養成校）における教育が軌道に乗り始めたが、教官や教材の不足など、様々な課題があったこと、当時は、現在よりも日本語・クメール語の通訳人が少なく、日常業務は主に英語・クメール語の通訳を介して行っており、現在よりも言語の壁も大きかったことなどをお聞きした。

私たちは、R A J Cを訪問し、T W Gに出席していた多数のメンバーが、積極的に意見を述べる状況を見て、民法・民事訴訟法の基本概念について十分な理解が定着しつつあるという印象を持っていた。もちろん、現在でも、教官・教材、文献の不足などの課題は依然として存在しているとのことであったが、建元部長から、約15年前

の状況をお聞きしたことで、法制度整備支援が、連綿と続く日本側の支援の貢献もあり、15年間でめざましい成果を上げていると知ることができた。

## 2 研修終了

2週間にわたる研修の締めくくりとして、最終日には、研修員一人一人が、それぞれ研修の合間に作成したプレゼンテーション資料を用いて、研修結果を報告した。

報告内容は、カンボジア法制度整備支援の展望や課題を分析して発表するというものであったが、研修員ごとに、それぞれの気付きや問題意識、印象に残った事柄はまさに十人十色であり、それだけ充実した研修であったことを示していると感じた。

その後、閉講式を経て、法務総合研究所の皆様にお見送りいただき、国際法務総合センターを後にし、2週間の研修が終了した。

## 第5 おわりに

- 1 以上のとおり、2週間にわたり、法制度整備支援の最前線に触れさせていただいた。

日々、真新しく刺激的な経験をさせていただき、感じたことや考えたことは数知れない。

私たちは、法教育のための機関があり、十分な教員が配置され、法律文献や分かりやすい教材が存在し、判例にも容易にアクセスできることは、いわば当然のことだと考えていた。しかし、これはカンボジアにとっては当然ではなく、強く必要とされているものだとということを実感した。法制度整備支援は、そのようなカンボジアの期待に応える前向きな業務であり、その最前線を垣間見ることができたことは、とても得難い経験であった。

- 2 また、本文では触れられなかったが、近代的な高層ビルや商業施設（イオン）と賑やかなマーケットが併存し、経済成長真っ只中のプノンペンの町並みを歩いたこと、素朴な味わいのカンボジア料理を食べたこと、11月末にもかかわらず、日本の真夏のような日差しや熱気に包まれたことなども、とても貴重な経験であった。

法制度は、人々の生活があってこそそのものであり、歴史や経済や文化や気候は、その土地の人々の生活そのものである。

実際にカンボジアを訪れたことによって、座学では分からない実感をもって、法制度整備支援を理解することができたと感じている。

- 3 最後に、本研修の引率をしてくださった上、様々な面において支えていただいた村上教官や行部専門官、法務総合研究所の皆様、カンボジアで私たちを迎えてくださった長期派遣専門家、国内研修・国外研修の講師の皆様に、この場を借りて心から感謝を申し上げる。

## 【講義・講演】

2024年10月下旬から2025年1月までの間に当部の教官が実施した講義・講演は、下記のとおりです。

### 記

#### 1 富山大学における講義

日 時：11月11日（月）から同月12日（火）

場 所：富山大学

対象者：学生

テーマ：法務省の実施する国際協力～法整備支援～

講 師：教官 高橋 一章

#### 2 信州大学における講義

日 時：12月9日（月）

場 所：信州大学

対象者：学生

テーマ：法務省による法制度整備支援―裁判官出身者の視点から

講 師：教官 樋口 瑠惟

#### 3 名古屋大学における講義

(1) 日 時：10月30日（水）

場 所：名古屋大学

対象者：学生

テーマ：法整備支援論

講 師：副部長 野瀬 憲範

(2) 日 時：12月9日（月）

場 所：名古屋大学

対象者：学生

テーマ：カンボジア法制度整備支援

講 師：教官 後藤 圭介

(3) 日 時：12月16日（月）

場 所：名古屋大学

対象者：学生

テーマ：モンゴル法制度整備支援

講 師：教官 後藤 圭介

(4) 日 時：1月8日（水）

場 所：名古屋大学

対象者：学生

テーマ：ウズベキスタン法制度整備支援

講 師：教官 山下 拓郎

#### 4 長崎大学における講義

日 時：1月22日（水）

場 所：オンライン

対象者：学生

テーマ：法務省が行う国際協力～法制度整備支援～

講 師：教官 高橋 一章

## 【研修等実施履歴】

2024年10月から2025年1月までの間に当部等が実施した研修等は、下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部までご連絡ください。

### 記

#### 1 研修

(1) インドネシア本邦研修（最高裁判所（SC））

日 時 令和6年10月6日（日）から同月18日（金）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ 知的財産法の諸問題（特許法、著作権法、商標法、意匠法、営業秘密）

担 当 教官 樋口 瑠惟

国際専門官 行部 黎

(2) カンボジア本邦研修

日 時 令和6年10月21日（月）から11月2日（土）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ カンボジア裁判実務上及び裁判官・検察官養成校の教育上の課題解決

担 当 教官 後藤 圭介、原 彰一、山下 拓郎、溝口 千恵

国際専門官 宮本 登子

(3) 国際協力人材育成研修

日 時 令和6年11月18日（月）から同月29日（金）まで

場 所 国際法務総合センター等及びカンボジア

テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成

担 当 教官 村上 愛子

国際専門官 行部 黎

(4) ベトナム本邦研修（共産党中央内政委員会（CIAC））

日 時 令和6年11月21日（木）から同月30日（土）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ 金融・銀行取引分野の犯罪防止等

担 当 教官 村上 愛子、後藤 圭介、樋口 瑠惟

国際専門官 島尻 玲衣

(5) バングラデシュ本邦研修

日 時 令和6年12月8日（日）から同月20日（金）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ 調停の利用促進及び訴訟実務の改善

担 当 教 官 原 彰一  
調 査 員 磯 井 美 葉  
国 際 専 門 官 行 部 黎

## 2 共同研究

(1) 第25回日韓パートナーシップ共同研究

日 時 令和6年10月21日（月）から同月30日（水）まで  
場 所 国際法務総合センターほか  
テーマ 不動産登記制度、商業法人登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる  
制度上及び実務上の問題点  
担 当 教 官 大 谷 洋 史  
国 際 専 門 官 矢 口 昌 宏

(2) ウズベキスタン行政法共同研究

日 時 令和6年11月12日（火）から同月20日（水）まで  
場 所 名古屋大学、名古屋経済大学及び法務総合研究所赤れんが棟ほか  
テーマ 行政手続法解説書第2弾作成に向けた研究の実施  
担 当 教 官 山 下 拓 郎、原 彰一  
国 際 専 門 官 梶 谷 昌 昭

(3) 東ティモール共同法制研究

日 時 令和7年1月13日（月）から同月23日（木）まで  
場 所 国際法務総合センターほか  
テーマ 土地関連法等  
担 当 教 官 大 谷 洋 史、原 彰一、樋 口 瑠 惟  
国 際 専 門 官 矢 口 昌 宏

## 3 セミナー

(1) ベトナム現地セミナー

日 時 令和6年11月18日（月）及び同月20日（水）  
場 所 ベトナム  
テーマ 判例の引用と適用  
担 当 教 官 樋 口 瑠 惟

(2) スリランカ現地セミナー

日 時 令和6年12月13日（金）及び同月16日（月）  
場 所 スリランカ  
テーマ 児童虐待・性犯罪事案の捜査、公判、量刑  
担 当 教 官 山 下 拓 郎、樋 口 瑠 惟

(3) ネパール現地セミナー

日 時 令和6年12月30日（月）から同月31日（火）まで

場 所 ネパール

テーマ 財産法

担 当 調査員 磯井 美葉

4 その他

(1) ウズベキスタン法律家トレーニングセンター訪日プログラム

日 時 令和6年11月25日（月）から同月29日（金）まで

場 所 法務総合研究所赤れんが棟ほか

担 当 教官 山下 拓郎

(2) 司法修習（選択型実務修習）

日 時 令和7年1月20日（月）から同月24日（金）まで

場 所 国際法務総合センターほか

担 当 教官 山下 拓郎

国際専門官 糴谷 昌昭

## 【活動予定】

2025年4月から2025年7月までの間に当部等が実施する予定の研修等は、下記のとおりです。

諸事情により延期又は中止となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については、記載していません。

### 記

## 1 研修

- (1) ベトナム本邦研修（最高人民裁判所（SPC））  
日 時 令和7年4月13日（日）から同月22日（火）まで  
場 所 JICA東京センターほか  
テーマ 判例、調停、専門裁判所
- (2) ラオス本邦研修（民事法）  
日 時 令和7年5月下旬  
場 所 JICA東京センターほか  
テーマ 民事法分野の教育
- (3) インドネシア本邦研修（法務人権省法規総局（DGL））  
日 時 令和7年5月中旬頃  
場 所 JICA東京センターほか  
テーマ 法令の整合性確保に向けた人材育成研修のあり方について
- (4) インドネシア本邦研修（最高裁判所（SC））  
日 時 令和7年7月中旬  
場 所 JICA東京センターほか  
テーマ 知的財産法

## 2 共同研究

- (1) カンボジア共同研究（不動産登記）  
日 時 令和7年4月中旬頃  
場 所 国際法務総合センターほか  
テーマ 不動産登記共同省令起草
- (2) ラオス共同研究（NIJ）  
日 時 令和7年5月下旬  
場 所 法務総合研究所赤れんが棟ほか  
テーマ 第20回NIJセミナー等

## 法整備支援活動年表

### 法整備支援活動年表

（法務総合研究所が把握しているものを中心に）

2024年12月31日現在

| 年度   | ベトナム                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1991 | ・ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請                                                                                                                                                                                                                     |
| 1992 |                                                                                                                                                                                                                                           |
| 1993 | ・森嶋昭夫名古屋大学教授（当時）が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介                                                                                                                                                                                                    |
| 1994 | ・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始（1996年まで年1回）                                                                                                                                                                                                           |
| 1995 | ・1995.8～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」（通称：石川プロジェクト）実施                                                                                                                                                                                              |
| 1996 | ・法整備支援フェーズ1開始（1996年12月～1999年11月）<br>・長期専門家1名（弁護士）派遣                                                                                                                                                                                       |
| 1997 | ・法整備支援フェーズ1継続<br>本邦研修（年2回へ）<br>現地セミナー開始（年4回）                                                                                                                                                                                              |
| 1998 | ・前年と同様                                                                                                                                                                                                                                    |
| 1999 | ・日越民商事法セミナー開催<br>・法整備支援フェーズ2開始（1999年12月～2002年11月）<br>ベトナム民法改正共同研究<br>法令鳥瞰図作成<br>人材育成<br>・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる<br>・長期専門家1名（業務調整員）派遣                                                                                                    |
| 2000 | ・法整備支援フェーズ2継続<br>本邦研修（年4回）<br>現地セミナー（年8回）<br>※以後、2002年まで同様<br>・長期専門家3名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名）派遣<br>・民法改正共同研究会開始                                                                                                                              |
| 2001 | ・法整備支援フェーズ2継続<br>・長期専門家2名（検事、弁護士各1名）派遣<br>・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長                                                                                                                                                                         |
| 2002 | ・前年と同様<br>・JICAが、ベトナム元司法大臣を招へい<br>・長期専門家1名（裁判官出身検事）派遣                                                                                                                                                                                     |
| 2003 | ・法整備支援フェーズ3開始<br>（2003年7月～2006年6月）<br>民法改正共同研究会継続<br>民事訴訟法共同研究会開始<br>法曹養成共同研究会開始（法務省、最高裁、日弁連）<br>判決書・判例整備共同研究会開始（法務省、最高裁、日弁連）<br>・破産法改正支援セミナー実施<br>・長期専門家1名（検事）派遣<br>・現地セミナーを開催（民法、民訴法、法曹養成）<br>・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい<br>・本邦研修実施（法曹養成） |
| 2004 | ・法整備支援フェーズ3継続<br>・ベトナム国家大学日本法講座開講<br>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）派遣<br>・現地セミナーを開催（民法、民訴法、法曹養成、判決書・判例）<br>・民事訴訟法成立（6月15日）<br>・改正破産法成立（6月15日）<br>・本邦研修実施（1月、2月）（法曹養成、民法改正共同研究）                                                      |

| 年度   | ベトナム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2005 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備支援フェーズ3継続</li> <li>・長期専門家1名（裁判官出身検事）派遣</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・現地セミナーを開催（判決書・判例、判決執行法、法曹養成）</li> <li>・改正民法成立（6月14日）</li> <li>・本邦研修実施（9月、2月）（判決書標準化、法曹養成）</li> </ul>                                                                                                                                                                                            |
| 2006 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備支援フェーズ3を2007年3月まで延長</li> <li>・長期専門家1名（業務調整員）派遣</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・現地セミナーを開催（判決書・判例）</li> <li>・日越司法制度研修及び共同研究実施（10月、判決書・判例、最高人民裁判所から4名招へい）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                      |
| 2007 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクト開始（2007年4月～2011年3月）</li> <li>・民法共同研究会開始</li> <li>・裁判実務改善研究会開始</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）派遣</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立（名古屋大学）</li> <li>・現地セミナーを開催（9月、国賠法）</li> <li>・本邦研修実施（11月、国賠法起草）</li> </ul>                                                                                                            |
| 2008 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクト継続</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・本邦研修実施（6月：犯罪学研究、8月：裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策、3月：刑訴法改正）</li> <li>・民事判決執行法成立（11月14日）</li> </ul>                                                                                                                                              |
| 2009 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクト継続</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・本邦研修実施（8月：不動産登記法・担保取引登録法起草、10月：日弁連の組織、活動、12月：改正刑事訴訟法起草、民事判決執行法運用指導、2月：行政訴訟法起草）</li> <li>・国家賠償法成立（6月）</li> <li>・現地セミナーを開催（行政訴訟法、弁護士連合会の組織・運営方法等）</li> </ul>                                                                               |
| 2010 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクト継続</li> <li>・JICA調査団派遣（終了時評価・詳細計画策定調査）</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・日越司法制度共同研究（6月）</li> <li>・現地セミナーを開催（8月）</li> <li>・司法省次官招へい（10月）</li> <li>・本邦研修実施（9月：弁護士職務基本規程・単位会の役割等、11月：戸籍法起草、12月：改正刑事訴訟法起草、1月：改正民事訴訟法起草）</li> <li>・行政訴訟法成立（11月）</li> <li>・改正民事訴訟法成立（3月）</li> </ul> |
| 2011 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2開始（2011年4月～2015年3月）</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・日越司法制度共同研究実施（6月）</li> <li>・本邦研修実施（2月：弁護士の組織・弁護士の能力強化及び弁護士過疎対策、2月：民法改正、3月：裁判所組織法改正）</li> </ul>                                                                                                                      |
| 2012 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・日越司法制度共同研究実施（6月）</li> <li>・本邦研修実施（2月：刑事司法における弁護人の権利の確立、2月：民法改正、3月：裁判所組織法改正）</li> </ul>                                                                                                                                              |
| 2013 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・日越司法制度共同研究実施（8月、最高人民検察院長官招へいも同時に実施）</li> <li>・本邦研修実施（10月：破産法、地方弁護士会及び地方の弁護士事務所の組織・運営・弁護士自治、3月：民法改正～国際私法分野の改正について）</li> </ul>                                                                                                        |

| 年度   | ベトナム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2014 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続（2011年4月～2015年3月）</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士、業務調整員各1名）継続</li> <li>・日越司法制度共同研究実施（6月：刑法改正、7月：検察官養成）</li> <li>・本邦研修実施（12月：検察官養成、3月：民法改正）</li> <li>・現地セミナーを開催（簡易手続、上訴制度、刑訴法改正等）</li> <li>・JICA調査団派遣（8月：終了時評価、9月：詳細計画策定プレ調査、11月：詳細計画策定調査、12月：第三次詳細計画策定調査、1月：JCC）</li> <li>・刑法改正支援現地ワークショップ（9月、11月、2月）</li> </ul> |
| 2015 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト開始（2015年4月～2020年3月）</li> <li>・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家1名（検事）を増員し5名に（10月：裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名）</li> <li>・日越司法制度共同研究実施（6月：刑事政策研究等）</li> <li>・本邦研修実施（9月：法令の整合性、11月：法令の整合性、12月：検察官養成）</li> <li>・JICA調査団派遣（10月：JCC）</li> </ul>                                                                                                       |
| 2016 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家5名（裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名）継続</li> <li>・JICA調査団派遣（4月：JCC、11月：財産登録法）</li> <li>・本邦研修実施（7月：法令の整合性、検察官養成、9月：財産登録法、11月：裁判官養成）</li> <li>・現地調査実施（11月：財産登録法）</li> <li>・現地セミナー（2月：財産登録法等）</li> </ul>                                                                                                                                 |
| 2017 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家5名（裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名）継続</li> <li>・現地調査実施（4月：財産登録法）</li> <li>・本邦研修実施（5月：判例制度等、7月：財産登録法、11月：民事執行制度・登記制度）</li> <li>・JICA調査団派遣（1月：中間レビュー）</li> <li>・現地セミナー（9月：判例制度、10月：家庭裁判所）</li> </ul>                                                                                                                                  |
| 2018 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家5名（裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名）継続</li> <li>・本邦研修実施（6月：和解・調停、10月：法令の整合性）</li> <li>・JICA調査団派遣（5月、1月：JCC）</li> <li>・現地セミナー（12月：調停人養成、2月：家裁調査官養成）</li> </ul>                                                                                                                                                                        |
| 2019 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・本邦研修実施（10月：三者共同活動、2月：法令の整合性に関わる基礎理論と実務）</li> <li>・JICA調査団派遣（4月：JCC、9月）</li> <li>・現地セミナー（8月：争訟原則における検察官の尋問技術）</li> <li>・ワークショップ（8月：裁判官による司法面接的手法の導入）</li> <li>・JICA調査団派遣（1月：詳細計画策定調査）</li> <li>・本邦研修実施（2月～3月：司法省）</li> </ul>                                                                                   |
| 2020 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続・期間延長（～2020年12月）</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・JCC（7月）</li> <li>・JCC、次期プロジェクトローンチング・セレモニー（12月）</li> <li>・法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト開始（2021年1月～2025年12月）</li> <li>・CPは、前プロジェクトの司法省、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会に共産党中央内政委員会を加えた6機関</li> </ul>                                                                                                     |
| 2021 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・新規プロジェクトキックオフ・ミーティング（4月）</li> <li>・JCC（9月）</li> <li>・オンラインワークショップ（11月：少年司法についての国際経験）</li> <li>・オンラインワークショップ（3月：証拠の提出、3月：裁判員等の国民の司法参加）</li> <li>・JCC（3月）</li> </ul>                                                                                                                                                |
| 2022 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・JCC（4月）</li> <li>・ハノイ法科大学日本法教育研究センター（CJLV）のインターン生へのオンライン講義（6月）</li> <li>・現地調査（7月）</li> <li>・オンラインワークショップ（法の適用関係）（9月）</li> <li>・現地セミナー（調停）（11月）</li> <li>・現地セミナー（司法共助）（11月、12月）</li> <li>・現地セミナー（判決書改善活動）（12月）</li> <li>・オンラインセミナー（判決書改善活動）（2月）</li> <li>・現地調査（ビジネスと人権）（3月）</li> </ul>                             |

| 年度   | ベトナム                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2023 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・JCC（4月）</li> <li>・現地セミナー（7月）</li> <li>・本邦研修実施（9月：日本の立法過程（起草、審査、完成）の研究、10月：反汚職に関する国際経験の研究、11月：日本の立法過程（起草、審査、完成）、行政手続及び地方分権の研究）</li> <li>・現地調査（11月）</li> </ul>                                                           |
| 2024 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・ハイレベルフォーラム・JCC（4月）</li> <li>・オンラインセミナー（6月）</li> <li>・本邦研修実施（9月：司法省（民事法制及び法制事務のデジタル化等の研究）、11月：共産党中央内政委員会（金融・銀行取引分野の犯罪防止等の研究）、2月：首相府（規制改革、行政手続及び法律審査能力等に関する研究））</li> <li>・現地セミナー（11月：SPC）</li> <li>・現地調査（12月）</li> </ul> |

| 年度   | カンボジア                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1993 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 1994 | ・ 日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 1995 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 1996 | ・ 法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始（年1回）                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 1997 | ・ 上記本邦研修継続                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 1998 | ・ 上記本邦研修継続<br>・ JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣<br>・ 民法・民事訴訟法起草支援を合意                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 1999 | ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始（1999年3月～2003年3月）<br>・ カンボジア司法省に長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣<br>・ 上記起草支援のため、作業部会が日本、現地でワークショップを相当数開催                                                                                                                                                                                             |
| 2000 | ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続<br>・ 本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施（年2回）<br>・ 日弁連が司法調査団を派遣<br>・ 日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結<br>・ 日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催                                                                                                                                                                   |
| 2001 | ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続<br>・ 日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA小規模開発パートナー事業）を開始<br>・ 日弁連が弁護士継続教育セミナー（第1回～第4回）を開催<br>（なお、これは、カナダ弁護士会（3回開催）、リヨン弁護士会（1回開催）との共同プロジェクトであり、計8回開催）                                                                                                                                         |
| 2002 | ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続（2003年3月まで）<br>・ 民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催（フン・セン首相が演説）<br>・ 民法・民事訴訟法起草作業完了<br>・ 日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA開発パートナー事業）開始（3年間）<br>・ 本邦研修を実施（起草支援、立法化支援）                                                                                                                                    |
| 2003 | ・ 本邦研修実施（立法化支援）<br>・ JICA調査団派遣<br>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続<br>・ 日弁連がJICA開発パートナー事業を継続<br>・ 司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣（検事）                                                                                                                                                                                                       |
| 2004 | ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始（2004年4月～2007年4月）<br>立法化支援<br>附属法令整備<br>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続<br>・ カ司法省へ長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣<br>・ 日弁連JICA開発パートナー事業を継続<br>・ 法曹養成に関するCP研修実施<br>・ 司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣（検事）<br>・ 本邦研修実施（2月）（民法・民訴法）                                                                                               |
| 2005 | ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続<br>立法化支援<br>附属法令整備<br>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続<br>・ カ司法省へ長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣<br>・ 現地セミナーを開催（模擬裁判）<br>・ 本邦研修実施（2月）<br>（民法・民訴法）<br>・ 法曹養成研究会発足<br>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始（2008年3月まで）<br>・ 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣（うち1名は検事）<br>・ 本邦研修実施（10月）（法曹養成）<br>・ 日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト（JICA開発パートナー事業）が終了 |

| 年度   | カンボジア                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2006 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続（2007年4月まで）<br/>立法化支援<br/>附属法令整備</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ カ司法省へ長期専門家2名派遣継続</li> <li>・ 民事訴訟法成立（6月）・公布（7月）</li> <li>・ 短期専門家派遣（8月）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（8月：民法特別講義、3月：民訴法）</li> <li>・ 遠隔セミナーを開催（12月）</li> <li>・ 法総研、（財）国際民商事法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい</li> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2延長決定（2008年4月まで）</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続</li> <li>・ 法曹養成研究会継続</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続</li> <li>・ 現地セミナーを開催（8月）（判決書セミナー）</li> <li>・ JICA-Netセミナーを開催（4月、12月）</li> <li>・ 本邦研修実施（2月）（法曹養成）</li> </ul> |
| 2007 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続<br/>立法化支援<br/>附属法令支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ カ司法省へ長期専門家1名（弁護士）を追加派遣、合計3名</li> <li>・ 民事訴訟法適用（7月）</li> <li>・ 民法成立（11月）・公布（12月）</li> <li>・ 遠隔セミナーを開催（8月：民訴法）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（1月：民訴法）</li> <li>・ JICA調査団派遣</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続</li> <li>・ 法曹養成研究会継続</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続</li> <li>・ JICA-Netセミナーを開催（5月、9月）</li> <li>・ 本邦研修実施（7月、法曹養成、民訴法）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（11月：民法、12月：民事模擬裁判）</li> <li>・ JICA調査団派遣</li> <li>・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト開始（6月）</li> </ul>               |
| 2008 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3開始（2008年4月～2012年3月）<br/>附属法令起草支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ カ司法省へ長期専門家3名派遣継続</li> <li>・ 遠隔セミナーを開催（12月：民訴法関係）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（12月：民法）</li> <li>・ 本邦研修実施（2月：不動産登記法）</li> <li>・ JICA調査団派遣</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始（2008年4月～2012年3月）</li> <li>・ 法曹養成アドバイザー・グループ開始</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校へ長期専門家2名派遣継続</li> <li>・ JICA-Netセミナーを開催（9月）</li> <li>・ 本邦研修実施（10月、3月）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（12月、2月）</li> <li>・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続</li> </ul>                                                   |
| 2009 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続<br/>附属法令起草支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ カ司法省への長期専門家3名派遣継続</li> <li>・ 現地セミナーを開催（12月：民訴法関係）</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>・ 法曹養成アドバイザー・グループ継続</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続</li> <li>・ JICA-Netセミナーを開催（5月）</li> <li>・ 本邦研修実施（10月、11月）</li> <li>・ 現地セミナーを開催（6月、8月、12月）</li> <li>・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続</li> </ul>                                                                                                                                                              |

| 年度   | カンボジア                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2010 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続<br/>附属法令起草支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ カ司法省への長期専門家3名の派遣継続</li> <li>・ JICA-Netセミナー開催（12月：法人登記）</li> <li>・ 本邦研修実施（2月：不動産登記）</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>・ 法曹養成アドバイザー・グループ継続</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続、新たに1名（裁判官出身）を派遣</li> <li>・ JICA-Netセミナーを開催（5月：民事訴訟法）</li> <li>・ 現地セミナー開催（9月：民法）</li> <li>・ 本邦研修実施（10月：法曹養成）</li> <li>・ 現地セミナー開催（3月：民法）</li> <li>・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト終了（5月）</li> <li>・ 法総研が現地調査実施（5月：ニーズ調査）</li> </ul>                                                      |
| 2011 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続（2012年3月まで）<br/>附属法令起草支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 司法省への長期専門家3名派遣継続</li> <li>・ 民法適用法公布（6月）</li> <li>・ 現地セミナー開催（8月、9月、11月：民法）</li> <li>・ JICA調査団派遣（9月：終了時評価）</li> <li>・ 民法適用、同記念式典（12月）</li> <li>・ 現地セミナー開催（12月：民法普及）</li> <li>・ 本邦研修実施予定（2月：法人登記）</li> <li>・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続（2012年3月まで）</li> <li>・ 法曹養成アドバイザー・グループ継続</li> <li>・ 裁判官・検察官養成校への長期専門家3名派遣継続</li> <li>・ 本邦研修実施（6月、10月：法曹養成）</li> <li>・ JICA調査団派遣（9月：終了時評価）</li> <li>・ 現地セミナー開催（1月：民法）</li> <li>・ JICA調査団派遣（10月：次期案件詳細計画策定）</li> </ul> |
| 2012 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト開始（2012年4月～2017年3月）<br/>不動産登記共同省令起草支援</li> <li>・ 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成支援</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 長期専門家4名（裁判官出身者含む検事・弁護士等）派遣</li> <li>・ 現地セミナー開催（9月、12月：不動産登記）</li> <li>・ 現地セミナー開催（2月：親族相続法）</li> <li>・ 本邦研修実施（2月：人材育成）</li> <li>・ JICA調査団派遣（11月：JCC参加）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 2013 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続<br/>ただし、法令起草支援の分野は終了（～3月）</li> <li>・ 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成支援は継続</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 長期専門家3名派遣継続、1名は派遣終了</li> <li>・ 現地セミナー（9月、12月：民事訴訟法 3月：民法）</li> <li>・ 本邦研修（10月、2月：人材育成）</li> <li>・ JICA調査団派遣（9月：運営指導調査、12月：JCC）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2014 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続<br/>司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 本邦研修実施（6月、10月、2月）</li> <li>・ 長期専門家1名（検事）派遣、1名派遣終了（9月）</li> <li>・ JICA調査団派遣（8月：中間レビュー、12月：JCC）</li> <li>・ 現地セミナー開催（12月：判決公開、3月：不動産登記共同省令）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 2015 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続<br/>司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 長期専門家3名は派遣継続（裁判官・弁護士各1名は、3月で派遣終了）</li> <li>・ 本邦研修実施（9月、3月）</li> <li>・ JICA調査団派遣（12月：JCC及び次期プロジェクト協議）</li> <li>・ 現地セミナー開催（7月：不動産登記共同省令、1月：民事保全）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

| 年度   | カンボジア                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2016 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続（2017年3月まで）<br/>司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成</li> <li>・ 民法、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 長期専門家2名（検事、弁護士）は派遣継続（弁護士1名は9月で派遣終了、検事1名は3月で派遣終了）、1名（弁護士）新規派遣</li> <li>・ 本邦研修実施（10月）</li> <li>・ JICA調査団派遣（8月：終了時評価、9月：次期プロジェクト詳細計画策定調査、1月：JCC）</li> <li>・ 短期専門家1名派遣（10～3月）</li> <li>・ 現地セミナー開催（8月：民事実務上の諸問題－訴状の不備等、1月：民事実務上の諸問題－再審等、2月：民事実務上の諸問題－強制執行等）</li> </ul> |
| 2017 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト開始（2017年4月～2022年3月）</li> <li>・ 民法作業部会終了（～8月）、民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・ 長期専門家3名（裁判官出身者を含む検事2名、弁護士1名）の派遣継続</li> <li>・ 現地セミナー（8月：実務上の諸問題）</li> <li>・ 日弁連・BAKC・ICDセミナー（1月：遺産分割、3月：離婚等）</li> <li>・ RULE・ICDセミナー（3月：離婚）</li> </ul>                                                                                                                                 |
| 2018 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続</li> <li>・ 民事訴訟法作業部会継続、不動産登記法アドバイザーグループ会合（12月）</li> <li>・ 長期専門家3名（裁判官出身者を含む検事2名、弁護士1名）の派遣継続</li> <li>・ 日弁連・BAKC・ICDセミナー（8月：不動産強制執行、3月：民事保全）</li> <li>・ JICA調査団派遣（1月：JCC参加等）</li> <li>・ 本邦研修（2月）</li> <li>・ 不動産登記法ワークショップ（2月）</li> </ul>                                                                                                                |
| 2019 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続</li> <li>・ 民事訴訟法作業部会会合（9月）、不動産登記法アドバイザーグループ会合（12月）</li> <li>・ 長期専門家の派遣継続</li> <li>・ 日弁連・BAKC・ICDセミナー（3月：民事訴訟）</li> <li>・ JICA調査団派遣（1月：JCC参加等）</li> <li>・ 本邦研修（1月：不動産登記法）</li> <li>・ 不動産登記法セミナー（10月）</li> <li>・ 執行官法セミナー（1月）</li> <li>・ 王立司法学院と法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（1月）</li> <li>・ 執行官法オンラインセミナー（3月）</li> </ul>                                       |
| 2020 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続</li> <li>・ 長期専門家の派遣継続</li> <li>・ JCC（1月）</li> <li>・ 王立司法学院とICDとの共同活動について協議（2月～）</li> <li>・ 執行官法オンラインワークショップ（3月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                             |
| 2021 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続（2022年10月まで延長）</li> <li>・ 長期専門家の派遣継続</li> <li>・ 王立司法学院とICDとのオンラインセミナー（8月）</li> <li>・ 不動産登記オンラインワークショップ（7月、10月、11月、12月）</li> <li>・ JCC（2月）</li> <li>・ 王立司法学院とICDとのオンラインセミナー（2月）</li> </ul>                                                                                                                                                               |
| 2022 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続</li> <li>・ 長期専門家の派遣継続</li> <li>・ 現地調査（5月）</li> <li>・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト終了（10月）</li> <li>・ JICA法・司法分野人材育成プロジェクト開始（2022年11月～2027年10月）</li> <li>・ 王立司法学院とICDとの現地セミナー（人事訴訟法等）（12月）</li> <li>・ JCC（3月）</li> </ul>                                                                                                                                       |
| 2023 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法・司法分野人材育成プロジェクト継続</li> <li>・ 長期専門家の派遣継続</li> <li>・ 現地調査（5月）</li> <li>・ 現地セミナー（8月、10月：法科大学院教育等）</li> <li>・ カンボジア本邦研修（2月・3月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2024 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA法・司法分野人材育成プロジェクト継続</li> <li>・ 長期専門家の派遣継続</li> <li>・ 王立司法学院とICDとの現地セミナー（7月：間接強制）</li> <li>・ 本邦研修（10月・11月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                         |

| 年度   | ラオス                                                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1995 |                                                                                                                                  |
| 1996 | ・ ラオス司法大臣が来日し、支援要請                                                                                                               |
| 1997 |                                                                                                                                  |
| 1998 | ・ 名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始<br>・ 現地セミナー・調査（12月）、本邦研修（2月）を実施                                                                  |
| 1999 | ・ 本邦研修（11月）、現地セミナー（2月）を実施                                                                                                        |
| 2000 | ・ 前年と同様<br>・ 現地で司法制度調査を実施（約3か月）<br>・ 現地セミナー（6月）、本邦研修（11月）を実施<br>・ JICAプロジェクト形成調査団派遣（12月）<br>・ 日弁連が司法調査団を派遣（4月）                   |
| 2001 | ・ 司法アドバイザー型の短期専門家を派遣（合計8か月間）<br>・ 本邦研修（10月・3月）<br>・ 現地セミナー（2回）                                                                   |
| 2002 | ・ 長期専門家1名を派遣（検事）<br>・ 現地セミナー（4回）<br>・ 本邦研修（10月・3月）                                                                               |
| 2003 | ・ JICAプロジェクト開始（2005年5月まで予定）<br>法令データベース作成<br>法令集出版支援<br>教科書及び辞書作成支援<br>検察マニュアル作成支援<br>講師養成<br>・ 長期専門家1名を派遣（検事）<br>・ 本邦研修（11月・2月） |
| 2004 | ・ JICAプロジェクト継続<br>・ 長期専門家2名を派遣（検事・弁護士）<br>・ 本邦研修（年2回）<br>・ 現地セミナー                                                                |
| 2005 | ・ JICAプロジェクト継続<br>・ 長期専門家2名を派遣（検事・弁護士）<br>・ 本邦研修（2回）<br>・ 現地セミナー（民法教科書、判決書マニュアル、検察マニュアル）<br>・ 検察マニュアル及び判決書マニュアル完成                |
| 2006 | ・ JICAプロジェクトを2007年5月まで延長<br>・ 現地に普及セミナー実施<br>（判決書マニュアル、検察マニュアル、民商法教科書）<br>・ 本邦研修（11月）<br>（プロジェクト総括と成果物普及・新司法改革マスタープランの内容）        |
| 2007 | ・ 2007年5月末プロジェクト延長期間終了<br>・ フォローアップ<br>現地各CPによる普及ワークショップ、JICA現地事務所でのモニタリング（5～12月）                                                |
| 2008 | ・ 法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施（9月・11月・12月）<br>・ 現地調査（1月）                                                                   |
| 2009 | ・ 法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で4回実施<br>（5月・6月・11月・2月）<br>・ 現地調査（5月・9月・3月）<br>・ 現地セミナー（9月）                                       |

| 年度   | ラオス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2010 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研による現地調査を実施（7月・8月：司法制度）</li> <li>・JICA-Netセミナーを実施（5月・7月・10月・12月：民法）</li> <li>・法律人材育成強化プロジェクト開始（2010年7月～2014年7月）</li> <li>・長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）を派遣（7月）</li> <li>・国内アドバイザーグループを設置（民法、民事訴訟法、刑事訴訟法）</li> <li>・現地セミナー（2月）</li> <li>・本邦研修実施（3月：民法）</li> </ul>                                                                                                                        |
| 2011 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）継続</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（6月：刑事訴訟法、7月：民法・民事訴訟法）</li> <li>・現地セミナー実施（8月：民法、9月：民事訴訟法、3月：刑事訴訟法）</li> <li>・本邦研修実施（10月：刑事訴訟法、1月：民事訴訟法）</li> <li>・JICAによる各CP（司法省、最高裁、最高検、ラオス国立大学）副大臣級招へい</li> </ul>                                                                                                                                    |
| 2012 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）継続</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（10月：刑事訴訟法）</li> <li>・現地セミナー実施（6月・8月・3月：民法、2月：刑事訴訟法、民事訴訟法）</li> <li>・本邦研修実施（10月：刑事訴訟法、11月：民事訴訟法、2月、3月：民法）</li> <li>・JICA調査団派遣（7月：中間評価）※民法典起草支援をプロジェクトに追加</li> </ul>                                                                                                                                    |
| 2013 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家（検事）1名増員し4名に（検事2名、弁護士、業務調整員各1名）</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（4月・7月・11月・3月：刑事訴訟法、5月・7月・10月・11月・12月・1月：民法）</li> <li>・現地セミナー実施（8月・11月：民法、12月：刑事訴訟法等、3月：民事訴訟法）</li> <li>・本邦研修実施（7月：刑事訴訟法、10月：民事訴訟法、2月・3月：民法）</li> <li>・JICA調査団派遣（5月：運営指導調査、2月：終了時評価、3月：詳細計画策定調査）</li> </ul>                                                                                  |
| 2014 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト継続（7月まで）</li> <li>・長期専門家4名に（検事2名、弁護士、業務調整員各1名）</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（4月・5月・6月：民法）</li> <li>・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2開始（2014年7月～2018年7月）</li> <li>・10月までは長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）、10月から1名（弁護士）増員</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（7月・9月・10月・1月・2月・3月：民法）</li> <li>・現地セミナー実施（7月：法曹人材育成、8月：民法、3月：刑事訴訟法等）</li> <li>・本邦研修実施（11月・2月：民法）</li> <li>・JICA調査団派遣（10月：第1回JCC参加等）</li> </ul> |
| 2015 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続</li> <li>・長期専門家4名（検事1名、弁護士2名、業務調整員1名）継続</li> <li>・JICA-Netセミナー開催（4月：民法）</li> <li>・本邦研修実施（9月：法曹人材育成、11月：刑事訴訟法等、12月：民事経済法）</li> <li>・司法大臣招へい（8月）</li> <li>・現地セミナー実施（3月：法曹人材育成、2月：刑事訴訟法等）</li> </ul>                                                                                                                                                             |
| 2016 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続</li> <li>・長期専門家4名（検事1名、弁護士2名、業務調整員1名）継続</li> <li>・JICA調査団派遣（5月：第1回JCC参加）</li> <li>・本邦研修実施（9月：民事経済法、11月：刑事訴訟法等、2月：法曹人材育成）</li> <li>・JICA調査団派遣（11月：第2回JCC参加）</li> <li>・現地セミナー実施（12月：法曹人材育成、2月：刑事訴訟法、3月：民事経済）</li> </ul>                                                                                                                                         |
| 2017 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続</li> <li>・長期専門家4名（検事2名、弁護士2名（6月に弁護士の長期専門家1名が交代、10月に1名が離任。）、業務調整員1名）</li> <li>・JICA調査団派遣（5月：JCC、11月：第1回詳細計画策定調査、1月：第2回詳細計画策定調査）</li> <li>・本邦研修（8月：民事経済、12月：教育研修改善、3月：民法）</li> <li>・現地セミナー実施（6月：教育研修改善、8月：民法、2月：刑事法）</li> <li>・国会法務委員会アドバイザー等招へい（3月）</li> </ul>                                                                                                 |
| 2018 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続（7月まで）</li> <li>・法の支配発展促進プロジェクト開始（7月～）</li> <li>・長期専門家4名（検事1名、弁護士2名、業務調整員1名）派遣継続</li> <li>・JICA調査団派遣（7月：JCC）</li> <li>・現地セミナー実施（6月、11月：教育研修改善、8月：民法）</li> <li>・現地調査及び現地セミナー実施（8月：立法手続、不動産登録法制）</li> <li>・本邦研修（12月：教育研修改善、3月：民法）</li> <li>・新民法典がラオス国会で承認（12月）</li> <li>・法務総合研究所とラオス司法省国立司法研修所（NIJ）との間で法・司法分野における協力覚書（MOC）締結（12月）</li> </ul>                     |

| 年度   | ラオス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2019 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法の支配発展促進プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・本邦研修（5月：刑事法、12月：教育研修改善、3月：民法典）</li> <li>・現地調査実施（5月～7月）</li> <li>・日越ラ刑事ローフォーラム（9月）</li> <li>・法総研と司法省国立司法研修所との刑法典共同セミナー実施（10月）</li> <li>・首相府共同セミナー（1月）</li> <li>・JCC（1月）</li> <li>・現地セミナー（8月：民法典、1月：民事判決書、2月：民事系合同、刑事法）</li> </ul>                                    |
| 2020 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法の支配発展促進プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・民事合同セミナー（11月）</li> <li>・JCC（12月）</li> <li>・教育研修改善共同リトリートセミナー（2月）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（刑法）（3月）</li> </ul>                                                                                                                                                         |
| 2021 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法の支配発展促進プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（刑法・法曹養成）（6月）</li> <li>・JCC（7月）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（刑法）（9月）</li> <li>・刑法典セミナー（10月）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（執行官、公証人教育）（12月）</li> <li>・民事判決書マニュアル改訂セミナー（1月）</li> <li>・JCC（2月）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（刑法）（3月）</li> </ul>                             |
| 2022 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法の支配発展促進プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（犯罪の客体的要素）（6月）</li> <li>・現地調査（7月、8月）</li> <li>・民事合同セミナー（8月）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（犯罪の客体的要素）（9月）</li> <li>・JCC（10月）</li> <li>・現地調査（12月）</li> <li>・現地調査（1月）</li> <li>・NIJ-ICD共同セミナー（強盗罪等の財産犯）（1月）</li> <li>・NIJ-ICD共同セミナー（強盗罪等の財産犯、性犯罪）（3月）</li> </ul> |
| 2023 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法の支配発展促進プロジェクト継続（7月まで）</li> <li>・法の支配発展促進プロジェクトフェーズ2開始（7月～）</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・本邦研修実施（4月：教育研修改善）</li> <li>・現地セミナー（教育研修改善・民法典）、NIJ-ICD共同セミナー（性犯罪）（6月）</li> <li>・JCC（6月）</li> <li>・NIJ-ICD共同セミナー（知的財産法）（9月）</li> <li>・JCC、NIJ-ICD共同セミナー（逮捕監禁罪）（11月）</li> </ul>                                            |
| 2024 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法の支配発展促進プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・本邦研修実施（5月・6月：刑事法）</li> <li>・JCC（7月）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（7月）</li> <li>・現地セミナー（9月：民事法）</li> <li>・現地セミナー（9月：NIJ）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（9月、現地）</li> <li>・本邦研修実施（3月：民法典）</li> <li>・NIJ・ICD共同セミナー（3月）</li> </ul>                                               |

| 年度   | インドネシア                                                                                                                                                                              |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1997 |                                                                                                                                                                                     |
| 1998 | ・ 経済法研修                                                                                                                                                                             |
| 1999 |                                                                                                                                                                                     |
| 2000 | ・ 日本貿易振興会（JETRO）等がインドネシア独占禁止法研究会を開催<br>・ JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催                                                                                                                  |
| 2001 | ・ JICA調査団派遣（2月）                                                                                                                                                                     |
| 2002 | ・ 本邦研修（7月）<br>・ 現地セミナー（年1回）<br>・ JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催<br>・ JICA調査団派遣<br>・ 外務省・JICAが最高裁判官を招へい                                                                                   |
| 2003 | ・ 本邦研修（6月）<br>・ 企画調査員として長期専門家派遣（弁護士）<br>・ 日本・インドネシアADR比較研究セミナー（本邦研修・10月）                                                                                                            |
| 2004 | ・ 本邦研修（6月）<br>・ インドネシア競争政策・規制緩和研修プロジェクト開始（公正取引委員会、2006年7月まで）<br>・ 企画調査員1名を派遣                                                                                                        |
| 2005 | ・ 本邦研修（12月）<br>・ アチェに対するADR現地セミナー（JICA・日弁連）                                                                                                                                         |
| 2006 | ・ アチェに対するADR遠隔セミナー（全5回）（JICA・日弁連）<br>・ 本邦研修（7月）<br>・ JICA調査団派遣、M/M締結（9月）<br>・ JICA和解・調停制度強化支援プロジェクト開始、長期専門家（弁護士）を派遣（3月）                                                             |
| 2007 | ・ アドバイザリー・グループ会合（6月・7月・9月・12月・2月）<br>・ 現地セミナー（8月・3月）<br>・ 本邦研修（10月）                                                                                                                 |
| 2008 | ・ アドバイザリー・グループ会合（5月・6月・9月・12月・3月）<br>・ 第2回本邦研修（7月）<br>・ インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008年1号（裁判所が行う和解・調停手続に関する規則）が施行（7月）<br>・ 現地セミナー（11月）<br>・ JICAインドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣（11月） |
| 2009 | ・ アドバイザリー・グループ会合（6月・8月・10月・12月）<br>・ 現地調査（9月）<br>・ JICA国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」（11月）<br>・ インドネシア最高裁判所との今後の協力の在り方に関する協議会（3月）                                                             |
| 2010 | ・ 現地調査（8月）<br>・ 第1回裁判官人材育成強化支援研修（本邦研修・11月）<br>・ 最高裁判所長官等招へい（12月）<br>・ JICA知財支援プロジェクトに法総研も協力                                                                                         |
| 2011 | ・ 和解・調停制度普及及び司法の実情に関する現地調査（8月）<br>・ インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（11月）                                                                                                                        |
| 2012 | ・ 現地調査（8月）<br>・ 第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（11月）                                                                                                                                         |
| 2013 | ・ 現地調査（5月）<br>・ JICA法・司法分野に関する情報収集・確認調査（11月）<br>・ 第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（2月）                                                                                                        |

| 年度   | インドネシア                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2014 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査（4月）</li> <li>・JICA知財支援プロジェクト終了時評価調査等（10月）</li> <li>・インドネシア最高裁判所・小額訴訟制度研究（12月）</li> <li>・JICA調査団派遣（2月・3月）</li> <li>・第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（2月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                               |
| 2015 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JICAとインドネシア最高裁判所（7月）及び同法務人権省（8月）との間で、ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクトに関する実施合意文書締結</li> <li>・JICA調査団派遣（8月・10月・12月）</li> <li>・JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」開始（2015年12月～2020年12月）</li> <li>・長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身）を派遣（2月）</li> <li>・現地調査（3月）</li> </ul>                                                                                                           |
| 2016 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身）継続</li> <li>・現地調査（4月～5月）</li> <li>・法務大臣等現地訪問、日本・インドネシア間の司法・法務分野における協力関係増進記念式典（5月）</li> <li>・共同研究（5月：法務人権省法規総局）</li> <li>・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合（6月・10月・2月）</li> <li>・本邦研修（7月：3機関合同、10月：最高裁判所・法務人権省法規総局、2月：法務人権省法規総局）</li> <li>・JICA調査団派遣（6月・8月：国際シンポジウム出席等、9月：第1回JCC参加等）</li> <li>・現地セミナー（3月）</li> </ul> |
| 2017 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身。10月に裁判官出身の長期専門家が交代。）継続</li> <li>・JICA調査団派遣（4月・5月：第2回JCC参加等、8月）</li> <li>・法務大臣等現地訪問（9月）</li> <li>・本邦研修（7月・11月：法務人権省法規総局、2月：最高裁判所）</li> <li>・現地セミナー（6月・1月）</li> <li>・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合（11月）</li> </ul>                                                                                                |
| 2018 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身。）継続</li> <li>・JICA調査団派遣（5月：第3回JCC参加等、8月：国際シンポジウム参加等、11月）</li> <li>・本邦研修（10月・2月：法務人権省法規総局、1月：最高裁判所）</li> <li>・現地セミナー（7月・1月）</li> <li>・判決集（第1集、知的財産法）完成（11月）</li> <li>・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合（12月）</li> </ul>                                                                                              |
| 2019 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・JICA調査団派遣（6月：第4回JCC参加、6月・1月：現地セミナー等）</li> <li>・本邦研修（7月・1月：最高裁判所、9月・3月：法務人権省法規総局）</li> <li>・現地セミナー（6月・1月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                      |
| 2020 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続・期間延長（～2021年9月）</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・本邦研修（1月：最高裁判所）</li> <li>・第5回JCC（11月・オンライン）</li> <li>・現地セミナー（1月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                |
| 2021 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・第6回JCC（8月・オンライン）</li> <li>・オンラインセミナー（9月、法令の整合性確保のための施策）</li> <li>・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト終了（9月）</li> <li>・ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト開始（2021年10月～2025年9月）</li> <li>・オンラインセミナー（1月、法令の整合性確保のための施策）</li> <li>・判決集（第2集、商標法）完成披露会（3月）</li> </ul>                                                                                       |
| 2022 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・「法制執務資料条例・地方首长規則編」完成披露会（7月）</li> <li>・オンラインセミナー（国の法令と自治立法の関係）（7月）</li> <li>・現地調査、現地セミナー（判例制度、知的財産権の刑事的規制、法案の起草・審査、条例案の作成）（8月）</li> <li>・第7回JCC（8月）</li> <li>・オンラインセミナー（条例案の作成）（10月）</li> <li>・現地調査（ビジネスと人権）（3月）</li> </ul>                                                                          |

| 年度   | インドネシア                                                                                                                                                                                                                    |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2023 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス環境改善のためのドラフター能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・本邦研修（5月：最高裁判所、9月：法務人権省法規総局）</li> <li>・現地調査（7月）</li> <li>・第8回JCC（8月）</li> <li>・現地セミナー（地方自治）（12月）</li> </ul> |
| 2024 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査（5月）</li> <li>・第9回JCC（7月）</li> <li>・本邦研修（9月：法務人権省法規総局、10月：最高裁判所）</li> <li>・現地調査（12月）</li> </ul>                                                                               |

| 年度   | モンゴル                                                                                               |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1993 |                                                                                                    |
| 1994 | ・ 森島昭夫教授がJICA短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言                                                            |
| 1995 |                                                                                                    |
| 1996 | ・ 日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援                                                                      |
| 1997 |                                                                                                    |
| 1998 | ・ モンゴル不動産登記庁の登記官に対し、登記セミナーを開催（JICA短期専門家は司法書士他）                                                     |
| 1999 | ・ 前年と同様（モンゴル）                                                                                      |
| 2000 |                                                                                                    |
| 2001 | ・ モンゴル法整備支援事前調査<br>・ 法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー（本邦研修）を実施<br>・ 日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援               |
| 2002 | ・ 名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施                                                                            |
| 2003 | ・ モンゴルへ専門家派遣（名古屋大学・弁護士）                                                                            |
| 2004 | ・ モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣<br>・ 名古屋大学が国際シンポジウムを開催（モンゴル）                                                |
| 2005 | ・ 名古屋大学が国際シンポジウムを開催（モンゴル）<br>・ モンゴルの土地法制に関する法社会学的研究プロジェクト開始（名古屋大学）                                 |
| 2006 | ・ 弁護士会強化計画プロジェクト開始（2006年9月～2008年11月）<br>・ 長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連）<br>・ モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立（名古屋大学） |
| 2007 | ・ 弁護士会強化計画プロジェクト継続                                                                                 |
| 2008 | ・ 弁護士会強化計画プロジェクト終了（～11月）                                                                           |
| 2009 | ・ 調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査団派遣<br>・ 名古屋大学日本法教育研究センター（モンゴル）3周年記念行事開催                                     |
| 2010 | ・ 調停制度強化プロジェクト開始（2010年5月～2012年11月）<br>・ 長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連）                                       |
| 2011 | ・ 調停制度強化プロジェクト継続                                                                                   |
| 2012 | ・ 調停制度強化プロジェクト終了（～11月）<br>・ 調停制度強化プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査団派遣                                           |
| 2013 | ・ 調停制度強化プロジェクトフェーズ2開始（2013年1月～2015年7月）<br>・ 長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連）<br>・ 短期専門家2名を派遣                   |
| 2014 | ・ 調停制度強化プロジェクトフェーズ2継続                                                                              |

| 年度   | モンゴル                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2015 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調停制度強化プロジェクトフェーズ2終了（～12月）</li> <li>・長期専門家（弁護士）派遣終了（～12月）</li> </ul>                                                                                                                                       |
| 2016 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査実施（3月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
| 2017 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査実施（9月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
| 2018 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査実施（8月）</li> <li>・共同研究実施（8月：商取引法関連）</li> </ul>                                                                                                                                                         |
| 2019 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査実施（6月・9月）</li> <li>・共同研究実施（10月：商取引法関連第2回）</li> </ul>                                                                                                                                                  |
| 2020 |                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 2021 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインセミナー（5月：商取引法関連）</li> <li>・モンゴル国立法律研究所（NLI）と法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（8月）</li> <li>・NLIとのオンライン・ワークショップ（10月：刑事司法制度比較）</li> <li>・オンラインセミナー（2月：商取引法関連）</li> <li>・NLIとのオンライン・ワークショップ（2月：検察官の役割比較）</li> </ul> |
| 2022 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査、現地セミナー（少年法制、商法典起草）（10月）</li> <li>・日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演（12月）</li> <li>・共同研究実施（2月：司法統計）</li> </ul>                                                                                                    |
| 2023 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究実施（9月：商取引法関連第3回）</li> <li>・現地セミナー（1月：児童に対する犯罪）</li> </ul>                                                                                                                                             |
| 2024 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー（9月：犯罪白書、商法典起草）</li> <li>・共同研究実施（9月：商取引法関連第4回）</li> <li>・共同研究実施（3月：モンゴル国立法律研究所（NLI））</li> </ul>                                                                                                     |

| 年度   | 中央アジア                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1999 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2000 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定</li> <li>・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナー開催</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2001 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・JICA調査団派遣</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 2002 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・本邦研修実施</li> <li>・名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウム開催</li> <li>・タシケント法科大学に専門家1名派遣（名古屋大学）</li> <li>・JICA調査団派遣</li> <li>・現地シンポジウム開催（名古屋大学）</li> <li>・現地調査実施（日弁連）</li> <li>・現地セミナー開催（法総研・名古屋大学）</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |
| 2003 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・JICA調査団派遣</li> <li>・現地調査、現地シンポジウム開催（名古屋大学）</li> <li>・専門家1名派遣（北海学園大学）</li> <li>・本邦研修実施</li> <li>・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし、名古屋大学でシンポジウム開催</li> <li>・専門家2名（法務省・早稲田大学）を派遣し、本邦研修のフォローアップセミナー開催</li> </ul>                                                                                                                                                                             |
| 2004 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA調査団派遣</li> <li>・M/M締結（倒産法注釈書支援）</li> <li>・本邦研修を実施（倒産法注釈書）</li> <li>・民商法典起草支援を継続（名古屋大学）</li> <li>・ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣（三重大学）</li> <li>・最高経済裁判所副長官招聘（法務省）</li> <li>・現地シンポジウム開催（名古屋大学）</li> <li>・現地フォローアップセミナー開催（法務省）</li> </ul>                                                                                                                                                                        |
| 2005 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・本邦研修実施（5月・11月）（倒産法注釈書）</li> <li>・短期専門家派遣（8月・3月）（法務省、大阪大学等）</li> <li>・倒産法注釈書プロジェクト開始（法務省、2007年9月まで）</li> <li>・企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト開始（司法省一名古屋大学）（11月～2008年10月まで）</li> <li>・（中小企業振興、担保法制改革、法令データベース）</li> <li>・長期専門家1名派遣（名古屋大学）</li> <li>・タシケント法科大学に日本法教育研究センター設立（名古屋大学）</li> <li>・現地シンポジウム開催（名古屋大学）</li> <li>・[その他]</li> <li>・中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始（名古屋大学）</li> </ul> |
| 2006 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・倒産法注釈書プロジェクト継続（法務省、2007年9月まで）</li> <li>・倒産法注釈書プロジェクト、長期専門家1名（弁護士）派遣（法務省、2007年9月まで）</li> <li>・本邦研修（5月・8月・9月・11月）</li> <li>・（倒産法注釈書）</li> <li>・短期専門家派遣（6月・2月）（法務省、弁護士）</li> <li>・倒産法注釈書（ロシア語版）発刊（3月）</li> <li>・長期専門家1名追加派遣（名古屋大学）</li> </ul>                                                                                                                                         |
| 2007 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・現地にて注釈書発刊プレゼンテーション実施（6月）</li> <li>・現地にて注釈書普及セミナー開催（7月・12月）</li> <li>・注釈書活用促進に向けたワークショップ開催（9月）</li> <li>・注釈書（日本語版及びウズベク語版）発刊（9月）</li> <li>・倒産法注釈書プロジェクト終了（9月）</li> <li>・注釈書（英語版）発刊（3月）</li> <li>・[その他]</li> <li>・「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置</li> </ul>                                                                                                                             |
| 2008 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・「企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」終了（名古屋大学）（12月）</li> <li>・[その他]</li> <li>・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 年度   | 中央アジア                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2009 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト（フェーズ2）協力準備調査団派遣（11月）</li> <li>・[その他]</li> <li>・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2010 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト開始（名古屋大学）（4月～2012年4月まで）</li> <li>・[その他]</li> <li>・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）（12月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2011 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト継続（司法省一名古屋大学）</li> <li>・[その他]</li> <li>・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）（12月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 2012 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト終了（名古屋大学）（5月）</li> <li>・[その他]</li> <li>・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、タジキスタン）（11月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2013 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）（11月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2017 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン行政法（行政手続法、行政訴訟法）セミナー開催（3月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 2018 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン行政法現地セミナー実施（9月・2月）</li> <li>・ウズベキスタン行政法共同研究（招へい）実施（3月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2019 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン最高検察庁アカデミーと法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（7月）</li> <li>・ウズベキスタン行政法現地セミナー実施（7月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2020 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン行政法共同研究継続</li> <li>・JICA国別研修「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」プロジェクト開始（2020年4月～2023年3月）</li> <li>・共同研究「犯罪白書作成支援」開始（6月）</li> <li>・JICA国別研修「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」オンラインセミナー（3月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                             |
| 2021 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン行政法共同研究継続</li> <li>・共同研究「犯罪白書作成支援」オンラインセミナー（犯罪白書）（5、6月）</li> <li>・JICA国別研修「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」オンラインセミナー（6月）</li> <li>・共同研究「犯罪白書作成支援及び犯罪予防研究支援」開始（8月）、同共同研究オンラインセミナー（犯罪予防）（10、11月）、同共同研究オンラインセミナー（犯罪白書）（12月）</li> <li>・ウズベキスタン法律家トレーニングセンターとの協力関係開始（11月）、同センターとのオンラインセミナー（司法法分野における改革）（12月）</li> <li>・JICA国別研修オンラインセミナー（デジタル時代の契約）（1月）</li> <li>・JICA国別オンライン研修（契約及び電子契約）（3月）</li> </ul> |
| 2022 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン行政法共同研究（5月、7月、8月、10月、11月、12月、1月、2月、3月）</li> <li>・共同研究「犯罪白書作成支援」オンラインセミナー（犯罪白書）（5月）</li> <li>・現地調査、現地セミナー（犯罪白書、行政法）（9月）</li> <li>・JICA国別研修オンラインセミナー（権利保護及び経済自由化のための司法能力強化）（2月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                  |
| 2023 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン行政法共同研究（4月、5月、7月、8月、9月、10月、11月、12月）</li> <li>・ウズベキスタン法律家トレーニングセンターと協力計画締結（5月）</li> <li>・ウズベキスタン法律家トレーニングセンターとの共同研究（公証制度・11月）</li> <li>・JICA国別研修・本邦研修（権利保護及び経済自由化のための司法能力強化）（12月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                               |
| 2024 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・[ウズベキスタン]</li> <li>・ウズベキスタン行政法共同研究（オンライン）（4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月）</li> <li>・ウズベキスタン行政手続法解説書第一弾発刊記念式典（9月）</li> <li>・ウズベキスタン行政法共同研究（招へい）（11月）</li> <li>・ウズベキスタン法律家トレーニングセンター訪日プログラム（11月）</li> <li>・[キルギス共和国]</li> <li>・現地調査（7月・12月）</li> <li>・第1回キルギス共同研究（2月）</li> </ul>                                                                                                                                        |

| 年度   | 中国                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1995 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 1996 | ・ ICCLCが日中民商事法セミナー開始（年1回）                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 1997 | ・ ICCLCが日中民商事法セミナー開催                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 1998 | ・ ICCLCが日中民商事法セミナー開催                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 1999 | ・ ICCLCが日中民商事法セミナー開催                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2000 | ・ ICCLCが日中民商事法セミナー開催                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2001 | ・ ICCLCが日中民商事法セミナー開催                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2002 | ・ 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー開催                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 2003 | ・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナー開催                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2004 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業省等が中国に対する法整備支援（経済法）を開始</li> <li>・ 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催</li> <li>・ 法総研・ICCLCが日中知的財産法制度講演会を開催（東京、大阪）</li> </ul>                                                                                                                                                       |
| 2005 | ・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 2006 | ・ 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2007 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA調査団派遣（6月）</li> <li>・ JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D 締結（11月）</li> <li>・ 本邦研修実施（11月）</li> <li>・ 国内研究会を設置（11月）</li> <li>・ 現地セミナーを実施（3月）</li> <li>・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催</li> </ul>                                                                                   |
| 2008 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICAが弁護士を長期専門家として派遣（2年間）</li> <li>・ 本邦研修実施（5月・11月）</li> <li>・ 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催</li> </ul>                                                                                                                                                                           |
| 2009 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国現地セミナー開催（5月・7月・3月）</li> <li>・ 中国国際私法、国際民事訴訟法講演会（清華大学副教授招へい）</li> <li>・ 本邦研修実施（11月）</li> <li>・ 権利侵害責任法成立（12月）</li> <li>・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催</li> </ul>                                                                                                         |
| 2010 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価（5月）</li> <li>・ 国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」（7月）</li> <li>・ 国別研修 中国「司法人材育成研修」（7月）</li> <li>・ 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修（10月）</li> <li>・ 涉外民事関係法律適用法成立（10月）</li> <li>・ 中国行政訴訟法現地セミナー（11月）</li> <li>・ 長期専門家派遣（弁護士）</li> <li>・ 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー（3月）</li> </ul> |
| 2011 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本邦研修実施（11月：司法人材育成）</li> <li>・ 現地セミナー開催（11月：民事訴訟法）</li> <li>・ 本邦研修実施（1月：民事訴訟法及び民事関連法）</li> <li>・ 石川民商事法センターが金沢セミナーを開催（3月）</li> <li>・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催（10月）</li> </ul>                                                                                          |

| 年度   | 中国                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2012 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー開催（6月：相続法）</li> <li>・国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」開始（7月）</li> <li>・本邦研修実施（7月：「行政訴訟法及び行政関連法」、1月：「民事訴訟法及び民事関連法（消費者権益保護法）」）</li> <li>・中国民事訴訟法改正（8月）</li> <li>・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催（10月）</li> </ul>                                                                 |
| 2013 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦研修実施（5月：「民事訴訟法及び民事関連法（消費者権益保護法）」、10月：「同（著作権法）」）</li> <li>・現地セミナー開催（8月：相続法）</li> <li>・国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」終了（10月）</li> <li>・消費者権益保護法改正（10月）</li> <li>・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催（12月）</li> <li>・JICA調査団（12月：詳細計画策定調査）</li> </ul>                            |
| 2014 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト開始（2014年6月～2017年6月）</li> <li>・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連）</li> <li>・JICA調査団（5月：第1回JCC）</li> <li>・本邦研修（10月：立法法、11月：行政訴訟法・行政関連法（教育法・食品安全法）、1月：インターネット安全法）</li> <li>・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催（1月）</li> <li>・JICA調査団（2月：第2回JCC）</li> </ul> |
| 2015 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家1名（弁護士：日弁連派遣）継続</li> <li>・本邦研修（10月及び11月：犯罪被害者権利保障立法、1月：業界協会 商會法、労災保険法）</li> <li>・JICA調査団（10月：JCC）</li> <li>・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催（2月）</li> </ul>                                                           |
| 2016 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家1名（弁護士：日弁連派遣）継続</li> <li>・JICA調査団（4月：JCC）</li> <li>・本邦研修（9月：特許法、9月：民法、11月：行政手続法）</li> <li>・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催（11月）</li> </ul>                                                                           |
| 2017 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続（2020年6月まで期間延長）</li> <li>・JICA調査団派遣（6月、JCC）</li> <li>・現地セミナー（11月：民法）</li> </ul>                                                                                                                                              |
| 2018 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家1名（弁護士：日弁連派遣）継続</li> <li>・JCC（5月）</li> <li>・本邦研修（4月：民法、9月：専利法）</li> <li>・現地セミナー（1月：民法）</li> <li>・法総研、ICCLC、日中経済協会が日中民商事法セミナーを開催（7月：東京、11月：北京）</li> </ul>                                                     |
| 2019 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> <li>・本邦研修（5月：民法、11月：専利法）</li> <li>・現地セミナー（9月：民法）</li> <li>・法総研、ICCLC、日中経済協会が日中民商事法セミナーを開催（11月：東京）</li> <li>・JCC（1月）</li> </ul>                                                                    |
| 2020 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続（2021年3月まで期間延長）</li> <li>・民法典成立（5月）</li> <li>・改正専利法成立（10月）</li> <li>・オンラインセミナー（民法典及び改正専利法）（1月）</li> <li>・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト終了（3月）</li> </ul>                                                                    |
| 2021 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインセミナー（会社法）（11月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                |
| 2022 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン意見交換会（前科）（7月）</li> <li>・オンライン意見交換会（刑事収容施設法等）（2月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                              |
| 2023 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン意見交換会（災害対策関係法）（9月）</li> <li>・訪日交流・意見交換会（就学前教育等）（10月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                          |
| 2024 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全人代昭島庁舎表敬訪問（8月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                    |

| 年度   | ネパール                                                                                                                                                                                                                               |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2007 |                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2008 | ・ 刑事法比較研究現地セミナー（2回）                                                                                                                                                                                                                |
| 2009 |                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2010 | ・ 本邦研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」実施（7月）<br>・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣（弁護士）（7月）<br>・ 本邦研修「民法及び関連法セミナー」実施（8月）<br>・ 現地調査実施（2月）                                                                                                                   |
| 2011 | ・ 「日本・ネパール捜査訴追実務比較共同研究」実施（9月）<br>・ 現地調査実施（11月）                                                                                                                                                                                     |
| 2012 | ・ 「日本・ネパール刑事司法共同研究」実施（7月）<br>・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続（弁護士）（7月）<br>・ 本邦研修実施（「民法解説書作成」8月、「事件管理」9月）<br>・ 現地調査実施（11月）                                                                                                                    |
| 2013 | ・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続（弁護士）（7月）<br>・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（8月）<br>・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣（弁護士）（9月）<br>・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」開始（2013年9月～2018年3月）<br>・ 同プロジェクト長期専門家派遣（弁護士）（9月）<br>・ 同プロジェクト第1回本邦研修実施（12月）<br>・ 現地調査実施（3月） |
| 2014 | ・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続<br>・ JICA調査団派遣（6月：運営指導調査）<br>・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（9月）<br>・ 同プロジェクト第2・3回本邦研修実施（9月「調停」、12月「事件管理」）<br>・ 現地調査実施（11月・2月）                                                                      |
| 2015 | ・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続<br>・ 同プロジェクト長期派遣専門家任期満了（弁護士）、新規派遣（弁護士）（9月）<br>・ 法整備支援アドバイザー長期専門家任期満了（弁護士）、新規派遣（弁護士）（9月）<br>・ 現地セミナー実施（10月）<br>・ 同プロジェクト第4回本邦研修（12月）<br>・ 現地調査実施（12月、2月）<br>・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）      |
| 2016 | ・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続<br>・ 「ネパール民法の制定、普及及び施行支援のための招聘」実施（4月）<br>・ 同プロジェクト第5・6回本邦研修実施（7月・11月）<br>・ JICA調査団派遣（9月：終了時評価）<br>・ 現地調査実施（12月）<br>・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）                                              |
| 2017 | ・ 現地調査実施（11月）<br>・ 裁判所能力強化プロジェクト・ラップアップセミナー（2月）<br>・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）<br>・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」終了（3月）                                                                                                       |
| 2018 | ・ 現地セミナー、ワークショップ（改正刑事訴訟法、5月・8月）<br>・ 現地セミナー（改正民法、8月）<br>・ 現地調査（12月）<br>・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）                                                                                                                                 |
| 2019 | ・ 現地セミナー（契約法、不法行為、国際私法、公判前整理手続、8月）<br>・ 現地セミナー（物権法、不法行為、国際私法、12月）<br>・ 現地大学での民事模擬裁判（12月）<br>・ Nepal Law Societyとのセミナー（物権法、不法行為、12月）<br>・ 現地調査（11月）<br>・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（2月）                                                  |
| 2020 | ・ オンラインセミナー実施（12月、不法行為法、国際私法、公判前整理手続）<br>・ オンラインセミナー実施（3月、不法行為法、国際私法、刑事手続）                                                                                                                                                         |

| 年度   | ネパール                                                                                                                                                                                             |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2021 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインセミナー実施（9月、不法行為法、国際私法）</li> <li>・オンラインセミナー実施（12月、仮釈放、保護観察）</li> <li>・JICA国別研修（民法改正に向けた検討、1月～3月（計5回、オンライン））</li> </ul>                                |
| 2022 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査、現地セミナー（法令整合性、不法行為法、家族法）（4月）</li> <li>・民法改正ハイレベルセッション（6月）</li> <li>・現地調査、現地セミナー（民事訴訟実務、医療・建築紛争、財産法）（1月）</li> <li>・JICA国別研修（民法改正に向けた検討、3月）</li> </ul> |
| 2023 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査（8月）</li> <li>・JICA国別研修（民法改正に向けた検討、12月）</li> <li>・現地ワークショップ（家族法逐条解説作成、12月）</li> </ul>                                                                |
| 2024 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA調査団派遣（11月）</li> <li>・現地調査、現地セミナー（財産法）（12月）</li> </ul>                                                                                                |

| 年度   | 東ティモール                                                                                                                                                     |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2008 | ・ 法案作成能力向上研修実施（3月）                                                                                                                                         |
| 2009 | ・ 法案作成能力向上研修実施（7月）                                                                                                                                         |
| 2010 | ・ 法案作成能力向上研修（フェーズ2）実施（8月）<br>・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：逃亡犯罪人引渡法、仲裁法）                                                                                             |
| 2011 | ・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：麻薬取締法、法案起草作業）                                                                                                                          |
| 2012 | ・ 法制共同研究実施（9月：薬物犯罪取締法、調停・仲裁法）<br>・ 現地セミナー及び現地調査実施（12月：薬物犯罪取締法、調停・仲裁法）                                                                                      |
| 2013 | ・ 東ティモール法制度アドバイザー（2013年4月～2014年3月）（活動内容～法案起草能力向上）<br>現地調査及び現地セミナー実施（6月：調停法）<br>現地調査及び現地セミナー実施（9月：調停法）<br>JICA-Netセミナー実施（12月：調停法）<br>現地調査及び現地セミナー実施（3月：調停法） |
| 2014 | ・ 現地調査実施（7月）<br>・ 共同法制研究実施（12月：少年法、国際法）<br>・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：少年法）                                                                                        |
| 2015 | ・ 共同法制研究実施（7月：調停法、婚姻・家族法）<br>・ 現地調査及び現地セミナー実施（12月：調停法）<br>・ 共同法制研究実施（3月：調停法、国籍法）                                                                           |
| 2016 | ・ 現地調査実施（8月）<br>・ 共同法制研究実施（2月：市民登録法、婚姻・家族法）<br>・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：少年法）                                                                                    |
| 2017 | ・ 現地調査実施（8月）<br>・ 現地調査及び現地セミナー実施（11月：不動産登記法）<br>・ 共同法制研究実施（1月：土地関連法）<br>・ 現地調査実施（3月）                                                                       |
| 2018 | ・ 現地調査及び現地セミナー実施（7月：不動産登記法）<br>・ 現地調査及び現地セミナー実施（11月：矯正関係）<br>・ 共同法制研究実施（12月：不動産登記法）<br>・ 現地セミナー実施（3月：司法制度）                                                 |
| 2019 | ・ 現地調査及び現地セミナー実施（7月：不動産登記法、司法制度）<br>・ 現地調査実施（11月：不動産登記法）<br>・ 共同法制研究実施（2月：不動産登記法、司法制度）                                                                     |
| 2020 | ・ オンラインセミナー実施（11月：不動産登記法、1月・2月：不動産登記法、土地の紛争解決、3月：土地関連法）                                                                                                    |
| 2021 | ・ オンラインセミナー実施（4月：地籍法、6月：地籍法、土地関連法、7月・9月：市民登録法、11月：不動産登記法、土地の紛争解決、12月：不動産登記法、市民登録法、1月：不動産登記法、市民登録法）                                                         |
| 2022 | ・ 現地調査及び現地セミナー（土地関連法、国籍法、紛争解決等）（9月）<br>・ オンラインセミナー実施（1月：国籍法）<br>・ 現地調査及び現地セミナー（2月：不動産登記法、紛争解決等）                                                            |
| 2023 | ・ 現地調査及び現地セミナー（2月：市民登録法、商業登記法等）                                                                                                                            |
| 2024 | ・ 現地調査及び現地セミナー（7月・8月：日本の戸籍制度等）<br>・ 共同法制研究実施（1月：不動産登記法、司法制度）                                                                                               |

| 年度   | ミャンマー                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2011 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 2012 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日ミャンマー法制度比較共同研究実施（7月）一元ヤンゴン大学法学部長・元連邦最高裁判所研究国際関係部長を招へい（法総研）</li> <li>・財務省財務総合政策研究所がミャンマー中央銀行との間で資本市場育成支援に関する覚書を締結（8月）</li> <li>・現地セミナー開催（8月、JICA・UAGO：「公開会社の法制度及び企業統治の改革」）</li> <li>・日ミャンマー司法制度比較共同研究実施（11月）一連邦最高裁判所長官ら5名の現役裁判官を招へい（法総研・慶應義塾大学）</li> <li>・現地セミナー開催（12月、JICA・UAGO：「国営企業の民営化にかかる法的側面」）</li> <li>・連邦法務総裁府及び連邦最高裁判所と協議を実施（2月、法総研・JICA）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 2013 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー開催（4月、JICA・UAGO「商事仲裁」）</li> <li>・日ミャンマー法制度比較共同研究実施（6月）一連邦法務長官及び連邦議会（下院）法案委員会委員長ら6名を招へい（法総研・JICA・ICCLC）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（7月、法総研・JICA：UAGO・SC対象「知財法、法曹養成」）</li> <li>・財務省財務総合政策研究所の支援によりミャンマー証券取引法成立（7月）</li> <li>・JICAと連邦法務長官府・連邦最高裁判所との間で「ミャンマー法整備支援プロジェクト」に関する実施合意文書締結（8月22日）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（9月、法総研・JICA：UAGO・SC対象「知財法、倒産法、法曹養成」）</li> <li>・現地調査実施（10月、法総研・JICA、刑務所・少年院等を訪問し、矯正局と協議）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（11月、法総研・JICA・特許庁、UAGO・SC対象「知財法」）</li> <li>・「ミャンマー法整備支援プロジェクト」開始（11月20日～、3年間）</li> <li>・JICA長期専門家（弁護士）派遣（1月）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（2月以降、複数回。長期専門家：UAGO・SC対象「会社法」）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（2月、長期専門家：UAGO・SC対象「著作権法」）</li> <li>・現地調査、小規模セミナー実施（3月、法総研：UAGO・SC対象「刑事手続における電磁的記録の取扱い」、「知的財産事件の捜査方法」）</li> </ul> |
| 2014 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続</li> <li>・現地小規模セミナー実施（4月、長期専門家：UAGO・SC対象「民事手続における電磁的証拠の取扱いに関するセミナー」）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（4月～5月、法総研：UAGO・SC対象「日本の司法制度等について」）</li> <li>・JICA長期専門家（業務調整）派遣（5月）</li> <li>・JICA長期専門家（検事）派遣（5月）</li> <li>・現地小規模セミナー実施（5月、日本取引所：UAGO・SC対象「証券市場、資本市場の概要等」）</li> <li>・第1回本邦研修（5月「日本の法・司法制度、機関の紹介」）</li> <li>・ワーキンググループ活動実施（6月以降、随時開催）</li> <li>・第1回合同調整委員会（7月）</li> <li>・現地セミナー実施（7月、JICA・特許庁：UAGO・SC対象「知財法」）</li> <li>・現地セミナー実施（8月、JICA：UAGO・SC対象「仲裁法」）</li> <li>・会社法アドバイザーグループ開催（10月）</li> <li>・第2回本邦研修（11月「人材育成」）</li> <li>・第2回合同調整委員会（2月）</li> <li>・第3回本邦研修（3月「立法過程の効率化」）</li> </ul>                                                                                                                                 |
| 2015 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続</li> <li>・現地セミナー実施（SC対象「事実認定」）</li> <li>・第4回本邦研修（6月「会社法」）</li> <li>・中間評価、第3回合同調整委員会（7月）</li> <li>・第5回本邦研修（11月「研修手法、知財関係」）</li> <li>・現地セミナー実施（11月「知財裁判制度」）</li> <li>・現地セミナー実施（2月「知財裁判制度」日弁連 知財ネット等と共催）</li> <li>・第6回本邦研修（2月SC、UAGO、MOST、警察、税関対象「知財裁判制度」）</li> <li>・第4回合同調整委員会（3月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2016 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続（延長～2018.5）</li> <li>・小規模セミナー実施（5月「知財裁判制度」知財ネット等と共催）</li> <li>・第7回本邦研修（6月、SC、UAGO、DICA、国会議員対象「倒産法」）</li> <li>・現地セミナー実施（7月 SC対象「和解、調停を含む紛争解決制度」）</li> <li>・現地セミナー実施（8月 SC対象、これまでのインプットを踏まえた「知財裁判制度」の政策文書作りを開始）</li> <li>・運営指導調査（10月 JICA 次期プロジェクト協議）</li> <li>・小規模セミナー実施（11月「倒産法」）</li> <li>・第8回本邦研修実施（11月 SC、UAGO、労働省、国会議員「和解、調停を含む紛争解決制度」）</li> <li>・JICA長期専門家（検事）交代（12月）</li> <li>・現地セミナー実施（2月「知財裁判制度」）</li> <li>・第9回本邦研修（2月、SC、UAGO、中央銀行、MOPF、会計検査院対象「倒産法」）</li> <li>・第5回合同調整委員会（3月）</li> <li>・現地セミナー実施（3月「調停制度」）</li> </ul>                                                                                                                                                                                    |
| 2017 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続</li> <li>・JICA長期専門家（弁護士）交代（5月）</li> <li>・現地調査実施（6月「不動産法制」）</li> <li>・第10回本邦研修（6月、SC、UAGO、MOPF、MOI対象「法案起草及び司法修習制度等」）</li> <li>・共同法制研究実施（8月、「不動産法制」）</li> <li>・現地セミナー実施（10月、SC対象「新任裁判官用知的財産法教材の作成」）</li> <li>・第11回本邦研修（10月、SC、UAGO、MOE対象「知的財産制度」）</li> <li>・現地調査実施（2月「不動産法制」）</li> <li>・現地セミナー実施（2月、SC、UAGO、MOE、警察、税関「知的財産制度」）</li> <li>・第12回本邦研修（3月、SC、UAGO、警察対象「新しいタイプの証拠」）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

| 年度   | ミャンマー                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2018 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第13回本邦研修（7月、SC、UAGO「効率的な紛争解決」</li> <li>・現地セミナー実施（8月、知的財産裁判制度）</li> <li>・現地セミナー実施（9月、調停制度）</li> <li>・現地調査及び現地セミナー実施（9月「土地登録法制」）</li> <li>・第14回本邦研修（11月、法曹の人材育成・研修制度改善）</li> <li>・現地セミナー実施（12月、知的財産裁判制度）</li> <li>・現地セミナー実施（1月、裁判官向けビジネス法令テキスト）</li> <li>・共同法制研究実施（1月、「土地登録法制」）</li> <li>・現地調査及び現地セミナー実施（2月「土地登録法制」）</li> </ul>                             |
| 2019 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー実施（6月、知的財産裁判制度）</li> <li>・第16回本邦研修（7月、SC、UAGO「立法過程」）</li> <li>・現地調査及び現地セミナー実施（9月「土地登録法制」）</li> <li>・現地セミナー実施（10月、知的財産裁判制度）</li> <li>・第17回本邦研修（10月、SC、UAGO「調停制度」）</li> <li>・共同法制研究実施（11月、「土地登録法制」）</li> <li>・現地セミナー実施（12月、裁判官向けビジネス法令テキスト）</li> <li>・現地セミナー実施（12月、知的財産裁判制度）</li> <li>・第18回本邦研修（3月、SC、UAGO「知的財産裁判制度」）</li> <li>・長期専門家の派遣継続</li> </ul> |
| 2020 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー実施（8月、商標法の運用等、オンライン）</li> <li>・共同法制研究実施（12月、「土地登録法制」、オンライン）</li> <li>・現地セミナー実施（1月、調停人、オンライン）</li> <li>・現地セミナー実施（1月、商標法の運用等、オンライン）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                        |
| 2021 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治情勢に鑑み、全ての支援を停止（2月～）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2022 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 2023 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年5月末プロジェクト期間終了</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

| 年度   | バングラデシュ                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 2015 | ・現地調査実施（6月、12月）<br>・共同研究実施（3月）                                                       |
| 2016 | ・共同研究・法律司法国会担当大臣招へい実施（10月）                                                           |
| 2017 | ・第1回本邦研修実施（12月：ADR等）                                                                 |
| 2018 | ・現地セミナー実施（7月：調停人養成）<br>・第2回本邦研修実施（11月：ADR等）                                          |
| 2019 | ・現地セミナー実施（7月：調停人養成）<br>・第3回本邦研修実施（11月～12月：ADR、事件管理等）                                 |
| 2020 | ・オンラインセミナー実施（10月：調停人養成）<br>・第1回オンラインセミナー実施（11月：事件管理）<br>・第2回事件管理オンラインセミナー実施（3月：事件管理） |
| 2021 | ・オンラインセミナー実施（7月：調停人養成）<br>・第3回事件管理オンラインセミナー実施（11月：事件管理）                              |
| 2022 | ・慶應大学留学生（バングラデシュ裁判官）との勉強会（7月）<br>・現地調査（2月）                                           |
| 2023 | ・現地調査実施（5月、9月）<br>・慶應義塾大学大学院留学生との意見交換会（8月）                                           |
| 2024 | ・現地調査（5月）<br>・本邦研修（12月）                                                              |

| 年度   | スリランカ                                                                                                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2019 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査、現地セミナー（8月、1月）</li> <li>・本邦研修（1月～2月、刑事司法改善）</li> </ul>                                                            |
| 2020 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回本邦研修（3月、刑事司法改善、オンライン）</li> </ul>                                                                                   |
| 2021 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回本邦研修フォローアップセミナー（4月、刑事司法改善、オンライン）</li> <li>・第3回本邦研修（8月、刑事司法改善、オンライン）</li> <li>・第4回本邦研修（12月、刑事司法改善、オンライン）</li> </ul> |
| 2022 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査、現地セミナー（刑事司法改善）（8月、9月）</li> </ul>                                                                                 |
| 2023 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回本邦研修（3月）</li> <li>・現地調査（11月）</li> </ul>                                                                            |
| 2024 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地セミナー（7月：刑事司法改善）</li> <li>・現地セミナー（12月：刑事司法改善）</li> <li>・第6回本邦研修（2月）</li> </ul>                                       |

| 年度   | その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1995 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 1996 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人国際民事法センター（ICCLC）設立</li> <li>・ICCLCが国際民事法シンポジウムを2回開催</li> <li>・法総研で多数国間（マルチ）研修を開始（モンゴル、ミャンマー、ベトナム）</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |
| 1997 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際民事法シンポジウム（倒産法制）開催（法総研、ICCLC、アジア太平洋比較法制研究会）</li> <li>・マルチ研修継続（カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                 |
| 1998 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際民事法シンポジウム（第2回）（企業倒産・担保法制）開催</li> <li>・マルチ研修継続（参加国は前年と同様）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                   |
| 1999 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・マルチ研修継続（参加国は前年と同様）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（登記制度比較研究を中心）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 2000 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備支援連絡会開催（第1回、第2回）</li> <li>・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催</li> <li>・マルチ研修継続（参加国は前年と同様）</li> <li>・法総研がADBと共催でマルチ研修開催</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第2回）</li> </ul>                                                                                                                                                     |
| 2001 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研に国際協力部新設、同部が大阪へ移転</li> <li>・ADB会議（フィリピン）出張</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第3回）</li> <li>・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催</li> <li>・法総研・ICCLC共催による国際民事法シンポジウム（第3回）「ADRシンポジウム」開催</li> <li>・マルチ研修継続（参加国は前年と同様）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第3回）</li> </ul>                                                                     |
| 2002 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本貿易振興会アジア経済研究所（IDE－JETRO）が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第4回）</li> <li>・アジア知的財産権法制シンポジウム開催</li> <li>・マルチ研修継続（カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ）</li> <li>・法総研がADBと共催でフィリピン研修開催</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第4回）</li> </ul>                                                         |
| 2003 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLCが日韓知的財産権訴訟講演会開催（東京、大阪）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第5回）</li> <li>・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催</li> <li>・法総研・ICCLC・JETRO共催による国際民事法シンポジウム（第4回）「知的財産権シンポジウム」開催</li> <li>・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ベトナム）</li> <li>・法令外国語訳・実施推進検討会議開始</li> <li>・イランからJICAに対して法整備支援要請</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第5回）</li> </ul> |
| 2004 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第6回）</li> <li>・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）</li> <li>・名古屋大学がイランに対する法整備支援（本邦研修）を開始</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第6回）</li> </ul>                                                                                                                        |
| 2005 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第7回）</li> <li>・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）</li> <li>・法総研・ICCLC・JETRO共催による第5回国際民事法シンポジウム「国際会社法シンポジウム」開催</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第7回）</li> </ul>                                                                                                  |
| 2006 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第8回）</li> <li>・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第8回）</li> </ul>                                                                                                                                                            |
| 2007 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備支援連絡会開催（第9回）</li> <li>・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）</li> <li>・法総研・ICCLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催</li> <li>・石川国際民事法センター「金沢セミナー」開催（2月）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第9回）</li> </ul>                                                                                                                     |

| 年度   | その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2008 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第10回）</li> <li>・法総研・ICCLC・JETRO共催による第6回国際民商事法シンポジウム「アジア株主代表訴訟シンポジウム」開催</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第10回）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 2009 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第11回）</li> <li>・法総研・ICCLC・JICA共催による「『私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力』シンポジウム」を開催</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第11回）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 2010 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省インターンシップ実施（8月）</li> <li>・法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度セミナー」開催（8月）</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学共催による「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2010』」を開催（9月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第12回）</li> <li>・霞が関法科大学院インターンシップ実施（3月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第12回）</li> <li>・日韓支援協力検討ミニシンポジウム開催（3月）</li> </ul>                                                                                                                                                                    |
| 2011 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省インターンシップ実施（8月）</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学・ITP共催による「サマーシンポ『私たちの法整備支援2011』」開催（9月）</li> <li>・法総研・ICCLC共催による第7回国際民商事法シンポジウム「アジア監査制度シンポジウム」開催（9月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第13回）</li> <li>・霞が関法科大学院インターンシップ実施予定（3月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・法総研による「日韓法整備支援協力ミニシンポ」開催（3月）</li> </ul>                                                                                                                                                               |
| 2012 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省インターンシップ実施（9月）</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学等共催による「私たちのシンポ『アジアの国の司法アクセス』」開催（11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第14回）</li> <li>・霞が関法科大学院インターンシップ実施（2月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修実施（第13回）（6月、10月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                |
| 2013 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第15回）</li> <li>・霞が関法科大学院インターンシップ実施（2月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第14回）（6月、11月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 2014 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC共催による第8回国際民商事法シンポジウム「会社情報提供制度シンポジウム」開催（9月）</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2014』」開催（11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第16回）（1月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第15回）（6月、10月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                         |
| 2015 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2015』」開催（5月、8月、11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第17回）（1月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第16回）（9月、10月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2016 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第18回）（1月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第17回）（6月、10月）</li> <li>・第69期司法修習生選択型司法修習実施（9月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 2017 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（6月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第18回）（6月、11月）</li> <li>・霞ヶ関インターンシップ、第70期司法修習生選択型司法修習実施（8月）</li> <li>・法総研・ICCLC主催による第9回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス～ベトナムカンボジアミャンマーインドネシア～」開催（9月）</li> <li>・法総研・ICCLC主催による「日韓司法協力・不動産登記特別講演セミナー」開催（11月）</li> <li>・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム2017」を3日間にわたり開催（10月～11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第19回）（1月）</li> </ul> |

| 年度   | その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2018 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第19回）（6月、10月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（7月）</li> <li>・霞ヶ関インターンシップ実施（8月）</li> <li>・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム」開催（11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第20回）（2月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2019 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究実施（第20回）（6月、10月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究第20回記念国際学術大会開催（6月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（8月）</li> <li>・霞ヶ関インターンシップ実施（8月）</li> <li>・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム」開催（9月）</li> <li>・第72期司法修習生選択型実務修習実施（11月）</li> <li>・法整備支援連絡会開催（第21回）（2月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2020 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（11月、12月）</li> <li>・法務省の主催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナー（ラオス、ミャンマー）」開催（1月）</li> <li>・京都 kongress・ユースフォーラム（2月）</li> <li>・法総研・ICCLC主催による第10回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国のジョイントベンチャー法制と実務対応～インドネシアマレーシア タイ ベトナム～」開催（3月）</li> <li>・第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）（3月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2021 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備支援連絡会（第22回）開催（6月）</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「法整備支援連携企画」開催（8月、9月、11月）</li> <li>・霞ヶ関インターンシップ（8～9月）</li> <li>・法務省インターンシップ（9月）</li> <li>・第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（Col-YF）（10月）</li> <li>・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2021」開催（10月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（11月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究（第22回）実施（オンライン）（11～12月）</li> <li>・UNDPとのビジネスと人権セミナー（2月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 2022 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「法整備支援連携企画」開催（5月、8月、9月）</li> <li>・法整備支援連絡会（第23回）開催（6月）</li> <li>・司法修習（選択型司法修習）実施（8月～9月）</li> <li>・霞ヶ関・法務省インターンシップ実施（9月）</li> <li>・21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム参加（9月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（9月）</li> <li>・名古屋大学法政国際教育協力研究センター設立20周年記念式典及びシンポジウム参加（9月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究（第23回）実施（10～11月）</li> <li>・法務省の主催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナー（オンライン）」開催（12月）</li> <li>・第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（Col-YF）（12月）</li> </ul>                                                                                                                                                                        |
| 2023 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「法整備支援連携企画」開催（5月、8月、9月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究（第24回）実施（6月、9月）</li> <li>・「ビジネスと人権」公開シンポジウム（日ASEAN特別法務大臣会合開催記念特別イベント）開催（7月）</li> <li>・司法修習（選択型司法修習）実施（8月～9月）</li> <li>・霞ヶ関・法務省インターンシップ実施（9月）</li> <li>・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（9月）</li> <li>・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2023」開催（10月）</li> <li>・法総研・ICCLC主催による第11回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国の不動産法制と実務対応～フィリピン、インドネシア、ラオス、カンボジア～」開催（10月）</li> <li>・法整備支援連絡会（第24回、専門家会合）開催（12月）</li> </ul>                                                                                                                                                      |
| 2024 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「法整備支援連携企画」開催（5月、8月、9月）</li> <li>・日韓パートナーシップ共同研究（第25回）実施（6月、10月）</li> <li>・フィジー司法省との二国間ミーティング実施（7月）</li> <li>・第1回キルギス共同研究（2月）</li> <li>・司法修習（選択型司法修習）実施（1月）</li> <li>・日ASEAN等共同研究（8月・9月）</li> <li>・霞ヶ関・法務省インターンシップ実施（8月）</li> <li>・ウズベキスタン行政手続法解説書第1弾の出版・記念式典出席（9月）</li> <li>・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2024」開催（10月）</li> <li>・国際知財シンポジウムフォローアップセミナー（12月）</li> <li>・フィジー共和国 現地調査（10月）</li> <li>・法整備支援連絡会（第25回）開催（12月）</li> <li>・ウクライナとの間の法整備支援に向けた協議（12月、1月）</li> <li>・第1回フィジー共同研究（3月）</li> <li>・第3回グローバルユースフォーラム（2月）</li> <li>・名古屋大学CALE法整備支援特別講座講義（12月、1月、2月）</li> <li>・令和6年度東ティモール共同法制研究（1月）</li> </ul> |

総務企画部国際事務部門  
主任国際専門官 神谷 哲夫

### 1 はじめに

この度、ICD NEWSを執筆させていただくことになりました、法務省法務総合研究所総務企画部国際事務部門研修第二担当主任国際専門官の神谷と申します。簡単に自己紹介をすると、私は平成27年に横浜地方法務局の厚木支局で採用され、不動産登記業務を2年、横浜地方法務局本局の国籍課で1年、法務省大臣官房秘書課で2年、法務省民事局で2年、そして現職の法務総合研究所総務企画部国際事務部門で3年目の業務を行っています。また前職ではアパレル関係や予備校など一貫性のない仕事の経験があります。

なお、本稿中の意見にわたる部分については、いずれも国際協力部の公式見解ではなく、飽くまで当職の私見であることをあらかじめお断りします。

### 2 筋トレと私

今これをお読みになっている皆さま、突然ですが、健康に気を使っていらっしゃいますか。

また、年齢が増すにつれて、体型を維持するのが難しくなったり、あるいは闘争心がなくなったり、良い意味で好戦的だった昔の自分から遠のいていないですか。

私はかれこれ20年近く筋トレを続けている38歳の男です。筋トレを続ける理由は日々のストレス発散や体型維持・健康維持というのが主なものです。とはいえ、ボディビルダーやフィジークといったメリハリのあるボディではありませんし、あくまで健康維持などが目的です。

そして、いつからか筋トレなしでは精神を安定させ、物事を深く考えることができなくなっている自分がいるような気がします。

今回はそれがなぜなのか実体験などから考えてみたいと思います。

私はもともと体を動かすことが好きで、バスケットボールやランニングを日常的に行っていました。

社会人になってから、忙しくてトレーニングなどができない時期があり、仕事や家庭でも色々悩んだりする時期もありました。

そんな時、ふと自宅に置いてあるダンベルを使ってダンベルベンチプレスをして30分程度行った際に頭の中が非常にスッキリして、悩んでいた仕事や家庭での悩みの解決の糸口がみえてきた経験がありました（というか、悩みがくだらないと思えた結果、精神的な負担が軽減されたというべきでしょうか）。

ここでいう、くだらないというのは、日々の小さな悩みに時間を費やすことにあまり意味がないということです。

例えば、仕事上での人間関係によるストレスが原因であれば、2年程度で異動になるため、時間が解決するものも多く、俯瞰してみると意外と大したことなかったりします。もちろん大したことあるものもありますが。

それでも筋トレをすると一定程度の精神が安定する効果が期待でき、大袈裟かもしれませんが、あまり物事に動じなくなるということができるともいえるかもしれません。科学的には、筋トレを行うと「テストステロン」というホルモンが生産され、記憶力・集中力・決断力・判断力などの知的機能の向上が見込め、さらに「幸せホルモン」と呼ばれるドーパミンの分泌が促進される結果、ドーパミンの効果によって自己肯定感が高まり自信につながります。

自己肯定感とは、「自分を肯定し、好意的に受け止められる」ことを言い、ありのままの自分を認めて尊重し、自己価値を感じている心理状態を指す言葉のようです。このことから、自分自身には生きる能力があって、幸せになる価値があると認識している状態にあるため、人間関係やパートナーシップなどに良い影響を与える土台となります。2年間で耐えられないと感じる方は是非筋トレで解決しましょう。

また、筋肉が増えることにより、基礎代謝が増えて太りにくい体ができ、肌トラブルが改善され、見栄えのいい体型からオシャレが好きな方は最高の「服（アーマー）」を手に入れられるかもしれません。

あまり、まとまりのない文章で恐縮ですが、つまり、言いたいことは、嫌なことと向き合うためにあえて別の「何か」に取り組むと遠回りのようで、意外と悩みの種の解決につながる可能性があるということです。筋トレをすることで頭がスッキリして、複雑だと思っていたことが意外と単純であることに気づき、解決に向けて走り出せる。そんな風に思います。

皆さまにも是非悩みの解決とともに健康な体を維持するために地道に継続する筋トレをおすすめしたいと思います。

もちろん、この執筆を終了した後に筋トレをしていますので、念のためお伝えしておきます。

### 3 筋トレと法整備支援

法整備支援と筋トレには「2つの共通点がある」と感じたので検討したいと思います。具体的な共通点は①寄り添い型＝自分に合った種目・重量、その結果②ICDの目的である個人の権利が守られ、自由で公正な経済活動が広がる社会＝健康な体が維持できる。※あくまで私見です。

法務省では、1994年からアジアの国々に対して法整備支援を行っており、各国からの要請が年々高まったことを背景に2001年4月に法整備支援を行う部署として、

法務総合研究所に国際協力部（ICD）が新設されました。

ICDでは、①基本法令の起草・改正支援、②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、③法曹実務家（検察官、裁判官、弁護士）等の人材育成支援を行っています。ICDの法整備支援の特徴は相手方の**実情に適合した**法律や制度を共に考える「寄り添い型の支援」を採り、相手国への研修・セミナーの実施や**地道な折衝**の結果、ICDの目的である法整備支援が達成されるといえます。

この点、筋トレにおいても同じことがいえると考えます。自身に合った種目・重量からスタートし、徐々に種目・重量変更するなどし、まさに「**実情（自分の力に）に適合した**」ものに変え、**地道な筋トレ**を継続することで健康な体を維持できます。これらの共通点から当職は以前からICDに妙な愛着が湧いていたのだと思います。

#### 4 さいごに

私が最初に法整備支援の現場に同行させていただいた国はネパールでした。検察官出身教官と裁判官出身教官により、ネパールの最高検察庁や最高裁判所等を訪問し、ネパール側の要望と真摯に向き合い、英語等の言語で折衝する教官の姿はとても印象的でした。当職はただ見守るだけでしたが、この場にいる数人でネパールの法制度や今後の方針を決めていくという重要性やその責務は、ただただ、すごいなと感動したことを今でもはっきりと覚えています。

国際協力部での業務はまだまだ国民に知られていないという側面もあるかと思いますが、個人的には日本の誇れる業務の一つであることは間違いなく考えます。

最後になりますが、今後もICDにおける法整備支援が、法律が十分に整備されていない開発途上国へ貢献するとともに、国際社会全体の平和と安全の実現に寄与することを祈念して本稿を締めくくりたいと思います

以上、拙い文章を最後まで読んでいただきありがとうございます。

## －編集後記－

ICD NEWS第101号を最後まで御覧いただき誠にありがとうございます。編集担当として改めて感謝申し上げます。

以下、本号に掲載された記事を御紹介します。

「寄稿」では、インドネシア最高裁判所のタクディル・ラフマディ元最高裁判事からインドネシア共和国最高裁判所JICA技術協力プロジェクトに参加した経験を基にその所感を掲載させていただきました。

「外国法制・実務」では、ベトナム及びカンボジアにおける法制度・実務等について御紹介しています。

ベトナムについては、同国の茅根航一JICAベトナム長期派遣専門家から、「ベトナムのマネーローンダリング法制の現在」と題して、ベトナムにおけるマネーローンダリング法制の現在地をその沿革を踏まえた状況について御紹介いただきました。

カンボジアについては、同国の戸部友希JICAカンボジア長期派遣専門家から、「法・司法分野人材育成プロジェクト」離婚教材作成からみえた成果及び課題」と題して、カンボジア王立司法学院の下にある、王立裁判官・検察官養成校における裁判官学生（裁判官候補生）養成に係る活用について御紹介いただきました。

「活動報告（会合）」では、本年12月に開催された第25回法整備支援連絡会について、当部山下拓郎教官から、「第25回法整備支援連絡会」と題して、本会合の概要及び各機関との協議の結果について御紹介いただきました。

「活動報告（国際研修・共同研究）」では、当部高橋一章教官からインドネシア本邦研修（法務人権省法規総局（DGL））、当部樋口瑠惟教官からインドネシア本邦研修（最高裁判所（SC））を御紹介いただきました。

「活動報告（海外出張）」では、インドネシア出張を当部溝口千恵教官に、ネパール出張を当部磯井美葉調査員に、フィジー出張を当部原彰一教官、村上愛子教官に御紹介いただきました。

「活動報告（国際協力人材育成研修）」では当部村上愛子教官から、法務・検察職員を対象として法制度整備支援に対する理解を深め、将来法制度整備支援業務に必要な基礎的な知識及び技術を習得させることを目的として、2024年11月18日から同月29日までの間にカンボジアで実施された「国際協力人材育成研修」を御紹介いただきました。

「活動報告（講義・講演）」では2024年10月下旬から2025年1月までの間に当部の教官が実施した講義・講演について掲載しております。

「活動報告（研修等実施履歴）」では、2024年10月から2025年1月に当部等が実施した研修等について掲載しております。

「活動報告（活動予定）」では、2025年4月から同年7月までの間に当部等が実施する予定の研修等について掲載しております。

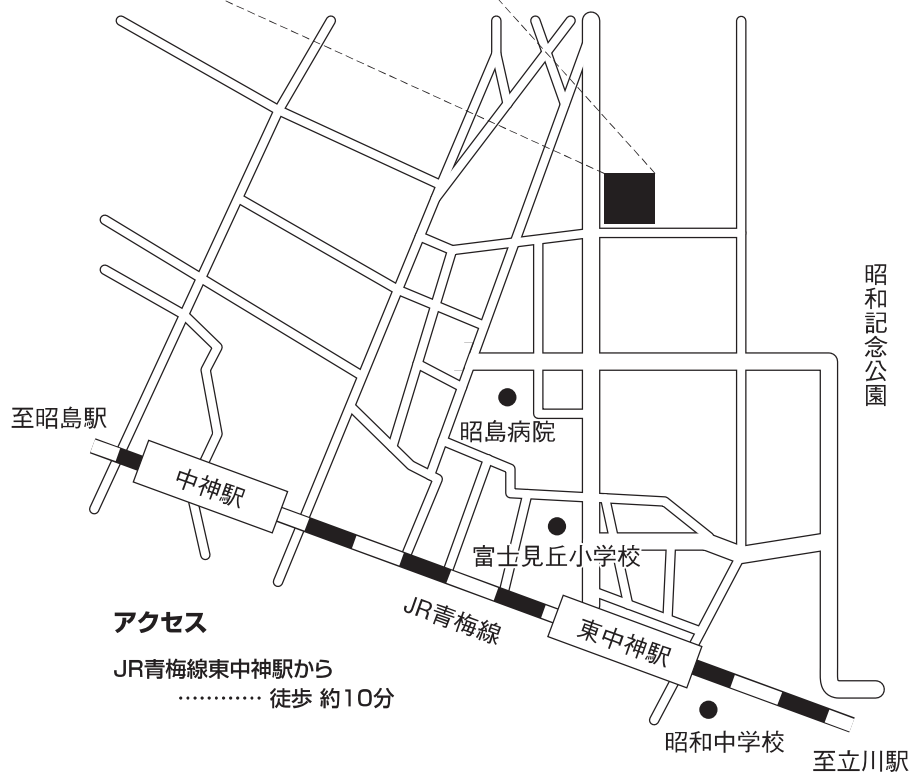
「専門官の眼」では、当職から、趣味である筋トレと国際専門官の立場から、法整備支援について御紹介いたしました。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

総務企画部国際事務部門主任国際専門官  
神 谷 哲 夫



法務総合研究所国際協力部  
(国際法務総合センター 国際棟)



## ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

### 法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号  
国際法務総合センター

電 話：(042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X：(042) 500-5195

ウェブサイト：[https://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_icd.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html)

メールアドレス：[icdmoj@i.moj.go.jp](mailto:icdmoj@i.moj.go.jp)

編 集：法務省法務総合研究所

発 行：2025年3月

